

第三次生物多様性国家戦略案 第2部

目 次

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

(広域連携施策)

第1節 生態系ネットワーク	75 ページ
1. 生態系ネットワーク形成の推進	
1.1 生態系ネットワークの形成	
第2節 重要地域の保全	79 ページ
1. 自然環境保全法に基づく保全	
1.1 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域	
1.2 都道府県自然環境保全地域	
2. 自然公園	
2.1 自然公園の指定など	
2.2 自然公園の保護管理	
2.3 自然公園の利用の推進	
2.4 自然公園の整備	
3. 鳥獣保護区	
3.1 鳥獣保護区	
4. 生息地等保護区	
4.1 生息地等保護区	
5. 名勝・天然記念物、文化的景観	
5.1 名勝・天然記念物	
5.1.1 指定と保存管理	
5.1.2 保存管理計画と復元・再生	
5.1.3 活用	
5.2 文化的景観	
6. 保護林、保安林	
6.1 保護林、保安林	
7. 緑地保全地域など	
7.1 緑地保全地域など	
8. ラムサール条約湿地	
8.1 ラムサール条約湿地	
9. 世界自然遺産	
9.1 世界自然遺産	
第3節 自然再生	97 ページ
1. 自然再生の着実な実施	
1.1 自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積	
1.2 自然再生に関する普及啓発の推進	
2. 自然再生の新たな取組の推進	
2.1 全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進	
2.2 民間団体等および民有地において実施する自然再生活動への支援	
2.3 自然再生推進法施行状況の検証および自然再生基本方針の見直し	
第4節 農林水産業	103 ページ
1. 農林水産業と生物多様性	
1.1 農林水産業と生物多様性	

(地域空間施策)

第5節 森林	109 ページ
1. 森林	
1.1 重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方	
1.2 多様な森林づくりの推進	
1.3 「美しい森林づくり推進国民運動」の推進	
1.4 森林の適切な保全・管理の推進	
1.5 野生鳥獣による森林被害対策の推進	
1.6 担い手の確保・育成、都市と山村の交流・定住の促進	
1.7 施業現場における生物多様性への配慮	
1.8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	
1.9 森林環境教育・森林とのふれあい等の充実	
1.10 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展	
1.11 保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進	

1.12	森林資源のモニタリングの推進	
1.13	世界の持続可能な森林経営の推進	
第6節	田園地域・里地里山	127 ページ
1.	田園地域・里地里山	
1.1	生物多様性の保全をより重視した農業生産の推進	
1.2	生物多様性の保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進	
1.3	鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進	
1.4	水田や水路、ため池などの水と生態系のネットワークの保全の推進	
1.5	農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興	
1.6	希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進	
1.7	草地の整備・保全・利用の推進	
1.8	里山林の整備・保全・利用活動の推進	
第7節	都市	135 ページ
1.	緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定	
1.1	緑の基本計画	
2.	緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進	
2.1	都市公園の整備	
2.2	道路整備における生物多様性の保全への配慮	
2.3	下水道事業における生物多様性の保全への取組	
2.4	緑地保全地域、特別緑地保全地区	
2.5	近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区	
2.6	歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区	
2.7	風致地区	
2.8	市民緑地	
2.9	生産緑地地区	
2.10	屋敷林、雑木林などの保全	
2.11	民有地における緑の創出、屋上緑化・壁面緑化の推進	
3.	緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など	
3.1	緑に関する普及啓発の推進	
3.2	下水道における生物多様性の保全に関する普及啓発	
第8節	河川・湿原など	147 ページ
1.	生物の生息・生育環境の保全・再生	
1.1	多自然川づくり	
1.2	自然再生事業	
1.3	河川・湿地などにおける連続性の確保	
1.3.1	河川の上下流の連続性の確保	
1.3.2	河川と流域との連続性の確保	
1.4	ダム整備などにあたっての環境配慮	
1.5	溪流・斜面などにおける土砂災害対策にあたっての環境配慮	
1.6	山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理	
1.7	湿地の指定・保全	
1.8	内水面における漁場の保全	
1.9	河川・湿原などにおける外来種対策	
2.	水環境の改善	
2.1	河川・湖沼などにおける水質の改善	
2.1.1	水生生物の保全に配慮した水質目標の設定およびその達成	
2.1.2	水質浄化対策	
2.1.3	ダム貯水池における水質保全対策	
2.2	河川などにおける清流の確保	
2.2.1	正常流量の設定	
2.2.2	水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復	
2.2.3	環境用水の導水による水路の清流の復活	
2.3	ダムの弾力的管理試験による河川環境の改善	
3.	住民との連携・協働	
3.1	住民との連携・協働による川づくり	
4.	河川を活用した環境教育や自然体験活動	
4.1	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	
4.2	市民団体による河川を活用した自然体験活動の推進	
4.3	こどもホタルレンジャー	
5.	河川環境に関する調査研究	
5.1	河川水辺の国勢調査	
5.2	河川生態学術研究	
5.3	自然共生研究センター	
5.4	水生生物調査	
第9節	沿岸・海洋	169 ページ
1.	沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全	
1.1	科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全	
1.2	海洋生物多様性の保全のための保護区	
1.3	藻場・干潟の保全・再生	
1.4	サンゴ礁の保全	
1.5	島嶼生態系の保全	
1.6	海洋生物の保護・管理	
2.	里海・海洋における漁業	

- 2.1 漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進
- 2.2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進
- 2.3 地域資源活用による漁村環境の保全・利用の推進
- 2.4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進
- 2.5 資源管理の一層の推進とポスト資源回復計画の導入
- 2.6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産
- 2.7 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性の保全の推進
- 2.8 野生生物による漁業被害防止対策の推進
- 2.9 生物多様性に配慮した内水面漁業の推進
- 3. 海岸環境
 - 3.1 海岸環境の保全・再生・創出
- 4. 港湾環境
 - 4.1 港湾環境の保全・再生・創出
- 5. 海域汚染対策
 - 5.1 海上における活動に起因する汚染対策
 - 5.2 海域における水質浄化対策
 - 5.3 閉鎖性海域の水環境保全

第2章 横断的・基盤的施策

第1節 野生生物の保護と管理

189 ページ

- 1. 絶滅のおそれのある種の保存
 - 1.1 レッドリスト
 - 1.2 希少野生動植物種の保存
 - 1.3 生息域外保全
- 2. 野生鳥獣の保護管理
 - 2.1 鳥獣保護区の指定と管理
 - 2.2 野生鳥獣の捕獲の規制
 - 2.3 科学的・計画的な保護管理
 - 2.4 野生鳥獣の生息状況などの調査・研究
 - 2.5 違法捕獲の防止など
 - 2.6 野生鳥獣の救護体制など
 - 2.7 普及啓発など
 - 2.8 鳥インフルエンザ
- 3. 生態系を攪乱する要因への対応
 - 3.1 外来種など
 - 3.2 非生物的要因
- 4. 動物の愛護と適正な管理
 - 4.1 動物の適正飼養の推進
 - 4.2 個体識別措置の推進
 - 4.3 総合的な普及啓発

第2節 遺伝資源などの持続可能な利用

209 ページ

- 1. 遺伝資源の利用と保存
 - 1.1 遺伝資源の利用
 - 1.1.1 医療分野での利用
 - 1.1.2 農林水産分野での遺伝資源の利用
 - 1.1.3 食品分野での遺伝資源の利用
 - 1.1.4 工業分野での遺伝資源の利用
 - 1.1.5 研究基盤としての遺伝資源の利用
 - 1.2 遺伝資源の保存
 - 1.2.1 医療分野における遺伝資源の保存
 - 1.2.2 農林水産分野における遺伝資源の保存
 - 1.2.3 科学技術分野における取り組み
 - 1.2.4 環境分野における遺伝資源の保存(環境資料のタイムカプセル化)
- 2. 微生物資源の利用と保存
 - 2.1 微生物資源の利用
 - 2.2 微生物資源の保存
- 3. バイオマス資源の利用(農林水産省)
 - 3.1 バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進
 - 3.2 国産バイオ燃料の推進

第3節 普及と実践

221 ページ

- 1. 普及広報と国民的参画
 - 1.1 普及広報と国民的参画の推進
- 2. 経済的措置
 - 2.1 経済的措置
- 3. 自然とのふれあい
 - 3.1 自然とのふれあい活動の推進
 - 3.2 自然とのふれあいの場の提供
- 4. 教育・学習
 - 4.1 学校教育
 - 4.2 学校外での取組、生涯学習
- 5. 人材の育成
 - 5.1 人材の育成

1. アジアなど周辺諸国との連携及び国際的リーダーシップの発揮
 - 1.1 生物多様性条約COP10の招致と次期世界目標の設定
 - 1.2 国別生物多様性総合評価の実施
 - 1.3 SATOYAMAイニシアティブの提案・発信
 - 1.4 アジア国立公園イニシアティブの提案・発信
 - 1.5 アジア太平洋地域における生物多様性保全情報に関する連携
2. 生物多様性関連諸条約の実施
 - 2.1 カルタヘナ議定書
 - 2.2 ラムサール条約
 - 2.3 ワシントン条約
 - 2.4 世界遺産条約
 - 2.5 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC条約)
 - 2.6 南極条約
 - 2.7 砂漠化対処条約
 - 2.8 二国間渡り鳥条約・協定
 - 2.9 バラスト水管理条約
 - 2.10 ボン条約
 - 2.11 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(仮称)
 - 2.11 気候変動枠組条約・京都議定書
3. 国際的プログラムの実施
 - 3.1 アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全
 - 3.2 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)
 - 3.3 UNESCOを通じたの協力
 - 3.4 持続可能な森林経営と違法伐採対策
 - 3.5 環境資料のタイムカプセル化
 - 3.6 クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金
 - 3.7 生物多様性にかかる情報システムの整備
 - 3.7.1 世界分類学イニシアティブ(GTI)
 - 3.7.2 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム(CHM)
 - 3.7.3 地球規模生物多様性情報機構(GBIF)
 - 3.8 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)
 - 3.9 北西太平洋地域に関する対応
 - 3.10 地球規模侵入種プログラム(GISP)
 - 3.11 地球観測に関する政府間会合(GEO)
4. 開発途上国への協力
 - 4.1 環境対処能力の向上のための協力
 - 4.2 環境への配慮
 - 4.3 包括的な枠組みの下での協力推進
 - 4.4 農林水産分野における地球環境保全への貢献

第5節 情報整備・技術開発

1. 生物多様性の総合評価
 - 1.1 生物多様性の総合評価の実施
 - 1.2 生物多様性指標の開発
 - 1.3 農林水産分野における生物多様性指標の開発
2. 調査・情報整備の推進
 - 2.1 自然環境保全基礎調査などの推進
 - 2.2 生態系総合監視システム
 - 2.3 野生生物目録・標本情報などの整備
 - 2.4 自然環境情報の提供・公開
 - 2.5 生物多様性情報に係る拠点整備・体制の構築
 - 2.6 地球規模生物多様性情報機構(GBIF)への取組
 - 2.7 森林モニタリングの推進
 - 2.8 河川環境に係る情報の整備
 - 2.9 海域環境データベースの構築
 - 2.10 日本海洋データセンターの運営
 - 2.11 国立公園における自然環境情報の整備
3. 研究・技術開発の推進
 - 3.1 環境分野における調査研究
 - 3.2 森林の保全・整備に係る技術開発(農林水産省)
 - 3.3 河川における調査研究
 - 3.4 港湾における調査研究
 - 3.5 海岸における調査研究

第6節 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応

1. 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応
 - 1.1 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応

第7節 環境影響評価など

1. 環境影響評価
 - 1.1 環境影響評価の充実
 - 1.2 戦略的環境アセスメントの導入
2. 環境影響の軽減に関するその他の主な取組
 - 2.1 ダム整備などにあたっての環境配慮
 - 2.2 道路における環境影響軽減対策

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

(広域連携施策)

第1節 生態系ネットワーク

(基本的考え方)

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは減少した生物相の回復を図り、将来にわたって生物多様性が確保される国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を有機的につなぐことにより、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)を形成していくことが必要です。このことにより、野生生物の生息・生育空間の確保だけでなく、良好な景観や、人と自然とのふれあいの場の提供、気候変動の緩和、都市環境・水環境の改善・国土の保全など多面的な機能が発揮されることが期待されます。また、気候変動などの環境変化への適応という面からは、生物の移動・分散経路が確保されていれば、種の存続の確率を高めることにつながると考えられます。

生態系ネットワークの形成にあたっては、原生的な自然地域などを核として、地域固有の生態的なまとまりを考慮する必要があります。また、奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域などの生息・生育空間が、河川、道路沿いの緑地、海岸などの縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連結された状態を確保していくことが大切です。

さらに、国境を越えて移動する渡り鳥から県境を越えて移動するツキノワグマ、湿地と森林を行き来するモリアオガエルまで、生物の種類によって生息・移動の空間的な広がりには多様であるため、それぞれの生物種に応じ、国際的な視点から、全国、広域圏、都道府県、市町村などさまざまな空間レベルにおけるネットワークを考える必要があります。その際、各レベル相互の階層的な関係や、行政単位だけでなく、沿岸域を含めた流域圏、山地、丘陵地など地形的なまとまりを考慮することが重要です。加えて、外来種の拡大防止、野生鳥獣と人との適度な間合いの確保による農林水産業などへの被害防止などの観点も必要です。

1. 生態系ネットワーク形成の推進

(施策の概要)

生物の生息・生育空間のまとまりとして生態系ネットワークの核となる地域(コアエリア)および、その地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域(バッファゾーン)を適切に配置、保全するとともに、生物の分散・移動を可能として個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、これらの生物の生息・生育地を接続する生態的な回廊(コリドー)を確保し、生態系ネットワークを形成します。例えば、全国レベルの生態系ネットワークを考えた場合、奥山自然地域と都市地域との間に位置する里地里山・田園

地域は、都市の人間活動が原生的な自然の核心部（コアエリア）に与える影響を緩和するとともに、よく手入れされた里地里山・田園地域は、野生鳥獣の生息地と人間の居住地域との間の適度な間合いとして鳥獣被害を防止するなど、バッファゾーンと考えることができます。

環境立国戦略、環境基本計画、国土計画などにおいても、生態系のネットワーク形成を通じた自然の保全・再生の重要性が指摘されています。

生態系ネットワークは、地球規模の国境を越える生態系のつながりを踏まえた国土全体にわたる骨格的な自然環境の保全に関わるものから、複数の都道府県にまたがる広域的な圏域や市町村内の身近な生活圏における保全・再生まで、さまざまなスケールで重層的に形成される必要があるため、全国、広域圏、都道府県、市町村などそれぞれのレベルのネットワーク構想・計画は、相互に参照しながら階層性をもって検討を進める必要があります。また各レベルに応じた関係省庁の連携はもちろんのこと、地方公共団体、NGO、企業などとの連携を図ることが不可欠です。

1.1 生態系ネットワークの形成

（現状と課題）

生態系ネットワーク形成の実現手法の開発を進め、さまざまな空間レベルにおける構想・計画策定や、効果的な事業実施を進めていくことが必要です。一部の先進的な地域において、計画策定や事業実施の動きがみられますが、広域、全国レベルでのネットワークの実現に向けた道筋はまだ十分には示されていません。

生態系ネットワークの形成にあたっては、人間活動が原生的な自然の核心部に与える影響（人 自然への影響）や、野生生物による農作物への被害（自然 人への影響）など、自然と人との相互影響の問題を軽減するために緩衝地帯を設置することや、生態系の連続性が増すことによる外来種の拡大防止などについても考慮する必要があります。

湿地の減少による渡り鳥の渡来地の減少や、開発などによる生息・生育地の分断、河川の横断工作物による魚類をはじめとする水生生物の遡上の阻害などは、生息・生育場所の縮小や劣化、個体群の遺伝的多様性の低下などにつながり、生物多様性を保全する上で問題となっており、さらなる改善が必要です。

（具体的施策）

生態系ネットワークの計画手法や実現手法についての調査検討や、既存のネットワーク施策・事業の効果についての評価・検証を行い、構想・計画づくりに係る情報提供、普及啓発を進めることにより、全国、地方、都道府県、市町村などさまざまな空間レベルにおける生態系ネットワーク形成を促進します。（国土交通省、環境省、農林水産省）広域圏レベルなどにおいて具体的に生態系ネットワークの姿を示していくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、生態系ネットワークの具体的な図化を目指します。（環境省、国土交通省、農林水産省）

十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、第1章2節の「重要地域の保全」に示す各施策により、保護地域の拡大、管理水準の向

上を進めます。さらに、森林においては、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」についても設定を進めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省) 緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置づけ、事業者にその重要性を浸透させるとともに、計画的に施策を実行します。(国土交通省、農林水産省、環境省)

第1章3節の「自然再生事業」をはじめ、4節から9節に示す各施策により、森林、農地、河川、道路、公園緑地、海岸、港湾、漁港、海域などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保するための取組を総合的に進めます。(環境省、国土交通省、農林水産省)

「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」に基づく渡り鳥の重要生息地の国際的なネットワーク、国際サンゴ礁イニシアティブ(International Coral Reef Initiative、ICRI)による重要サンゴ礁ネットワークや国境を越えた長距離の移動を行う海棲哺乳類やウミガメ類などの回遊ルート of 保全に関連して国際的に議論されている海洋保護区のネットワークなどの強化に向けた国際協力を進めます。(環境省)[再掲(2章4節2.10、3.1、3.2)]

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

(広域連携施策)

第2節 重要地域の保全

(基本的考え方)

生物多様性の保全のためには、国土の地域ごとの生物学的特性を示す代表的、典型的な生態系や、多様な生物の生息・生育の場として重要な地域について、対象地域の特性に応じて十分な規模、範囲、適切な配置、規制内容、管理水準、相互の連携の確保された保護地域などの体系を設けていく必要があります。重要地域の保全のための地域指定制度としては、生物多様性を含む優れた自然の保全を直接的な目的とするものと、直接的な目的は文化財の保護や国土保全、生活環境の確保などですが、間接的に生物多様性の保全にも寄与するものがあります。これらについて、生物多様性の視点からみると、指定実態や規制内容、管理水準の現状は、未だ十分なものとは言えないため、より効果的に機能するよう、必要な取組を進めます。

このため、全国規模から地域規模までさまざまな段階における重要な生態系や生物の生息・生育地が、国土の生態系ネットワークの核となる地域としてよりよく機能するよう、科学的なデータに基づく保護地域などの指定、見直しを進めます。特に、脊梁山脈を中心に国土レベルで相当程度の面積をカバーしている国立・国定公園については、自然環境や社会状況などの変化を踏まえ選定基準について検討を行い、全国的な見直し・再配置を進めます。さらに、保護地域などとして指定された地域については、その生態系タイプに応じた保護管理の充実を図ります。また、これまで陸域にくらべて取組の遅れている海域の保護区についても、関係機関との調整を図りながら適正な保護と利用を推進します。

国内の各種法律に基づくこれらの指定地域の一部は、世界遺産条約やラムサール条約に基づく国際的な保護地域にも指定されています。わが国の世界自然遺産地域においては、関係行政機関や地元関係者からなる地域連絡会議や、さまざまな分野の専門家からなる科学委員会の設置などにより、合意形成と科学的知見に基づく保全管理を進めており、これは、わが国の保護地域の先駆的な取組です。特に、順応的管理の考え方のもとに漁業者の自主規制を基本として漁業資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指す知床世界自然遺産地域海域管理計画の事例なども参考にしつつ、漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした、地域の合意に基づく自主的な資源管理の取組や海域保護区などの生物多様性の保全施策のあり方について検討を行います。

1. 自然環境保全法に基づく保全

(施策の概要)

「自然環境保全法」に基づく保全地域には、同法により国が指定する原生自然環境保全

地域及び自然環境保全地域と、同法に基づく都道府県条例により、都道府県が指定する都道府県自然環境保全地域があります。

原生自然環境保全地域は、原生状態を保持し一定のまとまりを有している地域のうち、その自然環境を保全することが特に必要な地域であり、自然の推移に委ねるとの方針の下、厳格な行為規制などによって保全を図っています。

自然環境保全地域は、優れた天然林が相当部分を占める森林や優れた状態を維持している湖沼、河川、海岸、海域などの水辺地で一定のまとまりを有している地域のうち、その自然環境を保全することが特に必要な地域です。指定された地域においては行為規制、保全事業などを計画的に進めることによって保全を図っています。

都道府県自然環境保全地域は、自然環境保全地域に準じる自然環境を有する地域のうち、その自然環境を保全することが特に必要な地域であり、都道府県により、保全が図られています。

これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

1.1 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

(現状と課題)

平成19年3月現在、5地域の原生自然環境保全地域(5,631ha)、10地域の自然環境保全地域(21,593ha)が指定されていますが、総指定面積は国土の0.1%以下であり、決して広いとは言えず、優れた自然環境をすべて包含しているわけではありません。

平成4年の白神山地の指定以降、新規指定がされていないこともあり、今後は、最新の知見を踏まえ、国土全体の生態系の多様性保全の観点からも、新たな地域の指定を進めていく必要があります。

また、地球温暖化による生態系への影響が予期されますが、これらの地域の生態系の現況やその変化について把握し、適正な管理を行うための現況調査などが求められています。

(具体的施策)

自然環境保全基礎調査や各種調査の結果などを踏まえ、全国的に生物多様性を保全する上での見地から配置や規模などについてレビューを行い、必要に応じて、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定又は拡張に向けた取組を進めます。(環境省)

既存指定地域においては、モニタリングサイト1000などを活用して、地球温暖化による影響を含めた生態系の変化をモニタリングし、管理に必要なデータの蓄積を図ります。また、保全状況や利用状況などの現況把握を継続的に行うとともに、標識などの整備や巡視の強化などにより適正な管理を進めます。(環境省)[再掲(2章1節1.2)(2章5節2.2)(2章6節1.1)]

1.2 都道府県自然環境保全地域

(現状と課題)

平成 19 年 3 月現在、536 地域の都道府県自然環境保全地域（76,451ha）が指定されています。平成 14 年度から 18 年度の 5 年間では、天然林や湿原など新たに 9 地域が指定されました。

本地域は、地域固有の生態系や希少野生動植物の生息・生育地を保全することを通じて、地域レベルの生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしていますが、これらの地域の現況が全国的には十分に把握されているとは言えません。また、総指定面積は国土の 0.2% であり、決して広いとは言えません。

（具体的施策）

地域において相対的に自然性の高い自然環境を保全することは、国土全体を通じて多様な生態系を確保する上で非常に重要であることから、都道府県と連携し、指定地域の生態系の保全状況などの把握に努めます。（環境省）

今後とも、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行います。（環境省）

2 . 自然公園

（施策の概要）

「自然公園法」に基づく自然公園には、国立公園（29 公園 2,086,790 ha）、国定公園（56 公園 1,361,535 ha）及び都道府県立自然公園（309 公園 1,949,711ha）の 3 種類があります（指定面積はいずれも平成 19 年 9 月現在）。

国立公園はわが国を代表する優れた自然の風景地、国定公園はこれに準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定するものです。また、都道府県立自然公園は都道府県における優れた自然の風景地であって、関係都道府県条例により知事が指定するものです。平成 14 年に自然公園法が改正され、自然公園における生物多様性の確保が、国及び地方公共団体の責務として明確に位置づけられました。

国立公園などの自然公園は生態系ネットワークの屋台骨としての役割を積極的に担っていくことが必要とされており、国立・国定公園の指定状況については全国的な見直し・再配置を行うとともに、公園計画などについても自然環境や社会環境の変化などを踏まえた見直しを着実に実施していきます。

また、わが国の自然公園は地域制の自然公園として、多くの関係者の協働による管理運営を行ってきましたが、近年は、二次的自然の維持や鳥獣などによる生態系影響への対応など、より能動的な管理運営が求められています。このため、多様な主体の協働による管理運営体制の再構築や野生鳥獣の保護管理などの取組を進めていきます。

加えて、自然公園は自然とのふれあいや環境学習などの場として活用されており、自然への理解を深め、適正な利用を進める観点から自然とのふれあいの場の整備や、自然公園利用の質の向上や適正化に向けた取組を進めていきます。

2 . 1 自然公園の指定など

（現状と課題）

国立公園などの自然公園は生物多様性を保全するための屋台骨としての役割をより積極的に担っていくことが必要とされています。自然林や自然草原を多く有する脊梁山脈を中心とする奥山地域については、ある程度まとまった地域が指定され、生態系ネットワーク構築の中核として機能するものの、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された国土レベルの生態系ネットワークを形成していくためには、他の各種施策ともあいまって、自然公園制度が一層の役割を担っていくことが必要です。

また、海域については、海中の自然景観を維持するために海中公園地区が指定されていますが、国立・国定公園あわせて 3,744ha（平成 19 年 9 月現在）であり、わが国の領海面積の 0.0087%にすぎません。

さらに、自然公園では、保護のための規制と施設に関する計画、利用のための規制と施設に関する計画は公園計画として定められ、自然公園における行為の規制や、利用及び保護のための施設の整備は、この公園計画に基づき進められることとなります。公園計画などは、自然景観、野生動植物や生態系に関する調査・モニタリング結果、社会的条件の変化などを踏まえ、概ね 5 年ごとに見直すことが必要です。

（具体的施策）

自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、国立・国定公園の指定状況について、全国的な見直し・再配置を進めます。その中で、特にすぐれた自然風景地の対象として「照葉樹林」「里地里山」「海域」などについて積極的に評価を進めていきます。（環境省）

自然林と自然草原（植生自然度 9 , 1 0）の極めて自然度の高い地域については、自然環境の保全を直接の目的とする国が指定する他の保護地域制度と相まって、長期的に地方ごとにまとまりのある十分な広がりを持った地域を保護の対象とすることを旨とし、優先度の高い地域から段階的に公園区域の拡充を図ります。（環境省）

海域については、海中公園地区の新規指定など、海域における国立・国定公園の保護を推進します。また、海中公園地区の選定要件について見直しを行うとともに、関係機関と調整を図りながら、同地区の区域の見直しや再配置、採捕を規制する指定動植物の見直しを行います。（環境省）

自然景観、野生動植物や生態系に関する調査・モニタリングを充実し、その結果を踏まえ、概ね 5 年ごとに公園区域及び公園計画を見直し、きめ細かい公園管理を推進します。（環境省）

地域を代表するすぐれた自然の風景地として都道府県立自然公園を指定し適切に管理することは、身近な地域における生物多様性の保全や自然とのふれあいの場を提供する上で重要です。今後とも都道府県による指定、管理に対して必要な助言を行います。（環境省）

2.2 自然公園の保護管理

（現状と課題）

自然の風景地の保護のみならず、そこに生息する野生生物の保護、それらの生息環境の

保全など、生物多様性の保全の観点から自然公園が積極的な役割を果たすことが求められています。

わが国の自然公園は地域制の自然公園として、多くの関係者の協働による管理運営を行ってきましたが、自然再生や里地里山の保全など、より能動的な管理を行っていくためには管理運営体制の再構築が必要です。

自然公園の管理運営を進めていく上で基礎となる自然環境情報などの科学的データの整備は十分ではありません。また、科学的データに基づく管理水準の設定、評価を行い、公園区域や公園計画などの見直しや管理方法の改善を行うための体制が十分整備されていません。

(具体的施策)

国立公園の保護管理にあたっては従来の自然保護官(レンジャー)に加えて、平成17年から自然保護官補佐(アクティブ・レンジャー)の配置を進めており、国立公園の現地管理体制を引き続き充実、強化するとともに、適正な保護管理を進めます。(環境省) 自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。(環境省)

国立公園の管理については、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)による清掃活動や外来種除去作業などを行い、管理水準の向上を図ります。(環境省)

山岳環境等浄化・安全対策事業により、自然公園内に位置する山小屋などのし尿・排水処理施設の改善を図ります。また、山岳地域のし尿処理の先進的技術に関する実証実験を実施し、適切な情報提供を行います。(環境省)

広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、各国立公園で管理運営体制の再構築に向けた取組を実施していきます。また、管理運営の一層の充実に向け、自然公園法の改正など必要な制度・体制の整備について検討を進めます。(環境省)

地域の自然に精通した住民、民間団体などの自発的な自然環境の保全・管理を推進するため、一定の管理能力を有する団体を公園管理団体として指定し、より実態に即したきめ細やかな管理を支援していきます。また、土地所有者による管理が不十分で風景・生態系などが荒廃した場所について公園管理団体と土地所有者間の風景地保護協定締結を推進し、団体の活動の場を増やすことにより、より一層の自然公園内の風景地の保全・管理を図ります。(環境省)

国立公園の核心部でニホンジカによる植生被害などが生じている地域においては、科学的データに基づく保護管理計画を策定し、植生防護柵の設置やシカの捕獲による個体数調整などの対策を順応的に実施していきます。(環境省)

国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種について、捕獲などの防除事業を実施します。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然に防ぐための種の取扱方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、外来種の放出の規制についても検討します。国立公園内の法面緑化などに用いられる緑化植物

種についても、外来植物の取扱方針を策定し、地域の生物多様性に配慮した緑化を推進していきます。(環境省)

自然公園内の自然環境が劣化している場所や生態系ネットワークが分断されているような場所では、自然再生事業を推進していきます。(環境省)

2.3 自然公園の利用の推進

(現状と課題)

自然公園は、観光周遊旅行の目的地だけではなく、自然とのふれあいや環境学習の場であり、国民が日本のありのままの自然とふれあい、自然のしくみを学ぶことができる貴重な場所として、その役割、機能を強化、充実していくことが必要です。

また、奥山、島嶼、高山などの原生的な生態系を有する地域では、過剰利用による植生破壊などの問題が生じているなど、自然公園の利用の適正化に向けた取組を進めていくことが必要です。

(具体的施策)

優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、自然観察会の実施やビクターセンターなどにおける自然環境保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさをパンフレットやホームページ等を活用して国内外に PR するとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。(環境省)[再掲(2章3節3.1)]

環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)[再掲(2章3節3.1)]

自然公園法に基づく利用調整地区の指定や利用誘導などによる利用の分散、平準化のための対策を検討、実施します。(環境省)[再掲(2章3節3.1)]

利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱^{かくらん}などを防止するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。(環境省)[再掲(2章3節3.2)]

国立・国定公園内の利用拠点へのマイカーによる移動により、渋滞、排気ガスなどによる自然環境への影響が懸念されています。そのため、一部区間でマイカーによる利用拠点への移動を規制し、シャトルバスなどのアクセス手段に一元化する取組が進められています。これらの取組を支援することで、渋滞などによる影響の緩和やマイカーによる二酸化炭素の排出を抑制し、より自然環境に配慮した自然公園の利用を推進します。(環境省)

自然への理解を深め、適正な利用を進める観点から自然とのふれあいの場の整備を図ります。(環境省)

2.4 自然公園の整備

(現状と課題)

国立・国定公園には、年間約6億人の利用者が訪れています。このような人々が、自然に学び、自然を体験することができるよう、自然公園等事業が行われています。しかし、自然公園等事業予算（公共事業）については、公共事業予算が全体的に見直される中、平成12年度の約176億円をピークに減少傾向にあり、平成19年度では約118億円程度となっています。また、三位一体の改革などにより、平成17年度からは国立公園の整備に関する都道府県への補助が廃止され、地方公共団体の国立公園での事業実施への関わり方が難しくなる傾向にある中で、国立公園内の重要な地域での国による整備の推進が必要とされています。また、一方で、国定公園では交付金の充実に努めています。

自然公園の整備にあたっては、自然環境の保全への配慮はもとより、自然公園としての資源を活かした地域振興についても十分配慮し、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応え、安全で快適な利用の推進の観点からの施策が必要となっています。

（具体的施策）

国立公園においては、特別保護地区、第1種特別地区などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域において、山岳地域の安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備（標識整備、洗掘箇所の修復、植生復元など）、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備、優れた自然環境を有する自然公園や文化財などを有機的に結ぶ長距離自然歩道などについての重点的な整備を実施するとともに、自然とのふれあいの推進や自然情報を提供する施設の充実に努めます。（環境省）[再掲（2章3節3.2）]

自然生態系が消失・変容した箇所において、森林・湿原・干潟・藻場などの自然環境の再生・修復を実施します。（環境省）[再掲（2章3節3.2）]

国定公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、自然環境整備交付金により支援します。（環境省）[再掲（2章3節3.2）]

3. 鳥獣保護区

（施策の概要）

野生鳥獣の生息及びその生息地を保護するために、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、野生鳥獣の保護を図るため必要な地域について鳥獣保護区に指定しています。また、鳥獣の捕獲を規制し、その区域内で特に重要な地域については特別保護地区に指定し、各種行為についても規制することにより、多様な鳥獣及びその生息環境を保全しています。

3.1 鳥獣保護区 [再掲（2章1節2.1）]

（現状と課題）

国指定鳥獣保護区については、渡り鳥の生息地などとして国際的に重要な湿地などに係る指定箇所数が増加し、指定箇所数・面積は66箇所、549,842ha（平成19年7月現在）

となっています。また、都道府県指定鳥獣保護区は3,831箇所、3,102,427ha（平成19年3月現在）となっています。

鳥獣保護区においては、モニタリング調査などにより鳥獣の生息状況を的確に把握した上で適切な管理を進めていくことが必要です。近年、鳥獣保護区となっている湖沼などの周辺地域からの土砂の流入や一部の動物の急激な増加により、鳥獣の生息環境の悪化が問題となり、鳥獣の生息環境の改善を図る必要性が高まっている鳥獣保護区もあることから、平成18年に鳥獣保護法が改正され、鳥獣保護区において、鳥獣の生息地の保護及び整備を図る目的で行われる、湖沼などの水質改善や、鳥獣の生息に支障を与える動物の侵入を防ぐための施設の設置などの生息環境の改善を行う保全事業が創設されました。平成19年度からは、国指定片野鴨池鳥獣保護区や国指定漫湖鳥獣保護区などにおいて、保全事業への取組が始まっています。

（具体的施策）

鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図る上で根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。その際、鳥獣の生息状況や生息環境などに関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、そのような地域に鳥獣保護区を優先的に指定していきます。また、多様な鳥獣の生息環境を確保するという視点から、多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます。そのひとつとして、沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地について保護区の指定に努めることで、海洋域における自然環境の保全を推進します。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。（環境省）

渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進めることによって渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めることが重要であり、必要に応じて自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、今後とも指定の推進を図ります。（環境省）

鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査などの管理を実施するとともに、人と野生鳥獣との共生を図るため、人の利用の適正な誘導、野生鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、保護管理方針を示すマスタープランを策定し、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌などの施設の設置、湖沼などの水質改善などの施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行い、野生鳥獣の生息環境の改善を図ります。（環境省）

4 . 生息地等保護区

（施策の概要）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種については、その種の保存のために必要な地域を生息地等保護区に指定し、その区域内で特に重要な区域については管理地区として各種行為を許可制とし、管理地区以外の部分については監視地区として各種行為を届出制とすることによって、生息環境の保全を図っています。

4.1 生息地等保護区

（現状と課題）

「新・生物多様性国家戦略」策定以降、米原イシガキニイニイ生息地保護区（平成 15 年 11 月）、善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区（平成 18 年 7 月）の 2 種 2 地区について指定したことにより、平成 19 年 7 月現在、合計 7 種 9 地区、885ha が指定されています。

生息地等保護区については、保護区ごとに指定種の生態的特性に応じた保護の指針を定めていますが、指定種の生息・生育状況の調査の一層の充実や、外来種の侵入などにより生息状況などの悪化が認められた場合の生息状況などの改善が求められています。

（具体的施策）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。（環境省）

生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切に管理するとともに、生息・生育環境の維持・改善に努めます。（環境省）

5. 名勝・天然記念物、文化的景観

（施策の概要）

名勝及び天然記念物は、「文化財保護法」に基づき指定されるもので、わが国の多様な国土美の価値を代表する名勝と、学術的価値が高い自然を記念する天然記念物を文化財として保護対象としており、その保護思想の普及と併せてわが国の国土美及び生物多様性の保全に大きく寄与してきました。名勝と天然記念物は、国のほかにも地方公共団体がそれぞれの条例に基づいて指定しているものが多く、地域の特色ある風致景観及び生物多様性の保全に役立っています。

文化的景観は、平成 17 年 4 月 1 日に改正された文化財保護法において、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として、新たに文化財として位置付けられました。そして、都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じている文化的景観のうち、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定できることが定められました。棚

田や里山など、自然と良好な関係性を保ちながら地域において育まれた文化的景観の価値を正しく評価し、適切な保護を図ることは、持続可能な地域の運営につながり、結果として地域の生物多様性の保全に貢献しています。

5.1 名勝・天然記念物

5.1.1 指定と保存管理

(現状と課題)

名勝や天然記念物の指定は、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」に基づいて行われます。名勝には、人為的に構成された人文的名勝と、自然の働きに由来し歴史や文化に支えられた風致景観を対象とする自然的名勝とがあり、自然的名勝では古くから著名な風致景観に加えて、土地の風土や伝統的な土地利用の在り方、信仰や行楽の対象地などにも重点がおかれています。天然記念物についても、日本の自然を特徴づける動植物とともに、長い歴史を持った文化的な活動により作り出された二次的な自然を対象とするものも多くあります。このような人間と自然との関係を文化的な所産として多面的に捉え、他の文化財と一体的に位置づける点で、わが国の文化財体系は世界的にユニークなものとなっています。平成19年4月1日現在、自然的名勝は146件、天然記念物は975件が指定されています。

自然的名勝や天然記念物の適切な保護を図るため、現状を変更する行為などを規制するとともに、保存管理事業として地方公共団体などが実施する、現況把握や保存対策のための調査・検討、保存管理計画の策定、動植物の保護増殖、植物群落の管理・復元、指定地の買い上げなど、各種事業に要する経費への国庫補助が行われています。

天然記念物については、制度発足後80年余を経るなかで、指定対象に偏りがみられること、生物群集として動植物を一体的にとらえた指定がなされてこなかったこと、保護の体系化に欠けていることなど、さまざまな課題が指摘されています。これらの課題を解決し、保護制度の充実への指針を得るため、平成10年度以降多くの専門家の協力を得て調査研究を実施し、平成15年度末には、生物多様性の保全への一層の寄与にも配慮しつつ制度の充実を目指す報告がなされています。

(具体的施策)

わが国の人間と自然との関係についての文化的な所産を保護する観点から、各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような特色のある景観や自然地域を対象として、自然的名勝・天然記念物の指定を推進します。(文部科学省)

5.1.2 保存管理計画と復元・再生

(現状と課題)

周辺地域をも含めた一体的な保存管理を行うため、広範な関係者の参加により、保存管理のための方向性や具体的措置、関係者の役割分担などを定めた保存管理計画を個別に策

定し管理にあたるのが有効です。たとえば、二次的自然を景観要素・対象とする自然的名勝や天然記念物では、群落遷移の進行を阻止するための措置を実施したり、天然記念物において限られた地域にのみ分布する固有の動植物などの個体数の減少や、外来動植物に対応するため、天然記念物アユモドキ、イタセンパラ、ミヤコタナゴなどの淡水魚の生息域外での増殖や特別天然記念物コウノトリの野生復帰の促進、外来種の除去などの事業が地方公共団体などにより実施されますが、保存管理計画を策定して計画的かつ段階的に事業に取り組むことにより、適切な回復や復元を図ることが可能となります。

これらの取組には多面的な取組が必要で、関係機関の連携や地域住民の具体的参加が必須ですから、適切なマニュアルの作成や人材育成、学習施設や飼育施設の設置などの総合的推進への支援が必要と考えられます。

（具体的施策）

指定された地域については、地域の自然を踏まえた文化的な遺産として地方公共団体などと連携し、現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元など、適切な風致の多様性と生物の多様性保全を進める地方公共団体などが主体となる事業に対し国庫補助金を交付していきます。（文部科学省）

5.1.3 活用

（現状と課題）

文化庁では平成6年度から平成12年度まで、地域の学校や社会が、身近な天然記念物を環境学習や地域づくりに活用するための、学習施設などの設置をモデル事業として実施し、8施設の設置に対し補助金を交付しました。

地域社会における自然環境や生物多様性の保全のための枠組みづくりのためには、学校教育や社会教育における環境教育や環境学習を進めることが必要です。そのためにも、地方公共団体との連携のもとで天然記念物を活用した学習機会の提供への支援策を継続していきます。

（具体的施策）

適切な活用を進める観点から、地方公共団体や研究者、地域住民などと連携し、環境教育、環境学習、地域資源としての整備、公開などに関する地方公共団体などの事業に対し国庫補助金を交付していきます。（文部科学省）

5.2 文化的景観

（現状と課題）

近年、社会・経済的な変化により、里山の放棄や耕作放棄地の増加が進み、これまで地域において育まれてきた人と自然との良好な関わりが失われてきています。また、中山間地域などにおいて過疎化が進行するなど、地域で営まれてきた生活・生業が大きく変化し、地域共同体の維持が困難になってきています。

文化的景観保護制度は、地域における人々の生活・生業や当該地域の風土によって育まれてきた文化的景観の価値を正しく評価し、適切に保存・活用を図っていく制度です。平成19年4月1日現在、近江八幡の水郷（滋賀県近江八幡市）及び一関本寺の農村景観（岩手県一関市）の2件が重要文化的景観に選定されています。

文化的景観を保存し活用する観点から、地方公共団体が行う調査、保存計画策定、整備、普及啓発などの事業に国庫補助金を交付しています。

（具体的施策）

自然と人間とが関わりながら育まれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられていて価値が高い文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定を推進します。（文部科学省）

文化的景観の保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付していきます。（文部科学省）

文化的景観の普及・啓発を図るため、地域住民などが参加する勉強会や公開講座及びワークショップなどを実施する事業に対し国庫補助金を交付していきます。（文部科学省）

6. 保護林、保安林

（施策の概要）

原生的な天然林や野生動植物の生息・生育地の国有林については、生物多様性などの観点から、保護林や保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」の設定を推進するとともに、貴重な野生動植物や保護林の状況を的確に把握し、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置などの措置を講ずることによる適切な保全・管理を推進しています。

また、国有林、民有林を問わず、水源のかん養など、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林については、計画的に保安林に指定し、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や転用を規制するなど適切な管理・保全を行います。

6.1 保護林、保安林

（現状と課題）

「保護林」は、原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育環境を有する森林について、自然の推移に委ねた管理などを行うことにより、保護を図っている国有林野です。国有林では、このような保護林の設定を進めるとともに（平成19年4月1日現在、77万8千ha、833箇所）、生物多様性の保全などの観点から、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」についても、隣接する民有林にも協力を要請しながら、設定を進めています（平成19年4月1日現在、50万9千ha、24箇所）

今後も、「保護林」や「緑の回廊」の設定を推進するとともに、貴重な野生動植物や保護林の状況を的確に把握し、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置などの措置を講ずることによる適切な保全・管理を推進することが必要となっています。

また、国有林、民有林を問わず、水源のかん養など、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林については、森林法に基づく保安林の計画的な指定を進める（平成 17 年度末現在、1,165 万 ha）とともに、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や転用を規制するなど適切な管理・保全を図ってきました。今後、全国森林計画に基づき、保安林の計画的な指定を推進（平成 30 年度末計画量 1,245 万 ha）し、適切に管理・保全を行うことが必要となっています。

（具体的施策）

保護林においては、設定目的に応じ自然の推移にゆだねた管理などを行うとともに、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置を行うほか、新たな設定を推進するなど引き続き貴重な自然環境の適切な保全・管理に努めます。（農林水産省）

緑の回廊では、人工林の抜伐りにより、希少野生動植物の採餌環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施策のほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを引き続き実施します。また、種の保全や遺伝的多様性をより一層確保するため、新たな設定を推進します。（農林水産省）

水源かん養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、平成 30 年度末の計画量である 1,245 万 ha に基づき、保安林としての指定を計画的に推進します。なお、平成 17 年度末現在の保安林の指定面積は 1,165 万 ha となっています。（農林水産省）

7. 緑地保全地域など

（施策の概要）

都市においては、「都市緑地法」に基づく緑地保全地域、特別緑地保全地区、「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区の指定を通じて、生物多様性の保全上重要な自然的環境を形成する緑地を保全しています。

緑地保全地域は、都市計画区域又は準都市計画区域内において、無秩序な市街地化や公害又は災害の防止などのため、また地域住民の健全な生活環境を確保するために保全する必要がある緑地について、一定の土地利用との調和を図りつつ、適正に保全する地域です。

特別緑地保全地区は、都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止や災害の防止などに資する緑地、伝統的・文化的意義のある緑地の他、風致・景観に優れた緑地や、動植物の生息地として保全すべき緑地について、一定の行為を許可制とすることで、その良好な自然的環境を現状凍結的に保存する地区です。

近郊緑地保全区域は、一定の行為に届出の義務を課し、大都市近郊の良好な自然の環境を有する緑地を保全することにより、首都圏及び近畿圏の無秩序な市街地化の防止及び都市の生活環境の保全を図る制度であり、生物多様性の保全にも寄与するものです。区域内で特に良好な自然の環境を有するなど緑地保全の効果が特に著しく高い地区については、都道府県などが都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めています。

7.1 緑地保全地域など

(現状と課題)

特別緑地保全地区は、平成19年3月末現在全国で355地区、2,034haが指定され、近郊緑地保全区域は25区域、97,073ha、近郊緑地特別保全地区は26地区、3,456haが指定されています。

また、地域指定により、行為の規制を行っている都市近郊の緑地においても、土地所有者による管理が十分に行き届かず、多様で健全な生態系の基盤などとしての機能を十分に発揮できないという問題が生じています。都市における緑地は、都市住民の貴重な財産であると共に、生物の生息・生育地であり、その管理は、土地所有者だけでなく、地方公共団体、地域住民などの協力分担により行われ、次世代へと引き継がれる必要があります。都市緑地法などでは、緑地の管理について、地方公共団体又は緑地管理機構が土地所有者などと協定を締結し、土地所有者などに代わって特別緑地保全地区などにある緑地の管理を行う管理協定制度を設けており、今後は一層の制度の活用が求められます。

(具体的施策)

行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うと共に、都市における生物の生息地の核などとして、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区や近郊緑地保全地区などの指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)

首都圏及び近畿圏については、各々の「都市環境インフラのグランドデザイン」1に位置づけられた保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)

多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。(国土交通省)

- 1 自然環境の保全・再生・創出を図るために、関係する省庁及び自治体が共有すべき将来像と、その将来像の実現に向けて取り組むべき施策及び関係する多様な主体間の連携や役割分担などの行動方針を示したもの。

なお、「都市環境インフラ」とは、市街地における持続可能な生態系の維持・回復、人と自然とのふれあいの場の提供やヒートアイランド現象緩和などによる生活の質向上のための都市環境の改善に資する自然的、人工的な都市の基盤のことをいう。

8. ラムサール条約湿地

(施策の概要)

国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全の促進、湿地の賢明な利用(ワイズユース)を目的として定めている「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」の実施を推進するため、国際的に重要な湿地についてラムサール条約湿地への登録を進めるとともに、湿地の保全及び賢明な利用、普及啓発など

を行っています。

8.1 ラムサール条約湿地

(現状と課題)

平成14年に決定された「新・生物多様性国家戦略」以降、平成14年(第8回締約国会議開催年)には国内湿地2箇所が、平成17年(第9回締約国会議開催年)には、湿原、水田、湖沼、カルスト地形、干潟、サンゴ礁、マングローブ林、藻場、浅海域など多様なタイプの国内湿地計20箇所が、新たに条約湿地に登録されました。現在、わが国の条約湿地は、藤前干潟、蕪栗沼・周辺水田、野付半島・野付湾など、計33箇所、130,293haとなっています。

これらの条約湿地については保全と賢明な利用を推進していくとともに、今後も新たな条約湿地の登録に向けた取組を進めていく必要があります。

(具体的施策)

ラムサール条約第9回締約国会議(2005年(平成17年))にあわせ条約湿地登録の検討対象となった箇所のうち未登録の湿地や、新たな調査により国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかとなった湿地を対象に、条約湿地への登録に向けた取組を進め、第11回締約国会議(2011年(平成23年)開催予定)までに国内の条約湿地を新たに10箇所増やすことを目指します。(環境省)[再掲(2章4節2.2)]

条約締約国会議の決議などに則し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、環境学習、普及啓発などを関係する地方公共団体やNGO、専門家、地域住民などと連携しつつ実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)を図っていきます。(環境省、国土交通省)[再掲(2章4節2.2)]

9. 世界自然遺産

(施策の概要)

わが国では、人類全体にとって重要な世界の遺産の保護を目的とした「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」に基づく世界遺産一覧表に、屋久島、白神山地及び知床の3件が自然遺産として記載されています。

これらについて、関係機関が連携して、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全することが国際的な責務となっています。

9.1 世界自然遺産

(現状と課題)

人類全体にとって重要な世界の遺産の保護を目的とした「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」に基づき、我が国においては、屋久島(10,747ha)、白神山地(16,971ha)及び知床(71,103ha)の3件の自然遺産が、世界遺産一覧表に記

載されています。これらについて、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全することが国際的な責務となっています。このため、各自然遺産地域において関係行政機関と関係団体で構成された世界遺産地域連絡会議を設置するとともに、世界遺産地域管理計画を策定し、適切な保全を推進しています。また、知床では、遺産地域の保全管理に関する科学的助言を得るため、学識経験者からなる世界遺産地域科学委員会を設置し、科学的知見に基づく保全管理の充実を図っています。

保全上の課題としては、知床において、平成 17 年 7 月の登録に際して課題とされた海域管理計画の策定などへの対応が求められています。

また、平成 15 年のわが国の「世界遺産候補地に関する検討会」において知床とともに候補地に選定された「小笠原諸島」と「琉球諸島」については、外来種対策や保護担保措置の充実などの課題があることから、これらの課題を解決することが求められています。

（具体的施策）

屋久島、白神山地及び知床については、地方公共団体等と連携・協力の下に策定した世界遺産地域に関する管理計画に基づき、モニタリング調査や巡視を行うとともに、「自然公園法」、「自然環境保全法」、「森林生態系保護地域」及び「文化財保護法」等により、適切な保全管理を推進します。（環境省、農林水産省、文部科学省）[再掲（2章4節2.4）]

世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制を構築します。（環境省、農林水産省）

知床においては、既に設置された知床世界自然遺産地域科学委員会からの助言を踏まえ、今後も科学的知見に基づく適切な保全管理を推進します。（環境省、農林水産省）

屋久島及び白神山地においても、管理体制と科学的知見に基づく保全管理の充実を図ります。（環境省、農林水産省）

知床については、平成 18 年 11 月に策定した知床半島エゾシカ保護管理計画及び現在策定中の多利用型統合的の海域管理計画に加え、河川工作物のサケ科魚類等に対する影響評価及び改良手法等の検討結果も踏まえて、新たな「知床世界遺産地域管理計画」を策定し、海と陸の統合的管理の実現を図り同地域の自然環境の適正な保全に向けた取組を進めます。（環境省、農林水産省、文部科学省、国土交通省）

知床について、平成 16 年 12 月に策定した「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」及び平成 17 年 9 月に策定した「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」に基づく取組み等を実施し、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルールの普及を進め、必要に応じて一定の制限を設けるとともに、様々な自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図ります。（環境省、農林水産省）

知床の調査研究や利用者のための情報提供などの拠点として「知床世界遺産センター（仮称）」を整備します。（環境省）

知床の森を豊かにする森づくり活動「知床自然の森づくり」に取り組むとともに、森づくり活動や森林環境教育の拠点としての「ボランティア活動拠点施設（仮称）」を整備します。（農林水産省）

平成19年1月にわが国政府が将来の推薦の意志を示す世界遺産暫定一覧表に記載した「小笠原諸島」については、関係機関と連携し、保護担保措置の充実に図るとともに、平成19年以降3年程度かけて外来種対策や希少種の保全などの取組を一層推進し、目に見える一定の成果をあげた上で、推薦することを目指します。(環境省、農林水産省、文部科学省)[再掲(1章2節9.1)(2章4節2.4)]

「琉球諸島」については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます。(環境省、農林水産省、文部科学省)[再掲(1章2節9.1)(2章4節2.4)]

既存の世界自然遺産地域及び候補地におけるエコツーリズムの推進を図ります。(環境省)

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

(広域連携施策)

第3節 自然再生

(基本的考え方)

残された貴重な自然の保全を強化することに加えて、衰弱しつつある生態系を健全なものに蘇らせていくため、過去に損なわれた自然を積極的に再生することが重要な課題となっています。平成13年7月には、総理主宰の「21世紀『環の国』づくり会議」報告で自然再生型公共事業の推進が提言され、同年12月の総合規制改革会議の答申でも、多様な主体の参加による自然再生事業の推進が位置づけられました。同年3月の「釧路湿原の河川環境の保全に関する検討委員会」提言を受けて、専門家、NPO、行政の連携により開始された釧路湿原の再生事業は、多様な主体の参加による自然再生事業のさきがけとなるものです。

こうした流れを受けて、平成14年3月に策定された新・生物多様性国家戦略では、今後展開すべき施策の3つの方向のひとつとして自然再生が位置づけられ、一方的な自然資源の収奪、自然の破壊といった関わり方から、地域の環境ポテンシャルに応じて国土全体の生態系の質を高めていくという方向に転換すべきとの認識のもとに、関係省庁の連携と多様な主体の参加・協力による自然再生事業が開始されました。

また、この自然再生に関する施策を総合的に推進するために自然再生推進法が制定され、平成15年1月に施行されました。この法律の特徴として、消失・劣化した生態系の回復自体を目的としていること、構想・計画の策定を地域で組織化された協議会が行うボトムアップ方式を採用していること、順応的管理という考え方を事業実施の基本としていることの3点があげられます。

自然再生推進法の施行を受けて、平成15年4月に自然再生基本方針が閣議決定されるとともに、荒川太郎右衛門地区や釧路湿原を皮切りに全国各地で自然再生協議会(以下「協議会」という。)が発足し、平成19年6月に発足した中海を含めて全国19の協議会が組織化されています。森林、草原、里地里山、河川、湖沼、湿原、干潟、サンゴ礁など、多様な生態系が自然再生の対象となっています。現在15の協議会で、自然再生の目標や対象区域など自然再生の全体的な方向性を定める自然再生全体構想(以下「全体構想」という。)が作成されています。また、全体構想のもと、個々の自然再生事業の内容を明らかにする自然再生事業実施計画(以下「実施計画」という。)については、現在8協議会において12の実施計画が作成されています。このように、新・生物多様性国家戦略で自然再生を提案してから5年を経て、自然環境調査や全体構想の作成という段階から、具体的な実施計画の作成、多様な生態系を対象とした自然再生事業の本格的な実施へと移行しつつあるといえます。

自然再生推進法に基づき、政府として自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図

るため、関係行政機関による自然再生推進会議を設けると同時に、この連絡調整及び実施計画への助言を行う際に意見を聴く自然再生専門家会議を設けています。これまでの自然再生専門家会議における自然再生の枠組みに関する主な意見は次のとおりです。

将来にわたり常に人為的な働きかけが必要ということにならないよう、自然の復元力やサイクルを考慮した方法とすること

自然再生は始まったばかりであり、事例の積み重ねが必要であること

事業実施地区の上流側だけではなく、海域も含めた下流側の生態系とのつながり、沿岸域も含めた流域圏との関係も考慮すること

効果的な自然再生の推進のためには、国土全体という広域的な視点からの取組が必要であること

自然再生の取組については、地域の多様な主体の連携、地域の自主性の尊重と透明性の確保、科学的知見に基づく実施、順応的な進め方、自然環境学習の場としての活用など、自然再生推進法の基本理念に則って、調査、構想・計画策定から事業実施、モニタリング、事業評価、事業内容の柔軟な見直しに至る事業のプロセスに沿って、長期的な視点に立ち着実に進めていく必要があります。また、実践事例を通じた技術の向上、広域的観点からの自然再生の展開、民間団体や民有地における自然再生活動の支援などの課題に取り組むと同時に、自然再生推進法が施行後5年を経過することを受けて施行状況を検証し、より効果的な事業推進のために必要な措置を講じていきます。

1. 自然再生の着実な実施

(施策の概要)

関係省庁の連携と多様な主体の参加・協力のもとに自然再生事業を着実に実施するとともに、自然再生の取組をより効果的に促進するため、全国における自然再生の実践事例を通じて技術的知見の集積を進めます。また、各地で実施されている自然再生の取組への理解を広げ参加意識を高めるため、地域住民などを対象として自然再生の必要性に関する普及啓発活動を行います。

1.1 自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積

(現状と課題)

自然再生事業については、関係行政機関により、上記協議会に関する事業も含めて、全国144箇所(平成18年10月現在)で実施されています。このうち、環境省に関する事業としては、釧路湿原やサロベツにおける「湿原再生」、大台ヶ原における「森林再生」、阿蘇における「草原再生」、竜串や石西礁湖における「サンゴ群集の再生」など、国立公園7地区における直轄事業を実施するとともに、国定公園および国指定鳥獣保護区における交付金事業により12地区での地方公共団体の事業を支援しています。これらの事業実施に際しては、関係省庁、地方公共団体、NGO、専門家、地域住民など多様な主体の連携、協働に努めています。また、平成19年度から新たに国指定鳥獣保護区の生息環境改善のための保全事業を直轄事業として行うことになり、平成19年度は、宮島沼など4地区で事

業を実施しています。

このようにさまざまなタイプの生態系を対象として、自然再生事業が進められつつあります。事業の実施に際しては、対象とする生態系の特性、自然の復元力や生態系の微妙な均衡を踏まえ、かつ科学的知見に基づき順応的に進めることが必要となりますが、現在のところこれらに必要な技術的知見の蓄積は十分ではありません。このため、自然の復元力に委ねる手法、再生された自然環境を自律的に存続させる手法、自然と調和したきめ細かで丁寧な手法などの科学的知見に基づく実施手法や事業着手後におけるモニタリング手法、その結果を科学的に評価する手法などの順応的管理手法に関する自然再生のさまざまな技術の向上を図る必要があります。

（具体的施策）

森吉山麓高原における森林の再生、阿蘇における草原の再生、神於山における里山の再生、くぬぎ山における平地林の再生、釧路湿原やサロベツにおける湿原の再生、榎野川河口域における干潟、石西礁湖におけるサンゴ群集の再生などを実施しており、これらを含め引き続き自然再生事業を着実に推進します。（環境省、農林水産省、国土交通省）自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づく実施手法や順応的な管理手法の集積を進め、これら技術的手法の体系化を図ることにより、自然再生に係る技術的知見を蓄積します。（環境省、農林水産省、国土交通省）

1.2 自然再生に関する普及啓発の推進

（現状と課題）

自然再生の取組が必要な地域において、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NGO などの幅広い理解を得て、参加意識を高めていくための普及啓発活動を効率的かつ効果的に実施することが課題となっています。

（具体的施策）

自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、自然観察用ハンドブックの作成、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。（環境省）

2. 自然再生の新たな取組の推進

（施策の概要）

自然再生の新たな取組の推進に向けて、生物多様性から見た国土のランドデザインを考慮し、全国的、広域的な視点から生態系ネットワーク構想の具体化を図ることを目指した自然再生事業を展開していきます。また、多様な主体の参加、協働をより一層活発化していくうえで、民間団体や民有地における自然再生活動の支援方策を検討します。さらに、自然再生推進法の施行後5年の経過を受けて、法の施行状況の検証および自然再生基本方針の見直しを行います。

2.1 全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進

(現状と課題)

現在、自然再生事業については、各地域の自主的な発意を尊重して協議会が立ち上げられており、全国的、広域的な視点に基づき、自然再生が展開される条件が十分には整っていません。このため、国土の自然環境のあり方に関する長期的なビジョンのもとに、自然再生の必要性が高い地域を抽出するとともに、関係省庁の施策の連携により自然再生を計画的に実施していくための仕組みづくりが重要となります。

(具体的施策)

全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)

2.2 民間団体等および民有地において実施する自然再生活動への支援

(現状と課題)

自然再生事業は長期的な視点に立って広範囲な地域を対象として行うものであることから、地域の民間団体や地域住民など多様な主体の参加・協力が欠かせません。しかし、自然再生事業の実施者は、現状においては行政が主体となっている場合が多いのが実情です。協議会の事務局を担っている民間団体が6団体あり、また協議会の構成員として積極的に参加する民間団体も増えつつあります。こうした地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが対象地域内の民有地も含めて自主的かつ積極的な活動を展開していくことを地域全体で支えていく仕組みや、民間企業の協賛・連携、公的資金・民間資金による支援、土地所有者との調整に対する支援などが必要となっています。

(具体的施策)

民間団体などが、特に民有地において自然再生に取り組む場合の支援のあり方について、より効果的な手法を検討し、実施していきます。(環境省)

2.3 自然再生推進法施行状況の検証および自然再生基本方針の見直し

(現状と課題)

自然再生推進法については、法施行後5年を経過した時点において、各地域における事業実施状況や新たな課題などを検証し、これらの検証結果に基づき必要な措置を講ずることとされています。また、自然再生基本方針については、自然再生事業の進捗状況などを踏まえて、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされています。

(具体的施策)

自然再生推進法の施行後5年の経過を受けて、関係省庁を構成員とする自然再生推進会議の場を活用し、この法律の施行状況について検証、検討を加え、その結果に基づいてより効果的な事業推進のために必要な措置を講じます。また、これとあわせて自然再生基本方針の見直しを行います。(環境省、農林水産省、国土交通省)

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

(広域的連携施策)

第4節 農林水産業

(基本的考え方)

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、わが国においては、昔から人間による農林水産業の営みが、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物が生息生育する上で重要な役割を果たしてきました。

わが国の生物多様性保全のためには、農林水産業のあり方とその果たす役割が非常に大きく、同時に、安全で良質な農林水産物を供給する農林水産業及び農山漁村の維持・発展のためにも生物多様性保全は不可欠です。

農林水産業と生物多様性については、具体的には、私たちが毎日食べているご飯、野菜、魚、肉や生活している家の木材など私たちの暮らしに必要なものは、わが国の水田、森林、海などから農林水産業を通してもたらされるものです。

農林水産業は、工業など他の産業とは異なり、本来、自然と対立する形でなく順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを楽しむ生産活動であり、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されることにより成り立つものです。

わが国は、南北に長い約38万km²の国土を有し、約67%が森林、約13%が農地となっているほか、世界で第6位、国土の約12倍に及ぶ447万km²の排他的経済水域などを有しており、その中で農林水産業が営まれています。また、公海や漁業協定に基づき相手国排他的経済水域においても漁業活動が行われているところです。

わが国の国土において、原生的な天然林は、奥地脊梁山地や半島、離島などを中心に限られた地域に分布しており、水田、畑などの農地、スギなどの人工林、薪炭や採草に利用された里山林、草地などが国土の中で大きな割合を占めています。

これらの農地や人工林、里山林、草地に加え、藻場・干潟などにおいては、農林水産業などの人間の活動が、四季折々の風土に根ざした形で長期的に繰り返し安定的に行われ、地域で培われてきた知識や技術を活かしながら持続的に営まれてきました。

それにより、地域特有の景観や自然環境を形成・維持し、特に、多くの生きものにとって貴重な生息生育環境を提供し、それぞれ特有の生態系を形成・維持するなど生物多様性に大きな役割を果たしています。

同時に、農林水産業の活動の場であり、人々の生活する場として、さまざまな生きものとの共生を通じ、地域独自の多様な文化に培われた豊かな農山漁村が形成されてきました。例えば、そこには、直接生産に有用な生きものだけでなく、秋の夕暮れの赤とんぼや小川に群れるメダカなど多くの生きものが見られ、直接ふれあってきました。

また、新品種の開発における多様な遺伝資源の利用は、農林水産業を大きく発展させて

きたところであり、さらに新たな可能性をもつものです。

しかしながら、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟の減少、過剰な漁獲、外来種の導入による生態系破壊など生物多様性保全に配慮しない人間の活動が生物の生息生育環境を劣化させ、生物多様性に大きな影響を与えてきました。

近年、農林水産業の展開にあたっては、環境保全型農業や環境に配慮した生産基盤整備の実施などに努めていますが、一方で、生活様式の変化など社会構造の急激な変化や情報化・国際化による経済活動の変革が生じている中で、農山漁村の過疎化、担い手の減少などにより、農林水産業の活動が停滞し、里山林の利用の低下や耕作放棄地の増加などにより、生物多様性が豊かな里地里山に昔から身近に見られた生きものが減少するとともに、鳥獣被害が深刻になっています。

このような状況を国民の暮らしを支える農林水産業の展開への警鐘と受け止め、以下の4つの基本的な方針に沿って、農林水産業における生物多様性保全の取組をより一層強力に推進することが必要です。

4つの基本的な方針

(1) 生物多様性保全をより重視した農林水産施策の推進

安全な食料の安定供給を求める国民・消費者の期待に応えるためには、生物多様性保全の視点を取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興とそれを支える農山漁村の活性化が必要です。

そのため、農林水産関連施策において、生物多様性保全をより重視した視点を取り入れ、生物の生息生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進し、農山漁村の活性化を図ります。

(2) 国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進

都市化・工業化に伴って自然との関係が希薄化している中で、大人から子どもまで国民各層から、さまざまな動植物や豊かな自然とのふれあいが求められています。さまざまな動植物や豊かな自然とのふれあいの場である里地里山などは、農林水産業の活動と深く関わって成立しており、生物多様性に対する農林水産業の役割について、国民各層に理解を得ることが重要です。

そのため、農山漁村における農林漁業体験や自然とのふれあい、食育などを通じて、農林水産業と生物多様性への理解を深めるための取組を推進します。

(3) 多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進

コウノトリなど希少な生きものの農村での復活に向けた地域ぐるみでの有機農業の実践、農地整備の際にため池をビオトープとして保全する取組など生物多様性を保全する観点から地域の農業生産のあり方を見直す活動が行われています。

また、農業者や自治会、NPOなどが参画する地域共同活動により、農地・農業用水などの保全に加え、水田魚道や渡り鳥への餌場の提供といった生態系保全活動などを実施す

る取組や鳥獣被害を軽減するために里地里山を整備する取組、企業などによる社会貢献活動の一環としての森林づくり、さらに、漁業者や NPO などによる漁場保全のための植林や藻場・干潟の維持管理活動など、各地域でのさまざまな生物多様性保全の取組が、農林水産業や農山漁村の活性化につながっています。

このように、多岐にわたる生物多様性保全に向けた取組は、農林漁業者による生産活動の営みに加え、多様な主体が生物多様性保全の担い手として参加し、連携して取り組むことが効果的です。

そのため、農林漁業者や地域住民、NPO、民間企業、地方公共団体など、多様な主体による取組を後押しする観点に立って、地域の創意工夫と地域で培われてきた知識や技術を活かしながら行われている生物多様性保全の活動を再評価、応援するなど幅広い国民の理解と参加のもと総合的に生物多様性保全を推進します。

(4) 農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献

地球レベルでの生物多様性については、生物多様性条約第6回締約国会議(2002年)において、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」との目標が掲げられているものの、現在のところ、生物多様性条約事務局の報告では、生物多様性の状況は依然悪化しているとされています。

世界的にみると農地の拡大や違法伐採などによる森林減少、藻場・干潟の減少などが要因となり生物多様性が悪化している状況にあるほか、地球温暖化による生態系への影響も懸念されています。

そのため、農林水産物の輸入は、他国の生物多様性を利用しているという視点に立ち、地球レベルでの生物多様性保全に貢献するためにも、わが国の農林水産業の振興や森林の保全・管理などを通じた生物多様性保全に積極的に取り組むことにより、他国の生物多様性への影響を少なくするとともに、砂漠化や地球温暖化の防止など農林水産分野における生物多様性保全に貢献する国際協力に取り組みます。

1. 農林水産業と生物多様性

(施策の概要)

農林水産政策の展開にあたっては、従来から環境保全型農業や環境に配慮した生産基盤整備を推進してきたことに加え、新・生物多様性国家戦略のもと生物多様性保全を推進してきたところですが、食料・農業・農村基本計画(平成17年3月)、森林・林業基本計画(平成18年9月)及び水産基本計画(平成19年3月)の見直し、有機農業の推進に関する法律の成立(平成18年12月)などを契機として、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、新たに農林水産省生物多様性戦略(平成19年7月)を策定しました。

同戦略では、農林水産業における生物多様性に関する課題や施策を明らかにし、今後、同戦略を踏まえ、新たな施策を展開するとともに、幅広い国民の理解と参画により、地域で行われている生物多様性保全の取組を再評価し、応援するなど総合的に生物多様性保全を推進することとしています。

施策の展開にあたっては上記の4つの基本的な方針に沿って、農林水産業における生物多様性保全を推進するため、田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など地域別の生物多様性保全の取組を推進するほか、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、森・川・海の生態系全体を通じた生物多様性保全を行う必要があり、森・川・海を通じた生物多様性保全として、田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者などによる広葉樹等の植林活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のための森林整備など、森・川・海の生物多様性保全の取組を積極的に推進します。また、遺伝資源の保全と持続的な利用の推進や農林水産分野における地球環境保全への貢献、農林水産業の生物多様性指標の開発についても取り組みます。

1.1 農林水産業と生物多様性

(現状と課題)

農林水産業は、自然界における多様な生物がかかわる循環機能を利用し、動植物などを育みながら営まれており、生物多様性に立脚した産業です。

このことから、持続可能な農林水産業の展開によって自然と人間がかかわり、創り出している生物多様性が豊かな農山漁村を維持・発展させ、未来の子どもたちに確かな日本を残すためにも、生物多様性を保全していくことが不可欠です。

また、優れた自然環境を有する森林は、その保全・管理を通じて多様性に寄与しており、保全・管理が重要です。

(具体的施策)

地域別の生物多様性保全の取組

農林水産業・農山漁村と生物多様性をとりまく状況に的確に対応するため、次に掲げる生物多様性を保全する施策を総合的に推進します。(農林水産省)

田園地域・里地里山の保全(第1章第6節に詳述)

森林の保全(第1章第5節に詳述)

里海・海洋の保全(第1章第9節に「里海・海洋における漁業」として詳述)

森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

「森は海の恋人」と呼ばれるように、森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能などを有するとともに、栄養塩類などを、里地里山や田園地域を流れる川を通じて、海へ供給し、里海の生きものである海藻や植物プランクトンを育てるなど、生物多様性に寄与しています。また、田園地域・里地里山における生産活動も農薬・肥料を適切に使用することにより、里海などの生物多様性への影響を低減することが可能です。このように、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、森・川・海の生態系全体を通じた生物多様性保全を行う必要があり、森・川・海を通じた生物多様性保全を推進します。(農林水産省)

遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進(第2章第1節、第2節に詳述)

農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進と遺伝子組換え農

作物などの規制によるわが国の生物多様性の確保を図ります。（農林水産省）

農林水産分野における地球環境保全への貢献（第2章第4節に詳述）

国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続的利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。（農林水産省）

農林水産業の生物多様性指標の開発（第2章第5節に詳述）

農林水産業が立脚する生物多様性保全は、国民に安全で良質な農林水産物を安定的に提供するためにも必要不可欠です。

しかしながら、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行っているものの、その効果を定量的に把握することが可能な科学的根拠に基づく指標は開発されておらず、これらの農林水産関連施策を効果的に推進する上で、指標の開発が必要であり、生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。（農林水産省）

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

(地域空間施策)

第5節 森林

(基本的考え方)

わが国の国土の3分の2を占める森林は、遺伝子や種のレベルにおいて多種多様な動物、植物や土壌生物が生息・生育し、立地状況や気象状況などの環境とともに多様で複雑な生態系を構成しており、生物多様性の保全において重要な要素となっています。また、地球温暖化対策における二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての役割や気候の安定化、土砂流出の防止、水源のかん養や循環型資源である木材などの供給源、遺伝資源の宝庫として人間の生存にとって欠くことのできない環境の基盤であるとともに、人間の生存基盤でもあります。さらに、わが国においては、森林に対する国民の多様なニーズとして環境教育や健康づくりの場としての利用など、癒しの場、文化的基盤としての役割も求められています。

森林生態系の生産力に基礎を置く林業は、植栽、下刈り、間伐といった適切な施業等を通じ、生物多様性保全を含む森林の有する多面的な機能を発揮させるという役割を有するとともに、それにより産出される木材は、環境への負荷が小さく、長期的かつ多段階にわたり有効利用することは、持続可能な社会の実現に資するものであります。

森林の育成には非常に長期間を要し、その成長過程で草本、中低木から高木までを含む多様な環境が形成され、これにあわせて森林内の野生動植物の生息生育環境とともに生物の多様性も変化します。適切な森林整備により病虫害、風雪害などに対して抵抗力の高い健全な森林が育成されるとともに、動植物や生態系の保全に配慮した伐採、更新を通じて多様な林齢の森林を造成することが、生物多様性保全につながります。

子孫にこの大切な森林を引き継ぐことは我々の重要な責務であり、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていく必要があります。このため、多様で健全な森林へ誘導するための整備とともに、森林の保全・管理の推進、生物多様性に配慮した施業の実施などとあわせて、担い手の確保や都市と山村の交流などを通じた山村の活性化、企業やNPOなどによる森林づくり活動の推進、及び森林・林業の果たす役割や木材利用の意義について国民の理解を深めるための森林環境教育や森林とのふれあいの充実なども重要であり、幅広い国民の理解と協力のもと、官民一体となって総合的に取り組む「美しい森林づくり推進国民運動」を推進していく必要があります。また、戦後築き上げてきた人工林を中心に利用可能な資源が増加しており、利用拡大を通じた国内の森林・林業・木材産業の再生を図ることで間伐などの森林の適切な整備・保全を進めていく必要があります。

わが国の国土面積の2割、森林面積の3割を占める国有林野は、奥地脊梁山脈や水源地域に位置し原生的な天然林から人工林まで多様な森林が広がり、生物多様性を保全し国民が豊かな暮らしを送るために重要な役割を果たしています。国有林野の管理経営にあたっては、「国民の森林」として公益的機能の発揮を基本とし、世界自然遺産に登録されるよう

な原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については「保護林」や「緑の回廊」として貴重な自然環境の保全・管理を行うとともに、人工林については間伐や針広混交林化などを推進するなど適切に森林を整備・保全していくことが必要です。あわせて、市民団体などと協働・連携しながら地域の特色を生かした森林づくりの取組や、森林とのふれあいの場の提供なども重要な要素となってきています。

加えて、木材の多くを輸入しているわが国においては、海外における森林の保全や持続可能な森林経営の支援を通じて、地球規模での森林における生物多様性保全に貢献することも重要です。

1. 森林

(施策の概要)

森林は、生物多様性の保全を含む多面的機能を有し、「緑の社会資本」として広く国民に恩恵をもたらしています。また、京都議定書の第1約束期間(2008～2012年)が迫る中、森林整備などによる二酸化炭素吸収量の確保への期待が高まってきているほか、森林環境教育や森林セラピーの場としての期待など、森林に対する国民のニーズは多様化してきています。

[多様な森林づくりの推進]

森林・林業基本法に基づき、平成18年9月に策定した新たな森林・林業基本計画においては、重視すべき機能に応じて森林を水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材などの生産機能を重視する「資源の循環利用林」に3区分し、その区分にふさわしい森林の整備及び保全を推進することとされ、今後急増していく高齢級の人工林について、生物多様性の保全を含めた森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ、多様化する国民のニーズに応えるため、100年先を見通し、間伐などの推進に加え針広混交林化や広葉樹林化、長伐期化などにより多様で健全な森林へ誘導していく方針の下、森林計画制度などを通じて各般の施策を推進しているところです。

また、平成19年2月23日、幅広い国民の理解と協力の下に、官民一体となった運動として「美しい森林づくり推進国民運動」を展開していくことが関係閣僚の会合において決定され、2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し、さらに、多様な森林づくりを推進することを目標に、木材利用を通じ適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築、森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり、都市住民や企業など幅広い主体の森林づくりへの参画を総合的に進めていくこととしています。

これらの森林整備を進めるにあたっては、森林に生息・生育する動植物や生態系の保全について配慮した施業を推進します。

[森林の適切な保全・管理の推進]

森林の有する公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林として指定し、立木の伐採や転用を規制するとともに、荒廃地などにおける治山施設の設置や機能の低下した森林

の整備などを推進します。また、森林病虫害や林野火災による森林被害については、発生状況や地域の状況を踏まえつつ、森林所有者、地域住民、関係機関などが連携・協力した的確かつ効率的な対策を推進します。さらに、シカなどの野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、被害や生息の状況を踏まえた広域的かつ効果的な対策を推進するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した対策を適切に推進します。

[山村の活性化]

わが国の山村は過疎化や高齢化が進み、その生活基盤は都市部と比較して依然として低位であることから、森林の適切な整備・保全や生物多様性の保全を行うためには、山村地域の活力を維持することが必要です。

このため、新規就業者の確保、都市と山村の交流・定住を促進し、山村の活性化を推進します。

[国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進]

企業や NPO などが森林づくりに参加しやすい環境の整備、森林環境教育の推進に必要な人材の育成や普及啓発、体験活動のためのフィールド提供や技術指導などにより、国民参加の森林づくりや森林環境教育などの森林の多様な利用を推進します。

[林業・木材産業の発展]

生物多様性などの森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林の適正な整備を進める必要があり、そのためには、適切な生産活動を通じて供給された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者の負担したコストを回収し、森林の整備及び保全に再投資されることが重要です。

このため、素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を進め、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の発展を図ります。

[国有林野の管理経営の推進]

国有林野は、奥地脊梁山脈や水源地域を中心に里山まで全国各地に広く所在しています。これらは、青森ヒバ、秋田スギ、木曽ヒノキの日本三大美林や魚梁瀬スギ、北海道のエゾマツやトドマツからなる混交林、日本アルプスの山岳地帯、古くは百年以上前から植栽され手入れが行われてきた人工林、京都東山のアカマツ林や薪炭林といった里山林、小笠原諸島固有の生態系を持つ森林、九州綾地方の照葉樹林、そして世界自然遺産にも登録されている屋久島や白神山地、知床半島のような原生的な天然林など多様な森林で構成されており、水源のかん養や山地災害の防止などの役割を果たすとともに、わが国の生物多様性の保全を図る上でも重要な位置を占めています。

また、近年では、地球温暖化防止や生物多様性の保全など森林に対する国民の期待が多様化しており、国民共通の財産である「国民の森林」として公益的機能の発揮を基本とし、国民が豊かな暮らしを送ることができるよう、国民の多様な意見を聴いて国有林野の管理経営を行っています。

具体的な管理経営にあたっては、重点的に発揮させるべき機能に応じて個々の国有林野を区分し森林の取扱などを定め、これを踏まえて森林の整備・保全を推進するとともに、流域を単位として民有林との連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組などを行います。

特に、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、植物群落の保護などのため特に貴重な森林については「保護林」を設定し、モニタリングなどを行いつつ維持及び保全を図ります。あわせて、種や遺伝的な多様性を保全するため、「緑の回廊」を設定し保護林相互を連結したネットワークの形成を図るとともに、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を推進します。

また、「^{あかや}赤谷プロジェクト」や「綾の照葉樹林プロジェクト」など地域の特色を活かした森林づくりを地域と協働して行う取組を展開します。さらに、国民参加の森林づくりや森林環境教育のためのフィールド提供などにより、森林の多様な利用を推進する取組を行います。

あわせて、このような取組を幅広い市民の参画を得て行うことができるよう、「森林環境保全ふれあいセンター」などを通じて地域の活動を支援します。

[世界の持続可能な森林経営の推進]

近年の地球規模での環境問題への関心の高まりから、「持続可能な森林経営」の推進が重要な課題として認識されるようになり、国際的なプロセスにおいて合意された「持続可能な森林経営」の「基準・指標」を用いて世界各国が自国の森林の状況をモニタリングし評価する取組が行われています。

このようなことから、わが国が実施する森林資源調査において、非商業樹種や生物多様性に関するデータについても十分に把握する必要があり、木材生産のみならず、生物の多様性、炭素循環、流域の水資源の保全など、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進します。

また、世界の持続可能な森林経営の推進のため、UNFFなどの国際対話への参画、二国間・多国間支援などを推進し、地球規模での生物多様性保全に寄与します。

1.1 重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方

(現状と課題)

すべての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、さまざまな面で国民生活の維持・向上に寄与しています。したがって、それぞれの森林について、要請されるさまざまな機能が高度に発揮されるよう、その整備及び保全を進めなければなりません。

しかしながら、狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁し、高度な経済・文化活動が展開されているわが国においては、個々の森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズなどに応じ、重視すべき機能を考慮しつつ、より適切な森林の整備及び保全を進める必要があります。

また、わが国の森林は、戦後の積極的な人工林造成の結果、量的には充実してきており、今後は、望ましい森林の姿に誘導するため、森林の現況、立地条件、国民のニーズなどを

踏まえつつ施業方法を適切に選択し、計画的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。

（具体的施策）

森林・林業基本計画において、「水土保持林」、「森林と人との共生林」並びに「資源の循環利用林」の3区分の望ましい森林の姿を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じてそれぞれの望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全を推進します。（農林水産省）

3区分ごとの望ましい森林の姿は次のとおりです。

水土保持林の望ましい姿とは、樹木間の空間が確保され適度な光が射し込むことにより下層植生が生育し、落葉などの有機物が土壌に豊富に供給されており、また、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達することにより土壌を保持する能力に優れ、さらに、水を浸透させる土壌中のすき間が十分に形成されることにより保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて土砂の流出及び崩壊を防止する施設などの治山施設が整備されている森林です。

森林と人との共生林の望ましい姿とは、原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風などを防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民などに憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林です。

資源の循環利用林の望ましい姿とは、樹木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、一定のまとまりがあり、林道などの基盤施設が適切に整備されている森林です。

3区分の望ましい森林の姿への誘導への考え方を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じて、それぞれの誘導への考え方に基づいた森林の整備及び保全を推進します。（農林水産省）

3区分ごとの望ましい森林の姿への誘導の考え方は次のとおりです。

水土保持林の望ましい姿への誘導の考え方については、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とするとともに、施業方法別に次のような考え方に基づいて適正な整備及び保全を図ります。

育成複層林施業では、土砂の流出又は崩壊の防止に特に留意して施業すべき針葉樹単層林などについては、既存の立木を上層木として高齢級に移行させつつ抜き伐りを繰り返し、徐々に更新を図るとともに、景観の保全など社会的ニーズや立地条件に応じて天然力を活用した広葉樹の導入による針広混交林化を図ることなどにより複層状態の森林へ誘導して育成管理します。

水土保持機能の発揮のために継続的な育成管理が必要な天然生林については、一部植栽や更新補助、本数調整や保育などを行うことにより複層状態の森林へ誘導します。

育成単層林施業では、緩傾斜地に位置し比較的高い成長量を有する一定のまとまり

のある針葉樹単層林などについては、面的な広がりやモザイク的な配置に留意し、適切な保育及び間伐を実施するとともに伐期の長期化を図り単層状態の森林として育成管理します。

水源かん養機能などの発揮の観点から植栽が必要な未立木地や荒廃した林地については、単層状態の森林として整備します。この森林については、十分に成長させた後、必要に応じて長期的に複層状態の森林へ誘導します。

天然生林施業では、主として天然力を活用することによって成立し、水源かん養機能などの発揮が確保される森林については、必要に応じて更新補助などにより適切に保全管理します。

森林と人との共生林の望ましい姿への誘導の考え方については、自然環境などの保全及び創出を基本とするとともに、施業方法別に次のような考え方に基づいて適正な整備及び保全を図ります。

天然生林施業では、原始的な自然や自然環境の保全上重要な野生動植物の生息・生育地である森林をはじめ、優れた自然や景観を構成する森林については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図ることなどにより適切に保全管理します。

育成複層林施業では、生活に潤いとゆとりを与え、自然とのふれあい、野生動物と共存の場として、継続的な育成管理が必要な都市近郊の森林、里山、奥山などの森林については、広葉樹と針葉樹の混交を含む複層状態の森林へ誘導します。

育成単層林施業では、里山などの緩傾斜地に存在し、成長量の比較的高い針葉樹単層林などについては、景観などへの影響を配慮した適切な保育及び間伐を基本として、単層状態の森林として育成管理します。

資源の循環利用林の望ましい姿への誘導の考え方については、効率的かつ安定的な木材の供給を基本として施業方法別に次のような考え方に基づいて適正な整備及び保全を図ります。なお、施業方法の選択にあたっては、木材生産コストなどを考慮する必要があります。

育成複層林施業では、成長量が高くない針葉樹単層林などについては、帯状又は群状の抜き伐りなどにより効率的に複層状態の森林へ誘導して育成管理します。

針葉樹単層林に介在する広葉樹林などの継続的な育成管理が必要な天然生林は、更新補助や本数調整などにより優良大径木を有する複層状態の森林へ誘導します。

育成単層林施業では、成長量の高い針葉樹単層林などについては、適切な保育及び間伐を基本として、単層状態の森林として育成管理します。

天然生林施業では、尾根筋や沢筋などに存在する育成複層林や育成単層林の周辺に位置し、主として天然力を活用することによって、健全な状態が維持される森林については、必要に応じて更新補助などにより適切に保全管理します。

1.2 多様な森林づくりの推進

(現状と課題)

前森林・林業基本計画のもと、緊急的な間伐への取組には一定の進展がみられたものの、

生物多様性などの森林の有する多面的機能の継続的かつ高度な発揮が十分期待できない森林が依然として相当存在し、適切な施業が行われなければこれが更に拡大していくおそれがあるほか、林地の裸地化防止による水源かん養や土砂の流出の防止といった公益的機能の維持と向上を目的とした育成複層林への誘導も低位にとどまっています。その要因としては、針広混交林や広葉樹林へ誘導する低コスト施業などの多様な施業の方法とその対象地の選択の考え方や技術が十分に浸透しなかったこと、間伐の一層の推進や育成複層林施業などに対応できる効率的な作業システムの導入・普及や路網の整備が不十分であり、路網の配置も効率的な作業システムに完全に対応したものではなかったことなどが考えられます。

今後、わが国の森林資源は高齢級の人工林が増加すると見込まれ、森林に対する国民のニーズを踏まえた多様な森林整備を推進していくための分岐点となる時期を迎えていることから、森林の有する多面的機能を持続的に発揮できるよう、健全な森林の育成のための間伐はもとより、立地条件や社会的ニーズに応じた多様な森林整備を効率的かつ効果的に推進する必要があります。

また、このような多様な森林づくりを進めていくためには、間伐などの森林整備を行うことはもとより、木で創られた製品を利用したりするなど、都市住民も含め幅広く国民が、それぞれの状況に応じて森林づくりに関わっていく必要があります。

（具体的施策）

[広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林への誘導]

広葉樹林化・針広混交林化、長伐期化などによる多様な森林に向けた整備を推進するため、森林所有者などが施業を選択する際の目安となるよう、施業方法の提示や効率的な施業技術の体系的な普及、多様な森林整備への取組を加速するためのコンセンサスの醸成や対象適地の選定などの取組の推進とその全国的な普及を図るとともに、帯状又は群状の伐採などの効率的な施業を推進します。また、森林所有者の負担の軽減を図るため、造林・保育の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着を図ります。（農林水産省）

[施業の効率的かつ効果的な実施]

林道などの路網と高性能林業機械の一体的な組み合わせによる低コスト・高効率の作業システムの整備、普及及び定着を推進します。（農林水産省）

路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道、作業道及び作業路の適切な組み合わせによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、施工すべての段階での周囲の環境との調和を図ります。（農林水産省）

[森林整備の適切な実施に必要な地域における活動の確保]

計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、林業事業者などによる森林施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」、森林所有者などによる森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」などの地域における活動を確保するための支援措置を実施します。（農林水産省）

[公的な関与による森林整備の促進]

国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自助努力を行っても適正な整備が

進み難い森林については、市町村及び都道府県が、森林組合などの林業事業体による施業などの集約化や間伐の効果的な実施を促進します。これによっても適時かつ適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高く、その適正な整備が必要な場合には、治山事業などにより必要な整備を行うこととし、その際、立地条件を踏まえて針広混交林化などを推進します。(農林水産省)

植栽が行われない伐採跡地については、その新たな発生を抑制しつつ、早期に適切な更新を確保するための対策を推進します。(農林水産省)

[研究・技術開発及び普及]

将来の森林、林業及び木材産業の発展の可能性の基礎となる研究・技術開発及び林木育種並びにそれらの成果の計画的かつ効果的な普及などを図るため、適切で効率的な森林の整備及び保全、木材産業の競争力の強化などに向け、達成目標などを明確化した「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」及び「林木育種戦略」に基づいて、国、独立行政法人が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業などとの産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発を効率的かつ効果的に推進します。(農林水産省)

研究・技術開発の成果の移転を行い、地域が一体となった森林の整備及び保全や林業生産活動を促進するため、地域におけるまとめ役となる指導的林業者や施業等の集約化に取り組む林業事業体等を対象とした重点的な普及等を、林業指導事業を通じて効率的かつ効果的に推進します。(農林水産省)

[遺伝資源の保存と利用]

必要な優良種苗の確保を図るため、採取源の確保、苗木の生産技術の向上などの生産対策及び流通対策を実施します。(農林水産省)

平成19年に策定された「林木育種戦略」に基づき、将来にわたって国内の森林を適正に整備・保全していくため、必要な遺伝的特性を持つ品種、国土保全、水源かん養などに資する品種など国民のニーズに対応した新品種の開発を着実に進めるとともに、開発された新品種の普及を図ります。(農林水産省)

絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全を図るとともに、林木の新品種の開発に不可欠な育種素材として利用価値の高い林木遺伝資源などを確保し、その有効活用を図るため、それら林木遺伝資源の収集・保存、特性評価、情報管理及び配布を行います。(農林水産省)

[社会的コスト負担]

水源の森づくりなどの森林整備のための社会的コスト負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税・課徴金などの活用、上下流間の協力による基金の造成や分収林契約、森林空間利用などへの利用料金の徴収、ボランティア活動による対応などのさまざまなものがありますが、今後、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、社会経済情勢の変化なども踏まえ、国民の理解を得つつ、地域の状況にも対応して的確に選択していくことについて更なる検討を行います。(農林水産省)

[地球温暖化防止への貢献]

京都議定書目標達成計画における森林吸収量の目標である1,300万t-C(炭素トン)程

度を確保するため、健全な森林の整備、保安林などの適切な管理・保全などの推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくりの推進などの総合的な取組を、政府、地方公共団体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力の下、一層の推進を図ります。（農林水産省）[再掲（2章6節1.1）]

森林及び木材利用が地球温暖化の防止に果たす役割の評価に関する国際的な検討などに積極的に参画します。（農林水産省）[再掲（2章6節1.1）]

1.3 「美しい森林づくり推進国民運動」の推進

（現状と課題）

森林は、生物多様性保全をはじめとするさまざまな公益的機能を有しており、国土の3分の2を占める森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を進めることは、「美しい国創り」の礎となるものです。

しかしながら、近年の林業採算性の悪化や山村の活力低下に伴い、間伐などが行われず森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっています。このような中で、森林の公益的機能の発揮を図るためには、特に森林の4割を占める育成林について、適切な間伐を実施した上で広葉樹林化など多様な森林への誘導を進めていく必要があります。

一方、わが国の森林資源は、戦後築き上げてきた育成林を中心に利用可能な状況になりつつあり、国際的に木材需要が増大しているなか、適切な間伐などの推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた森林・林業の再生を図っていくことが重要です。

このため、関係省庁（内閣官房（地域再生）、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の連携を図り政府一体となって、「美しい森林づくり」に向けて適切な森林の整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどの取組を、幅広い国民の理解と協力のもと総合的に推進することが重要です。

（具体的施策）

所有者への施業提案などによる施業の集約化、高性能林業機械と路網整備の組合せによる低コスト作業システムの普及・定着、流通の効率化や製材・加工の大規模化などを推進することによって、品質・性能の確かな木材製品の安定供給に向けた木材の生産・流通体制の構造改革を図ります。（関係省庁）

住宅分野、エネルギー分野、公共工事などでの木材利用の推進を図ります。また、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発、消費者重視の新たな市場の形成と拡大、木の良さの普及などの取組を推進します。（関係省庁）

U・J・I ターン者を含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修などを推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を図ります。また、今後増加する定年退職者などのふるさと回帰に向けた取組と連携した森林整備・保全への担い手の確保・育成を進めます。さらに、森林整備・保全の推進と併せ、境界の整備など森林管理の適正化を図ります。（関係省庁）

優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、これらを幅広く活用した新たな産業の創出や魅力ある地域づくり、山村地域の生活基盤の整備や定住者の

受入体制の整備などを推進することによって、山村地域の活性化を図ります。（関係省庁）

企業やNPO、都市住民などによるボランティアな森林づくりを促進するとともに、森林環境教育や森林セラピー、身近な里山林の保全・利用活動などを通じた国民の森林に対する理解の醸成などを行うことによって、森林整備・保全への幅広い参画を進めます。（関係省庁）

森林所有者による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の各主体間の連携を図り、地域毎に効率的な森林経営を推進します。（関係省庁）

1.4 森林の適切な保全・管理の推進

（現状と課題）

水源のかん養など、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林の計画的な指定を進めるとともに、立木の伐採や転用の規制などの適切な運用により保全を図ってきました。

一方、局地的な豪雨などによる山地災害が依然として発生しているほか、多雨年と少雨年の降水量差が拡大傾向にあることから地域的な洪水や濁水も発生しやすい状況にあります。

また、松くい虫やナラ枯れといったまん延力の強い森林病虫害による被害については、従来被害がなかった地域において新たな被害が発生する傾向が続いており、林野火災についても、一度発生すれば森林に著しい被害を与える危険性を有しています。

このため、森林の公益的機能の発揮を通じて国民の安全・安心を確保するため、森林の保全・管理が重要となっています。

（具体的施策）

特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進（平成30年度末計画量1,245万ha）します。また、保安林の機能の十分な保全を図るため、衛星デジタル画像などを活用し、保安林の現況や規制に関連する情報を効率的に管理する体制を整備することにより、保安林の適切な管理を一層推進します。（農林水産省）

豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木などによる山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、治山施設の設置などを推進するとともに、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林などにおいて、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進し、森林を適切に保全します。（農林水産省）

松くい虫被害拡大の先端地域における防除対策の重点化や保全すべき松林などの重点化、地域の自主的な活動との連携協力及びナラ枯れ対策の推進など、森林病虫害防除対策を一層推進するとともに、林野火災の予防などにより森林の保全を適切に行います。また、病虫害に対して抵抗性を有する品種の開発及び開発した品種の普及を促進します。（農林水産省）

1.5 野生鳥獣による森林被害対策の推進

(現状と課題)

シカやイノシシなどの野生鳥獣については、狩猟者の減少による狩猟圧の低下や小雪暖冬による死亡率の低下などを背景として生息数が全体として増加していることや、山村の過疎化・高齢化などに伴う山村地域における人間活動の低下や耕作放棄地の増加などにより分布域の拡大が見られます。また、下層植生の食害や踏みつけによる土壌の流出など、森林の有する多面的機能への影響が懸念されており、効果的な対策が必要です。

(具体的施策)

野生鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)[再掲(2章1節2.3)]
関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)[再掲(2章1節2.3)]

1.6 担い手の確保・育成、都市と山村の交流・定住の促進

(現状と課題)

全国の山村面積(「山村振興法」に基づき指定されている「振興山村」の区域)は国土面積の5割を占め、その9割が森林に覆われています。山村では、林業をはじめとした一次産業が主要な産業となっており、それらの生産活動が地域の活力の維持に貢献するとともに、地域住民による薪炭材の利用などを通じ、森林の管理が日常的に行われてきました。

しかし、高度経済成長期以降の人口の減少は著しく、昭和40年から平成17年の間に、全国では人口が3割増加したのに対し、山村では4割減少し、平成12年では全人口に占める割合は約3.6%となっています。また不在村者の保有する森林面積が私有林面積の4分の1を占める(2005年農林業センサス)など、過疎化・高齢化とともに、森林所有者の不在村化が進行しています。

加えて、林業生産活動の停滞などにより、手入れが不十分な森林が見られ、森林の有する多面的機能の発揮にも影響が出ることが危惧される状況となっています。このため、新規就業者の確保や都市と山村の交流・定住を促進し山村の活性化を推進する必要があります。

(具体的施策)

森林の保全・整備に意欲を有する若者を対象に「緑の雇用担い手対策事業」を実施し、新規就業者の確保・育成に取り組めます。(農林水産省)

基幹産業である林業と木材産業の振興、木質バイオマスなどの未利用資源を活用した産

業の育成、山村や林家の貴重な収入源である特用林産物の生産基盤の高度化、特産物の開発など森林資源を活かした新たなビジネス(森業・山業)の創出などによる多様な就業機会の確保を図ります。(農林水産省)

用排水施設などの生活環境施設の整備の推進、都市と山村とが連携して行う意欲的・先導的な取組の支援、山村活性化に資する人材育成などを実施します。(農林水産省)

山村の魅力を活かした森林体験や教育関係機関との連携による森林環境教育、森林を活用した健康づくりを促進します。(農林水産省)

1.7 施業現場における生物多様性への配慮

(現状と課題)

森林の整備・保全を担う林業事業者などが現場作業を行う上で、木材生産の観点だけではなく森林に生息・生育する動植物や生態系の保全についても配慮した行動をとることは、森林における生物多様性保全を図る上で重要な要素です。

このため、森林計画制度において、地域森林計画などにより、貴重な野生動植物の保護に配慮した施業方法の指針などを示しているほか、さらに持続可能な森林経営を民間の第三者機関が評価・認証する森林認証制度については、生物多様性保全が認証取得の重要な要件のひとつとなっており、現場作業においても保護樹帯の設置など野生動植物の保全のための多様な取組が始められています。今後は、このような具体的な取組事例を広く普及し、生物多様性保全に配慮した森林施業を推進することが必要です。

(具体的施策)

森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用を図るとともに、森林認証の取得等現場での取組事例を紹介し、森林施業の実施に際しての生物多様性保全への配慮を推進します。(農林水産省)

1.8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

(現状と課題)

近年、森林づくりや環境教育に取り組む企業や NPO などの活動が活発化するとともに、森林を保健・文化・教育活動に利用する国民が増加するなど、森林に対する国民の理解や関心には一定の進展が見られています。地球温暖化防止や生物多様性の保全を始めとする多面的機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという気運を醸成していくため、広範な国民による自発的な森林づくり活動を促進することが重要です。

(具体的施策)

企業や NPO などによる森林の整備・保全活動を促すため、活動内容の企画・提案、サポート体制の整備、活動の評価手法の開発や評価結果の活用、フィールドや技術などの各種情報収集・提供など企業などが森林づくりに参加しやすい環境を整備します。(農林水産省)

国有林野においては、企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行う「法人の森林」の設定、自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるためフィールドを提供する「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的建造物や伝統文化の継承に貢献するための国民参加による「木の文化を支える森づくり」などを推進します。（農林水産省）

全国植樹祭、緑の募金などの国土緑化運動や「みどりの日」（5月4日）、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）を中心とした上下流の連携による地域の緑化活動の一層の展開を図ります。（農林水産省）

自然の中で緑を愛し、守り育てる心と健康で明るい心を持った人間に育てることを目的に結成された全国各地の「緑の少年団」などの活動を核とした次代を担う子どもたちに対する森林の重要性の普及啓発を図ります。（農林水産省）

巨樹・古木林や、里山林などの市民に身近な森林・樹木の適切な保全・管理のために必要な技術の開発と普及啓発を推進します。（農林水産省）

1.9 森林環境教育・森林とのふれあい等の充実

（現状と課題）

現代社会では、普段の生活の中で森林とかかわったり木材の利用などについて体験し、学んだりする機会が少なくなってきました。このことから、森林の中でのさまざまな体験活動などを通じて森林が有する多面的機能や林業及び木材利用の意義などについての理解と関心を深める森林環境教育や森林とのふれあいの機会などを、子どもたちをはじめ国民に広く提供することが重要になっています。

（具体的施策）

森林環境教育を推進するために必要な人材の育成や普及啓発などを推進します。（農林水産省）

国有林野においては、学校が行う体験活動のためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定や、森林管理局・署による森林・林業体験活動、情報提供や技術指導などを推進します。（農林水産省）

森林の有する多面的機能や森林の現況などに関する情報を、各種メディアを通じて広くPRし、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めます。（農林水産省）

1.10 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

（現状と課題）

生物多様性などの森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林の適正な整備を進める必要があり、そのためには、適切な生産活動を通じて供給された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者の負担したコストを回収し、再び森林の整備及び保全に投資されることが重要です。しかしながら、森林整備を進めるにあたり重要な役割を担う林業・木材産業においては、スギ・ヒノキを中心とする利用可能な資源の充実、近年の中国などにおける需要増や為替相場の変動による外材価格の上昇傾向といった木材

需要構造が変化している状況にあるものの、総じて国産材の生産、加工及び流通は小規模かつ分散的であり、とりわけ流通は多段階を経る構造が多くを占め、非効率でコストが割高となりやすい傾向にあります。このように、林業・木材産業の構造改革が立ち遅れており、品質・性能の確かな木材製品を大量、安定的かつ低コストで供給するという需要者ニーズに対応しきれない状況にあります。

（具体的施策）

施業の集約化などを通じて、国産材を低コストで生産し、安定的に供給できる体制の整備を推進します。（農林水産省）

製材・加工体制の大規模化などを推進するとともに、消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化を推進します。（農林水産省）

企業、生活者などのターゲットに応じた戦略的な普及や木質バイオマスの総合的な利用などを推進します。（農林水産省）

1.11 保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進

（現状と課題）

国有林野の管理経営については、流域ごとの自然的特性などを勘案しつつ、機能に応じた区分に基づき森林の整備・保全などを推進しています。具体的には、個々の森林の状況に応じて、自然の推移に委ねるものから、間伐の積極的な実施、伐採林齢の長期化、多様な林分のモザイク的な配置、抜き伐りなどによる針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林への誘導まで多様な森林の整備・保全を行っています。また、野生動植物の生息・生育地の創出など地域の特色を活かした森林づくりについて、地域住民や自然保護団体などと協働して取り組むモデルプロジェクトを展開しています。このようなさまざまな取組により、変化に富んだ森林環境を創出し、国土保全などの機能の発揮と併せて、多様な野生動植物の生息・生育の場として生物多様性の保全にも貢献するものとなっています。

また、国有林野には、優れた景観を有する森林や、貴重な野生動植物が生息・生育するなど豊富な森林生態系を維持している森林、溪流などと一体となって良好な環境を形成している森林なども多くあることから、特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地など貴重な森林の保全・管理を行うため「保護林」（大正4年（1915年）制度創設）を設定しており、屋久島、白神山地、知床半島の世界自然遺産なども保護林として位置づけています。平成19年4月1日現在で78万ha（国有林野の約1割）を保護林に設定しており、設定目的に応じ自然の推移に委ねた保全などを行っています。

また、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」（平成12年制度創設）を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めており、平成19年4月1日現在で51万haを緑の回廊としています。平成18年度には、国有林を中心に民有林とも連携した「東中国山地緑の回廊」（約7千ha）を設定しました。あわせて、国有林野に生息・生育する貴重な野生動植物の保護などの取組を進め、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備などを進めています。こ

のほか、国有林野を適切に保全・管理するため、関係機関やボランティア団体、地元関係者などとも連携を図りながら、巡視や清掃活動、マナーの啓発活動などを行っています。

さらに、木材生産は国民の生活と直接関係する森林の主要な機能のひとつであり、地域における産業振興や循環型社会の構築などに寄与し、地球温暖化防止森林吸収源対策の一環としても木材利用が有効なことから、国有林では、公益的機能の発揮を基本とする管理経営を進めることを基本として、木材など林産物の持続的・計画的な供給に努めています。特に、戦後に造成され利用期を迎えつつある人工林の間伐などを通じて生産される木材を中心に供給を行っています。また、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活かし、民有林から供給が期待しにくい木材について、わが国の「木の文化」の継承のためにも計画的な供給を行っています。

あわせて、国有林では、自ら行う治山事業などの森林土木工事における木材利用や、庁舎や内装の木造化・木質化を推進しています。

一方、NPO などが直接森林づくりに関わる活動が活発化するとともに、CSR（企業の社会的責任）の一環として森林の整備・保全活動に取り組む企業もみられるようになっていきます。また、森林の中でさまざまな体験活動を通じて、人々の生活や環境と森林や林業、木材との関係について学ぶ「森林環境教育」の重要性が高まっています。

国有林野は優れた自然環境を有する森林から人工林まで多様な森林で構成され、森林とのふれあいを求める国民のさまざまなニーズに対応することが可能であり、国民参加の森林づくり活動や森林環境教育のフィールドを提供するとともに、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツなどに適した森林を「レクリエーションの森」として設定しています。また、全国に 11 箇所ある「森林環境保全ふれあいセンター」を核として市民団体の活動を支援するなど多様な取組を行っています。

今後とも、国有林野の管理経営にあたっては、「国民の森林」として生物多様性保全も含め国有林野に期待される役割を十分に果たせるよう、針広混交林化など多様で健全な森林の整備・保全を行うとともに、保護林や緑の回廊の設定の推進及びモニタリング調査を通じた適切な保全・管理並びに地元関係者とも連携した巡視活動の実施などを推進することが必要です。あわせて、持続的・計画的な木材など林産物の供給や木材利用の推進に努めるとともに、森林に対する国民の理解を深め、森林を身近なものとして感じてもらえるよう、森林とのふれあいの場などの提供を図っていくことも重要です。

（具体的施策）

〔国有林野の適切な森林の整備・保全の推進〕

多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ効率的な間伐の推進を図るほか、針葉樹人工林において天然力を活用した広葉樹の導入を進めるための抜き伐りを行い針広混交林へ誘導するなど、多様な森林の整備を推進します。（農林水産省）

国有林野は国土保全、水源かん養などを図る上で重要な位置にあり、国有林野面積の約 9 割にあたる 661 万 ha（平成 17 年度末）が保安林に指定されており、指定目的の達成のためこれらの適切な保管理を行います。（農林水産省）

「森林整備保全事業計画」に基づき、国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全などの森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機

能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。(農林水産省)

地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷プロジェクト」や、日本最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するとともに、照葉樹林を分断するように存在する二次林や人工林をもとの照葉樹林に復元する「綾の照葉樹林プロジェクト」など地域の自然環境保全のため地域住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。(農林水産省)

京都東山の世界文化遺産の背景林であるアカマツ林や九州で薪炭林として整備されていた広葉樹林など里山林の整備・保全を推進します。(農林水産省)

[国有林野の維持及び保全]

国有林野には原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林が多く残されており、このような特別な保全・管理が必要な森林について希少な野生動植物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群落の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。また、設定後の保護林の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、植生の回復やシカなどによる食害を防ぐための保護柵の設置などを実施します。(農林水産省)

保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。緑の回廊においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ることとし、優れた林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を行うとともに、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけでは緑の回廊としての森林の広がりを確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼し設定するよう努めます。(農林水産省)

貴重な野生動植物の保護などを進めるため、特に保護を重視すべき野生動植物については、生息・生育状況の把握のための巡視、生息・生育環境の維持、整備に必要な森林などの保護管理手法の調査や具体的な森林の取扱方針の設定、また生息・生育環境の維持・整備などを進めます。

例えば、長野県南信地域において、八ヶ岳と南アルプスの限られた地域だけに生育する絶滅危惧種ヒメバラモミを保護するため、接ぎ穂を採取し、苗木の育成に取り組むなどの保護・保全活動を関係機関と連携して実施します。

また、北海道において、学識経験者などからなる検討会を開催し「クマゲラ生息森林のための取扱方針」を定めており、これに基づく森林の整備・保全を進めます。(農林水産省)

森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止を図るとともに、森林の利用者の指導などを行うため、日常の森林巡視のほか、鳥獣保護区域内の狩猟などの違法行為あるいは

高山植物の盗掘の防止など、貴重な動植物の保護を目的としたパトロールを実施します。（農林水産省）

世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ（森林保護員）が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保安全管理を行います。（農林水産省）

[国有林野の林産物の計画的・持続的な供給と利用の推進]

木材などの林産物については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めることを基本として、自然環境の保全などに十分な配慮を行いながら、木材など林産物の持続的・計画的な供給に努めます。（農林水産省）

国有林では、自ら行う治山事業などの森林土木工事における木材利用や、庁舎や内装の木造化・木質化を推進するとともに、あわせて合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の使用を推進します。（農林水産省）

[国有林野における森林とのふれあいの場などの提供]

自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるため、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」の設定を推進します。（農林水産省）

分収林制度を利用して、企業が社会に貢献するとともに社員教育や顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定を推進します。（農林水産省）

歴史的に重要な木造建造物や、伝統工芸などの次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、国民の参加による「木の文化を支える森づくり」を推進します。（農林水産省）

学校と森林管理署とが協定を結び、さまざまな自然体験や自然学習を進めていただく「遊々の森」の設定を推進します。（農林水産省）

「レクリエーションの森」については、これからも利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして活用いただくために、リフレッシュ対策を進めていきます。（農林水産省）

「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動や、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。（農林水産省）

1.12 森林資源のモニタリングの推進

（現状と課題）

持続可能な森林経営の「基準・指標」に係るデータなどを収集し、生物多様性を含む森林の状態とその変化の動向を継続的に把握することを目的に、全国の森林に4km間隔で設けたおよそ15,700点の定点観測プロットを5年間で一巡する「森林資源モニタリング調査」を平成11年度より実施しています。今後は引き続き森林資源モニタリング調査を実施することに加え、平成20年度に完了する二巡目調査の結果を評価・分析し、地域森林計画などの樹立に反映させていくことが求められています。

（具体的施策）

全国約15,700点の定点プロットにつき、地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫

獣害などに係る調査を継続的に実施します。(農林水産省)[再掲(2章5節2.7)]
 二巡目までの結果などに基づき、モンリオール・プロセスの「基準・指標」に対応した「2009年第2回国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省)[再掲(2章5節2.7)]
 森林資源モニタリング調査結果や衛星画像などを用いた森林の動態解析手法を開発します。(農林水産省)
 森林空間データや森林資源モニタリング調査結果などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省)[再掲(2章5節2.7)]
 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000など、他の全国レベルの調査と情報の相互利用を図ることについても検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省)[再掲(2章5節2.7)]

1.13 世界の持続可能な森林経営の推進

(現状と課題)

世界の森林は農地などへの転用、違法伐採、森林火災、過放牧などにより、地球上の生物種の多数が生息する熱帯林を中心に急速に減少・劣化しており、2000年から2005年までに約1,290万ha(造林などによる増加を差し引くと日本国土の5分の1に相当する約730万ha)の森林が毎年減少しています。このような大規模な森林の減少・劣化は、地球規模の生物多様性の危機を引き起こす大きな要因のひとつであることから、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進、国際対話への積極的な参画・貢献が必要です。

(具体的施策)

全ての森林の持続可能な経営の推進を目的として設立された国連森林フォーラム(UNFF)などの国際対話に積極的に参画します。(外務省、農林水産省、環境省)
 森林の減少・劣化の主要な要因のひとつとなっている違法伐採問題については、G8を初めとする国際的な議論の場で重要性を主張し、国際的な取組を喚起します。(外務省、農林水産省、環境省)
 途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じた多国間の支援を推進します。(外務省、環境省、農林水産省)
 モンリオール・プロセスについては、発足以来カナダが事務局を務めてきましたが、2007年(平成19年)1月からわが国が事務局を務めることとなり、わが国は事務局として世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮して、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的取組を推進します。(農林水産省)[再掲(2章4節3.4)]
 熱帯林などの適正な保全と利用、緑の再生など開発途上国などの持続可能な森林経営の取組に対し、林木育種に関する技術協力に取り組みます。(農林水産省)

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

第6節 田園地域・里地里山

(基本的考え方)

田園地域や里地里山では、水田、水路、ため池のほか、雑木林、鎮守の森、屋敷林、生け垣など、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境がネットワークを形成し、持続的な農林業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間となっています。

このような人の手が入ることにより作り出される身近な自然環境である田園地域や里地里山では、不適切な農薬・肥料の使用や、経済性や効率性のみを重視した工法による事業を実施した場合には生物多様性への影響が懸念されるほか、近年、里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加などにより、従来、身近に見られた動植物の減少が見られる一方、特定の野生動物の生息域の拡大などにより、農林業への鳥獣被害が深刻になっています。

そのため、生物多様性が保全され、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産及び田園地域や里地里山の整備・保全を推進するとともに、農業は食料の生産に加え多様な生きものも生み出す活動であるとの視点に立ち、国民が生きものとふれあい、農業と生物多様性の関係に対する認識を深める取組を推進し、農山村の活性化を図ることが必要です。

さらに、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できる田園地域・里地里山を未来に引き継ぐため、農林業の振興、地域活性化、生物多様性の保全、文化の継承など、多岐に渡る諸課題について、長い歴史の中で培われた伝統的知識とともに、新たなバイオマスの利活用技術などを用い、関係機関・団体、国民などが連携して対応を図る必要があります。その際、科学的検討を踏まえて社会的合意形成を図ることも重要です。

1. 田園地域・里地里山

(施策の概要)

国民に安全で良質な食料を供給するだけでなく、多様な生物の生息・生育空間や自然とのふれあいの場としても重要な役割をもつ田園地域・里地里山を将来にわたり保全・利用していくため、「食料・農業・農村基本法」により平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減、担い手の育成・確保や農地の有効利用の促進、農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備、都市と農村の交流の促進による農村地域の活性化などに取り組みます。また、「バイオマス・ニッポン総合戦略」(H18.3)に基づき、バイオマスの利活用を通じ田園地域・里地里山の活性化に取り組みます。

また、人々の憩いの場や居住環境の一部であり、生物の重要な生息・生育の場でもある里山林については、「森林・林業基本法」により平成18年9月に閣議決定された「森林・林業基本計画」に基づき、林業の振興などを図る中で多様な生物の生息・生育地などの保全を図りつつ、地域とボランティア、NPO などとの連携により、里山林の多面的利用に向けた森林づくり活動を推進するとともに、森林セラピーなどの多様な利用活動を促進します。

1.1 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

(現状と課題)

適切な農業生産活動が行われることによって生物多様性保全、良好な景観の形成などの機能が発揮されます。一方、不適切な農薬や肥料の使用は、田園地域・里地里山の自然環境ばかりでなく、川などを通じた水質悪化による漁場環境への影響など生物多様性への影響が懸念されることから、田園地域や里地里山の生物多様性保全をより重視した環境保全型農業を推進し、生きものと共生する農業生産の推進を図る視点でさらに取組を進めることが必要です。

(具体的施策)

農薬・肥料などの生産資材の適正使用などを推進することが重要であり、農業者ひとりひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を図ります。

(農林水産省)

農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性などを厳格に検査をしたうえで登録されており、さらに環境への影響が生じないように、農薬ごとに農薬使用基準を定め、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図ります。(農林水産省)

農薬取締法に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を進めます。

(環境省)[再掲(2章1節3.2)]

農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、その手法を確立します。(環境省)[再掲(2章1節3.2)]

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、地域でまとまりをもって、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上低減するなどの先進的な取組を推進します。(農林水産省)

化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをはぐくむ有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。(農林水産省)

以上のような、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うと同時に、安全かつ良質な農産物を供給するためには、農薬・肥料などの適時・適正な使用を含む農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」である GAP

手法の導入が有効であり、今後これを推進します。現状では GAP 手法に取り組んでいる産地や農業者の数が限定されていることから、まずは基礎的な事項について、一定の作物ごとに汎用性の高く、農業者ひとりひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき項目も取り入れた GAP 手法のモデル（基礎 GAP）などを活用して、GAP 手法自体の普及を図ります。（農林水産省）

エコファーマー認定件数は平成 18 年 9 月現在で 111,273 件となっていますが、平成 21 年度末までに 200,000 件とすることを目標とします。（農林水産省）

1.2 生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進

（現状と課題）

土づくりの後退や不適切な肥料及び農薬の使用は、土壌の劣化や地力の低下に加え、土壌微生物や土着天敵への影響など地域の生態系の攪乱かくらんを招き、持続的な生産にも支障をきたす恐れがあるため、土づくりの励行、効率的・効果的な施肥、防除に努め、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うことが重要です。

（具体的施策）

土づくり及び施肥の推進については、耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来のたい肥や食品循環資源由来のたい肥の利用の促進など土づくりに取り組むとともに、土壌・作物診断に基づき、たい肥などの有機質資材に含まれる肥料成分を勘案した合理的な施肥を推進し、土壌微生物の生息数、多様性など土壌の生物的性質を維持・向上させることなどにより、地力の維持・増進に努めます。（農林水産省）

土壌の肥沃度や土壌病害の発生・抑止、物質循環に大きな関わりを持つ土壌微生物について、農業生産への活用を図るため、それらの働きの解明などの基盤技術の開発を推進します。（農林水産省）

病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用やほ場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進します。これらの取組により、土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進します。（農林水産省）

このほかにも、冬期湛水をはじめ生きものをはぐくむさまざまな農業技術が見られることから、これらの技術に関する情報や地域での取組事例の収集・提供に努めます。（農林水産省）

以上のような生物多様性保全をより重視した農業技術の普及を推進します。（農林水産省）

1.3 鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進

（現状と課題）

里地里山には、多くの野生動物が生息しており、生態系の中でそれぞれ重要な役割もっています。また、人間生活と密接にかかわり、必要な資源として利用されてきたほか、人々が野生動物観察などを通じて生きものとふれあうことも行われてきました。

一方、昔から、農民が収穫物を守るために築いた猪土手や猪垣が象徴しているように、イノシシなどによる農業被害が生じていました。

近年、里地里山における人間活動の低下や耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、少雪化傾向による生息適地の拡大などに伴い、イノシシ、シカ、サルなどの獣類による農作物被害が深刻になってきています。

また、アライグマなどの外来生物は農林水産物被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在となっています。

野生動物は基本的に臆病で人をおそれる生きものであり、農地に接する藪などを隠れ場所として農地に侵入することから、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であり、鳥獣被害を防止するには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的に取り組むことが必要です。

（具体的施策）

農地に隣接した藪の刈払いなど里地里山の整備・保全の推進、生息環境にも配慮した針広混交林化、広葉樹林化などの森林の整備・保全活動を推進するほか、捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化、防護柵の設置、耕作放棄地の解消など被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強化を図ります。（農林水産省、環境省）

1.4 水田や水路、ため池などの水と生態系のネットワークの保全の推進

（現状と課題）

水田、水路、ため池などの農村地域の水辺環境は水と生態系の有機的なネットワークを形成しており、例えば、小河川で生活するフナ類は産卵期には水田や農業用水路に遡上して浅瀬の水草に産卵するなど、多様な生きものがその生活史に応じてさまざまな生息・生育環境として利用しています。このような水と生態系のネットワークは、農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全され、生物多様性保全に大きく貢献しています。

また、農村地域の水辺環境を形成する水田や水路などは、生産活動などの効率化や防災面から維持・更新が必要となってくることから、農地や施設の整備・更新の際には、生物多様性保全に配慮することが重要です。

（具体的施策）

森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」の整備を行うなど、地域全体を視野において、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進するとともに、生物多様性に一層配慮した生産や維持管理活動を

支援します。(農林水産省)

1.5 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興

(現状と課題)

農村環境は農業生産活動などの人の働きかけにより維持されている自然環境であり、農村地域での農業振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成など多面的機能の発揮の観点からも重要です。

しかしながら、過疎化、高齢化、混住化などの進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水などの資源の適切な保管理が困難な状況となっており、これらの多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されていることから、このような状況を踏まえた施策を展開していくことが必要です。

(具体的施策)

適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域などへの支援を行うとともに、農地・農業用水などの資源と環境の良好な保全と質的向上を図る観点から地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動に対する支援、棚田の保全や自然再生活動を行っている NPO などに対する支援や普及啓発、住民・企業・行政が協働し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動へ支援します。(農林水産省)

農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民に理解を促進し、グリーン・ツーリズムなど都市と農村の交流や定住を促進するほか、地域資源を活用した魅力ある交流拠点の整備への支援を推進します。(農林水産省)

グリーン・ツーリズム施設の年間のべ宿泊者数については平成 18 年度の 795 万人となっていますが、平成 21 年度には 880 万人とすることを目標とします。(農林水産省)

1.6 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進

(現状と課題)

トキやコウノトリは、かつて、わが国の古き良き農村には普通に生息し、人々とともに暮らしていましたが、乱獲や湿地の開発、営巣木などの減少、農薬使用によるエサの減少など人為的な生息環境の変化により、我々の前から姿を消しました。現在、人工繁殖したコウノトリやトキの野生復帰を目指す取組が地域において行われており、また、わが国は渡り鳥の有数の飛来地でもあるので、将来にわたってそれらの生息・生育環境を維持するためには、水田などの農村の環境を整備・保全することが重要です。

このため、冬期のえさ場対策として水田の冬期湛水、生きものが行き交うための水路から水田までの連続性を確保する水田魚道の整備が行われています。併せて、有機農業をはじめとする環境保全型農業による取組も行われています。子どもたちは、こうした水田や水路などの水辺環境を学びの場や遊び場として活用しています。

このような取組は、コウノトリやトキのような極めて希少な生きものの生息生育環境を

守るとともに、地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、わが国の全体の生物多様性保全につながることから、このような地域での取組を評価し、支援することが重要です。

しかし、このような先進的な取組が行われる一方で、さまざまな希少種が分布している田園地域・里地里山の多くの地域では、里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加などにより、田園地域・里地里山の特有な生物の生息生育環境が悪化しており、早急な対応が必要となっています。田園地域・里地里山を将来にわたり保全・利用するために、多様な主体の参加により保全と利用を図ることが必要です。

（具体的施策）

生物多様性保全に対応した合意形成を図りつつ、生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進します。（農林水産省）[再掲（2章3節3.2）]

有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の確立・導入に向けた支援や、水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進します。（農林水産省）

都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供するという役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものとふれあえる空間を提供するという役割についても認識されており、こうしたことを踏まえ、都市農業の振興を通じ、身近に生きものとふれあえる空間づくりを推進します。（農林水産省）[再掲（2章3節3.2）]

水田や水路などの水辺環境を遊びの場、学びの場として位置付け、農村地域における自然環境や野生生物の情報を把握するため実施している「田んぼの生きもの調査」の充実・強化を図ります。（農林水産省、環境省）[再掲（2章3節3.1）]

里地里山保全再生モデル事業（平成16年度～）を通じて、行政、専門家、住民、NPOなどの多様な主体が協働して里地里山の保全・利用を図るための実践的手法や体制、里地里山での環境学習のあり方について検討し、その結果を全国に発信・普及します。（環境省、農林水産省、国土交通省）

生物多様性、景観、文化、資源利用、国土保全、地域活動などのさまざまな観点から将来に引き継ぎたい重要里地里山を選定するとともに、その地域における具体的な取組を広く国民に周知します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理し、持続的に利用する枠組みを構築します。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

里地里山の保全再生活動の担い手育成の支援として、人材登録・派遣・研修を実施しま

す。(環境省)

1.7 草地の整備・保全・利用の推進

(現状と課題)

草地は貴重な生態系を形成し、多くの動植物に生存の場を提供しています。草地のほとんどは、放牧や採草などの目的を持って人為的に管理することにより、特有の自然環境が形成・維持されており、生態系の保全、遺伝資源の保全、野生生物保護など生物多様性保全機能を有しています。例えば、阿蘇・久住高原の草地は、放牧や採草などの農業生産活動など人の手を加えることによって、ハナシノブやヒゴダイなどの植物、オオルリシジミのような希少な蝶の生息・生育地として維持されています。

一方、草地は、採草や放牧による自給飼料基盤として、土 - 牧草 - 家畜をめぐる物質循環が成立し、飼料自給率向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効利用、循環型畜産の確立が図られるとともに、持続的な畜産物の生産、畜産経営の維持を図ることが可能となることから引き続き適切な維持管理が重要です。

(具体的施策)

生産者や集落ぐるみによる草地の生産性・機能を維持するための放牧の取組推進や草地の整備・保全に対する活動について支援を行います。(農林水産省)

草地における生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るため、例えば阿蘇の草原においては、多様な動植物が生息・生育できる草原環境の保全と再生、理解・愛着を持つ人々を増やす草原環境学習の推進します。また、牧野の保全に配慮した土地利用と管理の推進を図るため、草地の整備・保全・利用に向けた取組を進めます。

(環境省、農林水産省)

1.8 里山林の整備・保全・利用活動の推進

(現状と課題)

里山林は、林業生産活動、薪炭材利用や落葉の採取など地域住民の利用による適度な働きかけが加わることによって、その環境に適応したさまざまな野生動植物が生息生育するなど生物多様性の保全上重要な場所であるとともに、その立地などをいかした人と自然とのふれあい・教育の場としての役割も期待されています。

しかし、近年の山村の過疎化・高齢化や生活様式の変化にともなってその利用が低下しており、多様な主体による里山林への新たな働きかけを推進していくことが必要です。

(具体的施策)

林業の振興を図る中で多様な生物の生息・生育環境を保全します。(農林水産省)

地域とボランティア、NPOなどとの連携による植栽、下刈、間伐、里山林の多面的利用にむけた整備活動などを通じた国民参加の森林づくり活動を推進します。(農林水産省)

森林と親しみ生物多様性保全に対する認識と理解を深め自然との共生のあり方を学ぶ取組の推進、都市と山村との交流活動を行う森林ボランティア団体などへの支援などにより、里山林の整備活動の重要性への理解を広めます。(農林水産省)

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

(広域連携施策)

第7節 都市

(基本的考え方)

高密度な土地利用、高い環境負荷が集中する都市においては、生物の生育・生息の場は水や緑豊かな自然的環境を有する空間に限定されます。これまで、都市公園の整備や特別緑地保全地区などの指定などにより、その保全・創出を図ってきましたが、民有の緑地は開発などに伴い年々減少してきました。都市における生物多様性の保全を図る上では、これらの空間について、より一層適切な保全・再生・創出・管理を行う必要があります。

そのためには、生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成の視点から、生物の生息・生育の核となる地区、生物の生息・生育環境を保全・再生し分布域を拡大する地区、これらの地区を結ぶ生物の移動空間となる回廊、及び、これらが安定して存続するための緩衝帯など、それぞれの空間が有する役割について配慮する必要があります。

また、今後の人口減少・超高齢社会においては、都市機能を一定の地域に集約し、公共交通ネットワークで連携させる集約型都市構造（コンパクトシティ）を目指すことが望まれますが、その機を捉え、都市の骨格形成や分節化に資する緑地などについても、上記の観点から、その保全・再生・創出を図る必要があります。

生物多様性の保全に資する自然的環境の保全・再生・創出・管理のため、水と緑の将来像を位置付けた都市の総合的な計画である、都市計画区域マスタープランや緑の基本計画などに即して、都市の形態や自然的環境の様態に応じ、総合的かつ体系的な施策の実施を推進します。

具体的には、首都圏、近畿圏などの都市が連坦している地域においては、近郊緑地保全区域の指定など都市縁辺部における緑地の保全とともに、都市公園や道路、河川、下水道などの事業間連携による自然的環境の創出により、広域的視点に基づく、水と緑のネットワークの形成を推進します。一の都市の単位においても、核となる都市公園や持続性が担保された緑地や、道路などの緑、水辺、水路、段丘崖などの緑、社寺林・屋敷林などにより構成される、都市内の水と緑のネットワークの形成を推進します。

また、このように保全・再生・創出された自然的環境が生物多様性の保全に貢献するためには、その質の維持・向上を図ることが重要であることから、適切な管理に向けた取組みを推進します。

さらに、継続的に自然的環境の保全・再生・創出・管理を行うにあたっては、多様な主体の参画による取組みが重要となるため、普及啓発活動を通じ、その一層の推進を図ります。

1. 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定

（施策の概要）

都市においては、都市公園などの公共公益施設の緑地のほか、平地林、屋敷林、生産緑地、住宅地内の樹木、生け垣などのさまざまな機能や規模の緑地が分布しており、これらが体系的に位置づけられ、有機的な連携を図りつつ配置されることにより、生物多様性の保全に資する自然的環境が確保されます。また、緑地の保全・再生・創出にあたっては、都市公園の整備、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化や、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、市民緑地制度などによる緑の保全など、官民一体となって体系的かつ計画的に緑化の推進及び緑地の保全に係る施策を展開することが不可欠となっています。このため、「都市緑地法」では、住民の生活に最も身近で、地域の状況を的確に把握している市町村が主体となり緑地の保全・再生・創出に関する総合的な計画である緑の基本計画を策定できることとしています。

緑の基本計画においては、市町村がその区域内における緑地の適正な保全と緑化の推進に関して、緑地の保全及び緑化の目標や、その推進のための施策などについて定めることとしています。

1.1 緑の基本計画

（現状と課題）

緑の基本計画は、平成6年の制度化以降、着実に策定市町村数は増加しており、平成19年3月末現在で、全国で約630の市町村において策定され、人口50万人以上の都市においては全ての都市において策定されています。

平成16年の都市緑地法改正により、地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針を計画の記載内容に加えることで、都市公園を含めた都市における緑地の保全と緑化の推進に関する総合的なマスタープランとして明確に位置づけるとともに、都市における緑の確保のための主要な手段としての都市公園の整備の位置づけを明確化しています。また、従来、環境基本計画との調和や都市計画の市町村マスタープランなどとの適合を図ってきたところですが、景観法に基づく景観計画との調和を保つようにするなど、関連する各種計画との調和、適合に努めることで、より適切に都市の自然的環境の確保を図っているところです。

緑の基本計画は、その策定の過程において公聴会の開催などを通じ住民などの意見を反映するための措置を講じることとしており、都市の望ましい自然的環境の実現に向けた行政内部における合意形成に加え、地域住民などの多様な主体における緑の保全・再生・創出への取組に対する幅広い理解、参加意識や気運の醸成が期待されるところです。

今後、より一層、自然と共生し、環境負荷の小さな都市構造の実現に向けて、地球温暖化、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などさまざまな環境問題に配慮した総合的な緑の基本計画の策定を進めるとともに、策定にあたっては、緑の量の確保とともに、風の通り道の確保、生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成など、緑の質の確保や、緑の有機的な結合にも留意することが必要です。

（具体的施策）

未策定市町村における緑の基本計画の策定の推進を図るとともに、すでに策定済みの市町村についても、策定後一定期間が経過したものについては、社会情勢の変化などに対応した見直しを進めます。（国土交通省）

緑の基本計画の実現を図るため、引き続き、緑地環境整備総合支援事業や緑化重点地区整備事業などにより、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区などにおける緑化の推進や緑地の保全を進めます。（国土交通省）

2. 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進**（施策の概要）**

都市における緑地の保全・再生・創出・管理については、平成15年に策定された社会資本整備重点計画（平成15-19年）において、さまざまな緑地の機能に着目した指標が設定されているところですが、特に生物の多様性の確保に関連する指標としては、都市域における水と緑の公的空間確保量及び生物の多様性の確保に資する良好な樹林地などの自然的環境を保全・再生・創出する公園・緑地の整備量が掲げられています。水と緑の公的空間確保量については、都市域における自然的環境（樹林地、草地、水面など）を主たる構成要素とし、制度的に持続性が担保されている空間について、計画期間中にひとりあたり13m²を確保することを目標としています。また、生物の多様性の確保に資する良好な樹林地などの自然的環境を保全・再生・創出する公園・緑地については、計画期間中に約2,400haを新たに保全・再生・創出することとしています。平成16年度に創設された緑地環境整備総合支援事業では、三大都市圏に存する都市など、緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、緑の基本計画又は景観計画に基づき、事業対象区域を設定し、都市公園の整備、古都及び緑地保全事業、市民緑地の公開に必要な施設整備などを総合的に支援することで、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進しています。

さらに、都市における生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成の視点から、緑の基本計画などに基づき、中核となる緑地の保全、拠点的な大規模な都市公園を整備するとともに、これらを結ぶ回廊となる道路や都市公園、公共公益施設の緑化、さらには緩衝帯となる民有地の緑地の保全などを進めます。

2.1 都市公園の整備**（現状と課題）**

都市公園は、野生生物の生息・生育環境の形成や自然とのふれあいの場となるなど多様な機能を有しています。「都市公園法」においても、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地などの保護を、その設置目的のひとつとするなど、生物多様性の保全に資する都市公園の整備を推進しています。平成19年3月末現在、全国で93,218箇所、109,953haの都市公園が整備、管理されています。

国営公園では、市民とともに動植物の生育・生息空間の保全・再生・創出を行い、生きものと共生できる環境づくりを進めています。国営常陸海浜公園では「沢田湧水地」の貴

重な湿地環境の復元に取り組んでおり、絶滅危惧種であるホトケドジョウなどの貴重な生態系の安定した保全のため、外来種の除草や間伐などを行っています。また、国営越後丘陵公園や国営飛鳥歴史公園などでは、美しい里山環境を再生するため、雑木林の間伐、下草刈りなど里山の環境整備を市民参加により積極的に推進しており、林床に生えるヤマユリなどの野草も増加しています。国営昭和記念公園では、米軍の基地跡地に緑の回復をすすめており、整備にあたり、雑木林やビオトープ、水鳥の生息に配慮した水辺空間など多様な自然環境を創出するとともに、維持管理において、カントウタンポポの保護増殖、バツタの生息域の保持などの生物に配慮した草刈りを行うなどにより、米軍基地跡地であった昭和53年度と比べ、公園内に生息する生物の種類が、鳥類は約3倍（17科23種29科68種）、昆虫類は約10倍（36科77種181科776種）に増加しています。

その他、「ラムサール条約」登録湿地である谷津干潟を始め、希少種、固有種などを含め多様な生物相を有する干潟・湿地などの保全、昆虫などの生息環境の保全に配慮した森づくり、生きもののための水辺づくりなど、都市において身近に自然的環境とふれあうことのできる空間としての都市公園の特性を活かしながら、生物の生息・生育環境の保全を積極的に行っています。特に、埋立造成地や工場などからの大規模な土地利用転換地などの自然的な環境を積極的に創出すべき地域などにおいて、自然再生緑地整備事業により、干潟や湿地、樹林地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を行っています。静岡市のあさはた緑地では、自然再生法に基づく自然再生協議会を組織し、地方公共団体、NGO、国土交通省などの連携の下に、都市公園による二次的自然環境の保全・再生・活用を推進しています。

（具体的施策）

都市緑化植物園、環境ふれあい公園などについて、国営公園を含む拠点相互間のネットワークを強化し、「みどり」の活動拠点としての多面的な機能を高めていきます。（国土交通省）

埋立造成地や工場などからの大規模な土地利用転換地などの自然的な環境を積極的に創出すべき地域などにおいて、自然再生緑地整備事業の推進により、干潟や湿地、樹林地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進します。（国土交通省）

都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地保全事業などを総合的に支援します。（国土交通省）

2.2 道路整備における生物多様性の保全への配慮

（現状と課題）

道路の整備においては、生物多様性の保全のほか、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収などに資することから、樹木による道路のり面、植樹帯、中央分離帯などの緑化を行っています。また、ビオトープの創出や道路のり面の緑化に地域性種苗を用いる工法などの採用など、生物多様性に配慮した取組を進めています。

(具体的施策)

道路においても、『緑』を道路空間の主要構成要素として位置付けて、積極的に緑化を図るなど、生物多様性の保全に資する取組を進めます。(国土交通省)

道路のり面、インターチェンジなどのオープンスペースを活用し、多様な生物の生息・生育空間の創出を図ります。(国土交通省)

引き続き、ビオトープの創出など、生物多様性の保全に配慮した取組を進めます。(国土交通省)

2.3 下水道事業における生物多様性の保全への取組**(現状と課題)**

湖沼や閉鎖性海域などにおいては水質環境基準の達成率が低く、その水質を改善するため、高度処理や、合流式下水道(汚水と雨水を同じ管で流すため、一定以上の降雨時に未処理下水が公共用水域などへ放流されることがある下水道)の改善、ノンポイント対策(雨天時に市街地などから公共用水域などへ流出する面源負荷の対策)などを進める必要があります。

一方、都市化の進展により、雨水が浸透しない面積が拡大し、雨水の地下浸透量、湧水などが減少していることから都市内の河川や水路などの平常時の流量が減少してきており、都市における貴重な水資源として位置付けられる下水処理水の有効利用の取組をさらに進める必要があります。

また、多様な生物の生育・生息場所の創出のために下水道の持つ施設空間を活用することが求められており、下水道による生態系への影響について総合的に検討し、より生態系にやさしい配慮を図る必要があります。

(具体的施策)

過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水道の持つ下水処理施設の上部などの施設空間において、処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、都市における生物の棲み場を提供し、自然を呼び戻します。(国土交通省)

生態系への配慮が必要な水域において、なじみ放流(放流先の生態などに配慮(水質、水温、発泡防止)した下水処理水の放流形態(自然浄化、貯留池、浸透など)、公共用水域の環境がより良好に保たれるような放流位置の変更などを推進します。(国土交通省)

下水道の整備による公共用水域の水質保全だけでなく、「水環境改善緊急行動計画」による河川事業と連携した水質改善、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する高度処理を推進します。(国土交通省)

新世代下水道支援事業制度の活用による、下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。(国土交通省)

2.4 緑地保全地域、特別緑地保全地区

(現状と課題)

緑地保全地域制度は、平成16年の都市緑地法改正により新たに創設された制度であり、都市計画区域又は準都市計画区域内において、無秩序な市街地化や公害又は災害の防止などのため、また地域住民の健全な生活環境を確保するために保全する必要がある緑地について、一定の土地利用との調和を図りつつ、自然的環境を適正に保全する制度です。都市近郊の里地・里山などの維持・管理や、大都市地域周辺などにおける自然再生が課題となっていることを踏まえ、特別緑地保全地区に比べ緩やかな行為の規制により、一定の土地利用を行うことを容認しつつ、比較的広域的な見地から緑地を保全することを目的としています。

特別緑地保全地区は、都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止や災害の防止などに資する緑地、伝統的・文化的意義のある緑地の他、風致・景観に優れた緑地や、動植物の生息地として保全すべき緑地について、建築物の新築、木竹の伐採などの一定の行為に対する規制(知事による許可制度)行為規制に伴う損失補償、土地の買入れなどにより、その良好な環境を現状凍結的に保存する地区です。特別緑地保全地区は、平成19年3月末現在全国で355地区、2,034haが決定されています。

昨今、特別緑地保全地区などの緑地については、土地所有者による管理が十分に行き届かず、良好な自然的環境としての機能を十分に発揮できないという問題が生じています。都市における緑地は、都市住民の貴重な財産であると共に、多様な生物の貴重な生息・生育基盤であり、その管理は、土地所有者だけでなく、地方公共団体、地域住民などの協力分担により行われ、次世代へと引き継がれる必要があります。管理協定制(都市緑地法など)は、地方公共団体又は緑地管理機構が土地所有者などと協定を締結し、土地所有者などに代わって特別緑地保全地区などの緑地の適正な管理と保全を図る制度で、適切な緑地の管理と保全を推進するものです。

(具体的施策)

行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、国庫補助を行うと共に、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)

生物多様性の保全に資する都市近郊の里地・里山などの自然的環境を保全するため、緑地保全地域の指定を推進します。(国土交通省)

多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。(国土交通省)

都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地保全事業などを総合的に支援します。(国土交通省)

2.5 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区

(現状と課題)

近郊緑地保全区域は、「首都圏近郊緑地保全法」、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づき、無秩序な市街化の防止及び都市の生活環境の保全を図ることを目的に首都圏及び近畿圏の大都市圏近郊の良好な自然の環境を有する緑地を保全する制度であり、建築物、工作物の新築、改築、増築などの一定の行為に対し届出の義務を課すもので、緑地の保全を通じて、生物多様性の保全に寄与するものです。

本区域は、首都圏の近郊整備地帯又は近畿圏の保全区域内の樹林地などで、圏域レベルで相当規模を有しているものについて、国土交通大臣が指定するもので、区域内で特に良好な自然の環境を有するなど緑地保全の必要が特に著しく高い地区については、都府県などが都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めています。

首都圏及び近畿圏では、都市再生プロジェクト(第3次決定：平成13年12月)を踏まえ、自然環境の総点検を行い、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(平成16年3月)及び「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(平成18年8月)を策定しており、これらに基づき適切に自然的環境の保全・再生・創出を図ることが必要です。

近郊緑地保全区域は、首都圏において15,861ha、近畿圏において81,212ha、近郊緑地特別保全地区は、首都圏において759ha、近畿圏において2,697haが指定されています(平成19年3月末現在)。

(具体的施策)

行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うと共に、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全区域などの指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)

首都圏及び近畿圏については、各々の「都市環境インフラのグランドデザイン」に位置づけられた保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)

都市における水と緑のネットワーク形成を推進のため、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地保全事業などを総合的に支援します。(国土交通省)

2.6 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区**(現状と課題)**

わが国往時の政治、文化の中心などとして歴史上重要な地位を有する、鎌倉市、逗子市、京都市、奈良市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、大津市において、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺構などと一体をなす自然的環境としての緑地を保存する制度(「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」)であり、自然的環境の保全を通じて生物の生息・生育環境の保全に寄与しています。

建築物の新築などの一定の行為に対し届出の義務を課することにより良好な自然的環境を有する緑地などを保全する歴史的風土保存区域は20,083ha(平成19年3月末現在)、一定の行為に対する許可制の下で、行為規制に伴う損失補償、土地の買入れなどの措置を

講ずることにより良好な自然環境を有する緑地を現状凍結的に保全する歴史的風土特別保存地区は60地区約8,832ha(平成19年3月末現在)(明日香村における第1種及び第2種歴史的風土保存地区を含む。)が指定されています。

(具体的施策)

都市における水と緑のネットワークを形成するため地方公共団体が行う行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、保全などを推進する施設の整備に対し、適正な補助を行います。(国土交通省)

都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体が行う都市公園の整備、古都保存事業などを総合的に支援します。(国土交通省)

2.7 風致地区

(現状と課題)

風致地区は、都市における風致の維持を目的として都市計画に定められる地域地区のひとつであり、地方公共団体が次のいずれかに該当する土地について、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な土地の区域を指定することができます。

ア 樹林地若しくは樹木に富める土地(市街地を含む。)であって、良好な自然的景観を形成しているもの

イ 水辺地(水面を含む。)農地その他市民意識からする郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成しているもの

風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採、土石・廃棄物などの堆積その他の行為について、政令(風致地区内における建築などの規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令)で定める基準に従い、都道府県などの条例で規制ができることとされており、条例で定められた行為については、都道府県知事などの許可を受けなければならないこととなっています。

風致地区は、平成18年3月末現在全国で約169,511haが指定されています。

(具体的施策)

風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度の的確な運用を図り、指定の促進を図るための取組を進めます。(国土交通省)

2.8 市民緑地

(現状と課題)

市民緑地は、都市計画区域又は準都市計画区域内の300m²以上の土地又は人工地盤、建築物などについて、地方公共団体又は緑地管理機構と土地所有者とが契約を締結し、契約

に基づき当該土地を住民の利用に供する緑地（市民緑地）として一定期間（5年以上）設置管理されるもので、地域住民の自然とのふれあいの場や生物の生息・生育地となる身近な緑地を確保しています。

平成19年3月末現在全国で129地区、約72haの市民緑地が設置管理されています。

（具体的施策）

平地林や屋敷林などの既存の緑地の保全のみならず、人工地盤上や建築物敷地内においても積極的に市民緑地制度を活用し、都市における生物の生育・生息域の保全・再生・創出を推進します。（国土交通省）

2.9 生産緑地地区

（現状と課題）

生産緑地地区は、市街化区域において緑地機能などの優れた農地などを計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に定められる地域地区のひとつであり、公害又は災害の防止や農林漁業と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の確保に相当の効用がある一団の農地などの区域を指定することができます。

生産緑地地区内においては、建築物の建築などについて、市町村長の許可を受けるとされており、農林漁業を営むために必要な一定の行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認められるものに限り、許可されることとなっています。

生産緑地地区は、平成18年3月末現在全国で約64,700地区、約14,661haが指定されています。

（具体的施策）

都市においても農地は生物の生息・生育環境として評価することができるため、今後も生産緑地地区制度の的確な運用を図ります。（国土交通省）

2.10 屋敷林、雑木林などの保全

（現状と課題）

都市に残された屋敷林など住宅地周りの緑地については、相続の発生や開発などを契機として失われており、宅地の細分化の防止などを含め、緑地の所有者のさまざまな意向も踏まえつつ、多様な保全策を総合的に講じていく必要があります。

これまでに述べた制度のほか、市街地などに残された屋敷林、雑木林などの樹林で、地域全体で維持保存していくことが必要と認められるものについては、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づく「保存樹、保存樹林」の指定を行うことができます。また、「都市緑地法」に基づく「緑地協定」のほか、地方公共団体の条例、要綱など、緑の保全に係る制度の活用に加え、寄付や税制など、多様な制度の活用によって、緑地の保全を推進し、生物の生息・生育環境の保全を図っています。

しかし、屋敷林などの市街地の緑地は、相続の発生や開発などを契機として消失を続け

ており、物納された樹林地や、まとまった規模の国公有地などの保全が課題となっています。

（具体的施策）

市街地などに残された屋敷林などの比較的小規模な緑地についても、特別緑地保全地区や市民緑地の活用を推進し、土地所有者の意向に適切に対処しつつ、その保全を図ります。（国土交通省）

2.11 民有地における緑の創出、屋上緑化・壁面緑化の推進

（現状と課題）

都市における生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成のためには、建物が密集する市街地においても、屋上や壁面などを含むさまざまな空間に水や緑の空間を効果的に創出し、拠点となる緑と緑をつなぐ役割を担うことで、生物の生息・生育環境を保全する効果が期待されます。全国で積極的に実施されている屋上緑化においては、平成12年から平成18年までに約6,000件、160haが整備されており（国土交通省調べ）都市のヒートアイランド現象の緩和効果のほか、昆虫や鳥類などの生息空間の確保が図られています。

また、市街地における緑化の推進をはかるため、「都市緑地法」に基づき、都市計画区域に緑化地域を定め、大規模な建築物の敷地について緑化率の最低限度の規制を行うことができます。緑化地域は、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について定められ、都市における生物の生息・生育環境の創出に寄与するものです。

また「都市緑地法」に基づく緑化施設整備計画認定制度は、建築物の屋上、空地その他の屋外での緑化施設の整備に関する緑化施設整備計画を市町村長が認定するもので、緑化施設に係わる固定資産税の課税の特例措置などが講じられています。緑化施設整備計画は、平成19年3月末現在全国で19箇所が認定されています。

（具体的施策）

緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度などの制度については、民有地の緑化を推進するために有効な制度であることから、制度の普及に努めます。（国土交通省）

屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。（国土交通省）[再掲（2章6節1.1）]

3. 緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など

（施策の概要）

都市の緑の充実を図るためには、普及啓発活動や国民運動の展開が不可欠であり、地球

温暖化対策や生物多様性の確保が課題となっている今、国において普及啓発活動を積極的に展開する必要があります。全国「みどりの愛護」のつどいや、全国都市緑化フェアなどの普及啓発行事を推進するほか、国営公園においては普及啓発や国民運動の展開の拠点として、緑に親しむさまざまなきっかけづくりを行い、公園緑地ネットワーク的機能を持たせるなど、多様な主体による緑の保全・再生・創出を促すための活動の展開を図ります。

3.1 緑に関する普及啓発の推進

(現状と課題)

緑の保全・再生・創出を推進するため、みどりの月間(4月15日~5月14日)や都市緑化月間(10月1~31日)において、全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェアなどの開催や「みどりの愛護」功労者表彰、都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者表彰、その他の緑の保全・再生・創出に係る表彰などを通じて、広く都市緑化意識の高揚、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するための普及啓発を図り、都市地域における生物の生息・生育環境の保全・創出を推進しています。

社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)により、企業などによる緑地の管理・運営の取組を多角的に評価することで、緑に関する活動の意欲の向上や取組の強化を図っています。平成19年5月現在、18サイト(地区)が認定されております。

こうした普及啓発活動などによる緑の国民運動を支える幅広い人材の育成や確保、また、多様な主体による多様な取組を奨励していくため、支援制度の充実とともに広報活動の重点化が必要とされています。

(具体的施策)

全国「みどりの愛護」のつどいについては、従来国営公園を会場としていましたが、全国の都市公園を会場とした開催方式とし、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図っていきます。(国土交通省)

開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すため、都市開発における緑地の評価制度を創設します。(国土交通省)

緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などを行う民間における事業などを積極的に支援し、都市における生物の生息・生育環境の形成に資する緑の創出を図ります。(国土交通省)

3.2 下水道における生物多様性の保全に関する普及啓発

(現状と課題)

下水道の整備に伴い、下水道に集まる水量は年々増加しており、都市内の水循環や公共用水域に排出する汚濁負荷の管理など、水・物質循環系に対して、下水道の果たす役割は非常に大きなものとなってきましたが、下水道が目に触れる機会が少ないため、こうした

下水道の役割が広く認識されていません。住民自らが排水している汚濁負荷が下水道によって浄化されていることを理解することは、水質改善、ひいては、生態系など、環境への意識の向上に繋がります。

このため、今後は、下水道に対する住民の理解を深め、地域が一体となって水質改善に取り組む体制作りを進める必要があります。こうしたことで住民の関心も高まり、地域に根ざした生態系保全の取組が可能となります。

（具体的施策）

地域住民や教育関係者、NPO と連携し、多様な生態系の生育・生息場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的に情報発信し、住民への理解に努めていきます。（国土交通省）

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

(地域空間施策)

第8節 河川・湿原など

(基本的考え方)

河川、湖沼、湿原などの陸域の湿地（ウェットランド）は、生物の生命を維持する上で欠くことのできない水や土や草木を有する多様な生物の生息・生育空間としてわが国の豊かな生態系をはぐくんでいます。また、わが国の平地のほとんどは、河川の氾濫によって形成されており、したがって、そこに生息する多様な生物は河川との関連性が強いものとなっています。このように河川は、上流から、森林、平野、低平地、沿岸域などの生態系の要素をつなぐ存在として、国土レベルの生態系の中での回廊の役割を果たすとともに、地域の湧水、地下水系などの水循環系の軸となる存在として、個々の流域の生態系の形成に大きな役割を果たしています。

一方、河川は、洪水などによる自然災害をもたらすものとして、古の時代より、水との戦いの中で川を治め、また活用するための先人の絶ゆまざる努力のもとで、人々の生活と関わってきました。そのような自然と人為の織りなす作用の結果として今日の姿があり、地域固有の文化・風土をはぐくんできたものとも言えます。例えば、河川とともにあった氾濫湿地は、農地などの土地利用の場が変わっていき、河川と密接に関連しながら多様な生物の生息・生育環境を形成してきました。

しかしながら、戦後の河川行政においては、頻発する自然災害から生命・財産を守るという要請の下で、近代的な技術により緊急的・効率的に洪水を処理することを主眼として河川改修を進めてきたこともあり、コンクリート三面張り、河道の直線化など、事業の進め方において、河川・湿原などにおける生物の生息・生育環境、地域の景観などへの配慮が足りなかったことは否めません。

これらを背景として、平成2年度から、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出することを目的に「多自然型川づくり」が、また生物の生息・生育状況などを把握する「河川水辺の国勢調査」が相次いで開始されました。その後、平成9年には、河川法改正がなされ、その目的に「河川環境の保全と整備」が新たに位置付けられました。また、平成14年度には、河川における自然環境の再生を目的とした、自然再生事業が創設されました。さらに、多自然型川づくりの現状を検証し、今後の多自然型川づくりの方向性について検討を行う「多自然型川づくりレビュー委員会」が設置され、平成18年に提言「多自然川づくりへの展開」が出されました。それを受け、同年に多自然川づくりの新たな展開を図るべく、「多自然川づくり基本指針」が定められ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全あるいは創出するための、普遍的な川づくりの姿として「多自然川づくり」を推進しているところです。（多自然川づくりでは、「繁殖環境」が河川を特徴づける重要な

環境であることから明記していますが、ここでは「生育・生息環境」に含まれる概念として扱い略します。)

多自然川づくりは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、調査から施工・維持管理に至る、河川管理における全ての行為を対象とすることとしています。実施の基本として、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用するとともに、河川全体を視野に入れた川づくりとする、生物の生息・生育環境の保全・創出のみならず、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりとする、調査、計画、設計、施工、維持管理などの河川管理全般を視野に入れた川づくりとする、という方向性で取り組むこととしています。

このような方向性を基本として、礫河原の復元や湿地の再生などの自然再生、河川・溪流・海岸の生物移動・土砂移動・清澄な水の連続性の確保などをあわせて進めていきます。

1. 生物の生息・生育環境の保全・再生

(施策の概要)

河川・湿原などの保全・再生においては、風水害に対する住民の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しないようにすること、改変せざるを得ない場合においても、最低限の改変にとどめるとともに、良好な河川環境の復元が可能となるよう努めます。また、河川環境が人為の影響を受けて大きく改変されてしまっている場所においては、もともとあった良好な河川環境にできるだけ近づくよう努めます。

河川において生物の多様性を保全するためには、生物の良好な生息・生育空間が保全されていることに加え、洪水による攪乱や流量変動などのダイナミズムといった河川特有の環境条件を保全することも重要です。

例えば、河川特有の植物であるカワラサイコ、カワラヨモギ、カワラノギク、カワラハハコなどは、洪水により頻繁に攪乱を受ける砂地、礫河原に生育していますが、流量の平準化や河床の低下などにより攪乱作用が及ばなくなると、他の植物が優勢となり、群落が置き換わってきます。このように、河川特有の環境に依存した動植物の生息・生育環境を保全することが必要です。

また、河川におけるダイナミズムは河川と流域との連続性を考える上でも重要です。例えば、下流域の多くの魚類は、洪水時の増水に伴って、河川から流域の湿地などへ移動・産卵し、そこで稚魚が成長し河川に戻ってくるという営みがあります。元々日本の低平地の多くは河川の氾濫原であり、河川の内外に存在する湿地は、そのようにして貴重な生物の生息・生育環境を形成してきました。したがって、生物多様性を確保するにあたっては、そのような河川内外の連続性の確保や周辺の土地利用地域との調整も必要となります。例えば、周辺の土地を遊水地化する際の湿地の再生（松浦川）や湿地に流れ込む土砂流入の対策（釧路川）などもなされるようになってきました。

また、流域の関係者と連携して河川の上下流方向、流域、沿岸域との連続性の確保を進め、河川環境を適切に保全していくために、河川環境の管理についても地域における河川の利用状況などを踏まえて進めていきます。さらに、河川環境の整備・保全についても、

その目標像を明確にするための検討を進めます。

以上のように、多自然川づくりを推進することなどにより、単に特定の希少種だけの保全などを行うのではなく、河川などが本来有する多様な生物の生息・生育の場の保全・再生を進めていきます。

山地や溪流などにおいては、生物の多様性を保全しながら、土砂災害から住民の生命・財産を守る砂防事業を進めていきます。

1.1 多自然川づくり

(現状と課題)

多自然川づくりは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、調査から施工・維持管理に至る、河川管理における全ての行為を対象とした川づくりとされています。実施の基本として、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用するとともに、以下の方向性で取り組むこととされています。

- ・ 河川全体を視野に入れた川づくりとする
- ・ 生物の生息・生育環境の保全・創出のみならず、地域の暮らしや歴史・文化と結びつけた川づくりとする
- ・ 調査、計画、設計、施工、維持管理などの河川管理全般を視野に入れた川づくりとする

(具体的施策)

多自然型川づくりとして集計された施工延長は直轄、補助を併せて約 3,200km (平成16年度まで)に達しており、新たに多自然川づくりとしてその推進を図っていきます。

(国土交通省)

これまでに見られた課題の残る川づくりを解消させていくために以下のような施策に取り組んでいきます。(国土交通省)

- ・ 多自然川づくりの既往の知見のとりまとめ
- ・ 多自然川づくりの技術的支援の実施
- ・ 多自然川づくりの評価体制の構築
- ・ 多自然川づくりの実施体制の見直し
- ・ 市民の積極的な参画や多様な連携の仕組みの構築
- ・ 多自然川づくりの普及
- ・ 多自然川づくりを推進するための人材育成

川づくり全体の水準を向上させていくためには、次のような方向で取り組んでいきます。

(国土交通省)

- ・ 多自然川づくりの計画・設計技術の向上
- ・ 多自然川づくりの河川管理技術の向上
- ・ 河川環境のモニタリング手法と川づくりの目標設定手法の確立
- ・ 改変に対する環境の応答の科学的な解明

1.2 自然再生事業

(現状と課題)

湿地は、国土面積に占める割合は限られていますが、レッドデータブックを基に抽出した湿地環境に依存している絶滅危惧種は、鳥類 33 種、維管束植物 290 種（鳥類、植物の絶滅危惧種のそれぞれ約 36%、約 17%）を数え、生物多様性を保全する上では重要な役割を果たしています。

日本の湿地面積の内、河川及びその隣接地に存在する湿地面積は全湿地面積の約 8 割です。河川と関連して存在するこれらの湿地をいかに保全・復元していくかは大きな課題となっています。

また、さまざまなインパクトにより、河川本来の礫河原が土砂の堆積により高水敷化（通常時は水が流れず、洪水時に水がながれる）し、さらに樹林化してきており、その復元を目的とした自然再生事業の必要性は高まっています。

(具体的施策)

失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。

（国土交通省）

事業の計画・実施にあたっては、地域の NGO や関係団体、学識者などと広範かつ積極的な連携を図りつつ実施計画を定めるなど、できる限り科学的な知見に基づいて、幅広い地域合意の下で事業を進めていきます。（国土交通省）

自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を多くの事業で取り入れていきます。（国土交通省）

現在実施している、湿地環境の再生（釧路川〔北海道〕）、河口干潟の復元（鶴川〔北海道〕、荒川〔東京都〕、木曾三川〔三重県〕）、蛇行河川の復元（釧路川〔北海道〕）、湖岸環境の再生（霞ヶ浦〔茨城県〕）、礫河原の再生（多摩川〔東京都〕）などについても以上の点に留意して完了を目指していきます。（国土交通省）

1.3 河川・湿地などにおける連続性の確保

1.3.1 河川の上下流の連続性の確保

(現状と課題)

河川の上下流方向の連続性の確保は、依然として河川における生物の生息・生育環境の保全にとって重要な課題であり、国土交通省では、堰、床固、ダム、砂防えん堤など、河川を横断する施設の改築、魚道の設置・改善、魚道流量の確保、施設周辺の水際植生の確保を行う「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」を平成 3 年から実施してきました。平成 18 年度までに改築・改良された施設数は 234 施設、それによって魚介類の移動が可能となった区間は 755km であり、河川の連続性の改善に大きな役割を果たしてきました。

(具体的施策)

河川を上下流に分断した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分断した施設を含む河川の広い範囲で産卵場、生育場及び索餌場などの生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりにも取り組んでいきます。(国土交通省)

1.3.2 河川と流域との連続性の確保**(現状と課題)**

河川改修などによる本川の河床高さの低下や水門・樋門などの整備により、河川とそこに接続した流域の水路や小支川との間に大きな段差を生じることが多く見られます。また、流域の水路などと湿地や田んぼとの間の連続性を分断する例もあり、河川と流域との間を往来し生息している水生生物の減少などが見られます。

(具体的施策)

魚道や切り欠きの設置などによる河川に流入出する水路との落差の解消、高水敷の切り下げによる小支川の再自然化などにより、河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどとの水域の連続性の確保に努め、関係機関が連携して、流域全体として連続性(いわゆるエコロジカルネットワーク)を改善していきます。(国土交通省、農林水産省、環境省)

1.4 ダム整備などにあたっての環境配慮 [再掲(2章7節2.1)]**(現状と課題)**

ダム事業の実施にあたっては、事前に環境調査を行い、生物の生息・生育・繁殖環境などを十分に把握した上で、ダム事業が環境に及ぼす影響について検討しており、原石山、付替道路などの位置の変更、選択取水設備の設置、運用計画における配慮など、又は工事前設備跡地の樹林の復元、ビオトープの整備などにより、事業計画段階から多様な生物の生息・生育・繁殖環境に与える影響を可能な限り回避・低減、又は代償できるように環境保全措置を講じ、自然環境への配慮を行っています。さらに、工事中及び供用後にも環境調査を実施し、事業による影響の程度や環境保全措置の効果などの把握に努めています。

(具体的施策)

ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていきます。(国土交通省)

1.5 渓流・斜面などにおける土砂災害対策にあたっての環境配慮**(現状と課題)**

砂防事業は、わが国の急峻な地形や世界有数の降雨量、及び山地・丘陵地への都市化の進展などの条件により引き起こされる土砂災害から人命・財産を保全するとともに、荒廃地において緑の復元を図る事業であり、源流部における荒廃地から都市地域の住宅裏の斜面にいたるまで全国各地で行われています。山地や溪流などにおいて自然環境・生物多様性を保全しながら、土砂災害から住民の生命・財産を守る砂防事業を進めています。

（具体的施策）

[荒廃地や斜面における緑の創出・保全]

都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備することや荒廃地における樹林帯の整備など緑化対策を推進することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、ビオトープ空間の保全・再生・創出など良好な景観の保全に寄与します。また、都市域における急傾斜地は貴重な緑地であり生物の生息環境となっているため、急傾斜地崩壊対策事業では、既存植生を残した緑の斜面工法の積極的な導入や緩衝樹林帯の整備を図るため、緑あふれる斜面对策を推進します。（国土交通省）

[水と緑豊かな溪流空間の創出]

すぐれた自然環境や社会的環境をもつ地域にある溪流において、良好な緑地と水辺の空間を確保することにより、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復などを図るため、水と緑豊かな溪流砂防事業などを推進します。（国土交通省）

[土砂の連続した溪流空間の創出]

豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため有害な土砂を止めるとともに、平常時の溪流環境の連続性及び、土砂移動により培われる生物の生息・生育環境を保全するため、透過型砂防堰堤の整備や既設砂防堰堤の透過型化を、溪岸侵食の防止に配慮しつつ進めます。（国土交通省）

1.6 山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理

（現状と課題）

わが国は、地形、地質的な特徴から土砂移動量が多いが、これらの土砂移動が、上流から下流への土砂移動の分断などにより量又は質の面で妨げられ、河川・溪流などの河床や海岸汀線が大きく変化するなど、河川・海岸環境の変化を生じさせているところが見受けられます。

（具体的施策）

河川・溪流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理について取り組みます。（国土交通省、農林水産省）

1.7 湿地の指定・保全

（現状と課題）

湿地は生態系全体の維持のために重要な役割を果たしていることから、ラムサール条約においても、当初水鳥の個体数に重点が置かれていた条約湿地登録基準が、生物多様性の保全を内容としたものへと見直されています。また、同条約における「湿地」は、浅海域やサンゴ礁、水田などの人工湿地も含む幅広いタイプを対象としています。今後とも、湿地保全のための取組を進め、同条約の実施促進を図ることが求められます。

環境省では、同条約締約国会議での決議や国内における湿地保全の要請の高まりを受け、同条約の湿地選定基準に沿った重要湿地を選定する調査を行いました。湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、生物多様性の保全の観点から500カ所選定した重要湿地について、国立・国定公園や国指定鳥獣保護区などの保護地域に指定されている割合は34.6%であり、今後とも必要に応じて保護地域の拡大などを行う必要があります。また、保護地域の指定という規制的手法だけでなく、国や自治体が連携し、さらに地域住民やNGOと協働で湿地の保全を図るなど、さまざまな手法で保全を図ることが重要です。

また、これら湿地保全の具体的検討に際しては、湿地の環境条件の維持と深く関係する周辺の土地利用、森林管理や水の流れ、土砂の流出・移動、水質などに関し、流域など周辺を含めた広域的な視点や、生物の移動や湿地の機能を踏まえたネットワークの視点に立った上で、社会的合意形成を図りつつ進めることが重要です。

（具体的施策）

国立・国定公園の総点検事業（平成19年度～）により、生物多様性の保全の観点も踏まえ、評価方法を見直し、湧水地群やため池群、清流と一体となった自然地域などで特徴的な湿地やすぐれた景観を有する湿原について、国立・国定公園として評価しうるものがあるか検討を進めていきます。（環境省）

国立公園内において、土砂の流入などによる乾燥化や外来種の侵入が深刻な影響を及ぼしている釧路、サロベツなどの湿原などにおいては、自然再生事業などを活用して湿原生態系の保全・再生に取り組みます。（環境省、国土交通省、農林水産省）

重要湿地のうち、保護地域化が必要な地域については保全のための情報をさらに収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区、自然公園への指定、ラムサール条約湿地への登録などによる保全を進めます。（環境省）

渡り性水鳥の重要な生息地となっている湿地については、湿地間のネットワークの構築及び維持を通じて、保全や地域住民への普及啓発を図ります。（環境省）

モニタリングサイト1000などを活用して重要湿地の生態系変化、保全状況を把握します。（環境省）

1.8 内水面における漁場の保全 [再掲(1章9節2.9)]**（現状と課題）**

河川・湖沼などの内水面は、漁業・養殖業の生産の場として国民に魚介類を供給しているほか、釣りやアウトドアスポーツなどレクリエーションの場の提供を通じて自然とのふ

れあいの機会を創出するなど国民生活にとって欠かせないものとなっています。しかしながら、近年、水産動植物の生息生育環境の悪化に加え、オオクチバスなど外来魚、カワウによる食害やアユの冷水病の蔓延により内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。これらの問題に対応する上でも、内水面の生物多様性の保全をなお一層図ることが重要です。

（具体的施策）

漁場の耕うんや水田・用水路の活用などにより、コイ、フナ、ウナギ、ヨシなどの水産動植物の生息生育環境を改善します。（農林水産省）

生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、外来魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除や、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。（農林水産省）

産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。（農林水産省）

1.9 河川・湿原などにおける外来種対策

（現状と課題）

河川では、源流部から河口まで、あるいは水中から水際を経て河原まで環境が変化するだけでなく、同じ河原の中にも微地形や冠水頻度の違いに応じて、物理的環境が異なる場所がモザイク状に存在しています。このような多様な環境は、多様な生物に生息・生育環境を提供しています。外来種の侵入は在来種に影響を与えたり、交雑によって在来種の純系を失わせたり、河川特有の生態系を損なうなど、河川の生態系の質を低下させる可能性があります。

湖や河川の環境は広い地域の中に孤立しているといえることから、島嶼部の状況と比較的似ており、特に湖や河川にしか生息できない在来種は外来種の侵入に対しては脆弱といえます。

このため、学識経験者などからなる「外来種影響・対策研究会」により「河川における外来種対策に向けて（案）」（平成13年）、外来種に関する基礎情報と全国の対策事例を取りまとめた「河川における外来種対策の考え方とその事例」（平成15年）が作成され現場の参考とされています。それらには、外来種対策の考え方として

外来種についての理解・協力を得るための広報・啓発、
外来種の侵入あるいは持ち込みを未然に防止する予防措置、
すでに侵入した外来種に対する対応方策、
外来種対策に必要な知見・技術を蓄積させる調査研究の推進、

が事例を含め示されています。

（具体的施策）

近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となってき

ており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来植生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討していきます。(国土交通省、環境省)

2. 水環境の改善

(施策の概要)

河川の水質は、河川のみならず海域における生物の生息・生育環境に多大な影響を及ぼします。そのため、河川における適正な水量・水質の確保に努めています。また、河川においては、洪水による攪乱^{かくらん}や、流量変動など河川そのものがもつダイナミズムとその環境下で形成される自然環境に特徴があり、河川環境を考える上では、どの程度の流量が流れているかということに加え、どのような流量変動があるかということも重要です。

これまでは、人の健康の保護および生活環境の保全のための水質環境基準の設定に基づいた水質の保全・浄化とともに、正常流量としてある一定の流量を確保することに重点が置かれていましたが、今後は、水生生物の保全のための水質基準の設定・達成・維持を図り、また、一定流量の確保に加え、どのような流量変動を河川に与えるのかということも重要な観点となっており、このような点に向けた取組も検討・推進します。

2.1 河川・湖沼などにおける水質の改善

2.1.1 水生生物の保全に配慮した水質目標の設定およびその達成

(現状と課題)

水生生物の保全に係る水質環境基準については、平成15年11月に、その項目として全亜鉛を定め、公共用水域ごとに水生生物の生息状況や産卵場所など状況に応じて基準値を定める水域類型(河川の場合、生物A、生物特A、生物B、生物特B)を設け、個々の水域に対して適応する水域類型を指定することとなりました。

現在、4水域(北上川、多摩川、大和川、吉野川)の類型指定を行うとともに、水質汚濁防止法に基づく亜鉛の排水基準値を強化しました。(平成18年12月施行)

今後、残りの水域(33河川、湖沼と10海域)について、順次、類型指定を検討することなどが課題となっています。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行う必要があります。

また、平成17年3月に河川を多様な視点で評価する「今後の河川水質管理の指標について(案)」をとりまとめ、「豊かな生態系の確保」の視点として、水生生物の生息状況などによって河川における生物の生息・生育環境を評価する指標を設定しました。

(具体的施策)

国が指定する類型指定が未了の水域については、対象水域の情報を収集・整理した上で、水生生物保全環境基準類型指定専門委員会の審議に諮り、順次、類型指定の検討を行っ

ていきます。(環境省)[再掲(2章1節3.2)]

水生生物の保全に係る環境基準に関する類型指定水域は平成18年4月現在4水域ですが、平成23年度末には40水域とすることを目標とします。(環境省)

「都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準」の通知(平成18年6月)により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る普及を図ります。(環境省)[再掲(2章1節3.2)]

毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。(環境省)[再掲(2章1節3.2)]

水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。(環境省)[再掲(2章1節3.2)]

「今後の河川水質管理の指標について(案)」に基づき、河川における生物の生息・生育・繁殖環境の指標である「豊かな生態系の確保」の視点から調査を実施していきます(国土交通省)

2.1.2 水質浄化対策

(現状と課題)

平成17年度の公共用水域水質の測定結果では、公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)又はCOD(化学的酸素要求量)の環境基準達成率は、河川においては、87.2%と総体的には改善がみられ、長期的にみると全体に上昇傾向にあります。一方で、湖沼などの閉鎖性水域においては、達成率が海域では約76.0%、湖沼では約53.4%に止まっており、依然として改善が進んでいない状況にあります。湖沼法に基づき、指定湖沼において湖沼水質保全計画を策定しており、下水道整備などの各種取組により汚濁負荷量は削減される傾向にあります。しかしながら、印旛沼などの一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において、水質環境基準が達成されておらず、下水処理施設の高度処理の導入を含め、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があります。

また、今日、湖沼においては、水質、水量のみならず、水辺地の植生の減少、魚などの固有種の減少などさまざまな環境上の問題が生じてきています。

河川の水質浄化対策として、国土交通省では、「浄化用水導入」、「浚渫」、「直接浄化施設の整備」、「流水保全水路の整備」を行っています。「浄化用水導入」は、流量が少なく汚濁した河川や湖沼に対して、清浄な河川水や下水の高度処理水を導入するものです。汚濁した水域の希釈によって直接的な水質改善効果を得ることができるため有効な水質浄化対策手法のひとつとなっており、千葉県手賀沼などで大きな効果をあげています。「浚渫」は、悪臭や栄養塩類の溶出による富栄養化の原因になる底泥などを除去するもので、霞ヶ浦などの閉鎖性水域や汚濁の進んだ都市河川などで実施されています。「直接浄化」の手法としては、水槽中にレキなどの接触材を充填し、その中に水を通すことにより汚濁物質の沈殿や吸着、微生物による分解などの作用を利用する接触酸化法のほか、水生植物による吸収や土壌への吸着などを利用する植生浄化や土壌浄化などが用いられています。「流水保全水路」は水利用が高度化している河川において河道内に新たに低水路を設置し、本川の水と

流入する汚濁支川の水を分離、必要に応じて浄化し、下流河川などに合流させることにより、河川の清浄な流れを創出するものです。東京都及び千葉県の間を流れる江戸川などで実施し、東京都及び千葉県の水道水源の水質改善に大きく効果をあげています。

（具体的施策）

引き続き、下水道などによるし尿、生活排水対策など各種汚水処理を実施します。（環境省、国土交通省、農林水産省）

農地、市街地などの面源負荷対策（流出水対策）湖辺環境保護地区制度の利用、新設・既設の工場・事業場への負荷量規制などの水質汚濁対策を実施します。（環境省、農林水産省）

湖沼の水質については、流入汚濁負荷量の削減にもかかわらず、顕著な水質改善が見られないことから、より効果的・効率的な対策を推進するため、汚濁メカニズムの解明に一層取り組んでいきます。（環境省）

河川の水質浄化対策を引き続き行うとともに、水質汚濁が著しく、生活環境の悪化や上水道への影響が顕著な河川・湖沼・ダム貯水池などにおいて水質改善に積極的に取り組んでいる地元市町村などと河川管理者、下水道管理者及び関係機関が一体となって、水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施することを目的に水量、水質を対象とした行動計画（水環境改善緊急行動計画）を作成し重点的に水質改善のための取組を行っていきます。（国土交通省）

平成12年度を目標とする第1期計画（清流ルネッサンス21）の対象河川など30箇所においては、水質の改善などにより、仁淀川支川の宇治川のように生物の生息・生育環境が改善されアユが戻った事例や、松江市松江堀川のように都市内の水辺の再生により新たに観光資源を生み出した例などが報告されています。平成13年度及び14年度には第2期計画（清流ルネッサンス）の対象河川など34箇所を選定しており、関係者と連携しながら、引き続き積極的に取組を推進していきます。（国土交通省）

農業用排水路などから河川・湖沼などへ排出される汚濁負荷量を削減する対策として、水路内における水質浄化施設整備や、農業排水を再利用することにより、水稻の生育による吸収や水田の持つ脱窒作用などにより汚濁負荷量を削減する循環かんがい施設の整備などを引き続き推進していきます。（農林水産省）

従来の水質保全対策に加え、近年においても水質改善の状況が芳しくない湖沼を取り上げ、平成19年度から、湖沼の自然環境と地域とのつながりを再生し、生態系の保全・再生、水質改善をはかるといった新たな取組を、霞ヶ浦や印旛沼において試行します。（国土交通省）

都市域においても湧水群の保全・再生などの対策を進めるとともに、閉鎖性水域などの水質改善を図るため、湖沼における水位操作や水辺エコトーンの再生を実施し、総合的に湖沼やダム貯水池などの水質改善に取り組んでいきます。（国土交通省）

2.1.3 ダム貯水池における水質保全対策

（現状と課題）

ダム貯水池における水質に関する課題として、「冷水放流」、「濁水長期化」、「富栄養化」が挙げられます。これらの課題を解消し、ダム貯水池の水質を保全・改善するとともに、下流への影響の回避・低減を図るためさまざまな対策を実施しています。

冷水放流については、夏季に温度成層を形成するダムにおいて、貯水池低層の低温の水を放流した場合、貯水池への流入水よりも水温の低い水を放流することとなり、農作物や河川の生態系に影響を与えることがあります。

濁水の長期化は、洪水の流入時に粒径の小さい土砂が大量に流入することにより濁水が貯水池内に滞留し、ダムからの放流水が長期間にわたり濁る現象です。

また、富栄養化については、貯水池の滞留日数が長く、流域からの汚濁負荷の流入が大きい場合、貯水池内で植物プランクトンなどが異常繁殖し、景観の悪化や異臭の発生などがみられる場合があります。

（具体的施策）

冷水放流に対する対策として、貯水池内の任意の水深から取水できる選択取水設備を設置し、流入水温に近い水温層を選んで下流に放流します。（国土交通省）

濁水の長期化に対して、適切な濁度の層の水を選んで放流できる選択取水設備や洪水の終了により濁度が低くなった流入水を貯水池を迂回させて下流へ直接流す清水バイパスの設置、運用などにより、濁水の放流期間の短縮に努めていきます。（国土交通省）

富栄養化対策として、貯水池内から空気を吹き上げ、表層と下層の水を混合させ水温を下げるとともに、水の対流を発生させる曝気循環装置などの設備を設置、運用し、プランクトンの増殖の抑制を図っていきます。（国土交通省、農林水産省）

2.2 河川などにおける清流の確保

2.2.1 正常流量の設定

（現状と課題）

長期的視点に立った河川整備の基本的方針を定める河川整備基本方針において、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下、正常流量）に関する事項を定めることとされており、渇水時に確保すべき流量として、動植物の生息地又は生育地の状況や景観、流水の清潔の保持などに必要な流量『維持流量』と流水の占用のために必要な流量『水利流量』の双方を満足する流量を検討し、正常流量の設定を行っています。

（具体的施策）

一級水系において、これまで（平成19年7月現在）基本方針を策定した73水系のうち、61水系で正常流量を設定し、新規水利権許可の判断基準やダム施設などからの補給流量の根拠などとして利用しています。また、正常流量を確保していくために、ダムなどの既存施設の有効活用や水利用の合理化などを検討していきます。（国土交通省）

2.2.2 水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復

（現状と課題）

水力発電にあたっては、発電のための水を取水口から発電所までバイパスさせるため、河川の流量が著しく減少する減水区間が生じています。このような区間については、流れの連続性、水質の保全の観点などから生物の生息・生育環境に対して問題が生じることがあります。

昭和 63 年に発電ガイドラインを定め、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組んでおり、1 級河川の全発電所数 1,571 発電所、減水区間約 9,700km のうち、現在までに約 3 分の 2 の区間の改善がなされています。

（具体的施策）

清流回復の一例として、信濃川中流域では、夏期の水温上昇の防止、秋期のサケの遡上に配慮した試験放流を実施し、これによりサケの遡上が復活するなどの効果を確認しています。引き続き、水利権更新の機会などを捉え、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組んでいきます。（国土交通省）

2.2.3 環境用水の導水による水路の清流の復活

（現状と課題）

地域内の水路などに残された清流は、潤い、遊びや語らいの場となる空間であるとともに、生物の貴重な生息空間を提供する場でもあります。しかし、水利用形態の変化などにより、身近な河川や水路などを流れる清流が失われてきた地域も多くあります。

（具体的施策）

これまでも、各地で浄化水の導入などが検討・実施されてきていましたが、平成 17 年より全国 7 モデル地域において、下水再生水、雨水貯留水、地下水などの水源、水質などを調査すると共に、その結果に基づき、平常時の流量回復、水質改善のための水路の整備、維持管理及び活用方策などについての検討を進めています。また、「環境用水に係る水利許可使用許可の取扱いについて」（平成 18 年 3 月）により、河川の流水を使用して環境用水を通水使用する場合に必要な、河川法上の取扱いに関する基準が明確化されており、地域の特徴に応じた清流の再生が期待されています。（国土交通省）農業水利施設を有効活用し、環境用水などを導水することにより、地域の清流を再生させる取組を支援します。（農林水産省）

2.3 ダムの弾力的管理試験による河川環境の改善

（現状と課題）

ダムの建設に伴い、下流河川流量の減少や流況の平滑化により、魚類など水生生物の生息・生育環境への影響などが見られるダムがあることから、ダム下流河川の環境保全を図るため、平成 9 年度よりダムの弾力的管理試験を開始し、平成 18 年度には 24 ダムにおい

て実施しています。

洪水調節を目的に持つ多目的ダムでは、洪水期には洪水調節のための貯水池の水位を下げて空き容量を確保しています。ダムの弾力的管理試験は、一時的に洪水調節容量へ流水を貯留し、その貯留水を活用して下流河川の清流回復や流況改善を図る放流を行うものです。なお、気象予測などにより洪水が予想される場合に、直ちに放流して洪水調節のための容量を安全、かつ完全に確保できることを前提としています。

（具体的施策）

ダムの弾力的管理試験による河川環境改善に向けた取組を進めるとともに、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとします。（国土交通省）

3. 住民との連携・協働

（施策の概要）

河川は、多様な生物をはぐくみ、地域固有の生態系を支える自然公物であるとともに、「地域共通の公共財産」であり、河川管理者のみならず地域住民自らが流域における活動の中で、守り育てていくものです。近年、身近な自然が感じられる空間として川を地域づくりに活かそうとする機運が高まってきており、よりよい川を実現するという理念のもと、地域住民と行政が「川は地域共有の公共財産」であるという共通認識をもち、連携していくことが不可欠です。国土交通省では、河川において、計画の策定段階・事業実施段階及び事業実施後の管理段階において、役割分担の下、多くの市民団体などと連携・協働で取組を推進しています。

3.1 住民との連携・協働による川づくり

（現状と課題）

河川は「地域共有の公共財産」であることから、河川整備計画の策定における住民意見の反映のみではなく、日頃からの積極的な川との関わり合いが重要です。

近年、地域住民の市民活動への参加意欲の高まりや、個性豊かな自立型地域社会の形成の気運の高まりを受けて、市民団体などの活動に対する社会的期待が高まってきています。河川においても、環境保全活動、川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野において市民団体が活動を行うようになってきています。

このような気運を受けて、河川においても、市民団体との協働によりビオトープの整備や水際植生の復元などに取り組んでいます。

（具体的施策）

引き続き、住民との連携・協働による、自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組などを進めていきます。（国土交通省）

4. 河川を活用した環境教育や自然体験活動

（施策の概要）

河川は人々の生活の基盤であり、また、独特の自然環境を有し、生命の息づく場でもあります。我々の身近に存在している河川は、我々が自然を学び、行動する場としても優れた条件を有しており、近年、川を舞台とした環境学習、自然体験活動が活発に行われるようになってきています。人間と自然との共生のための行動への意欲をはぐくみ、環境問題を解決する能力をはぐくむためには、実践を伴った経験が必要です。国土交通省では、河川を活用した環境教育、自然体験活動が推進されるよう、市民団体などとも連携しながら、さまざまな取組を展開しています。

4.1 「子どもの水辺」再発見プロジェクト**（現状と課題）**

国土交通省、文部科学省、環境省が連携し、「子どもの水辺再発見プロジェクト」を進めています。これは、地域の子どもの体験活動の充実を図るため、河川管理者、教育委員会及び市民団体などから構成する「子どもの水辺推進協議会」を設立し、子どもたちの遊びの場や自然体験に適した水辺を「子どもの水辺」として登録し、河川における自然体験活動の推進を図るとともに、水辺体験活動に必要な資機材の貸出、水辺での活動に役立つさまざまな情報の提供など川を活かした体験活動に対して支援を行うもので、平成19年3月現在、248箇所が登録されており、各地でさまざま取組が展開されています。

また、地域が一体となって、子どもと水辺の関係を考え、地域の特色を活かした水辺の楽校計画を策定します。計画に基づき、河川の整備が必要な場合は、自然の状態を極力残しながら、河岸などへのアクセス性の改善（堤防の緩傾斜化、水辺に近づける河岸整備）瀨や淵、ワンドなどの復元を行い、子どもたちが自然と出会える水辺を整備しています。

水辺の楽校の中には、子どもたち自身が、どのような水辺にするのか考え、子どもの視点を活かして整備を行った例や、市民団体が週末毎に子どもを川へ誘っている例などもあります。

（具体的施策）

子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもの体験活動の充実を図るため、引き続き「子どもの水辺」再発見プロジェクト」を推進するとともに、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身につけた「指導者育成」を進めていきます。（国土交通省、文部科学省、環境省）[再掲（2章3節3.1、4.2）]

4.2 市民団体による河川を活用した自然体験活動の推進**（現状と課題）**

河川は人をひきつける魅力をもつ一方で、危険を併せ持っており、人々が安全で楽しく川に親しむためには、川に関する正しい知識と豊かな経験を持った「川の指導者」が必要

です。

全国各地で川をフィールドにさまざまな活動を行っている市民団体が中心となって、指導者の育成や川に関する市民団体の交流、河川を活用した環境学習や自然体験活動を推進する「川に学ぶ体験活動協議会（RAC：River Activities Council）」が設立されています。

この協議会は、全国各地で、指導者の育成講座や、子どもたちを対象とした子どもの水辺安全講座、川に学ぶ活動全国大会などを開催しています。

このような市民団体が、子どもたちだけでなく広い世代を対象に、川へ誘い、川を舞台に豊かな自然体験活動を推進することにより、自然への感性などが得られるものと考えられます。

一方、河川を利用した自然体験活動を行う人々は増加していますが、水難事故はあとを絶ちません。自然とのふれあいは、人々の心を癒し、生きる活力を取り戻しますが、一方では、危険を併せ持っていることをよく自覚することが重要です。

危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する研究会が平成12年に提言として「恐さを知って川と親しむために」を取りまとめています。この中では、河川については自由使用及び自己責任が原則ですが、自己の安全確保のために適切な行動がとれるよう、日常の情報提供の充実などが必要としています。

己責任が原則ですが、自己の安全確保のために適切な行動がとれるよう、日常の情報提供の充実などが必要としています。

実などが必要としています。

（具体的施策）

「川に学ぶ体験活動協議会（RAC）」では、川での体験活動を支援・推進するあらゆる活動を、時代に合わせて総合的に展開しています。特に、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身につけた指導者を養成する「指導者養成」、安全は自分で確保するものという観点から危機管理の基礎知識を体験学習を通して学ぶ「子どもの水辺安全講座」、川で学ぶ体験活動の意義を確認し全国の川で活動する人たちが交流を深める場の提供する「普及啓発活動」を推進していきます。（国土交通省）

国土交通省では、インターネットや携帯端末によるリアルタイムの雨量・河川の水位などの情報を提供しています。また、急な増水による河川水難事故を防止するため、緊急的に取組事項などをまとめたアクションプランを作成し、関係機関と連携した取組を推進するとともに、川の安全利用に関するリーフレットなどによる啓発などを実施していきます。（国土交通省）

4.3 こどもホタルレンジャー

（現状と課題）

暗闇の中を飛び交うホタルの光は、古くから日本の原風景として大切にされてきました。こうした風景が多く地域で失われてきた一方で、失われたホタルを呼び戻そうとする活動や残されたホタルを守る活動も広がっております。

環境省では次世代を担う子どもたち自らが行うホタルを通じた水環境保全への取組を

「こどもホタレンジャー」と名付け、平成 16 年度から「こどもホタレンジャー」の活動事例を募集し、全国の代表的な活動やユニークな活動を環境大臣が表彰しています。

こどもホタレンジャーの取組は、ホタルを通じて身近な川などに接することにより、自分の力で把握し、考えていくことを推進するとともに、水環境保全への関心を高めるよい機会となっています。

これまでの代表的な活動事例は、ホタルの生息マップの作成、ホタルの生息環境づくりの研究や、地域住民とのホタルを通じた交流などが行われてきました。

平成 18 年度は 31 団体からの応募があり、この中から環境大臣賞は小学校 1 校、中学校 1 校、優秀賞は小学校 2 校、団体の部から 1 団体が受賞され、表彰式及び活動報告会が行われました。

（具体的施策）

次世代を担う子どもたちが、身近な水環境への関心を高める機会として、「こどもホタレンジャー」の顕著な活動に対する表彰及び活動報告会により、これらの活動事例が、各地域で取り組まれている水環境保全活動の一層の啓発となるよう引き続きこどもホタレンジャーの取組を推進していきます。（環境省）

5 . 河川環境に関する調査研究

（施策の概要）

良好な河川環境の整備・保全に資するべく、河川水辺の国勢調査、河川生態学術研究、世界最大級（延長約 800m）の実験水路を有する自然共生研究センターでの取組みなど、学識経験者や各種機関と連携してさまざまな調査・研究を行っています。

5 . 1 河川水辺の国勢調査

（現状と課題）

国土交通省では、平成 2 年度の「多自然型川づくり」の開始とあわせて、河川の自然環境に関する基礎的な情報を把握するため、河川やダム湖における生物の生息・生育状況などを定期的・継続的に調査する「河川水辺の国勢調査」を実施しています。

これまで 109 の一級水系と 166 の二級水系、及び国や水資源開発公団が管理する 88 のダム湖においてそれぞれ、魚介類、底生動物、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類などの生息・生育状況、瀬や淵、水際部の河川の状況などの調査が実施されています。生物調査についてはおおむね 5 年でこれらの調査を一巡できるようにすすめ、平成 17 年度までに、3 巡の調査を終えました。

河川水辺の国勢調査は次のような特徴があります。

- ・ 調査時期、サイクル、方法などを全国で統一し、データの品質管理を行っている全国規模の網羅的な調査であること。
- ・ 全国の河川・ダムを対象として定期的、継続的、統一的に行う調査であること。
- ・ 調査内容については、各河川単位に学識者などによるアドバイザーの支援を受け

る仕組みにしている、確認種のチェックを学識者で構成されたスクリーニング委員会を組織し行っている、など十分なデータの品質管理を行っていること。

- ・ 調査マニュアル、生物種目録などを整備し、調査水準を一定レベルに保っていること。
- ・ どのような生物が、どのような物理的環境に生息・生育していたのか、それら情報を重ね合わせて収集・分析されたデータであるとともに、河川環境の保全・復元などの実際の河川管理に即したデータであること。

河川水辺の国勢調査の結果は、河川環境情報図の作成のために活用されます。河川環境情報図は、河川の整備、管理を行う際に必要となる河川環境に関する情報を適切に把握することを目的として、河床形態や植生の状況、生物の確認状況、生物の生息・生育環境や生活史などを分かりやすく図面上に整理したものです。河川環境情報図は、例えば改修図面と重ね合わすことにより、改修工事が与える環境へのインパクトを把握するために利用するなど、河川整備計画の策定、管理の実施に大いに役立つことが期待されています。

また、これまでの河川水辺の国勢調査は、各河川にどのような生物がいるのかを調べるために、調査地点における生物種を確認することを目的としていましたが、調査も3巡目が終了し、どこにどんな生物がいるかという概ねの生物相の把握はかなり進んだと言えます。定期的に継続して調査を実施することに加え、それぞれの河川が抱えている環境上の課題に対し、これの解決の糸口となるいわば目的志向型調査が求められているといえます。

（具体的施策）

河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができるよう、環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備、管理に活用していきます。（国土交通省）

全国の水辺の国勢調査の情報すべてを迅速に把握でき、全国的な分布の分析や、時系列的な傾向の把握のスピードが格段にレベルアップすることや、河川環境に関する多面的な分析が可能になること、情報公開に迅速に対応できることなど、河川水辺の国勢調査で得られた膨大なデータの整理・分析・活用をより効率的に行うとともに、当該情報を一般の多くの方々に提供することが可能となるよう、調査結果の電子化、GIS化を進めていきます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を推進します。（国土交通省、環境省、農林水産省）[再掲（2章5節2.8）]

平成19年3月に河川水辺の国勢調査のマニュアルを改定し、基本調査のうち、魚類調査、底生動物調査についてはおおむね5年、植物調査、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類など調査についてはおおむね10年でこれらの調査を1巡できるようにすすめるとともに、重点的かつ緊急的に把握する必要がある基礎情報を収集整備する「テーマ調査」、国民の水辺環境への関心と理解を深めるため流域の市民団体などからの調査協力により実施する「モニター調査」を導入しました。今後、改定されたマニュアルに従い、さらなる充実した調査を進めていきます。（国土交通省）

5.2 河川生態学術研究

（現状と課題）

河川における自然環境に関する知見は未だ十分ではなく、これらに対する情報の蓄積と学術的な研究が不可欠となっています。このため、河川環境に関する学際的な研究を総合的に進める目的で、国土交通省では、平成7年度から「河川生態学術研究」を行っています。

この研究は、具体的なフィールドを設定し、生物学・生態学の各分野や河川工学の分野などの大学などの研究者と国土交通省国土技術政策総合研究所や独立行政法人土木研究所の研究者などにより、以下のようなテーマが設定されて進められているもので、フィールドでの研究成果を基に研究報告書を取りまとめています。

河川流域・河川構造の歴史的な変化に対する河川の応答を理解する。

生物生息場所（ハビタット）を類型化し、その形成・維持機構、生態的機能を明らかにする。

生物現存量、種構成、生物の多様性、物質循環、エネルギーの流れを明らかにすることにより、河川生態の構造と機能を解明し、河川に対する生物の役割を明らかにする。これらを用いて、河川の環境容量を推定する。

洪水や渇水などの河川が本来持つ攪乱かくらんなどの自然のインパクト及び河道や流量の管理、物質の流入など的人為的インパクトの影響を明らかにする。

河川環境の保全・復元手法を導入し、その効果を把握・評価する。

～ に関する結果を総合し、生態学的な視点を踏まえた河川管理のあり方を検討する。

（具体的施策）

フィールドには、流況が比較的安定している多摩川、流量変動の大きい千曲川、流送土砂量が多く美しい砂州が形成されている木津川、河川激甚災害対策特別緊急事業により大規模な改修が行われてきた北川、自然復元型川づくりによって河道の蛇行再生を実施している標津川、広大なヨシ原や河口部の汽水域などの環境を有する岩木川の6河川が対象とされてきました。今後も、現地調査をベースにした、共同研究を進めます。（国土交通省）

5.3 自然共生研究センター**（現状と課題）**

河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施し、その結果を広く普及することを目的として、岐阜県の各務原市の木曾三派川地区に独立行政法人土木研究所「自然共生研究センター」を設置しています。

自然共生研究センターは、洪水に対する安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境を確保するという技術的な課題に取り組むことを目的に、世界最大級の実験水路である延長800mの水路を3本設置するとともに、実験池を6池設置しています。施設の規模は、実物スケールに近く、流量などの条件を人為的にコントロールすることができ、実河川に近い状態での実験が可能です。

実験河川のうち、1本はほぼ直線で流路の一部が護岸となっている実験河川、2本は流路に蛇行部をもち研究テーマ毎に蛇行ゾーン(上流)自然環境復元ゾーン、氾濫源ゾーン、ワンドゾーン、蛇行ゾーン(下流)の5つのゾーンをもつ実験河川となっています。この2本の河川は、同一形状で整備されており、1本には流量変動を与え、1本には与えず、これによる環境への影響を研究しています。

自然共生研究センターの研究目的は

- ・ 自然を活かした川づくりに関する研究
- ・ 変動を加味した正常流量に関する研究
- ・ 自然を活かした湖沼の水質浄化技術の開発

ですが、具体的には、瀬・淵などの河川形状と生物の生息・生育・繁殖状況との関係に関する研究、冠水頻度と植物の生育状況に関する研究、流量の変動が河川環境に与える影響に関する研究などについてさまざまな分野の研究者と連携しながら取り組んでいます。

(具体的施策)

現在までに、魚類の生息場所と生息環境について、生息量は水際の植生よりも淵や早瀬などの河床形態に大きく依存しており、そのため河川改修においては瀬・淵構造を考慮することが重要であることや、外来植物の繁茂が在来種を減少させるとともに種数も減少させており、河原植物に影響を与えることなどを確認しています。引き続き、さまざまな河川の復元工法による効果を検証していきます。(国土交通省)

5.4 水生生物調査

(現状と課題)

環境省、国土交通省では、昭和59年から小学校、中学校、高校や一般の方々に参加していただき、川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」や「きたなさ」の程度を調査する「水生生物調査」を実施しています。

カワゲラ、サワガニなどの河川に生息する水生生物の生息状況は、水質を反映しており、それらの水生生物を指標として水質を判定することができます。このような水質の調査は、一般の人にも分かりやすく、高価な機材などを要しないことから誰でも参加でき、また調査を通じて身近な自然に接することにより自然環境への関心を高めるよい機会となります。

水生生物調査として、河川に生息する水生生物のうち全国各地に広く分布し、分類が容易で、水質に係る指標性が高い、30種を指標生物として、4階級で水質の状況进行评估しています。

平成18年度は、参加者数74,968人、参加団体数2,013団体、調査地点数3,489箇所水生生物を採集し指標生物の同定・分類を行った結果、(きれいな水;60%) (少しきたない水;25%) (きたない水;11%) (大変きたない水;2%)となり、平成15年度以降大きな変化がない状況です。

(具体的施策)

市民一般の河川環境への関心を高める機会として、引き続き住民との協働による水生生物

物調査を実施していきます。(国土交通省、環境省)[再掲(2章3節3.1)]

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

(地域空間施策)

第9節 沿岸・海洋

(基本的考え方)

日本列島の複雑な海岸線には砂丘や断崖などその形状に応じて特有の動植物が見られ、陸域、陸水域、海域が接し、それらの相互作用の下にある浅海域では、藻場、干潟、サンゴ礁などが分布し、海生生物の繁殖・産卵・生育・採餌の場として多様な生息・生育環境を提供しています。

また、日本列島周辺は、歴史的に隔離されたことのある日本海や1万メートルの深さに達する日本海溝などの極めて多様な海洋構造や、寒流と暖流、およびそれらにより供給される遠隔地の生物などの影響により、海洋生物の多様性が世界的に見ても極めて高いと言えます。

このように生物生産性の高い沿岸・海洋は、豊かな漁場であり、水産物によって私たちの生命を支え、産業としての漁業を成り立たせています。また、海岸は白砂青松など陸域と一体となった優れた自然景観を形成し、レクリエーションの場として利用されるなど、自然とのふれあいの観点からも重要です。

一方で、平地の沿岸部に人口や産業が集中しているわが国では、沿岸域に環境負荷がかかる構造になっており、戦後の経済発展の中で、豊かで安全な生活と引き換えに、沿岸域の砂浜・干潟・藻場などが喪失するとともに、人と海との関わりも以前にくらべて希薄になってきました。また、さまざまな人為影響によって、物質循環の様態が変質することにより赤潮や貧酸素水塊（青潮）が発生すると、生物多様性の著しい減少につながります。海域全体はつながっているため、限られた空間での環境変化の影響が広域の生物個体群に波及するという点にも注意が必要です。

開発や気候変動などの影響により、このような沿岸域の生態系は依然として全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われた砂浜・干潟・藻場などの再生・修復の手だてを講じていくことが重要です。また、背後に多くの人口・資産が集中している砂浜や岩礁などの海岸では災害防止など生活の安全確保と環境保全を同時に図っていくことが重要です。

さらに、国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつわが国の沿岸を利用する渡り鳥やウミガメなどの動物については、国内のみならず、より広域的・国際的な視点から、関係各国が連携、協力してその生息地の保全策を講じることが重要です。

平成19年4月に成立した「海洋基本法」においては、海洋政策の6つの基本理念の第一番目である「海洋の開発・利用と海洋環境保全との調和」のなかに、海洋の生物多様性確保の重要性が盛り込まれています。同法に基づき、関係省庁が一層連携して沿岸・海洋政策を進める必要があります。

1. 沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全

(施策の概要)

海洋基本法に基づき、海洋の生物多様性の保全など海洋環境保全に関する施策を推進することが必要です。特に、干潟・藻場・サンゴ礁などの生物多様性の保全上重要な海域については、関係機関との調整も踏まえ、必要に応じて国立公園などの保護区の充実を図ります。

また、保全施策の立案及び実施のために必要な基礎的データの収集・整備は、今後より一層の充実を図る必要があります。その際、海岸、港湾、漁港、海洋などについて、それぞれ関係省庁が収集した情報の共有を確保するなど、関係省庁間の連携を一層強化し、情報整備をより効率的に行うことが重要です。

1.1 科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全

(現状と課題)

平成19年4月に成立した海洋基本法においては、海洋法に関する国際連合条約や生物多様性条約における国際的議論の動向も踏まえつつ、海洋の生物多様性の保全など海洋環境保全に関する施策を推進するとともに、これらの施策の立案及び実施のために必要な調査や情報提供に努めることとされています。平成18年3月に開催された生物多様性条約第8回締約国会議においては、海洋や沿岸域の統合的管理、公海における遺伝資源の持続的利用など、海洋の生物多様性の保全が大きな議題として取り上げられました。

しかしながら、わが国において海洋生物の生息状況を含め海洋の生物多様性の保全の施策の基盤となるデータが不足しており、今後これらの情報を収集・整備し、科学的な保全施策を推進する必要があります。保全施策の推進にあたっては、外洋や陸域との関係性やさまざまな目的による海洋資源の利用のあり方などを総合的に踏まえることも重要です。

(具体的施策)

藻場、干潟、サンゴ礁など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し自然環境データの充実に努めるとともに、主にわが国の200海里域内における海洋生物の生息状況など海洋生物多様性に関するさまざまな情報の収集整備を図ります。(環境省)

沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進するため、海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係各省の連携のもとに進め、それらを踏まえて、海洋の生物多様性の保全に関する施策を進めます。(環境省、関係省庁)

1.2 海洋生物多様性の保全のための保護区

(現状と課題)

海域の生物多様性の保全上重要な浅海域の生態系である藻場、干潟、サンゴ礁など浅海域の国立・国定公園と国指定鳥獣保護区への指定についてみると、藻場、サンゴ礁の4～5割程度が指定されているもののそのほとんどは規制の緩やかな「国立・国定公園の普通地域」であり、干潟の指定は1割程度に留まります。

浅海域の生態系は開発などにより面積が減少しているほか、土砂や栄養塩類の流入など陸域からの環境負荷の増加、などにより、質的な劣化が急速に進行しており、その再生や保全管理が必要です。

国立公園などにおいては、陸域と一体となった統合的沿岸管理を行うことにより、土砂や栄養塩類などの発生源対策なども含めて、海域の保全・再生に取り組みます。

将来にわたり、海洋の豊かな自然環境など、海洋の恵沢を享受するためには、生物多様性の保全上重要な海域についての国民の理解と関心を増進させることが重要です。海域の保全と利用のあり方を検討し、海域利用の普及啓発を推進することが必要です。

（具体的施策）

順応的管理の考え方のもとに漁業者の自主規制を基本として漁業資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指す知床世界自然遺産地域海域管理計画の事例なども参考にしつつ、漁業をはじめとする多様な利用との両立を目的とした、地域の合意に基づく海域保護区のあり方について検討を行います。（環境省）

国立・国定公園の総点検事業（平成19年度～）により、生物多様性保全の観点なども踏まえ、すぐれた海域の評価方法を見直し、関係機関と調整を図りながら、海域における国立・国定公園の指定・再配置や海中公園地区の指定区域見直しを進めるとともに、必要に応じて海域の適正な保全及び利用を進めるために自然公園法を見直します。また、海中公園地区については、捕獲規制の対象となる種を見直し、保全を推進します。（環境省）

国立公園内で白化現象やオニヒトデの発生などによりサンゴ礁生態系が劣化している海域においては、オニヒトデの駆除やサンゴ群集の修復などを行うほか、ウミガメの産卵地となっている砂浜においては海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動など、国立公園において、積極的に海洋生態系の保全・再生、管理に取り組みます。（環境省）

国立公園内の沿岸域などにおいて自然観察会などを積極的に開催するとともに、国立公園における海域の適正な保全と利用のあり方について検討し、パンフレット、ホームページなどを通じて、必要な情報を提供し、海域利用の普及啓発を推進します。（環境省）

海域の国立公園内の自然景観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす土砂や汚染物質などの発生源対策を行うために、関係機関との調整・連携を図りながら、必要な対策を検討します。（環境省、関係省庁）

順応的管理を通じて、海洋の生物多様性の保全・回復と水産資源の持続可能な利用を図るため、各種保護区の拡充や連携の強化をはじめ、必要な施策について、海洋基本法の枠組みも活用して、関係省庁が連携して検討します。（環境省、関係省庁）

鳥獣保護区及び同特別保護地区について、多様な鳥獣の生息環境を確保するという視点から、多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます。そのひとつとして、沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地について保護区の指定に努めるこ

とで、沿岸・海洋域における自然環境の保全を推進します。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。（環境省）

1.3 藻場・干潟の保全・再生

（現状と課題）

アマモなどの海草類やコンブ、カジメ、ホンダワラなどの海藻の群落である藻場や河川などにより運ばれた細かい土砂が堆積した干潟は、多くの海洋生物の繁殖・産卵・生育・採餌の場です。例えば、内湾に発達する干潟は、小動物の量、種数ともに著しく多いことから、多様な沿岸性の魚類、シギ・チドリ類などの鳥類の重要な餌場となっています。

これら浅海域の湿地は、規模にかかわらず貝や甲殻類の幼生、仔稚魚などが移動分散する際に重要な役割を果たしている場合があります。このため、科学的知見を踏まえ、このような湿地間の相互のつながりやネットワークの形成を認識し、残された藻場や干潟の保全を図っていくことが必要です。また、失われた機能を補うための再生・修復の取組も重要です。

（具体的施策）

自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト 1000 を活用して、藻場・干潟に関する情報整備を進めます。（環境省）

宮城県蒲生干潟において干潟の再生を実施しており、これを含め引き続き国立・国定公園内および国指定鳥獣保護区内における干潟の自然再生を推進します。（環境省）

海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。平成 24 年 3 月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備を概ね 5 千 ha 実施します。（農林水産省）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘跡の埋め戻しを推進します。（国土交通省）[再掲（同節 4.1）]

生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組みます。（農林水産省）

漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響に対し、漁業関係者、NPO などが自主的に行う海浜・河川の清掃活動や植林活動の取組の促進とともに、漂流物の回収・処理、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進します。（農林水産省）

赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。（農林水産省）

漁場の効用回復に資するたい積物の除去などを平成 24 年 3 月までに概ね 25 万 ha を実施します。（農林水産省）

1.4 サンゴ礁の保全

（現状と課題）

亜熱帯水域のサンゴ礁は、熱帯雨林に匹敵するほど多様性が高い生態系を持つといわれ、魚類をはじめ多くの海生生物が豊に生息・生育しています。また、水産資源の産卵、餌場、幼稚仔魚の育成場となっているほか、ダイビングなど観光やレクリエーションの資源でもあります。さらに、外洋から打ち寄せる激しい波を食い止める防波堤の役割も果たしています。

サンゴ礁は世界中で破壊が進んでおり、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）が発行した2004年の報告では、世界のサンゴ礁の20%が破壊され、さらに24%は危険な状況にあり10～20年後には破壊されるおそれが高いとされています。わが国の沖縄など亜熱帯海域やパラオなど海外の島嶼国などの熱帯海域においては、サンゴの分布面積が減少し、水産動植物の生育環境への影響が懸念されており、速やかなサンゴ礁生態系の回復・再生が求められています。破壊の原因としては、赤土などの流入や沿岸の開発など人間活動による影響のほか、高水温の影響による白化現象、オニヒトデなどの天敵による被害、サンゴ組織が帯状に壊死する原因不明のホワイトシンドロームなどの病気などがあります。特に地球温暖化により白化現象などが今後頻繁に起こることも懸念されています。

サンゴ礁及び関連する沿岸域の生態系の保全を目的とした国際協力の枠組である「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」では、平成19年4月に東京（池袋）で開催された総会において、「サンゴ礁と気候変動に関する決議」、「海洋保護区（サンゴ礁）のネットワークに関する勧告」などが決議されました。

（具体的施策）

2008年を国際サンゴ礁年とすることがICRIにおいて決定されたことを踏まえ、多様な主体の参加を得てサンゴ礁の普及啓発を行います。（環境省）

既存の指針や活動状況を踏まえ、保護区の設定、保全・再生のあり方、病気への対応、利用ルール、モニタリングなどの課題に関して、今後5年を目処に多様な主体の参加によるわが国のサンゴ礁保全行動計画を策定します。（環境省）

自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000を活用して、サンゴ礁に関する情報整備を進めます。（環境省）

沖縄県の石西礁湖、高知県の竜串、徳島県の竹ヶ島においてサンゴ群集の自然再生を実施しており、これらを含め引き続き自然公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進します。（環境省）

沖縄県及び奄美群島において、農地などからの赤土などの流出を防止するため、ほ場勾配修正や沈砂池などの整備を推進します。（農林水産省）

沖縄における赤土等の発生源での流出防止を推進するため、赤土等流出状況の把握、流出防止技術の検討及び流域協議会による普及啓発活動等の調査研究事業等を実施します。（内閣府）

ICRIのサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対するサンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援など、気候変動に対する適応策を検討しま

す。（環境省）〔再掲（2章6節1.1）〕

サンゴの生育条件として厳しく、サンゴの減少が危惧される沖ノ鳥島を対象に、現地状況の把握や種苗生産技術の検討を行い、サンゴ増養殖手法ガイドラインを作成することによって、広くその他の海域にも適用できるサンゴ増養殖技術の開発を行います。（農林水産省）

1.5 島嶼生態系の保全

（現状と課題）

わが国の国土は、北海道、本州、四国、九州の主要4島と3,000以上の島嶼から成り立っています。島嶼の生態系は、限られた地理的空間において、長い間の外部との隔離の中で形成され、生態系の構成要素の微妙なバランスの上に保たれてきたため、固有種が多いなど特有の生物相を有しており、人間活動や外来種の影響に対してきわめて脆弱といえます。現在、種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している38種（平成19年8月現在）の半数以上が島嶼地域に生息・生育する種となっているなど、島嶼部に生息する生物種の多くが絶滅のおそれのある種に選定されています。

島嶼生態系の保全にあたっては、以上のような特性を踏まえて、絶滅のおそれのある種の保存や外来種対策などの取組を実施する必要があります。

（具体的施策）

種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している種については、トキ、ツシマヤマネコについて飼育下繁殖個体群の確立・野生復帰に向けた取り組みを強化するほか、ヤンバルクイナについて平成20年度より本格的な飼育下繁殖の取り組みを開始するなど、引き続き事業の充実・強化を図ります。（環境省）

北海道の利尻島や天売島、石川県の七ツ島などの、特に海鳥の繁殖地として重要な離島において、引き続きこれらの生息環境の保全を図ります。（環境省）

最新のレッドリストにおいて特に保護の優先度が高いとされた種について、詳細に情報収集を実施し、種の保存法に基づく対応を含め、状況に応じた適切な対応を行います。

（環境省）

絶滅のおそれのあるわが国固有の野生動植物種のうち、特に生息環境の悪化が懸念される島嶼地域や里地里山に生息・生育する種を中心に、その生息状況等についての総合点検及び緊急対策事業を実施します。また、現在38種について実施している保護増殖事業についても、その実施状況等を総合的に点検・評価し、効率的な事業の推進についての検討を行います。（環境省）

小笠原^{かぐらん}において海洋島に残された固有種・希少種および独特の生態系の保全並びに外来種に攪乱された生態系の健全化を実施しており、これを含め引き続き自然公園内における海洋島独特の島嶼生態系の自然再生事業を推進します。（環境省）

奄美大島において希少種への脅威となっているジャワマングースについて、平成26年度を目標に排除に取り組むなど、希少種の生息地や国立公園、保護林等の保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めます。（環境省、農林水産省）

利尻、礼文島において、オオハンゴンソウなどの外来植物の除去などを引き続き実施します。（環境省）

小笠原諸島、南西諸島などの島嶼等特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討します。（環境省）

平成 19 年 1 月に我が国政府が将来の推薦の意志を示す世界遺産暫定一覧表に記載した「小笠原諸島」については、関係機関と連携し、保護担保措置の充実に努めるとともに、平成 19 年以降 3 年程度かけて外来種対策や希少種の保全などの取組を一層推進し、目に見える一定の成果をあげた上で、推薦することを目指します。（環境省、農林水産省、文部科学省）[再掲（1 章 2 節 9 . 1）（2 章 4 節 2 . 4）]

「琉球諸島」については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます。（環境省、農林水産省、文部科学省）[再掲（1 章 2 節 9 . 1）（2 章 4 節 2 . 4）]

1 . 6 海洋生物の保護・管理

（現状と課題）

野生水生生物の存在する生態系の維持を含め海洋などの環境を良好に保全していくことは、漁業の健全な発展を図る上からも極めて重要です。このため、希少な野生水生生物の保護を図るとともに、生態系のバランスが崩れ漁業生産にも被害を与えている大型クラゲなどの大量発生などの問題にも対処していくことが重要です。

（具体的施策）

引き続き、モニタリングサイト 1000 など各種調査の実施により、ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類の生息状況に関する情報収集を進めます。（環境省）

野生水生生物の保護を通して健全な生態系の維持を図る観点から希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実に努め、保全・管理手法の開発を行います。（農林水産省）[再掲（同節 2 . 7）]

サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。（農林水産省）[再掲（同節 2 . 7）]

希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっては、生物多様性を配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。（農林水産省）[再掲（同節 2 . 8）]

鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見をふまえて、その影響緩和の取組を推進します。（農林水産省）[再掲（同節 2 . 8）]

2 . 里海・海洋における漁業

（施策の概要）

わが国は、南北に伸びた複雑な海岸線を持つ列島であり、四方を海に囲まれ、世界で第6位の広大な排他的経済水域などを有し、その周辺海域は寒流、暖流が交錯することにより、生産力が高く豊かな生物多様性を持つ漁場となっています。

水産業は豊かな海の恵みの上に成り立っている環境依存型の産業であることから、生産力を支える生態系の健全さを保つことが必要であり、そのためにも生物多様性の保全が重要です。わが国沿岸域は古来より人間活動との関わり合いが深く、採貝・採藻などの漁業活動を行ってきました。このような、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全が図られている海は「里海」として認識されるようになっており、適切に保全することが必要です。

他方、沖合域から公海についても適切な資源管理を行うことにより、水産資源の持続的な利用が可能です。このため、地域漁業管理機関などの枠組みを通じて科学的根拠に基づき水産資源の適切な保全と持続的な利用を図っていくことが重要です。

このように、里海・海洋の保全を通して、国民の健全な食生活を支える水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推進する必要があります。

平成19年3月に閣議決定された「水産基本計画」に基づき、水産動植物の増殖及び養殖の推進、水産動植物の生育環境の保全及び改善、水産業の基盤の整備、漁村の総合的な振興などに取り組みます。

なお、平成19年4月に公布された「海洋基本法」においても、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図ることを基本理念として、海洋の生物多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存在の基盤とされたところであり、こうした考え方に沿って里海・海洋を保全します。

2.1 漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進

(現状と課題)

生物多様性が豊かで生産力の高い健全な里海の実現のためには、藻場・干潟の保全は重要な課題のひとつです。藻場は「海の森」とも呼ばれ、アマモ場、コンブ場などがあります。干潟は人々にとって親水の間であるとともに、多くの渡り鳥が餌と休息の間を求め飛来する場ともなっています。これらを含めた沿岸水域は魚類をはじめとする多種多様な生きものの生育・産卵場のほか、陸上からの生活排水に含まれる有機物や窒素、リンなどを吸収・分解することにより、水質を浄化するなど、環境を保全することで生物多様性の保全に大きく貢献しています。また、亜熱帯水域において、サンゴ礁は水産資源の産卵、餌場、幼稚仔魚の育成場となっています。

しかしながら、高度経済成長期の沿岸開発、埋め立てなどにより藻場、干潟が大幅に減少しているほか、植食性魚類などの食害などにより藻場が消滅する「磯焼け」が全国的に拡大している一方、干潟においても、二枚貝を捕食するナルトビエイなどが増加し、健全な生態系の維持に懸念がある状況であり、持続的な漁業生産を実現するためにも、藻場・干潟を含む漁場環境の保全を図ることが必要です。

（具体的施策）

海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。平成24年3月までに、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備概ね5千ha実施します。（農林水産省）

生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組みます。（農林水産省）

漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響に対し、漁業関係者、NPOなどが自主的に行う海浜・河川の清掃活動や植林活動の取組の促進とともに、漂流物の回収・処理、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進します。（農林水産省）

赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。（農林水産省）

漁場の効用回復に資するたい積物の除去などを平成24年3月までに概ね25万haを実施します。（農林水産省）

2.2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進**（現状と課題）**

漁港漁場は、漁業の生産基盤であるのみならず、静穏な水域や生産性の高い環境を創出することにより、海洋生物の産卵場や仔稚魚の育成場としての環境の形成にも大きく寄与しており、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備が必要です。

（具体的施策）

漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進します。平成24年3月までに、概ね7万5千haの魚礁や増養殖場を整備するほか、漁場の効用回復に資するたい積物の除去などを概ね25万ha実施します。（農林水産省）

力強い産地づくりを推進するべく、水産物流通拠点や中核的に生産活動や操業準備活動等が行われる地区を対象として、そこで取扱われる水産物の衛生管理対策等に必要な施設整備を重点的に推進することとしており、漁港の整備においては、その周辺の自然環境の改変を極力最小とするように努めるとともに、事業の実施にあたっては、藻場が形成され水産動植物の生息・繁殖が可能な護岸など魚介類が生息できる工法・構造を採用した漁港施設、自然環境への影響を緩和するための海浜などの整備を行うなど、周辺の自然環境に調和した漁港づくりを積極的に推進します。（農林水産省）

漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設などの整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去などを行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化します。具体的には、平成24年3月までに漁村の漁業集落排水処理を行うこととし

ている漁村の処理人口比率を概ね60%まで推進します。（農林水産省）

2.3 地域資源活用による漁村環境の保全・利用の推進

（現状と課題）

漁村は、漁業を営むだけでなく、良好な自然環境や景観の形成、地域の伝統文化の継承、人々へのやすらぎ空間の提供などの多面的機能を有し、自然の大切さを学べる場でもあることから、漁村環境の保全・利用を図る必要があります。

（具体的施策）

豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図ります。（農林水産省）[再掲（2章3節3.1）]

国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。（農林水産省）[再掲（2章3節3.2）]

2.4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進

（現状と課題）

水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、水産資源の適切な保存・管理は、国連海洋法条約により沿岸国に課せられた責務でもあり、国民に対する水産物の安定供給の確保と生物多様性の保全の観点からも重要です。

また、サメ・海鳥・ウミガメの混獲や深海の生物多様性への漁業影響を理由にしたマグロ延縄漁業や公海トロール漁業に対する否定的な国際世論や、生物多様性条約における公海での海洋保護区の設置の動き、ワシントン条約における国際取引の規制下で水産資源を管理しようとする動きに対して、生物多様性の保全の視点だけでなく、科学的根拠に基づく水産資源の適切な保全と持続的な利用についても提唱し続けることが重要です。

（具体的施策）

水産資源について調査船による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を推進します。（農林水産省）

資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理については、わが国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の排除に取り組みます。（農林水産省）

鯨類資源についても、科学的研究に基づく保存と持続的利用を国際的に確立させるよう努めます。（農林水産省）

資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やトリポール、ネムリ針などの混獲回避に向けた取組を進めるとともに、漁業活動によ

る海洋生物の多様性の保全と持続的利用が可能なことなどを科学的に示し、適切な国際世論の形成を図ります。（農林水産省）

わが国漁船による操業の確保や資源の持続的利用と適切な管理などを目的とした二国間・多国間による漁業協定を毎年度47協定以上に維持・増大します。（農林水産省）

2.5 資源管理の一層の推進とポスト資源回復計画の導入

（現状と課題）

近年、水産資源の多くが低水準で生物多様性が損われており、資源管理の強化と減少した資源の回復が必要です。

（具体的施策）

平成9年からは主要な魚種に対して漁獲可能量（TAC）を設定し、平成14年からは、緊急に資源回復が必要な魚種やそれらを対象とした漁業種類を対象として減船・休漁の漁獲努力量削減や、種苗放流、漁場環境改善の取組を総合的に推進する政策として資源回復計画を引き続き推進するとともに、回復目標を達成した資源に対して、その水準の維持安定及び合理的な利用について、関係者の共通認識の下に計画的に推進する「ポスト資源回復計画」の導入を進めます。（農林水産省）

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、民間における取組を促進します。（農林水産省）

2.6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産

（現状と課題）

近年、わが国周辺水域の水産資源は総じて低水準にあり、種苗放流や海面養殖の推進などの増養殖施策を展開することにより、資源を回復、増加させることが必要です。その際、生物多様性の保全への配慮が重要です。

（具体的施策）

放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮するなど、環境・生態系と調和した増殖を推進します。（農林水産省）
養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。（農林水産省）

炭素や窒素などの安定的物質循環を可能とするための魚類・貝類養殖と藻類養殖を組み合わせた複合養殖技術の確立を図るほか、低環境負荷飼料の開発を推進します。（農林水産省）

さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます

増殖事業を推進します。（農林水産省）

平成 23 年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成 18 年の 6 割から 7 割に推進します。（農林水産省）

2.7 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性の保全の推進

（現状と課題）

野生水生生物の存在する生態系の維持を含め海洋などの環境を良好に保全していくことは、漁業の健全な発展を図る上からも極めて重要です。

（具体的施策）

野生水生生物の保護を通して健全な生態系の維持を図る観点から希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、保全・管理手法の開発を行います。（農林水産省）

[再掲（同節 1.6）]

サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。（農林水産省）[再掲（同節 1.6）]

2.8 野生生物による漁業被害防止対策の推進

（現状と課題）

漁業生産に大きな被害を与える大型クラゲなどの野生生物の大量発生は、海洋汚染や水産資源の乱獲などによる生物生息環境の変化などが原因との指摘もなされています。また、外来魚・カワウによる食害被害を含め、生態系のバランスが崩れ生物多様性を減少させることが懸念されています。このため、科学的知見を踏まえた野生生物による漁業被害防止対策を推進し、適切な生物多様性の保全を図ることが重要です。

（具体的施策）

環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に外来魚やカワウの食害防止に向けた効果的な駆除などの適切な対策を講じます。（農林水産省）

希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。（農林水産省）[再掲（同節 1.6）]

鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見をふまえて、その影響緩和の取組を推進します。（農林水産省）[再掲（同節 1.6）]

2.9 生物多様性に配慮した内水面漁業の推進 [再掲（1章8節1.8）]

（現状と課題）

河川・湖沼などの内水面は、漁業・養殖業の生産の場として国民に魚介類を供給してい

るほか、釣りやアウトドアスポーツなどレクリエーションの場の提供を通じて自然とのふれあいの機会を創出するなど国民生活にとって欠かせないものとなっています。しかしながら、近年、水産動植物の生息生育環境の悪化に加え、オオクチバスなど外来魚、カワウによる食害やアユ冷水病の蔓延により内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。これらの問題に対応する上でも、内水面の生物多様性の保全をなお一層図ることが重要です。

（具体的施策）

漁場の耕うんや水田・用水路の活用などによりコイ、フナ、ウナギ、ヨシなどの水産動植物の生息生育環境を改善します。（農林水産省）

生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、外来魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除や、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。（農林水産省）

産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。（農林水産省）

3. 海岸環境

（施策の概要）

海岸は、陸域と海域とが相接する空間であり、砂浜、岩礁、干潟など生物にとって多様な生息・生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在するとともに、白砂青松などの名勝や自然公園などの優れた自然景観の一部を形成するなど、貴重な自然環境を有する場です。また、国土狭あいなわが国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であり、津波、高潮などの災害や海岸侵食などの脅威に常にさらされています。砂浜などの海岸はこれらの脅威などから背後の人命や財産を防護する重要な役割を有する他、地域社会における祭りや行事の場、海水浴、スポーツ、体験学習などさまざまな利用の場としても重要な役割を果たしています。海岸は、さまざまな利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間といえます。

3.1 海岸環境の保全・再生・創出

（現状と課題）

近年、沿岸部の開発などに伴い自然海岸そのものや上述の海岸の貴重な自然環境が減少してきているとともに、海岸に供給される土砂の減少や、海岸部での土砂収支の不均衡などのさまざまな要因による海岸侵食の進行により、生物の生息の場、海水浄化の場、また、白砂青松など美しい海岸景観の要素として重要な砂浜が消失しています。また、海岸の汚損や海浜への車の乗り入れなどにより海岸環境が損なわれているところもあります。

海岸の生態系を保全するとともに、津波、高潮などの災害や海岸侵食などの脅威から背後を防護する海岸を整備し安全で活力ある地域社会を形成し、国民の環境意識の高まりや

心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められています。

このような背景を受けて、平成11年には海岸法が一部改正され、これまでの「防護」に加え、「環境」と「利用」の2つの目的が追加されました。この法改正で策定することとなった海岸保全基本方針（平成12年策定）では、「美しく、安全で、いきいきした海岸を次世代へ継承していくこと」を基本的な理念として、災害からの防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとされています。

こうした理念に基づき、これまでも、生態系や自然景観などに配慮したエコ・コースト事業の取組などを推進してきたところです。しかし、海岸法の目的である防護・環境・利用の相互間でのトレードオフの問題や、自然環境に配慮した海岸整備を進めていくための技術的知見が不足していることなど、今後解決して行かなければならない課題も少なくありません。

これからの海岸整備や管理は、防護面や利用面でのニーズに応じていくとともに、多様な生物が生育・生息する海岸環境を後世に継承していく必要があります。

（具体的施策）

[自然共生型海岸づくりの推進]

海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性をふまえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進します。（国土交通省）

[砂浜の保全・回復、渚の創生]

養浜、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。（農林水産省、国土交通省）

「渚の創生」事業などにおいて、河口、河道、ダムに堆積している土砂、砂防設備に異常に堆積している土砂、漁港、港湾の堆積土砂や海岸に堆積している土砂などを、侵食が進んでいる海岸へ流用（サンドバイパス）を行うなど、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、あわせて自然環境、景観の保全を図ります。（農林水産省、国土交通省）

[海岸環境の保全・整備]

ウミガメやカブトガニといった海生生物やコアジサシ、チドリ類などの野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸において施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸を形成するエコ・コースト事業を推進します。（農林水産省、国土交通省）
ウミガメの産卵地等の海浜については、必要に応じて、自然公園法に基づく特別地域内において、許可を受けなければ車馬等の使用をしてはならない区域を指定することなどにより、その保全を図ります。（環境省）

[面的防護方式]

海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線的防護方

式」から、沖合施設や砂浜なども組み合わせることにより、防護のみならず砂浜の再生、海岸へのアクセス向上などの点で環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換をより一層推進します。（農林水産省、国土交通省）

[利用への配慮、自然とのふれあい]

全ての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸とするため、海辺へのアクセスの向上、施設のバリアフリー化、植栽や遊歩道の設置などの海岸の利用の増進に資する施設や周辺環境の整備を進めるとともに、海岸及びその周辺で行われるさまざまな施策との一層の連携を推進します。例えば、砂浜の保全など侵食対策などを行う海岸事業と、飛砂・潮風などの被害を防止するための森林造成を行う治山事業を一体的に実施することにより、白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり（自然豊かな海と森の整備対策事業「白砂青松の創出」）を推進します。（農林水産省、国土交通省）

文部科学省所管の教育関連施設や各種環境教育プログラムと連携し、環境教育の場として利用しやすく、世代間の交流の場となる海岸づくり（いきいき・海の子・浜づくり）を推進します。（農林水産省、国土交通省）

[ごみ対策及び住民などの参加]

海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やボランティア、NGOなどの協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。さらに、こうした地域住民との連携を図り、海岸愛護活動の実施や環境教育の充実に努めることとしています。具体的には、エコ・コースト事業においては、今後、計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を進めることとしています。（農林水産省、国土交通省）

大規模な漂着ごみは、海岸堤防・砂浜などの消波機能の低下、水門の防潮機能への障害など、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により処理を進めます。（農林水産省、国土交通省）

漂着状況の調査と地域特性を踏まえた対策を検討するため、漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査を実施しています。漂着したごみの分類、漂着経路や発生源の推定を行うとともに、地元のボランティアの参加方法など効果的・効率的な清掃処理処分方法、当該海浜でごみが漂着する状況をモニタリングし、漂着メカニズムの解析や効果的な清掃の頻度、方法などの検討を行います。また、各検討会を実施するほか、NGOなどとの意見交換を行い、関係者間の連携の推進及び効果的な対策検討に活用します。また、海岸保全区域外に漂着したごみを処理する市町村に対する支援を実施しています。（環境省）

国立公園内の海岸については、地域住民の協力の下、グリーンワーカー事業による清掃作業、漂着ごみの除去作業などを実施します。（環境省）

[調査研究の推進]

安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行うとともに、広域的な海岸の侵食に関する調査研究、生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備に関する調査研究などについて、関係する研究機関も

含め推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努めます。例えば、海岸省庁においては、海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。（農林水産省、国土交通省）

地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずる恐れがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進めます。（農林水産省、国土交通省）[再掲（2章6節1.1）]

これらの各種施策を通じて、海岸における生物多様性の確保に向けた取組を、今後とも引き続き行います。（農林水産省、国土交通省、環境省）

4. 港湾環境

（施策の概要）

港湾については、平成17年に交通政策審議会港湾分科会環境部会において、今後の港湾環境政策の基本的な方向についての答申「港湾行政のグリーン化」が取りまとめられました。この答申では、港湾の開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉え「港湾行政のグリーン化」を図っていくとされており、これらを踏まえ、干潟・藻場の保全・再生・創出などを積極的に行うとともに、汚泥浚渫による水質改善、多様な生物の生息・生育空間であり地域住民が自然に親しめる貴重な場所になる港湾緑地の整備などを行い総合的に良好な海域環境を積極的に創造していくこととしています。

沿岸域の水質環境改善への具体的取組として、干潟などの各種機能を評価し、生態系保全、自然の浄化能力、水産などの産業への寄与、防災効果などの視点から、重要な干潟などについては可能な限り保全することが必要であるとともに、必要性の高い場所においては干潟の再生などを積極的に行うこととしています。他にも、汚泥浚渫による水質改善、多様な生物の生息・生育空間であり地域住民が自然に親しめる貴重な場所になる港湾緑地の整備などを行い総合的に良好な海域環境を積極的に創造していくこととしています。

4.1 港湾環境の保全・再生・創出

（現状と課題）

これまで全国で55箇所29港4湾（このうち33箇所が整備済：平成19年3月現在）において干潟・浅場などの保全・再生事業を実施してきており、例えば、三河湾や尾道系崎港などで再生した干潟においては、水質が改善され、生息する生物が増加しているなどの効果が確認されています。

しかしながら、東京湾や大阪湾などの閉鎖性海域では依然としてCODの環境基準の達成率が低く、赤潮や青潮が発生しています。さらに、三大湾や瀬戸内海などでは過去の埋立やコンクリート骨材用の土砂採取により大規模な窪地（深掘跡）が海底に点在しており、青潮の原因となる貧酸素水塊の発生場所となっています。これらの対策として、浚渫土砂

の粒径などによる分別処理やリサイクル材の活用などを行うことで、より一層浚渫土砂を有効活用し、覆砂、深掘跡の埋め戻し、干潟などの造成を推進していく必要があります。また、直立壁面が多く壁面付着生物しか見られなくなっている場合があり、干潟や浅場、海浜などの再生や創出に取り組むとともに、緩傾斜護岸など構造物においても生物多様性の保全への配慮を可能な限り行うことが重要です。

（具体的施策）

海底に堆積した有機汚泥の浚渫を推進します。（国土交通省）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成、深掘跡の埋め戻しを推進します。（国土交通省）[再掲（同節1.3）]

リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、現地実証試験を実施します。（国土交通省）

広域的な浚渫土砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行います。（国土交通省）

多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進します。（国土交通省）

5. 海域汚染対策

（施策の概要）

海洋環境の保全対策として、海洋汚染の防止については「海洋汚染防止条約（MARPOL条約）」を国内法制化した「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下、「海洋汚染防止法」という。）により船舶からの油、有害化学物質及び廃棄物の排出による規制を行っており、また、船舶バラスト水を通じて移動する外来種による海洋生態系の攪乱^{かくらん}などの防止については、2004年に国際海事機関（IMO）において、問題を規制する「バラスト水管理条約」が採択されました。現在、同条約の発効についての作業が行われているところ、わが国も引き続き条約の発効に必要な作業に貢献することとしています。

また、汚染の著しい海域において、その原因となっているヘドロの除去などを行うことにより、海域における水質浄化対策を推進します。

さらに、閉鎖性海域は、海水の交換が悪いという地形的要因と、人口・産業の集中などにより汚濁負荷が集中するという社会的要因から、水質の悪化による沿岸の生物多様性への影響が大きくなりやすい地域であるため、その水環境の改善を目指します。

5.1 海上における活動に起因する汚染対策

（現状と課題）

海洋環境に対する、船舶など海上における活動に起因する負荷としては、船舶からの油や化学物質の流出及び船内活動により生じた廃棄物や排水の排出による海洋汚染の問題や、船舶バラスト水に混入して船内に取り入れられた生物が、遠方の地域まで運ばれ、バラスト水の排出とともに放出されることにより、そこで定着し、固有種の減少などの生態系の攪乱^{かくらん}を引き起こす外来水生生物の問題が考えられます。

（具体的施策）

バラスト水管理条約の発効に向けた国際海事機関（IMO）の議論に、引き続き積極的に参加します。（国土交通省、環境省、外務省）[再掲（2章4節2.9）]

条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めます。（環境省、国土交通省）[再掲（2章4節2.9）]

5.2 海域における水質浄化対策**（現状と課題）**

昭和30年代に始まったわが国の高度経済成長は、産業・科学の振興とともに国民生活の向上に貢献した反面、資源の大量消費につながり、これによって生じた産業排水あるいは生活排水が河川などを通じ海域に流入したため、内湾における海岸環境の悪化や海域汚染が急速に進行しました。この海域汚染は一部の海域にヘドロの堆積や水質汚染をきたし、沿岸海域の利用の阻害のみならず、沿岸域における生物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼしています。

（具体的施策）

「海域浄化対策事業」、「海域環境創造・自然再生等事業」により、汚染の著しい海域などにおいて、その原因となっているヘドロなどの除去、覆砂など、放置座礁船の処理を行うことにより、海域における水質浄化対策を実施していきます。（国土交通省）

5.3 閉鎖性海域の水環境保全**（現状と課題）**

閉鎖性海域の保全については、著しい汚濁は改善されたものの、海域によっては貧酸素水塊などが発生し、水利用や水生生物などの生育、生息に障害が生じるとともに、干潟・藻場の喪失により生物生息環境が悪化し、水産資源を含む生態系の劣化が進んでいます。

人口や産業が集中する東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、昭和54年から6次にわたり水質総量規制を実施するなど、水環境の改善に取り組んできました。しかしながら、現在もなお貧酸素水塊や赤潮が発生するなど、水環境の改善は十分とは言えない状況です。そこで、閉鎖性海域の汚濁メカニズムなどを解明するとともに、閉鎖性海域の水環境を改善するための、より効果的な対策の在り方についても検討する必要があります。

また、都市再生プロジェクト第三次決定（平成13年12月）海の再生の実現に向けて、関係省庁、関係地方公共団体などが連携して、「東京湾再生のための行動計画」、「大阪湾再生行動計画」及び「伊勢湾再生行動計画」を策定し、陸域からの汚濁負荷の削減、海域における環境改善、環境モニタリングなどの各種施策を推進しています。さらに国土交通省環境行動計画（平成16年6月）を受け、広島湾においても、「広島湾再生行動計画」を策定し、これに基づく施策を推進しています。今後は水質環境改善が必要な他の閉鎖性海域についても、海の再生プロジェクトを展開していくことが課題です。

広大な干潟と大きな干満差を持つ有明海・八代海は、特異な生態系と多くの特産種を有していますが、近年、貧酸素水塊や赤潮の発生、魚介類の減少などの問題が生じており、両海域の海域環境の保全、生物資源の回復が急務となっています。

（具体的施策）

モデル海域での水質・生物調査や市民参加型のモニタリングなどを実施するとともに、「里海」づくりマニュアルの作成、シンポジウムなど広報を通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。（環境省）

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、平成 21 年度を目標年度とした第 6 次水質総量規制を着実に実施し、汚濁負荷量の削減や干潟の保全・再生などの施策を推進します。また、外海水の及ぼす影響など汚濁メカニズムを調査するとともに、今後の閉鎖性海域の環境改善対策を総合的に推進していくため、水域ごとの長期目標を設定するなど中長期ビジョンの策定に取り組んでいきます。（環境省）

水質環境改善のための行動計画が策定されている海域については、行動計画の進捗状況についてフォローアップを行い、その着実な実施に努め、必要に応じて行動計画の見直しを行います。（国土交通省）

都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、「東京湾再生のための行動計画」、「大阪湾再生行動計画」及び「伊勢湾再生行動計画」に基づき、各種施策を推進します。また、「広島湾再生行動計画」に基づき各種施策を推進するとともに、水質環境改善が必要な閉鎖性海域について、海の再生プロジェクトを展開していきます。（内閣官房、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省）

平成 18 年 12 月に有明海・八代海総合調査評価委員会で策定された委員会報告を踏まえ、魚類・貝類の減少要因の解明、貧酸素水塊への対策オプションの検討及び総合調査推進計画の策定による各調査機関間の連携協力の促進に取り組んでいきます。（環境省）

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基礎的施策

第1節 野生生物の保護と管理

(基本的考え方)

わが国に生息・生育する既知の野生生物は約9万種以上とされています。野生生物は生物多様性の重要な構成要素です。人間は、野生生物から資源として食料や薬などさまざまな恵みを受取るだけでなく、その存在そのものから生活へのうるおいを得ており、野生生物は文化的活動を含めた人間の豊かな生活のため欠くことのできない存在です。

野生生物の保全のためには常に絶滅のおそれのある種を的確に把握する必要があることから、「レッドリスト」(絶滅のおそれのある種のリスト)が作成されています。わが国は、ニホンオオカミやオガサワラカラスバトなど、脊椎動物だけで少なくとも21種の野生生物を失ってきました。一度失われた種を取り戻すことはできません。野生生物の絶滅を防ぎ国民共有の財産として確実に次代に伝えることは私たちの責務です。絶滅のおそれのある種の個体数を回復させることにより、レッドリストからの削除、またはダウンリスト(絶滅のおそれがより低位のカテゴリーへの移行)を実現することや、新たな種がリストに掲載されないようにすることが肝要です。

近年、小笠原や南西諸島のような島嶼地域における生息・生育環境の悪化や里地里山における維持管理活動の低下などにより、保全の努力にもかかわらず、絶滅のおそれのある種は増加傾向にあります。野生生物の保全については生息・生育域内の保全が基本ですが、生息・生育域外において種の確実な保存を図ることも重要な選択肢であることから、特に絶滅のおそれが高い一部の種では、野生復帰を目標とした飼育下繁殖などの取組が始まっています。

絶滅のおそれのある種が増加傾向にある一方で、生息数が増加し、生息分布域が拡大していると考えられる特定の鳥獣による農林水産業や生態系などへの被害が増加するなど、人と野生生物とのあつれきが顕在化しています。これら特定の鳥獣については、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策などによる総合的・計画的な保護管理を関係する主体が連携して進めることが必要です。

それぞれの地域で普通にみられる種から希少な種まで、多様な野生生物が将来にわたって存続するという人と野生生物との望ましい関係を築いていくためには、人から野生生物への一方的な働きかけではなく、人と野生生物は相互に作用し合う関係にあることを十分認識した上で、野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。また、野生生物の生息・生育状況が時間的、空間的に常に変化することを前提として、個体数の増加に伴う農林水産業への被害や個体数の減少による絶滅の危機などが生じないよう、生息・生育状況の把握分析などを通じ、科学的な知見の集積の下順応的に、保護や管理のための取組を充実・強化していく必要があります。また、野生生物の保護と管理を適切に行っていくためには、対象となる野生生物のみならず、その生息・生育環境となる生態系を攪乱する外来種や飼養動物などについての取組を実施していく必要があります。さらに、化学物質な

どの非生物的要因も、生態系を攪乱^{かくらん}するおそれがあります。例えば、1962年に米国で出版された「沈黙の春」が指摘した DDT などによる鳥類への影響や、わが国でも発生したトリブチルスズによる貝類への影響などの事例があり、こうした生態系への影響を未然に防止する意味からも、化学物質などの非生物的要因への取組を実施していきます。

1. 絶滅のおそれのある種の保存

(施策の概要)

野生生物の種は、生物多様性を構成する重要な要素であり、その絶滅を防ぐことは、私たちの責務であると言えます。野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握する必要があることから、「レッドリスト」(絶滅のおそれのある種のリスト)を作成するとともに、一般に公表することで、絶滅のおそれのある種に対する国民の理解を深めています。

また、「種の保存法」(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)に基づいて希少野生動植物種を指定し、捕獲及び譲渡などの規制や生息地等の保護を行っているほか、特に個体の繁殖の促進、生息地等の整備などの事業を推進する必要があると認められる種については、「保護増殖事業計画」を策定し、これらの事業を実施しています。

さらに、本来の生息域内における保全施策だけでは、種を存続させることが難しいと思われる一部の種については、動物園・植物園などの自然の生息地の外において人工飼育・増殖を行い、本来の生息地を再生した上で野生復帰を図る「生息域外保全」の取組を進めています。

1.1 レッドリスト

(現状と課題)

平成 14 年度よりレッドリストの第 2 次見直し作業に着手し、わが国に生息・生育する野生動植物の生息状況や生育環境の変化など、最新の知見に基づいて検討を行いました。平成 19 年 8 月までに、全 10 分類群の新たなレッドリストを作成し、一般に公表しています。

野生生物を取巻く環境や生息個体数などは常に変化していることから、今後もレッドリストの定期的な見直しと、そのための継続的な情報の収集が必要です。

(具体的施策)

レッドリストについては、平成 24 年頃を目途に、それぞれの種の最新の生息状況や絶滅確率などを踏まえ、掲載種のランクの変更や削除、新たな種の追加など、内容の見直しを行います。(環境省)

レッドデータブック(レッドリストに基づき生息状況などを取りまとめ編纂した書物)については、上記のレッドリスト見直しを行った後、速やかに、各種の最新の生息状況などを取りまとめ、改訂を行います。(環境省)

レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種を中心に、その的確な保護対策が

講ぜられるように、関係行政機関、地方公共団体、民間団体、専門研究者などとの連携を図り、生息状況や生息環境などの継続的なモニタリングを行います。(環境省)

1.2 希少野生動植物種の保存

(現状と課題)

「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種として、アホウドリ、トキ、ツシマヤマネコなど73種を指定しています(平成19年8月現在)。また、その中の38種について、保護増殖事業計画を策定し、個体の繁殖の促進や生息地の整備などの事業を実施しています。

「新・生物多様性国家戦略」策定以降、生息地等保護区については、平成15年11月に米原イシガキニイニイ生息地保護区を、また、平成18年7月に善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区を指定したことにより、国内希少野生動植物種7種について計9地区、885ha(平成19年7月現在)が指定されています。保護区ごとに指定種の生態的特性に応じた保護の指針を定めていますが、指定種の生息・生育状況の調査の一層の充実や、外来種の侵入などにより生息状況などの悪化が認められた場合の生息状況などの改善が求められています。

レッドリストには、絶滅のおそれのある種として3,155種(平成19年8月現在)の野生生物が掲載されています。この中には、保全の取組が成果を上げ、生息・生育状況が改善している種がある一方で、外来種の影響や生息・生育環境の改変などにより、絶滅のおそれが高まっている種もあります。中でも、急速に個体数が減少している種など、特に保護の優先度が高い種については、詳細に情報収集を実施し、種の保存法に基づく対応を含め、状況に応じた適切な対応を行う必要があります。ジュゴンについては、生息状況調査や漁業者との共生に向けた取組を進めています。

(具体的施策)

レッドリスト見直しによって絶滅のおそれのある種とされたもののうち、人為の影響により、その存続に支障を来すほど個体数が著しく少なくなっている種など、法律による規制などの対応が必要な種を選定し、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定します。

具体的には、特に脊椎動物ではもっとも絶滅のおそれの高い絶滅危惧 A類に判定された種について、維管束植物、昆虫類では絶滅のおそれが高い絶滅危惧 類に判定された種のうち捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種について、優先的に指定を検討することとし、新たに15種程度の指定を目指します(環境省)

絶滅のおそれのあるわが国固有の野生動植物種について、生息状況などについての総合点検を実施します。特に生息環境の悪化が懸念される島嶼地域及び里地里山に生息・生育する種については、重点的な点検と対策を行います。また、現在実施している38種の保護増殖事業についても、その実施状況などを点検・評価し、効率的な事業の推進についての検討を行います。(環境省)

国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫

している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、個体の繁殖の促進及び生息地などの整備の事業を推進することが必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、これらの事業を実施します。(環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。(環境省)

地区ごとに定めている保護の指針に従い、生息地等保護区を適切に管理するとともに、生息・生育環境の維持・改善に努めます。(環境省)

生物多様性総合評価により選定される重要地域(生物多様性ホットスポット)については、自然再生や里地里山保全・再生、希少種の保護増殖、特定鳥獣の保護管理、外来種の防除など各種事業により、可能な限り各省、自治体、NGO、企業などとの連携も図りながら、その保全と回復に努めます。(環境省)

高山地域や沿岸地域など、地球温暖化の影響を受けやすいと考えられる地域における希少野生動植物種の生息・生育状況の変化については、モニタリング1000なども活用して、重点的な注視を続けます。(環境省)[再掲(1章2節1.1)(2章5節2.2)(2章6節1.1)]

「保護林」において、希少な野生動植物の生息・生育環境を保護するとともに、「緑の回廊」において、人工林の抜伐りによる希少野生動植物の採餌環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施業などのほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査等を実施します。また、特に保護を重視すべき野生動植物については、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備などを進めます。(農林水産省)

ジュゴンについては、引き続き、生息環境のモニタリングや漁業者との共生に向けた取組を進めます。(環境省)

1.3 生息域外保全

(現状と課題)

兵庫県において野生復帰の取組が進められているコウノトリをはじめ、トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみで種を存続させることが難しいと思われる16種(平成19年8月現在)について、生息域外保全の取組が進められています。

このような中、平成19年度からは、わが国の生息域外保全の取組に関する基本的な考え方を整理して、効果的かつ効率的な取組の推進と各事業の連携を確保することなどを目的とし、体系的な生息域外保全のあり方について、検討を開始しています。また、平成20年度からはこの検討結果を基に、生息域外保全の技術の確立などを目的としたモデル事業にも着手します。

また、生息域外保全の取組においては、地方公共団体、各種研究機関、民間などを含めた幅広い参画が不可欠であり、特に動物園、植物園などは中心的な役割を果たしています。

(社)日本動物園水族館協会では、動物園、水族館において種の絶滅の防止に積極的に貢献していくため、同協会の下に種の保存委員会などの組織を設けて血統登録や飼育動物の移動・管理などを行い、飼育下繁殖に関して大きな成果を挙げています。

(社)日本植物園協会では、2002年の第6回生物多様性条約締約国会議で採択された「世界植物保全戦略」を受けて、「2012年までに当該協会において絶滅危惧植物の50%を収集・保存する」という目標を設定するとともに、全国において「植物多様性保全拠点園」を設置し、絶滅危惧植物の収集および保全を行うためのネットワークを構築しています。さらに、各拠点園においては、各地域に生育する絶滅危惧植物の収集及び保全を行い、地方公共団体、教育機関など含めた地域的な取組を進めています。

また、絶滅危惧植物対策委員会を設けて各植物園に保全されている絶滅危惧種のデータベースを構築するなどの事業も推進しており、その成果は、国際的なモデル事業としても高い評価を受けています。

生息域外保全の取組を進めるためには、今後も、飼育繁殖技術の向上や基礎的な知見の充実を図るとともに、野生復帰のための技術の確立や知見の収集、生息環境の整備など、生息域内保全と連携・統合した施策をいっそう強化することが必要となります。

(具体的施策)

動物園及び植物園など、関係者との連携を深め、本来の生息域内における保全施策だけでは種を存続させることが難しいと思われる希少野生動植物種を選定するとともに、その中でも特に必要性が認められる種に対してはモデル事業を実施するなど、生息域外保全の取組を強化します。(環境省、関係省庁)

トキについては、飼育下での繁殖を進め、飼育個体群の充実を図るとともに、かつての生息地であった新潟県佐渡島において、トキの生息に適した環境を整えた上で野生復帰を図ることとしており、早ければ平成20年度にも試験放鳥に着手し、平成27年頃に小佐渡東部地域(新潟県佐渡島の一部)に60羽程度を定着させることを目標に取組を進めます。(農林水産省、国土交通省、環境省)

ツシマヤマネコについては、(社)日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して飼育個体の分散や繁殖を促進し、遺伝的多様性に配慮した持続可能な飼育下個体群を確立するとともに、平成16年度策定の「再導入基本構想」を踏まえて平成23年に野生順化訓練を開始することを目標に、野生復帰に向けた取組を強化します。(環境省)

ヤンバルクイナについては、平成20年度より本格的な飼育下繁殖を開始し、飼育下繁殖技術の確立や、飼育下における生態的知見の把握、一定規模の飼育下個体群の維持を図ります。(環境省)

絶滅のおそれのある植物種については、新宿御苑において温室などを活用した栽培を行っていますが、今後さらに取組を強化し、平成23年度に完成予定の新温室を拠点として、絶滅危惧植物の系統保存、保護増殖及び展示を進めていく予定です。(環境省)

2. 野生鳥獣の保護管理

（施策の概要）

国が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」及びこれに即して都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定、生息状況の調査、生息環境の保全・整備、捕獲の規制、普及啓発などの保護事業を総合的に推進します。鳥獣の保護管理の充実強化を通じて、生物多様性の保全を図っていきます。

このため鳥獣保護区の指定を進めるとともに適切な保護管理を推進します。また、生息環境が悪化している鳥獣保護区に関しては、必要に応じ生息環境の改善を図るため保全事業を実施します。

野生鳥獣の保護管理は、鳥獣の生息状況などに即して科学的、計画的に進める必要があります。野生鳥獣の生息状況などの調査、研究をさらに推進するとともに、捕獲規制を適正に実施します。

ニホンジカやイノシシのように個体数が著しく増加している種や、西日本の一部の地域のツキノワグマのように個体数の少ない個体群があります。個体数が増加しているニホンジカ、イノシシなどについては、農林水産業被害などの人間活動などとのあつれきを回避するために、科学的、計画的な総合的判断に基づき個体数の調整を図り、西日本の一部の地域のツキノワグマなどについては、保護地域制度を活用しつつ生息環境の保全を図るなどの措置を講じ、計画的な保護管理を推進します。

また、狩猟が野生鳥獣の生息数コントロールに一定の役割を果たしていることから、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保を図るとともに、狩猟の適正な管理を進めます。

さらに国立公園の核心部でニホンジカによる植生被害などが生じている地域において、その保護管理を実施します。

違法捕獲の防止に努めるとともに、野生鳥獣の救護体制についての整備を地方公共団体と連携しつつ進めていきます。

また、関連する施策との連携を図ります。

2.1 鳥獣保護区の指定と管理 [再掲(1章2節3.1)]**（現状と課題）**

国指定鳥獣保護区については、渡り鳥の生息地などとして国際的に重要な湿地などに係る指定箇所数が増加し、指定箇所数・面積は66箇所、549,842ha(平成19年7月現在)となっています。また、都道府県指定鳥獣保護区は3,831箇所、3,102,427ha(平成19年3月現在)となっています。

鳥獣保護区においては、モニタリング調査などにより鳥獣の生息状況を的確に把握した上で適切な管理を進めていくことが必要です。近年、鳥獣保護区となっている湖沼の周辺地域から土砂が流入したり、一部の動物が急激に増加したりするなどにより、鳥獣の生息環境の悪化が問題となり、鳥獣の生息環境の改善を図る必要性が高まっている鳥獣保護区もあることから、平成18年に鳥獣保護法が改正され、鳥獣保護区における湖沼の陸地化を防いだり、鳥獣の生息に支障を与える動物の侵入を防ぐなどの生息環境の改善を行う保全事業が創設されました。平成19年度からは、国指定片野鴨池鳥獣保護区や国指定漫湖

鳥獣保護区などにおいて、保全事業への取組が始まっています。

(具体的施策)

鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図る上で根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。その際、鳥獣の生息状況や生息環境などに関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、そのような地域に鳥獣保護区を優先的に指定していきます。また、多様な鳥獣の生息環境を確保するという視点から、多様な生態系や生物群集のタイプが含まれるような指定に努めます。そのひとつとして、沿岸・海洋域における海鳥類の重要な繁殖地について保護区の指定に努めることで、沿岸・海洋域における自然環境の保全を推進します。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。(環境省)

渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進めることによって渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めることが重要であり、必要に応じて自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、今後とも指定の推進を図ります。(環境省)

鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査などの管理を実施するとともに、人と野生鳥獣との共生を図るため、人の利用の適正な誘導、野生鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、保護管理方針を示すマスタープランを策定し、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保護及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌などの施設の設置、土砂の除去や水質改善などの施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行い、野生鳥獣の生息環境の改善を図ります。(環境省)

2.2 野生鳥獣の捕獲の規制

(現状と課題)

わが国では、人と多様な鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくため、鳥獣保護法に基づいて、鳥獣の保護、個体数管理、生息環境管理など総合的な鳥獣の保護管理を実施しています。

また、鳥獣を資源利用や趣味として捕獲するだけでなく、鳥獣の個体数調整の手段としても重要な狩猟については、猟期や猟法の制限により狩猟による危険の予防を図るとともに、狩猟により捕獲できる狩猟鳥獣を生息状況や害性などから49種類(鳥類29種、獣類20種)(平成19年8月現在)とし、捕獲により減少した狩猟鳥獣を回復するために休猟区を指定するなどの措置を講じることにより、鳥獣の保護を図っています。

これらの鳥獣の保護管理と適正な狩猟の推進のため、狩猟の取締りや鳥獣保護に関する指導などを行う都道府県の非常勤職員として鳥獣保護員(平成18年度3,144名)が任命

されています。

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣が地域的に増加し、農林水産業や生態系などに深刻な被害を与えており、他方でこれらの鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者数の減少が進んでいます。また、鳥獣の生息環境の悪化などにより、渡り鳥の飛来数が減少している事例や、地域的に鳥獣の個体数が減少している事例があります。

このような状況をふまえ、鳥獣保護法による狩猟規制を見直し、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進め、鳥獣の保護施策の一層の推進を図るため、平成 18 年には鳥獣保護法を改正し、可猟区における入猟者承認制度、休猟区における特例制度、特定猟具制限区域及び網猟免許・わな猟免許の創設などを行いました。

また、平成 19 年には鳥獣保護法施行規則を改正し、とらばさみやくくりわななどの猟法の規制を強化するとともに、狩猟鳥獣の見直しなどを行い、生息域の拡大が見られるカワウの狩猟鳥獣への指定、ニホンジカのメスの捕獲禁止措置の解除及び生息域の減少傾向が見られるウズラの捕獲禁止措置などを行いました。

（具体的施策）

鳥獣の適正な生息数を維持するために一定の区域に入猟する狩猟者の数を調整する入猟者承認制度を活用して、鳥獣の保護管理の一層の推進を図ります。（環境省）

休猟区であってもニホンジカやイノシシなどの特定の鳥獣を捕獲できることとした休猟区における特例制度が有効に活用され、狩猟を活用した鳥獣の個体数管理が推進されるよう努めます。（環境省）

鳥獣によって被害を受けている農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進するため、網・わな猟免許を分離して創設した網猟免許・わな猟免許の制度を活用して、鳥獣の保護管理の担い手の確保に努めます。（環境省、農林水産省）

猟法規制の遵守徹底を図り、錯誤捕獲の防止などわなによる適正な捕獲や狩猟などに伴う危険防止を推進します。（環境省）

狩猟鳥獣などの生息状況をモニタリングし、定期的に狩猟鳥獣の指定を見直します。（環境省）

有害鳥獣による被害防止を効率的かつ適正に行うため、鳥獣保護員については、適切な人選・配置及び計画的な研修などを推進し、これまで以上の効果的な活動が行われるよう努めます。（環境省）

2.3 科学的・計画的な保護管理

（現状と課題）

ニホンジカやイノシシなどのように個体数が著しく増加し分布域が拡大している鳥獣による、農林水産物の食害や希少な自然植生の衰退など、農林水産業や生態系などに深刻な影響が現れています。平成 17 年度の鳥獣による農作物被害面積は約 121 千 ha に及び、被害額は約 187 億円となっています。一方で、ピークであった昭和 45 年（1975 年）には 53 万人いた狩猟者が 30 年後の平成 17 年（2005 年）には 20 万人となるなど、鳥獣の保護管理の重要な担い手である狩猟者数の減少が進んでいます。鳥獣の生息状況の的確な把

握、鳥獣の保護管理を担う専門的人材の育成などの課題への対応が求められています。

一方、西中国地方や四国地方のツキノワグマのように分布域も狭く孤立し、個体数の少ない地域個体群においては、健全に地域個体群を維持していくことが課題です。

ニホンジカの生息分布域の拡大や個体数の増加により、国立公園の自然植生への被食圧が高まって植生の衰退が生じており、自然生態系や景観を維持するためニホンジカの保護管理を実施することが課題となっています。

このような現状に対応するため、特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」）に基づき野生鳥獣の個体数・生息環境・被害防除対策をバランスよく人為的に管理する科学的・計画的な保護管理を実施することが必要です。

現在（平成 19 年 7 月）都道府県知事により、ニホンジカ、クマ類、イノシシ、カモシカ、ニホンザル、カワウを対象として 46 都道府県で 89 の特定計画が作成され実施されていますが、野生鳥獣を対象としているため、生息状況などに関する情報は日々変化し、不確実性の高いものになっています。このため、現況の個体数・生息環境・被害防除対策に関する情報を常にモニタリングし、その結果を計画に反映させる順応的管理が重要です。

（具体的施策）

野生鳥獣の生息状況の効果的・効率的なモニタリング、保護管理の中核的な担い手の確保や育成、個体数調整、防護柵などの被害防止施設の設置などについて、地域の取組への支援も含めた対応を進めます。（環境省、農林水産省）

ニホンジカやイノシシのように、生息数や分布域が著しく増加して農林水産業被害や生態系の攪乱^{かくらん}などの問題が生じている種については、特定計画に基づいて実施される、捕獲などによる個体数調整、被害防止施設の設置や生息環境の整備などの総合的な対策の推進をさらに科学的、計画的に進めます。（環境省、農林水産省）

カワウやツキノワグマなど都道府県を越えて広域に移動する野生鳥獣については、国及び関係都道府県が特定計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理の指針を作成するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係都道府県で整合性が図られた保護管理を推進します。（環境省、農林水産省）

南アルプス国立公園、霧島屋久国立公園などでニホンジカによる自然植生衰退などの生態系や景観への悪影響が生じており、それを抑制するため、科学的データに基づく保護管理計画を作成し、植生防護柵の設置や個体数調整などの個体数管理を順応的に実施していきます。（環境省）

関係各方面の意見も参考としつつ、特定計画の作成を促進するとともに、改訂した特定計画技術マニュアルで計画の円滑な実施を支援します。特定計画の策定数を平成 24 年までに 170 とすることを目標とします。（環境省）

鳥獣被害への対応に従事する鳥獣の保護管理の担い手を確保するため、鳥獣保護管理に関する専門家や高い技術を有する者を登録・活用する人材登録制度の構築を進めます。（環境省、農林水産省）

平成 18 年に鳥獣保護法を改正し、網・わな猟免許を、網猟免許及びわな猟免許に分割したことを踏まえ、鳥獣によって被害を受けている農家自身によるわなを用いた鳥獣の捕獲を推進します。（環境省、農林水産省）

狩猟については、野生鳥獣の生息数コントロールに一定の役割を果たしていることから、鳥獣の保護管理の担い手となる狩猟者の確保及び活用を図るとともに、狩猟の危険防止に努めるなど狩猟の適正な管理を進めます。(環境省、農林水産省)

市町村内の捕獲の担い手のみでは捕獲隊の編成が困難な場合などにおいては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成する必要があるため、関係機関・団体と連携して、その実施体制の整備を図ります。(環境省、農林水産省)

野生鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備等を促進します。(農林水産省)[再掲(1章5節1.5)]

関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成等を推進します。(農林水産省)[再掲(1章5節1.5)]

これらの施策の推進にあたっては、関連する施策と連携を図りながら一体的な効果が得られるように進めます。(環境省、農林水産省)

2.4 野生鳥獣の生息状況などの調査・研究

(現状と課題)

自然環境保全基礎調査の一環として主要鳥獣の分布調査などを実施することにより、野生鳥獣の生息状況の概略の把握を実施しています。

また、野生鳥獣の科学的、計画的な保護管理にあたっては、野生鳥獣の生息地域、生息数、個体群の動向、生息環境、生態などに関する情報をできる限り即地的な情報として把握する必要があります。

(具体的施策)

自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、その一環として主要な野生鳥獣の全国的な生息情報の収集整備に努めます。特に、シカやクマをはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物について、速報性を重視した重点的な全国個体数推定及びその経年変動に関する調査を推進します。(環境省)[再掲(2章5節2.1)]

狩猟者または鳥獣の捕獲許可を受けた者から報告される捕獲鳥獣に関する情報について、メッシュ単位の位置情報として収集します。(環境省)

GIS(地理情報システム)を活用した情報データベースシステムの充実に努めます。(環境省)

特に農作物や生態系に被害を及ぼしている野生鳥獣については、それらの被害を防止し、野生鳥獣を適切に管理するため、その個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法、被害防止技術などに関する調査・研究を進めます。(環境省、農林水産省)

渡り鳥の保護については、干潟や湖沼などの生息環境の現況を把握するため、引き続き鳥類観測ステーションにおける標識調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査を

実施するほか、生態系総合監視システム（モニタリングサイト 1000）事業の一環として、主要な渡来地におけるガン・カモ類やシギ・チドリ類の生息調査などのモニタリング調査を実施します。これら野生鳥獣の保護管理に関する調査研究については、民間団体などとの連携を通じて効果的な実施を図ります。（環境省）

2.5 違法捕獲の防止など

（現状と課題）

愛がん飼養のための捕獲及び飼養については、その対象種を順次減らしており、現在はメジロ1種のみ、一世帯1羽に限り捕獲及び飼養できることとなっています。しかし、違法に捕獲される事例も数多く発生していることから、愛がん飼養制度そのものの必要性について検討が必要です。

また、輸入鳥類については、公的な証明がないため、海外から輸入したものと偽って違法に国内で捕獲した鳥獣を飼養する事例がみられています。そのため、平成18年の鳥獣保護法改正により、違法捕獲の多いメジロやオオルリなど、環境省令で規定した輸入鳥類21種（平成19年4月現在）については、環境大臣が交付した足環の装着を義務付けました。

（具体的施策）

愛がん飼養のための捕獲許可を平成19年作成の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき捕獲の方法、区域などについて適正に推進します。

（環境省）

鳥獣保護員を活用し警察や自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取締りの強化を推進します。（環境省）

愛がん飼養制度の現状を踏まえたその必要性について検討を行います。（環境省）

2.6 野生鳥獣の救護体制など

（現状と課題）

人間が自然界に排出した鉛やその他の有害物質などが鳥獣の生息を脅かすことが懸念されており、鳥獣保護法による狩猟における鉛製銃弾の使用禁止又は制限、指定猟法禁止区域の制度などを活用して、45都道府県において鉛散弾の規制区域が設けられているところです（平成19年8月現在）。

地方公共団体と連携しつつ、民間の協力も得て、傷病鳥獣の救護に関する受け入れ、リハビリ、対象鳥獣の検討などの体制の整備を進めています。

環境省水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方公共団体職員などを対象とした研修を実施しています。

（具体的施策）

北海道において鉛中毒で保護収容されたオオワシ・オジロワシは平成 10 年の 26 羽をピークに平成 17 年には 1 羽となるなど、大型猛禽類の鉛中毒発生状況は減少傾向にあります。引き続き、傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により自然界に排出された鉛やその他の有害物質などが与える影響の適切な把握に努めるとともに、水鳥や大型猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣保護法に基づく指定猟法禁止区域制度を活用した鉛製銃弾の使用禁止区域の指定を促進するとともに、狩猟などにおいて捕獲された鳥獣の死体の放置の禁止を徹底します。(環境省)

今後とも、地方公共団体と連携しつつ、民間の協力も得て、傷病鳥獣救護の受け入れ、リハビリ、対象鳥獣の検討などの体制整備を進めます。また、救護によって得られた情報を化学物質などによる野生鳥獣への影響の把握などに活用します。(環境省)

水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。(環境省)

2.7 普及啓発など

(現状と課題)

野生鳥獣に対する地域住民や観光客の理解不足から、安易な餌付けや不適切な生ごみの処理、未収穫作物の放置が行われている状況は、給餌への依存、人馴れなどにより、鳥獣による生活環境や農林水産業などへの被害発生の誘因となり、生態系や鳥獣の保護管理へ影響が生じるおそれがあります。

(具体的施策)

鳥獣の保護管理に関しては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これを踏まえた主体的な参加も求められるため、鳥獣とふれあう機会の創出や自然環境教育の実施、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による生態系・農林水産業などに係る被害の実態などについての情報提供などを通じて、広く人々に人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための普及啓発及び助言・指導を積極的に行います。(環境省、農林水産省)

野生鳥獣の適切な保護管理の推進については、国、地方公共団体、研究機関、民間団体などの連携が重要であり、その充実強化に努めます。(環境省、農林水産省)

2.8 鳥インフルエンザ

(現状と課題)

平成 16 年 1 月から 3 月、79 年ぶりに山口県、大分県及び京都府において高病原性鳥インフルエンザが発生し畜産業などに大きな被害を与えました。また、家禽からの二次感染とみられるカラス類から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。

その後、平成 19 年 1 月から 2 月には、宮崎県及び岡山県で、再度、家禽において高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認され、畜産業などに被害を与えました。

また、平成 16 年頃から世界各地で高病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥においても確認され、特に平成 17 年には、中国青海省青海湖において 5,000 羽以上のインドガンなどで当該ウイルスによる死亡が確認されています。平成 19 年 1 月には、熊本県で保護収容された野生のクマタカからも当該ウイルスが確認されましたが、平成 18 年 12 月から平成 19 年 4 月までに調査した渡り鳥など野鳥 1,109 羽の血液等及び 6,900 個の糞便からは当該ウイルスは検出されていません。

このような状況の下、専門家などからは、高病原性鳥インフルエンザウイルスの伝播に野鳥が関与している可能性が指摘されているところであり、感染経路の解明が急がれます。

（具体的施策）

渡り鳥など野鳥がウイルスを伝播している可能性があるとの指摘を踏まえ、国内の野生鳥獣の保護管理及びウイルスの感染経路究明に資するため、渡り鳥の飛来状況に合わせて渡り鳥など野鳥を捕獲して、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を確認するモニタリングを強化します。（環境省）

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、緊急に職員及び専門家を現地に派遣し、渡り鳥など野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスが蔓延していないかを確認するためウイルス保有状況調査を実施します。（環境省）

渡り鳥の飛来経路の解明に努めます。（環境省）

3. 生態系を攪乱する要因への対応

（施策の概要）

外来種への対策として、平成 17 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、法の対象となる外来生物の輸入などの制限、防除などを進めています。今後、同法の適切な運用を図るほか、島嶼など特有の生態系を有している地域への外来種による影響の防止対策、資材や生物に付着して非意図的に侵入する外来種への対応などを検討していきます。

平成 16 年に「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（カルタヘナ議定書）」の発効と同時に、国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」が施行され、同法に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等によって生物多様性への影響が生じないよう事前の影響評価などを実施するなど生物多様性の確保を図っています。今後とも、最新の知見をもとに同法の適切な運用を図っていきます。

また、化学物質や人工光などの非生物的要因も生態系に影響を与える可能性があります。生態系保全の観点からの化学物質対策は、「新・生物多様性国家戦略」の策定以降、化学物質審査規制法において動植物への毒性が新たに化学物質の審査項目とされるとともに、水生生物の保全に係る水環境基準が設定されるなど、新たな制度が導入され、大きく進展しました。今後もこれらの取組を進めていく必要があります。

3.1 外来種など

(現状と課題)

外来生物法の施行により、平成 19 年 7 月現在 83 種類の特定外来生物が指定され、生態系などに被害を及ぼす外来生物の輸入や飼養などの規制について一定の成果があがっています。

アマミノクロウサギやヤンバルクイナといった固有種・希少種が生息する奄美大島や沖縄本島やんばる地域でのジャワマンングースの防除など、保護上重要な地域において防除事業を進めており、継続的に影響の低減を図ることが必要です。アライグマ、オオクチバスなどについては防除手法などをとりまとめ、地方公共団体などによる防除への活用を図っています。また、オオクチバスなどについて、効果的な防除のため、新たな防除手法の開発を行っています。また、外来種の適正な取扱いにかかる普及啓発についてホームページなどを通じて実施しています。

島嶼など特有の生態系を有する地域への外来種による影響について、自然公園法など他法令の仕組みも勘案しつつ、防止対策を検討する必要があります。

緑化植物については、地域の生物多様性の状況に応じて適切に使用していくため、関係省庁が共同でその問題点を整理し、外来緑化植物の取扱いについて検討しています。引き続き、その影響について情報を収集し、今後の対応を検討する必要があります。

河川の多様な環境は、多様な生物に生息・生育場所を提供しますが、河川特有の環境に適応した河川固有の生物も少なくなく、生物の多様性を保全していく上で重要な場所となっています。このため、河川で問題となる外来種への対応が必要であり、「河川における外来種対策に向けて(案)」(平成 13 年)、外来種に関する基礎情報と全国の対策事例を取りまとめた「河川における外来種対策の考え方とその事例」(平成 15 年)が作成され、現場の参考とされています。

さらに、資材や生物に付着して非意図的に侵入する外来種による生態系への影響の防止対策に取り組んでいく必要があります。例えば、輸入された外国産のカエルから確認されたカエルツボカビについては、わが国の両生類に対する影響を明らかにする必要があります。

国際的な交易・交流に伴い、物資などの輸送に付随して非意図的に侵入する外来種による生態系への影響の防止対策に取り組んでいく必要があります。例えば、船舶のバラスト水に混入した生物を排出することにより、海洋・沿岸域における外来種の増殖による生態系の破壊、漁業活動への被害などが懸念されています。このため、平成 16 年 2 月に国際海事機関(IMO)においてバラスト水管理条約が採択されました。わが国も条約の発効に必要な作業に貢献する必要があります。

遺伝子組換え生物等の使用等に先立つ影響評価の実施など、カルタヘナ法の適切な施行により、生物多様性への影響の防止が図られています。遺伝子組換え技術については、さまざまな技術が実用化されつつあることから、最新の知見に基づいた生物多様性への影響評価の方法の検討を行っていくことが必要です。

また、未承認の遺伝子組換え観賞魚が国内で流通するなど、カルタヘナ法や遺伝子組換え生物への認識が必ずしも十分でないと考えられるため、ホームページや関係団体への情

報提供などを通じ、普及啓発の推進が必要です。

（具体的施策）

[外来種]

特定外来生物の輸入、飼養などの規制など、外来生物法の適切な施行を通じ、農林水産業や生態系などへの影響の防止を図るとともに、外来種の取扱いなどに関する普及啓発を推進します。（環境省、農林水産省）

奄美大島において希少種への脅威となっているジャワマングースについて、平成26年度を目標に排除に取り組むなど、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。（環境省、農林水産省）

外来魚による食害防止に向けた効果的な駆除手法を開発します。（農林水産省）

小笠原諸島、南西諸島などの島嶼など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討します。（環境省）

国立公園、都市公園や道路法面などにおける外来緑化植物の取扱いの基本的考え方などを整理し、外来緑化植物の適切な管理のあり方などについて検討を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）

また、例えば外来の牧草など、外来緑化植物による生態系影響についてデータを収集分析するとともに、在来種による緑化を推進するため、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握を推進します。（環境省）

アレチウリなど、近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来植生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討していきます。（国土交通省）

資材や生物に付着して非意図的に侵入する昆虫などの外来種による影響の防止対策を検討します。カエルツボカビについては、わが国の両生類に対する影響についての調査を進め、対応を検討します。（環境省）

バラスト水管理条約の発効に向けた国際海事機関（IMO）の議論に、引き続き積極的に参加します。（国土交通省、環境省、外務省）

[遺伝子組換え生物等]

カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図っていきます。（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）

最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見などの集積に努めます。（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）

カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などについてホームページなどを通じ公表し、法や遺伝子組換え生物に関する普及啓発を図っていきます。（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）

3.2 非生物的要因

(現状と課題)

化学物質審査規制法の改正(平成15年)において、従来の人々の健康の保護の視点に加え、生態系への影響を考慮する観点から動植物への毒性が新たに化学物質の審査項目とされたところであり、同法の的確な施行を始め、さまざまな化学物質による生態系に対する影響の適切な調査・評価と管理を視野に入れた化学物質対策の推進が課題となっています。

さらに、世界各地で観察された野生生物の生殖異常について、化学物質の暴露との関連が指摘され、その発現メカニズムとして内分泌かく乱作用がクローズアップされました。化学物質の内分泌かく乱作用を含め、生態系を視野においた化学物質対策を進める上で、野生生物の異変を把握することが重要です。

環境基本法に基づく水質環境基準においても、水生生物の保全に係る水質環境基準を設定しており、設定された水質環境基準については、地域ごとに水生生物の生息状況に応じた水域類型(水域を、水生生物が生息する特性(水質、水温など)や産卵場の状況を踏まえ、「生物A」「生物B」などに分類している。それぞれの類型に基準値が設定されている)の指定を進めています。平成15年11月には、その項目として全亜鉛を(亜鉛及びその化合物)定め、現在、4水域の類型指定を行うとともに、水質汚濁防止法に基づく亜鉛の排水基準値を強化しており(平成18年12月施行)今後、残りの水域(33河川、湖沼と10海域)について、順次、類型指定を検討することなどが課題となっています。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行う必要があります。

また、河川においては、内分泌かく乱化学物質の疑いのある物質、「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義されているダイオキシン類について、継続的に調査しています。

農薬については、生態系保全の観点から、農薬取締法に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を改正し(平成17年4月施行)従前の魚類への毒性評価のみを行う基準から、藻類、甲殻類を評価対象に追加してリスク評価を行うように、基準を充実させました。今後は、本基準の設定を着実に進めるとともに、農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入などの新たな取組を進めることが重要です。

また、光害対策への意識高揚と防止効果をもたらすため、「光害対策ガイドライン」を策定し、地方公共団体、事業者、市民などへの普及啓発を進めています。ガイドラインでは、光に誘引されるガ類や、ホタルのように光を嫌う背光性の種、夜行性の哺乳類への影響など、人工光による生物への影響や対策の基本的な考え方についても示しています。

(具体的施策)

化学物質審査規制法に基づく化学物質の審査において、生態系への影響を考慮する観点から動植物への毒性を考慮した審査を実施します。難分解性があり、かつ、動植物への毒性があると判定された化学物質については、「第三種監視化学物質」に指定し、製造・輸入事業者に対して製造・輸入実績数量の届出を求め、十分な監視を行います。平成19年7

月現在ノニルフェノールなどの61物質が第三種監視化学物質に指定されています。また、高次補食動物である鳥類に対する長期毒性の疑いの有無を判断するための予備試験方法の開発及び、化学構造式や物理化学的性状から生態毒性を予測する定量的構造活性相関(QSAR)の開発を行います。(環境省)

水質、底質、生物(貝類、魚類及び鳥類)及び大気の大媒体について化学物質残留性を把握するための調査などを行うとともに、生態面への影響の観点を含めて相対的に環境リスクの高い化学物質をスクリーニングする、環境リスク初期評価を引き続き実施します。平成19年7月現在で116物質の環境リスク初期評価がなされたところです。(環境省、農林水産省)

化学物質の内分泌かく乱作用問題に関する対応として、野生生物の観察及び魚介類への影響について調査を行います。各地域で実施されている学校における自然観察学習など既存の活動をネットワーク化し、さらに、観察対象生物や観察項目に関する情報などがある程度共通化して情報を集約することにより、地域レベルでの継続的な野生生物観察の推進ばかりでなく、専門家によるフィールド調査についても推進します。(環境省、農林水産省)

水生生物の保全に係る環境基準について、国が類型指定する水域で類型指定未了のものについては、対象水域の情報を収集・整理した上で、中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会の審議に諮り、順次、類型指定の検討を行っていきます。(環境省)[再掲(1章8節2.1.1)]

「都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準」の通知(平成18年6月)により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る普及を図ります。(環境省)[再掲(1章8節2.1.1)]

水生生物の保全に係る環境基準について、毒性値が高いとされる物質について必要な科学知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。(環境省)[再掲(1章8節2.1.1)]

水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。(環境省)[再掲(1章8節2.1.1)]

河川において、内分泌かく乱化学物質の疑いのある物質、「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義されているダイオキシン類について、それぞれ「水環境における内分泌かく乱化学物質に関する実態調査結果」(平成14年12月)、「河川、湖沼等におけるダイオキシン類常時監視マニュアル(案)」(平成17年3月)に基づき、引き続き調査結果に応じ適切にモニタリングを行います。また、「底質ダイオキシン類対策の基本的考え方」(平成19年7月)、「底質のダイオキシン類対策技術資料集(案)」(平成19年4月)をとりまとめたところ、汚染された河川の底質対策を促進します。(国土交通省)

農薬取締法に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を進めます。(環境省)[再掲(1章6節1.1)]

農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、その手法を確立します。(環境省)[再掲(1章6節1.1)]

光害対策ガイドラインに沿った対策が取られるよう、ガイドラインの普及啓発を図りま

す。(環境省)

光害対策ガイドラインの内容は、照明関連技術の向上などに基づき見直されるべきものであることから、必要に応じて逐次ガイドラインを見直し、その充実を図っていきます。

(環境省)

4. 動物の愛護と適正な管理

(施策の概要)

飼養動物を生物多様性との関連で見ると、自然生態系への導入による在来生態系への影響などの問題があり、飼養に際して適正に管理することが重要です。また、家畜化されていない野生由来の動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべきです。さらに、命ある動物を正当な理由なく殺し傷つけ、苦しめることのないようにするのみでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うことを基本とした動物愛護の考え方は、国民の間に人と動物の共生社会の実現に向け、生命尊重、友愛などの情操を育て、ひいては生物多様性の保全にも資するものです。

平成 17 年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を環境大臣が定めることとなったほか、ペットショップなどの動物取扱業の登録制、特定動物(危険な動物)の飼養など規制の全国一律化、動物を科学上の利用に供する場合の配慮規定などが新たに設けられています。

今後は、改正法や平成 18 年に策定された基本指針の趣旨に則り、動物の愛護と適正な管理に関する施策を総合的に進めます。

4.1 動物の適正飼養の推進

(現状と課題)

近年、犬又はねこを始めとした家庭動物などの飼養に対する志向が高まりをみせ、国民の約3分の1が動物を飼養しています(平成15年現在)。このような中、一部の劣悪な動物取扱業者や無責任な飼い主による不適切な飼養が社会的に問題となったり、遺棄又は逸走した飼養動物が野生化し、在来種を捕食することなどによって、自然生態系に悪影響を及ぼしたりすることなどが問題となっています。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数は、従前に比べて大幅に減少しましたが、その絶対数は年間約42万匹(平成16年度)であり、そのうち約94%が殺処分されていることから、更なる改善が必要です。

(具体的施策)

動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底などを行うことにより、動物の遺棄及び虐待の防止を図ります。また、動物取扱業者については、標識などの掲示、動物販売時における動物の特性及び状態などに関する事前説明の着実な実施などにより、一層の適正化を推進します。(環境省)

みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などにより、平成 29 年度までに都道府県などにおける犬及びねこの引取り数を半減するとともに、飼養を希望する者への譲渡などを進めることにより、その殺処分率の減少を図ります。(環境省)

4.2 個体識別措置の推進

(現状と課題)

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上などを通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものです。しかし、平成 15 年度現在、犬又はねこに関する所有者明示の実施率は約 25%にとどまっており、逸走及び遺棄された飼養動物が野外で発見される事例が相次いでいます。

(具体的施策)

所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、平成 29 年度までに犬又はねこに関する所有者明示の実施率の倍増を図るとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力の下に、データの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ります。(環境省)

4.3 総合的な普及啓発

(現状と課題)

動物の愛護と適正な管理を推進するためには、広く国民が動物の虐待防止や適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要ですが、その意義などに関する国民の理解は十分とはいえない状況にあります。また、生命尊重、友愛などの情操の涵養の観点から、動物との触れ合いや家庭動物などの適正な飼養の経験が重要であることが指摘されています。このような中、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体などの関係者が連携協力し、さまざまな機会をとらえて教育活動や広報活動などに取り組むことが必要です。

(具体的施策)

国及び地方公共団体は、関係団体などと連携しつつ、学校、地域、家庭などにおいて、動物愛護週間行事や適正飼養講習会などの実施、各種普及啓発資料の作成、配布などにより、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動などを実施するとともに、動物愛護推進員などの地域の人材の育成などに努めます。(環境省)

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基盤的施策

第2節 遺伝資源などの持続可能な利用

(基本的考え方)

私たちの生活は農作物や水産物などの食料だけでなく、建材や家具の材料となる木材、綿・ウールといった衣服用の繊維、生薬などの医薬品、天然色素などの工業原料、木炭などの燃料など、さまざまな形で生物資源を利用することによって成り立っています。また、近年のバイオテクノロジーの発達により、ヒト・インシュリンなどの医薬品の大量生産や、病害虫抵抗性を持ったトウモロコシの育種など、生物資源の持つ有用性の価値が拡大しています。

さらに、バイオエタノールやバイオプラスチックといった石油の代替資源としての利用も進んでいるほか、微生物や植物を用いた環境修復（バイオレメディエーション、ファイトレメディエーション）など環境保全分野への応用や、深海底を始めとする極限環境下で生存する生物種については、環境浄化などに有用な新たな機能を有していることから、探索、培養、保存などの重要性が認識されています。

世界的に見れば、気候変動や開発行為による環境悪化、熱帯雨林の急速な減少、砂漠化の進行により、多様な遺伝資源が減少、滅失の危険にある状況の中で、有用な生物資源の源泉となる遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを持続的に利用していくことはますます重要となります。地球上の生物多様性は、バイオテクノロジーなどの科学技術の進展によって、将来人類が生き延びていくために不可欠な医薬品や食料の開発、あるいは環境問題の解決に役立つ可能性を持っていることから、将来にわたり、こうした生物資源の利用の可能性を最大限保つためには生態系、生物種、遺伝子の各レベルの多様性を維持し、持続可能な形で利用を進めることが不可欠です。

1. 遺伝資源の利用と保存

(施策の概要)

さまざまな生物のゲノム塩基配列の解読や有用遺伝子の単離・機能解明、その利用技術の開発などを実施することにより、遺伝資源を医療分野や食品分野などに活用し、さまざまな製品の開発に活用してきました。多様な環境に適応した動植物が保有している遺伝資源は、病害虫抵抗性や環境ストレス耐性などを付加した新たな品種の開発に必須のものであり、バイオテクノロジーなど科学技術の活用と相まって、食料・環境・エネルギー問題の解決に貢献します。このような研究を進めるためにも、遺伝情報や機能に関する知見を収集・保存していくことが重要となっています。

一方で、遺伝子組換え生物等を環境へ放出することは生物多様性への影響が生じるおそれがあることから、カルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）に基づき、事前の影響評価などが必要となっています。

バイオテクノロジーの有用性と安全性の確保について国民の理解を促進することは、生物資源の持続可能な利用を促進するために重要であるとともに、食や環境安全に一般消費者の関心が高まる中で、今後ますます重要となっています。このため、バイオテクノロジーの科学的知見に関する情報提供など積極的な啓発活動の推進を図ることが重要です。

1.1 遺伝資源の利用

1.1.1 医療分野での利用

(現状と課題)

現在、遺伝子組換え技術を利用した医薬品が数多く市場に出回っていますが、これらの医薬品についても、通常の医薬品と同様に、品質、有効性及び安全性を確保する必要があります。厚生労働省では、ヒトの遺伝子機能を解析し、疾患に関連する遺伝子の探索及びそのデータベース化を進めており、その結果から疾病の治療法の開発を進めているところです。

また、医薬品などを遺伝子組換え技術を用いて生産する際には、組換え体の利用の安全性、生産物の品質の確保及び拡散の防止を図るとともに、医薬品の有効性、安全性及び品質の確保などを進めています。

(具体的施策)

日本人の主要な疾患患者（認知症、がん、糖尿病、高血圧、ぜんそく）の遺伝子と健常人の遺伝子との違いを解析し、疾患との関連性が高い遺伝子を選別しつつ、それらの機能解析を行っています。（厚生労働省）

今後とも、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止に努めるとともに、遺伝子組換え技術を応用した医薬品の品質、有効性及び安全性を確保します。（厚生労働省）

厚生労働省関係の独立行政法人医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターでは、薬用植物などの積極的な収集、保存を行っており、また、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究などを行っています。（厚生労働省）

1.1.2 農林水産分野での遺伝資源の利用

(現状と課題)

これまで、植物や動物、昆虫を対象にゲノムの塩基配列の解読や有用遺伝子の単離・機能解明、その利用技術の開発などを実施してきました。なかでも、イネのゲノム研究では、主要穀物をはじめとする作物研究の基礎となる重要な研究分野として、わが国が主導的に推進してきたところです。塩基配列の解読については、国際コンソーシアムにより進められ、2004年（平成16年）には、イネゲノム全塩基配列（約3万7千塩基対）を解読し、うち、日本は全体の55%の解読に貢献しました。また、有用遺伝子の単離・機能解明については、国内の独立行政法人、大学、民間などの研究勢力を結集し、いもち病抵抗性など

農業上重要な遺伝子を約 100 個単離・同定を行いました。（平成 19 年 3 月 31 日現在）

今後は、有用遺伝子の単離・機能解明をさらに進めるとともに、これまで得られた成果を活用して、生産コストを低減する超多収作物や、病害虫に強く農薬の不要な作物、エネルギー生産のための資源作物など食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する画期的な作物の育成や新産業の創出を促進、併せて生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続可能な利用を図る必要があります。

（具体的施策）

食料、環境、エネルギー問題の解決に係る遺伝子の単離、遺伝子地図上での位置の特定、遺伝子の機能の解明を進めます。（農林水産省）

これまで未開発である、遺伝子を染色体上の目的とする位置に導入する技術や導入した遺伝子の発現をコントロールする技術、ソルガムなどバイオマスに資する作物の形質転換技術の開発など、単離した遺伝子を操作し、その機能を最大限に活用するための技術を開発します。（農林水産省）

農業上重要と考えられる有用形質の機能を遺伝子レベルで解明し、超多収作物や不良環境耐性作物など、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するような機能を有する作物を開発するとともに、動物や昆虫のゲノム情報を活用した有用物質生産技術の確立などを行い、新産業の創出を目指します。（農林水産省）

農林水産業にとって有用な遺伝資源の利用については、産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発などへの利用を推進します。（農林水産省）

1.1.3 食品分野での遺伝資源の利用

（現状と課題）

組換え DNA 技術応用食品及び食品添加物（以下「遺伝子組換え食品など」という。）については、平成 13 年 4 月から、食品衛生法に基づく規格基準に規定し、安全性審査を法律上義務化しています。これにより、安全性審査の経た旨の公表がなされていない遺伝子組換え食品など又はこれを原材料に用いた食品は、輸入、販売などが禁止されています。わが国では平成 19 年 6 月現在、大豆、とうもろこしなど 77 品種の食品と 14 品目の添加物について安全性審査を行い、人の健康に影響がないことを確認しています。

1999 年に開催された FAO（国連食糧農業機関）/WHO（世界保健機関）合同食品規格計画（コーデックス委員会）総会において、バイオテクノロジー応用食品の安全性評価に関する国際基準を策定するため、バイオテクノロジー応用食品特別部会が設置され、日本が同特別部会の議長国となることが決定されました。2003 年の総会にて国際規格が最終採択され、これをもって同特別部会は解散されましたが、バイオテクノロジー応用食品に関しては検討すべき課題が多数あることから、2004 年の総会において同特別部会の再設置が決定され、日本が再度議長国に指名されました。

（具体的施策）

遺伝子組換え食品に関して、今後とも関係機関などにおいて適宜検査を行っていきま

す。また、遺伝子組換え技術の進歩に対応して順次見直しを行っており、このため、検査方法については、適宜改正します。(厚生労働省)

遺伝子組換え食品の安全性確保のため、当該食品の検知に関する試験法の確立、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況などに関する調査研究を今後とも行います。(厚生労働省)

コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会において、遺伝子組換え動物由来食品、栄養又は健康に資する遺伝子組換え植物由来食品、輸出国では承認されているが輸入国では承認されていない遺伝子組換え植物が微量に存在する場合の安全性評価などについて検討が行われており、2009年のコーデックス総会までに最終報告書を提出することとされています。(厚生労働省)

1.1.4 工業分野での遺伝資源の利用

(現状と課題)

近年の石油高騰や二酸化炭素など排出物の環境への影響が懸念されている中、環境負荷の少ない生物資源を活用した物質生産ならびに処理技術の開発が必要とされています。そこで、遺伝資源の生物機能を活用した基盤技術の開発により、環境調和型循環産業システムの構築を行っています。

(具体的施策)

植物による工業原料や、高タンパク質などの有用物質生産(モノ作り)に必要な基盤技術を開発し、植物機能を活用したモノ作り技術の基盤を構築します。(経済産業省)

微生物を活用した効率な有用物質生産プロセス(モノ作り)や生物反応のための基盤技術を開発すると共に、微生物を活用した廃水・廃棄物などの環境バイオ処理技術を高度化させます。(経済産業省)

1.1.5 研究基盤としての遺伝資源の利用

(現状と課題)

ライフサイエンス分野の研究開発において、マウスなどの突然変異系統や遺伝子材料などの遺伝資源は、遺伝子機能の解明や生体機能解明などのために、実験動物の他、ヒトや動物の遺伝子や研究用標準化細胞などとして利用されており、遺伝資源を適切に収集・保存し、利用できる体制を整えることは本分野の研究開発の推進に不可欠です。

特に、2003年(平成15年)4月にヒトゲノムの塩基配列の解読が完了したほか、他の生物種においてもゲノム情報の解析が急速に進みつつあり、こうしたゲノム情報を利用するポストゲノム研究において国際的な研究競争が激化する中、遺伝資源の重要性はますます高まっています。

(具体的施策)

各種遺伝資源に関する情報の総合的な収集・発信などを行う情報・システム研究機構国

立遺伝学研究所「生物遺伝資源情報総合センター」、及び理化学研究所バイオリソースセンターにおける収集、保存などの体制整備を行うとともに、平成14年度よりは、国家的視野に立ち、わが国の知的基盤を10年後に世界最高レベルにすることを目標にした「知的基盤整備計画」(平成13年8月 科学技術・学術審議会)を踏まえ、各専門機関と中核機関のネットワークで構成される遺伝資源のナショナルセンター的機能を整備し、国内における遺伝資源の収集・保存・提供体制などを一層充実します。(文部科学省)

1.2 遺伝資源の保存

1.2.1 医療分野における遺伝資源の保存

(現状と課題)

現在使われている薬用植物は、先人が自然界から選び出した貴重な財産です。また、世界中にはさまざまな植物があり、その中には薬としての潜在的な価値を持っているものがまだ沢山あると考えられ、薬用植物とそれに関する知識を収集・保存して、必要な時に利用できるようにするとともに後世に伝えていく必要があります。

また、疾病の治療法の研究などにおいて、ヒトや動物あるいは病原性微生物などの遺伝情報・遺伝資源は重要です。

(具体的施策)

独立行政法人医薬基盤研究所には、遺伝子バンク、細胞バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源研究センター及び霊長類医科学研究センターがあり、(財)ヒューマンサイエンス振興財団(HS財団)と協力して、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。(厚生労働省)

医薬基盤研究所はマスターバンクとして生物資源の収集と標準化を行い、多数のストックを作成し、資料をHS財団に送付しています。HS財団では、この資料を培養することなど必要な手順を経て、各研究機関に分譲しています。医薬基盤研究所の遺伝子バンクでは、サルのDNAを中心に研究資源として収集し、研究者に提供しています。同研究所の細胞バンクでは、ヒト培養細胞を収集し、標準化(細菌などの混入がないか、他の組織の細胞が混在していないかなどを検査)して、研究者に提供しています。同研究所の実験用小動物バンクでは、新たな疾患モデル動物の開発や発生工学など関連技術の開発を行いながら、実験動物の積極的な収集、保存、系統維持、安定した供給と関連情報の発信を行っています。引き続き、このような研究者への生物資源の供給を行います。(厚生労働省)

薬用植物に関しては、医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っています。また、薬用植物の遺伝資源を収集・確保するため、世界の植物園や研究機関(平成16年度:世界63カ国、415機関)と種子交換を引き続き行っていきます。(厚生労働省)

国立感染症研究所では、病原性微生物の収集、保管、国内外の関係研究機関との情報交換を引き続き行っていきます。(厚生労働省)

1.2.2 農林水産分野における遺伝資源の保存

(現状と課題)

現在、熱帯林の乱伐や農業の近代化による開発などによる生物遺伝資源消失の危機性が一層増大しており、また、「生物多様性条約」の発効により、開発途上国などの遺伝資源保有国に遺伝資源に関する主権的権利が認められたことなどにより、遺伝資源の収集などが難しくなっている中で、生物の多様性を保全する意味からも貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要です。

このような中、農林水産省においては、ジーンバンク事業を昭和60年にスタートし、現在、独立行政法人農業生物資源研究所をセンターバンクに5つの独立行政法人などのサブバンクが、林木などの森林・林業に関する生物については、独立行政法人森林総合研究所が、また、水産生物については、独立行政法人水産総合研究センターが組織的に取り組み、植物、動物、微生物、DNA、林木、水産生物の各部門の国内外の遺伝資源の探索・収集、分類・同定、特性評価、増殖、保存を行っています。この結果、すでに食料・農業関係の植物遺伝資源24万点を始めとして、世界有数の保存点数を誇るジーンバンクとして機能しています。これら収集・保存された遺伝資源は、研究開発試料として利用者に配布及びその情報の提供が図られ、新たな作物品種の開発に大きく貢献しており、また、バイオテクノロジーなどの研究開発を支える知的基盤として今後、さらなる収集・受入の強化を図ることとしています。

(具体的施策)

新しい品種の育成など研究に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図ります。(農林水産省)

景観保全などの森林に対する要請が高まる中で、必要な優良種苗の確保を図るため、林木遺伝資源の収集・保存、林木の新品種の開発などを推進します。(農林水産省)

植物遺伝資源の保存については、保存点数24万点(平成18年度末)を25万点(平成22年度)とします。(農林水産省)

ジーンバンク事業の一環として、貴重な遺伝資源が消失する危険性が高い開発途上地域における遺伝資源の多様性の保全と利用のための国際的な共同研究を行うほか、FAOへの資金拠出やJICAのプロジェクトなどの国際的な取り組みに参加し、生物多様性の保存に貢献します。(農林水産省、外務省)

1.2.3 科学技術分野における取り組み

(現状と課題)

生物遺伝資源を適切に保存・活用していくことは、ライフサイエンス研究の推進、発展

のために不可欠です。このことは、「分野別推進戦略 - ライフサイエンス分野」(平成 18 年 3 月、総合科学技術会議)の中でも明確にされており、2010 年までに世界最高水準の生物遺伝資源を戦略的に整備し、その活用の充実に努めることとしています。

(具体的施策)

広汎かつ多様な遺伝資源の所在情報などについては、情報・システム研究機構国立遺伝学研究所「生物遺伝資源情報総合センター」においてデータベース化を引き続き行っていきます。このほか、平成 13 年 1 月には、理化学研究所筑波研究所バイオリソースセンターが設置され、マウスやシロイヌナズナなどの実験モデル動植物、微生物、遺伝子材料、培養細胞の収集・保存・提供体制などの整備を引き続き進めていきます。(文部科学省)

1.2.4 環境分野における遺伝資源の保存(環境資料のタイムカプセル化)再掲(2章4節3.5)]

(現状と課題)

将来の環境問題の顕在化に備え、現在の地球環境の状況を適切に保存し、技術が進歩した未来における分析評価などを可能にすることが極めて重要であるため、土壌などの環境試料や生物標本など系統的に収集・蓄積するものです。特に環境汚染や環境変化により絶滅の危機に瀕している野生生物種はますます増加している状況から、将来、技術の進歩により、絶滅した生物を復元できるようになった場合のため、絶滅危惧生物の細胞及び遺伝子情報を保存します。

また、わが国における絶滅のおそれのある鳥類には、北海道に棲息するタンチョウや猛禽類のようにユーラシア東部に比較的多数棲息する種と同種あるいは亜種と考えられる種が含まれており、これらの種の棲息する国々との協力関係を構築することにより、わが国の絶滅のおそれのある鳥類の保護・増殖に大きく寄与します。絶滅のおそれのある鳥類については、その生息域が日本国内にとどまらず東アジア・ユーラシアに広がっている種も多く、国際的な細胞・遺伝子長期保存に関するネットワークの構築が必要です。

(具体的施策)

環境省のレッドリストにおける絶滅危惧種の生殖細胞、始原細胞および体細胞を採取し、平成 20 年度より 5 年間で、500 種類の絶滅危惧種の細胞の保存と重要種の DNA の解析を目指します。水生植物については、絶滅のおそれの高い藻類を年間で 10 種類、5 年間で 50 種類個体保存することを目指します。(環境省)

特に、多くの鳥類の夏期営巣地となるシベリア地域における、わが国で確立しつつある超低温保存技術の適応可能性について、現地で調査し、国際標準化の検討を行います。(環境省)

2. 微生物資源の利用と保存

（施策の概要）

肉眼では確認できないような微生物も、乳酸菌や酵母などチーズ、酒類、味噌、醤油などの発酵食品の製造に古くから利用されてきました。食品以外にも、医薬品などの原料や汚染物質の分解に利用されるなど、微生物資源は人類の安全で安心な暮らしの実現に必要なものです。

人間にとって有用な遺伝資源の利用の研究が円滑に実施されるように生物の持つ遺伝情報や機能に関する知見を収集・保存していくことが重要となっており、その一環として、微生物などの遺伝資源の収集・保存・配布・情報管理に組織的に取り組んでいます。

一方、生物多様性条約の発効（平成5年）を契機として、遺伝資源を国外の企業、研究機関などが取得する場合、資源保有国は、取得の許可制、高い利益配分率の設定などを規定した法律の制定などの措置を導入しつつあり、遺伝資源の利用が停滞しています。

このため、生物多様性条約締約国会議などにおいて、「持続可能な利用」の重要性にかんがみ、長年、「持続可能な利用」と「利益の公正かつ衡平な配分」を如何に進めるかについて議論が行われています。

このような状況の中、資源保有国との良好な関係を構築しつつ、生物多様性条約を踏まえ、微生物などの遺伝資源の円滑な取得を図り、「持続可能な利用」を進めることが本施策の目的です。

2.1 微生物資源の利用

（現状と課題）

微生物をはじめとする遺伝資源を利用した製品（医薬品、化粧品など）の開発などを行っているわが国企業は、遺伝資源を取得する際の手続の不透明さや一部の資源保有国による規制措置などの影響により、効率的なプロジェクトを行うことが難しくなっています。

遺伝資源の利用は、未知のものを探索し、調査・研究を行うところから始めなければならない、最終的に価値のあるものにたどり着くことのできるケースは極めてまれです。また、製品開発の過程において長い時間を要し、かつ、多大なコストをかけねばならないため、一般的には大きなリスクを伴います。したがって、遺伝資源の取得に対して各国が厳格な規制を行うことは、企業などの遺伝資源の取得と利用の意欲を減退させる結果となります。

バイオ関連の研究開発は、21世紀最大の科学的成果を生み出すのではないかとされており、バイオ関連産業は、人類の生活と産業構造に有用な変化をもたらす可能性を有する重要かつ魅力的な産業です。わが国企業は、バイオ産業の基礎である遺伝資源を適正かつ積極的に活用したビジネスを展開したいと考えていますが、上記のような状況により困難となっています。このような状況は、資源保有国にとっても、遺伝資源から生まれ得る利益を獲得することが困難となることを意味し、結果として資源保有国及び利用国双方にとって不利益をもたらす事態を招いてしまう恐れがあります。

このような状況を踏まえ、わが国としては、企業や研究者などの遺伝資源の利用者が、生物多様性条約の目的のひとつである公正かつ衡平な利益配分の原則をよく理解し、資源保有国の信頼を得て、遺伝資源を円滑に取得していくことにより、保有国との良好な関係を築き、長期間にわたって遺伝資源を円滑に取得し、利用することができる環境を整える

ことで、遺伝資源の保有国及び利用国双方が利益を享受できるための方策を推進する必要があります。「遺伝資源の利用から生じる利益の資源保有国への公正かつ衡平な配分」のあり方については、生物多様性条約第10回締約国会議までに結論を得ることが期待されていることから、わが国とアジア諸国との実績、経験を基にした国際的な枠組みにより実質的な協力関係を構築していくことが重要だと考えています。

（具体的施策）

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組みの実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っていきます。（経済産業省）独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組みとして、インドネシア(平成14年)、ベトナム(平成16年)、ミャンマー(平成16年)、タイ(平成17年)、中国(平成17年)、モンゴル(平成18年)の6か国の政府機関及び傘下の研究機関との間で、信頼関係を築きつつ、微生物資源の保全と利用に関する二国間取決めを締結し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組みを実施しています。これにより、資源保有国に遺伝資源の保全や収集、利用に関する技術を移転するとともに、わが国の企業に遺伝資源の利用の機会を引き続き提供していきます。（経済産業省）

また、多国間の取組みとして、日本、韓国、中国、インドネシアなど12か国による微生物資源の保全と利用を目的としたアジア・コンソーシアムを設立（平成16年）し、各国の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、人材育成、保存されている遺伝資源の共有化などの取組みを引き続き実施していきます。（経済産業省）

2.2 微生物資源の保存

（現状と課題）

微生物資源はその多様性と広範な利用用途より重要な生物資源のひとつと考えられ、欧米では早くから微生物資源の整備が行われてきました。日本では古来より食品などに微生物資源が用いられてきたものの、その保存状況は個別機関が特定の種に特化して保有しており、微生物を広く利用できる体制としては不十分でした。そこで、それらの点在している微生物をできるだけ集約、管理し、微生物の産業利用を促進することを目的に、政府機関を中心として微生物資源の整備が行われています。

農林水産分野においては、昭和60年より、農業生物資源研究所を中心とした各試験研究機関との連携体制で農林水産省ジーンバンク事業を推進してきました。農業生物資源研究所が、独立行政法人化した後も「農業生物資源ジーンバンク事業」として引き続き活動が行われています。また、林業上重要な微生物遺伝資源については、独立行政法人森林総合研究所が、また、水産業上重要な微生物遺伝資源については、独立行政法人水産総合研究センターが、収集、保存、配布に組織的に取り組んでいるところです。

また、物理的に一機関に集約することは難しい場合も、個々の機関の微生物情報を共有のデータベース化することによりネットワーク上で連携し、日本国内外の微生物を簡便に利用できる体制の構築が必要とされています。例えば、農作物に被害を与える微生物（植

物病原微生物)や、キノコ、酵母、乳酸菌、納豆菌などの食品微生物など、農林水産業に密接に関わる貴重な微生物を収集、保存し、特性評価した上で、この情報をウェブページ上で広く公開し、常にユーザーがアクセスできるようにし、併せて配布を行っています。特に植物病原微生物のコレクションには他にない貴重なものがあり、分類、同定や遺伝子解析といった基礎研究のほか、農作物の病害診断、防除技術開発、農薬開発などさまざまな応用研究にも用いられ、わが国の農業生産技術の高度化に貢献しています。また、水産業上重要な微生物資源として、食中毒菌、海洋微生物および水産生物の病原菌・ウイルスの収集、特性評価、保存、配布を行っています。

工業分野においては、平成14年に、我が国の中核的な微生物等の生物遺伝資源機関として、独立行政法人製品評価技術基盤機構に生物遺伝資源センターを設置し、生物遺伝資源の収集、保存等を行うとともに、これらの資源に関する情報(分類、塩基配列、遺伝子機能等に関する情報)を整備し、生物遺伝資源と併せて提供を行っています。また、微生物の産業利用推進のため、未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクトを実施しています。

(具体的施策)

農林水産業や工業などに利用できる微生物資源の効率的保存法を開発し、分類同定のための学術的分析を進めます。また、研究、産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、研究材料の配布および情報の整備によって研究開発、産業利用の基盤を整備します。(経済産業省・文部科学省・農林水産省)

日本国内におけるBRC(生物遺伝資源機関)連携のために、国内BRC24機関(平成18年度末現在)でオンラインカタログを作成し、ネットワーク上での連携を進めています。(経済産業省・文部科学省・農林水産省)

平成18年度までに独立行政法人製品評価技術基盤機構に約4万株の微生物及び4.2万個の微生物由来のDNAクローンを保存し、研究開発や産業利用のため提供を行っています。(経済産業省)

微生物資源の保存については、独立行政法人農業生物資源研究所の保存点数2.4万点(平成18年度末)を2.5万点(平成22年度)とします。(農林水産省)

3. バイオマス資源の利用

(施策の概要)

バイオマスは、植物が光合成により無機物である水と二酸化炭素から合成した有機物を起源とするものであり、植物由来のものだけでなく、これらを食べた家畜の糞尿や、食品残渣などを含めてバイオマスと呼ばれています。バイオマスの利用は大気中の二酸化炭素を循環させるものであり、石油・石炭のように新たな大気中への二酸化炭素の放出は生じません。上手に利用すれば、枯渇することのないため、持続的に再生可能な資源であると言えます。

このため、バイオマスの利活用は、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、バイオマス利活用技術の開発などによる競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林水産業

の自然循環機能の維持増進、エネルギーや工業製品の供給という農林水産業の新たな領域の開拓による農林漁業、農山漁村の活性化に貢献します。

特に、生物多様性との関係についてみると、人工林の間伐、里山林の管理、水辺や二次草原における草刈り・採草などの生態系の適切な管理によって生じるバイオマスの利用は、豊かな生物多様性の保全につながります。また、食料供給と競合しない稲わらなどのセルロース系バイオマスや資源作物をバイオ燃料に活用することにより、農地を農地として維持し、生物多様性の保全に貢献します。さらに、未利用であったり、廃棄物として出されるバイオマスを活用することは、生物資源の有効利用に資するものです。

政府では、2002年12月に、「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、その後、実効性のある地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となるなど、バイオマスの利活用をめぐる情勢が変化したことを受け、2006年3月に新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定しました。

3.1 バイオマスタウンなど、地域におけるバイオマス利活用の推進

(現状と課題)

わが国のバイオマスの賦存量及び利用率(2006年12月時点で把握できるデータに基づく)は、廃棄物系バイオマス(家畜排せつ物、下水汚泥、黒液、廃棄紙、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場など残材)は2億9800万トン、利用率は72%(2010年目標80%)、未利用バイオマス(農作物非食用部、林地残材)は1740万トン、利用率は22%(2010年目標25%)となっています。

バイオマスは、生物によって生産されるため、「広く、薄く」存在する特性を持ちます。バイオマスの利活用を推進するためには、この特性を踏まえ、地域で効率的にエネルギーや製品として利用する地域分散型の利用システムを構築することが重要です。このため、市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携の下、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」(廃棄物系バイオマスを炭素量換算で90%以上又は未利用バイオマスを炭素量換算で40%以上利活用することを目指す構想を作成し、取り組む地域)を推進しています。2010年にはバイオマスタウンを300程度構築することを目指しています(2007年7月末現在101地区)

また、市町村における一般廃棄物の処理において、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することとしています。

(具体的施策)

バイオマスタウン構想の公表、バイオマスタウンの構築を関係省庁が一体となって着実に進めます(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設などの一体的な整備、モデルプランの作成などを実施し、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援します。

(農林水産省)

循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料

化、メタン化などを行う施設の整備を推進します。(環境省)

3.2 国産バイオ燃料の推進

(現状と課題)

2007年2月に、バイオマスを原料とする国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図るための課題を整理し、実現に向けた技術開発の工程表を農林水産大臣が総理大臣に報告しました。工程表においては、当面は、食料や飼料との競合にも留意して、さとうきび糖みつなどの糖質原料や規格外小麦などのでん粉質原料など、安価な原料や廃棄物処理費用を徴収しつつ原料として調達できる廃棄物を原料としてバイオ燃料の生産を行います。中長期的には、食料や飼料と競合しない未利用の稲わら、間伐材などのセルロース系原料や資源作物全体を原料として生産することとしています。

これらを実現するためには、原料の生産・収集・運搬コストやバイオ燃料の製造コストの大幅な低減が不可欠です。また、バイオ燃料をめぐる制度やインフラの整備、国民に対する理解促進も図っていくこととしています。

(具体的施策)

2007年度より、原料調達からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した大規模実証事業を進め、平成23年度に単年度5万キロリットルのバイオ燃料の生産を目指します。(農林水産省)

2007年度より、資源作物の育成と低コスト栽培、稲わらや木質バイオマスなどの非食用資源や資源作物全体から高効率にエタノール生産する技術など低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発などを行います。(農林水産省)

バイオ燃料の技術開発に向けた計画の策定・協議会の設置により、食糧と競合しないセルロース系エタノールなどの生産技術開発を図るとともに、バイオ燃料の利用について、「安心・安全・公正」といった原則に則り、品質確保や徴税公平性のための制度面の整備を進めます。また、アジア諸国での研究開発を視野に入れつつ、バイオ燃料製造のみならず、セルロース系バイオマスから化学汎用製品の製造、プロパノール、ブタノール製造の技術開発を行い、バイオマス資源の総合利活用を進めます。(経済産業省)

2007年度より宮古島及び大都市圏などにおいてバイオエタノール3%混合ガソリン(E3)などの大規模実証を各省と連携して着実に進めています。また、建築発生木材を利用した国産バイオ燃料製造設備の拡充などへの支援を進めています。エタノール10%混合ガソリン(E10)への対応促進のために必要な技術開発などを行います。(環境省)

循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスのバイオディーゼル燃料化等を行う施設の整備を推進します。(環境省)

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基盤的施策

第3節 普及と実践

(基本的考え方)

現代の私たちが享受している物質的に豊かな生活は、大量生産・大量消費を基調としており、これが生物多様性を脅かしている大きな要因となっています。一方、私たちの生活が生物多様性のめぐみに支えられていることについてあまり認識されていないことや、生物に関する基本的な知識を身に付ける機会の減少といった、私たちの認識や知識の不足も生物多様性を脅かしている大きな要因といえます。

現代の世代の利便や豊かさを追求するだけではなく、将来の世代に豊かな生物多様性を引き継ぐことの必要性をひとりひとりが理解し、ひとりひとりが主体的に行動することや、自らのライフスタイルを見直していくことが大切です。

ひとりひとりの主体的な行動を促すためには、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を社会に浸透させることが重要であり、普及広報、環境教育・環境学習を積極的に推進していく必要があります。その際、単純な知識の伝達に止まらず、自然を体感することも重要です。わが国では、都市化・工業化の進行に伴って人と自然との接触の機会が少なくなりましたが、自然とふれあう機会を増やすことにより、人間が自然生態系の構成要素のひとつであることや、生物多様性のめぐみを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となります。

また、生物多様性の保全は、政府のみの取組で達成できるものではありません。国、地方公共団体、企業、NGO、国民などさまざまな主体が共通認識の下に、互いに連携、協力しながら、さまざまな取組に積極的に参画することが不可欠です。生物多様性条約の2006年の第8回締約国会議(COP8)において民間参画に関する決議が採択されるなど、国際的にも多様な主体の参画への関心は高まっており、企業の社会的責任(CSR)の一環として企業などが独自の生物多様性の保全を模索する動きも広がりつつあります。これらの取組を飛躍的に推進するためには、財政的な支援などを含めた経済的措置や人材の育成を積極的に講ずる必要があります。

自然とのふれあいには、人間性を回復し、子どもたちの健全な育成を支えたり、環境問題に対する的確な認識や行動を引き出す効果も期待されますが、一方で、自然環境の持続可能な利用の範囲内で行われることを前提に行われなくてはなりません。

1. 普及広報と国民的参画

(施策の概要)

生物多様性の意義や生物多様性国家戦略への国民の理解を深め、具体的な行動を引き出すために、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及広報に努めます。また、地方公共団体、企業、NGO、国民などさまざまな主体の参画を促進するため、それぞれの主体

に期待される取組を明確化し、主体同士の情報共有、地域の教育機関などを含む多様な主体の連携、優良な取組を奨励する仕組みなどを構築することなどが大切です。

1.1 普及広報と国民的参画の推進

(現状と課題)

これまで、「国際生物多様性の日」(5月22日)を記念した行事をはじめ、生物多様性センターにおける展示、各種行事やパンフレット、インターネットなどを活用して普及広報を行ってきましたが、平成16年に環境省が行ったアンケート調査では、「生物多様性」という言葉を聞いたことがある人が約30%、意味を知っている人は約10%と、「生物多様性」とその認知度は低い状況にあります。自然の恵み豊かな国土を将来世代に引き継いでいくためにも一般の人々が暮らしの中で生物多様性について考えたり、意識したりすることが必要です。

このため、生物多様性の重要性をわかりやすく伝えることや、官民のパートナーシップにより国内各層の取組推進を図ります。国だけでなく、地方公共団体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体がそれぞれの行動の中に生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を内部化したり、これらの主体が連携して活動できるようにする仕組みづくりや、国民が自ら体験・参画することによって実感できる機会づくりが必要です。

これらを踏まえ、2010年のわが国でのCOP10開催に向けて以下に示す施策を「いきものにぎわいプロジェクト」として強力に進めます。

(具体的施策)

各界に広く参加を呼びかけて官民パートナーシップ組織を設置し、生物多様性の保全の意義、重要性などをわかりやすく国民に伝え、社会に浸透させることを通じ、各主体の取組を推進します。(環境省)

生物多様性の重要性を一般の人々の生活や企業活動の中に浸透させていくため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動を展開するとともに、生物多様性に関するイベントなどを開催することにより、市民レベルでの関心を盛り上げます。(環境省)

地域における生物多様性の保全について、国民ひとりひとりの自主的な行動を促すような具体的な提案を行います。(環境省)

「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」人は、平成16年4月に環境省が行った調査では全体の30.2%でしたが、その認知度を平成23年度末までに50%以上とすることを目標とします。(環境省)

「生物多様性国家戦略」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」人は、平成16年4月に環境省が行った調査では6.5%でしたが、その認知度を平成23年度末までに15%以上とすることを目標とします。(環境省)

「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成18年度で合計207件(朝日、毎日、読売)ですが、平成23年度には300件まで増加させることを目標とします。(環境省)

地方公共団体が、地域の自然的社会的条件に応じた率先行動、国の施策に準じた施策、

それぞれの地域における企業や国民などの取組の指針作成、その他独自の施策を主体的に行えるよう、地方公共団体版生物多様性戦略の作成や地方公共団体における既存の計画・制度への生物多様性の保全に関する視点の反映・内部化のための手引などを策定します。(環境省)

企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインなどを企業など関係者の幅広い参画を得て策定します。(環境省)

国民ひとりひとりの自主的な行動を促すような具体的な提案を行います。(環境省)

生物多様性の保全に配慮した農林水産業の普及・啓発など、さまざまな主体の自主的な行動を促すための仕組みを検討します。(環境省、農林水産省)

各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)[再掲(同節4.2)]

生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、温暖化の影響による身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。また身近な生きものに着目したモニタリング制度を検討します。(環境省)[再掲(2章5節2.1)(2章6節1.1)]

多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の復元などの取組み、川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野における市民団体との連携・協働を進めます。(国土交通省)

「2 経済的措置」、「3 自然とのふれあい」、「4 教育・学習」、「5 人材育成」に示した施策を通じ、国だけでなく、地方公共団体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

2. 経済的措置

(施策の概要)

経済的措置は、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法であり、持続可能な社会の構築のために必要とされる環境と経済の統合の考え方に資するものです。行政による措置としては、補助金・交付金、税制上の措置などがあります。

2.1 経済的措置

(現状と課題)

多様な主体による生物多様性に関する取組を促進するための経済的措置としては、国からの補助金や交付金、税制上の措置の他に、各種基金、国民や事業者からの任意の募金や

協力金の提供、地方公共団体による森林環境税などがあります。また、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度なども、経済的な仕組みを活用した手法といえます。

（具体的施策）

地域の住民などと野生動植物とのあつれきが生じている場合、外来種が地域の生態系や住民生活に多大な影響を与えている場合、生態系ネットワークの要となる地域の保全・再生などが必要な場合など、国土の生物多様性の保全のために地域が主体的に行う取組を支援する方策について検討します。（環境省）

経済的措置の中でも、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度など、民間によるより自主的な取組が生物多様性の分野でも浸透することを目指し、諸外国における事例も含め、幅広く情報を収集することなどを通じて、民間における取組の促進を図ります。（環境省）

[補助金・交付金]

都市公園など事業、緑地環境整備総合支援事業、緑化対策事業などに対する補助や自然環境整備交付金を活用した地域整備事業の促進を行います。（国土交通省、農林水産省、環境省）

[基金などによる助成]

「地球環境基金」、「河川整備基金（せせらぎ・ふれあい基金）」、「緑と水の森林基金」による民間団体の環境保全活動への支援を行います。（環境省、国土交通省、農林水産省）

[税制上の措置など]

生物多様性の保全を始め自然環境の保全活動などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置が講じられています。（環境省、農林水産省）

[損失補償など]

自然公園法、都市緑地法をはじめ、生物多様性の保全に資する保護地域制度に関する法律では、規制により生じた損失を土地所有者などに補償する制度が設けられています。また、自然公園など、特別緑地保全地区などでは民有地の買い入れの制度があります。（環境省、国土交通省）

[国民からの寄付など]

国民からの寄付金を用いて、自然保護のために自然の豊かな民有地を買い入れて管理を行い、保全を図っていかこうとするナショナル・トラスト活動や、社団法人ゴルファーの緑化推進協力会による緑化事業など、国民の善意の寄附が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。（環境省）

社団法人国土緑化推進機構や都道府県緑化推進員会は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき「緑の募金」運動を行っており、その募金を活用して森林の整備、緑化を推進します。（農林水産省）

3. 自然とのふれあい

（施策の概要）

自然観察会などのイベントを通じた自然にふれあう機会の確保を進めるとともに、特に子どもたちが自然を好きになり、生物多様性に関する知的興味や保全活動などの行動につながるよう、また人として豊かな成長につながるよう「五感で感じる」原体験としての自然体験の機会の提供を図ります。また、インターネットを活用した情報の提供などを行います。

また、エコツーリズム推進法の理念のひとつである自然環境の保全を図るため、生物多様性の配慮や自然環境モニタリング、自然観光資源の保全、利用のルールづくり等の適切な運用を図るとともに、ノウハウの蓄積・共有化や取り組む地域の増加など普及啓発を図ります。

3.1 自然とのふれあい活動の推進**（現状と課題）**

自然観察会などのイベントを全国で実施しているものの、自然とのふれあいの機会が必ずしも国民全体に十分広がってはいません。また自然とのふれあいを求める意識はあるものの、親の世代の自然との関わりの希薄化により、子どもにおいても自然とふれあう実体験が乏しく、自然との接し方がわからなかったり、身近な場所で自然とふれあう場や情報が不足していることなどから、実際の自然とのふれあい体験に必ずしも結びついていません。このような現状を改善していくには、自然の中で遊びながら自然を好きになり理解を深めるような自然体験プログラムの開発、それを伝える人材育成、さらにはどこで体験できるかといった情報の提供などを総合的かつ様々な主体の連携のもとに推進することが重要です。このような取組は既に行政とNGOの連携などによって進められつつありますが、今後、より一層、原生的な自然から都市の身近な自然までの様々なフィールドにおいて推進していく必要があります。

一方、自然とふれあうことを目的とする観光によって、自然環境への影響が生じる事例が発生するなど、自然環境の持続可能な利用の考え方の浸透は十分に進んでいません。このような状況の中、平成19年6月にエコツーリズム推進法が制定されたところですが、法の理念に基づき、エコツーリズムの普及定着を図り、地域の合意形成を得ながら適切に実施してゆく必要があります。

（具体的施策）**[自然公園などにおける取組]**

すぐれた自然環境を有する自然公園をフィールドに、生物多様性の保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。
（環境省）[再掲（1章2節2.3）]

環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。また、エコツーリズムへの取組やツアー、宿泊施設を照

会している WEB サイト「エコツアー総覧」のアクセス数を平成 18 年度の 831,208 / 年から平成 22 年度には 1,250,000 / 年に増加させることを目標とします。(環境省) [再掲(1章2節2.3)]

自然公園法に基づく利用調整地区の指定や利用誘導などによる利用の分散、平準化のための対策を検討、実施します。(環境省) [再掲(1章2節2.3)]

子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。子どもパークレンジャー参加者数を平成 17 年度の 840 人から平成 22 年度には 1,300 人に増加させることを目標とします。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)

自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。(環境省)

「みどりの月間」「自然に親しむ運動」「全国・自然歩道を歩こう月間」などを通じて、自然観察会など全国各地で自然とふれあうための各種活動を実施し、インターネットによる自然ふれあい施設や体験活動のイベント情報の配信と合わせて、自然とのふれあいの機会をより一層増やします。(環境省、国土交通省)

国立公園などのさまざまな自然情報を幅広く提供するホームページ「インターネット自然研究所」において、コンテンツの追加や見直しなど必要なバージョンアップを図り、自然とのふれあいの推進に貢献します。(環境省)

[森林における取組]

子どもたちに入門的な森林体験活動の機会を提供する「森の子くらぶ活動」の促進、森林での体験活動の場となる森林の整備、関連施設の整備、人材の育成や学校林の整備・活用など森林・林業体験活動の受入体制の整備や普及啓発活動などを実施します。(農林水産省、文部科学省) [再掲(同節3.2)]

自然の中で緑を愛し、守り育てる心と健康で明るい心を持った人間に育てることを目的に結成された「緑の少年団」の活動を促進します。(農林水産省)

国有林野においては「遊々の森」などの制度を活用し、森林環境教育の取組を推進します。(農林水産省)

[田園地域・里地里山における取組]

水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性の保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進します。(農林水産省) [再掲(1章6節1.6)]

生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園においては、引き続き市民参加などにより、その環境の整備・保全に取り組むとともに、こうした貴重な自然環境や地域の歴史文化などについての体験学習プログラムを提供するなど、地域社会における環境負荷の小さい持続可能な循環型社会の形成に向けた国民の環境配慮行動の拠点としての活用を推進します。(国土交通省)

[都市における取組]

都市公園などでは、地域の NPO や学校などとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラムを多数実施しており、引き続き、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していきます。(国土交通省)

都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置づけ、子どもたちに下水道のしくみや流域における下水道の役割について正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用していきます。(国土交通省)

都心部に位置する国民公園(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑)の広大な緑地は、環境教育、環境学習にとって格好のフィールドで、いずれの公園も多くの歴史的遺構や文化財を有しており、歴史的な学習の場としても適していることから、自然を活かした環境学習や文化的な関わりを踏まえた環境教育を推進していきます。特に、平成 18 年度に開園 100 周年を迎えた新宿御苑では、平成 19 年 2 月にリニューアルオープンした「母と子の森」を活用し、自然資源を生かした新たな環境教育プログラムの提供を推進していきます。(環境省)

[河川における取組]

川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子どもの水辺」再発見プロジェクト)を行います。

(国土交通省)[再掲(1章8節4.1)(同節4.2)]

子どもたちに対する環境教育の取組を推進するため、川を活かした環境教育プログラムを作成し、インターネットで公開するなど、その取組に対して積極的な支援を行います。(国土交通省)

河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高めるよい機会となることから、参加型の水生生物調査を引き続き実施します。(環境省、国土交通省)[再掲(1章9節5.4)]

[漁村における取組]

豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図ります。(農林水産省)[再掲(1章9節2.3)]

[港湾における取組]

海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」の取組みを自治体や NGO などと連携しながら全国各地で展開します。(国土交通省)

[地域横断的な取組]

「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた府省連携の対応方針に基づき、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での 1 週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト～120 万人・自然の中での

体験活動の推進～」を推進し、全国2万3千校（1学年120万人を目標）で体験活動を展開することをめざし、今後5年間で受け入れ態勢の整備などを進めます。（総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）

子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、関係省庁の連携のもと、地域の関係機関・団体などがネットワークを構築し、協働して多様かつ継続的な体験活動を推進します。（文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省）

青少年の意欲や社会性をはぐくみ、環境教育・環境学習の礎となる自然体験活動を推進するため、幼少期における自然体験、夏休み中のサマーキャンプ、少年の長期自然体験活動における青年リーダーの育成など、青少年の発達段階に応じた自然体験活動を推進します。（文部科学省）

独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立青少年教育施設において、プランクトンなどの観察を行う湖水調査、河川の水質調査、動植物の観察などの体験活動を通じた環境学習の機会を青少年に提供します。（文部科学省）

[エコツーリズムの推進]

エコツーリズムに関する特に優れた取組の表彰や全国セミナーを開催し、地域資源の活用方法や保全などに係るノウハウの蓄積と共有化を図ります。（環境省）

平成20年4月施行のエコツーリズム推進法の理念と趣旨の普及・啓発について、立ち上がりの5年間として全国的に展開するとともに、エコツーリズムを推進する地域に対して支援を図り、法に基づく地域ごとの「全体構想」策定の取組み支援を図るための施策を講じます。（環境省）

旅行者の好みに応じたエコツアーを紹介するWebサイトの運営により国内向けに情報を提供しつつ、その英語版サイトを新設し、美しい日本の自然の魅力を世界へ発信します。（環境省）

自然とふれあい、その仕組みを理解する活動の一環として、水辺を散策するためのフットパスを整備するなど、自然保護に配慮した観光の推進を図ります。（国土交通省）

[グリーン・ツーリズムの推進]

緑豊かな農山漁村でゆとりある休暇を楽しむグリーン・ツーリズムを通じて、農林漁業体験や農山漁村での各種生活体験を推進するため、各種体験活動を指導するインストラクター（体験指導者）や地域を分かり易く紹介するエスコーター（地域案内人）、体験活動の企画、調整などを行うコーディネーター（企画立案者）などのグリーン・ツーリズムインストラクターの育成を引き続き実施します。（農林水産省）

インターネットのホームページを活用して、グリーン・ツーリズムや農山漁村の情報はじめ、各種農林漁業体験メニュー、農林漁家民宿などの情報を都市住民に提供するとともに、各種メディアの活用や大都市圏でのグリーン・ツーリズムフェアの開催など農山漁村との出会いの場を提供します。（農林水産省）

3.2 自然とのふれあいの場の提供

（現状と課題）

日本のありのままの自然とふれあい、自然のしくみを学ぶことができる自然公園、森林

が有する多面的機能や林業及び木材利用の意義などについての理解と関心を深める森林環境教育の場としての森林、人と自然が向き合う「業」を通じて自然にふれあえる田園地域・里地里山、漁村、身近な自然環境を安全かつ容易に利用することができる都市公園など、生活の基盤であり、身近な自然環境でもある河川、港湾、海岸などの水辺などの地域を対象として、自然のふれあいの場としての活用を推進します。国民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するとともに、過剰利用による植生・生息地の破壊などの問題が生じないように、利用の適正化に向けた取組を進めていくことが必要です。

また、森林や河川、沿岸地域、田園風景や町並みなどのさまざまな自然環境や歴史・文化資源を結ぶ長距離自然歩道を歩くことは、多様な生態系や自然・文化景観とのふれあいにつながります。これまでに全国 26,000km に及ぶ長距離自然歩道のネットワークが整備されていますが、生物多様性の諸相を肌で感じ理解を深めるツールとして、より一層の活用が期待されます。

（具体的施策）

[自然公園などにおける取組]

国立公園においては、特別保護地区、第1種特別地区などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域について、山岳地域の安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備（標識整備、洗掘箇所^{せんくわ}の修復、植生復元など）、国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備、国内外からの利用者がわが国を代表する優れた自然景観にふれあうため、国立公園の主要な歩道を対象として、安全対策の実施、眺望地点の整備などを含めた景観歩道整備、優れた自然環境を有する自然公園や文化財などを有機的に結ぶ長距離自然歩道などについて、重点的な整備を実施します。（環境省）[再掲（1章2節2.4）]

国立公園内で、自然生態系が消失・変容した箇所において、湿原・干潟・藻場・自然性の高い森林などの失われた自然環境の再生を実施します。（環境省）[再掲（1章2節2.4）]

国立公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、自然環境整備交付金により支援します。（環境省）[再掲（1章2節2.4）]

国立公園内で、利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱^{かくらん}などを防止するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。（環境省）[再掲（1章2節2.3）]

[森林における取組]

体験活動の場となる森林の整備、関連施設の整備、学校林の整備・活用など森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。（農林水産省）[再掲（同節3.1）]

[田園地域・里地里山における取組]

生物多様性の保全に対応した合意形成を図りつつ、生物多様性の保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進します。（農林水産省）[再掲（1章6節1.6）]

都市農業の振興を通じ、身近に生きものとふれあえる空間づくりを推進します。（農林

水産省) [再掲(1章6節1.6)]

[都市における取組]

体験学習施設、自然生態園、動植物の保護繁殖施設など、環境学習の活動拠点施設を備える都市緑化植物園や環境ふれあい公園などの都市公園などの整備を推進します。(国土交通省)

都市公園以外の緑地においても、市民緑地や条例に基づいて設置・公開される緑地などを積極的に活用し、環境教育・環境学習の場が創出されるよう支援します。(国土交通省)

[漁村における取組]

国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。(農林水産省) [再掲(1章9節2.3)]

[河川における取組]

必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、できるだけ改変しないようにするとともに、改変する場合でも最低限の改変にとどめ、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)

河川などが子どもたちの身近な遊び場、教育の場となるように河川管理者、地方公共団体、教育関係者、市民団体などから構成される推進協議会を設置し、地域と一体となって、水辺に近づける河岸整備、遊歩道の整備、瀬や淵・せせらぎの創出など、水辺の整備など(水辺の楽校プロジェクト)を実施します。(国土交通省)

魅力と活力ある地域の形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特性を活かした交流ネットワークを構築し、その交流拠点として、また地域づくりの核となる水辺プラザ整備のため、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場整備などを実施します。(国土交通省)

河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設などが立地している地区や、高齢化の割合が著しく高い地域などにおいて、水辺にアプローチしやすいスロープや手すり付きの階段、緩傾斜堤防の整備などバリアフリー化を実現し、高齢者、障害者、子どもなどを含む全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い楽しめる河川空間を創出します。(国土交通省)

河川本来の自然環境や、周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備(ふるさとの川整備事業)を行います。(国土交通省)

大都市などの中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務であり、かつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況などからみて、沿川における市街地の整備とあわせて事業を実施することが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修(マイタウン・マイリバー整備事業)を行います。(国土交通省)

すぐれた自然環境や社会的環境を持つ地域などの溪流において、自然環境との調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによる生活環境の整備、または、景観・親水性の向上や生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境の再生を目

的として、水と緑豊かな溪流砂防事業などを推進します。（国土交通省）

堤防の治水機能の維持、増進などに役立つ樹林帯については、自然生態系の保全・創出や散策、鑑賞や自然体験といったレクリエーション利用に配慮した整備を行います。（国土交通省）

[港湾における取組]

港湾の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体や NGO などが行う自然・社会教育活動の場ともなる海浜などの整備を行っています。（国土交通省）

[海岸における取組]

海岸保全施設の整備にあたっては、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護の推進、また植栽や遊歩道の設置に加え施設のバリアフリー化など周辺環境の整備を行うことにより、全ての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進します。具体例としては、砂浜の保全など侵食対策などを行う海岸事業と、飛砂・潮風などの被害を防止するための森林造成を行う林野庁所管の治山事業を一体的に実施することにより、白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり（自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出））を進めます。（農林水産省、国土交通省）

良好な海岸の自然環境を活用し、国土交通省、農林水産省及び文部科学省が連携して、安全で利用しやすく、世代間の交流の場ともなる海岸づくり（いきいき・海の子・浜づくり）を進めます。（農林水産省、国土交通省）

[長距離自然歩道]

長距離自然歩道は、各路線の計画策定から長期間経過し、災害や開発などによる分断、公共交通機関や新たな魅力資源などの状況の変化により利用の実態に合わなくなっている路線もあることから、地域の実態に合わせた路線計画の見直しを行うとともに、自然環境整備交付金の活用により、利用の魅力を高めていくための整備を着実に推進します。（環境省）

4 . 教育・学習

（施策の概要）

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、教育の目標の 5 つのうちのひとつとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されました。

また、環境教育の基本理念や各主体の責務などについては「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「環境保全活動・環境教育推進法」という）に定められており、平成 16 年 9 月には、環境教育の推進に関する基本的事項などを盛り込んだ同法に基づく基本方針が策定されました。

さらに、2005（平成 17）年から、わが国の提案による「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」が始まりました。全世界で、それぞれの地域事情に応じた取組が進められていますが、わが国としては、先進国が取り組むべき環境保全を中心とした課題を入り口として、環境、経済、社会の統合的な発展につながるような教育を実践し、持続

可能な社会づくりに参画する人づくりを進める必要があります。また、このような環境教育・環境学習を指導する役割を担う人材はまだ不足しており、その育成が必要となっています。このような取組みを推進するにあたっては、関係省庁や NGO など、さまざまな主体が連携して取り組む必要があります。

また、平成 19 年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」においては、「自然共生社会」の実現とあわせて「低炭素社会」、「循環型社会」の実現を担う人づくりとして、「21 世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、環境教育 AAA プラン～」などを展開し、家庭、学校、地域、企業などにおける生涯にわたる質の高い環境教育・学習の多様化を図ることが求められています。

4.1 学校教育

(現状と課題)

学校教育において、児童生徒が生物多様性を含む環境についての理解を深め、環境を守るために主体的に行動がとれるようにすることは極めて重要です。

従来より、各学校において、社会科や理科などの教科や道徳などの教育活動全体を通じて環境教育が行われているところであり、現行学習指導要領においても、理科などの各教科などにおける環境に関わる内容の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」において、環境問題について、体験的・問題解決的な学習を通して、環境教育の充実を図っているところです。今後とも、教育基本法の改正の趣旨を踏まえ、学校教育における環境教育の充実が図られるよう努めていきます。

(具体的施策)

[教育内容の改善・充実]

アメリカ合衆国の提唱する「環境のための地球規模の学習及び観測 (GLOBE) 計画」に参加し、GLOBE 協力校の指定を行います。(文部科学省)

環境学習フェアを開催するなど、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換などを行います。(文部科学省)

NPO などの外部人材の効果的な活用の在り方や方策などについて研究を行い、その成果の普及を図ります。(文部科学省)

国連持続可能な開発のための教育 (ESD) 10 年」や社会の変化に対応した新しい環境教育の在り方を模索し、その実行を促進するための調査研究などを実施します。(文部科学省)

自然の中での長期宿泊活動等をはじめとした様々な体験活動を推進します。(文部科学省)

[教員の指導力の向上]

環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。(文部科学省、環境省) [再掲(同節 5.1)]

都道府県教育委員会などの指導主事、教員などを対象に学校における環境教育に関する全体計画の作成などの内容を踏まえた研修など、指導者の養成を目的とした研修を実施

します。(文部科学省)[再掲(同節5.1)]

学校における環境教育の意義と役割などについての解説や環境教育の実践例などを掲載した教師用指導資料を作成しています。(文部科学省、環境省)

4.2 学校外での取組、生涯学習

(現状と課題)

国民ひとりひとりの環境保全への意識は高まってきていますが、具体的な行動にまでは結び付いていない場合も見受けられます。今後は、具体的な行動に結び付くような質の高い環境教育を「いつでも、どこでも、誰でも」受けることができるような機会を創出することが必要であり、「21世紀環境教育プラン~いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAAプラン~」などの展開により、学校だけでなく博物館などの社会教育施設などにおける環境教育の充実・展開、「五感で感じる」原体験としての自然体験や農村、森林、水辺、海浜体験の推進、生活文化の智慧を活用した環境に配慮した暮らしを促す環境教育の実施などにより、家庭、学校、地域、企業などにおける生涯にわたる質の高い生物多様性を含む環境教育・学習の機会の多様化を図ります。

(具体的施策)

社会教育活動の一環として、地域住民のボランティア活動を推進するなど、環境問題を含めさまざまな地域課題に関する地域の学習活動を支援していきます。(文部科学省) 動植物園、水族館、自然系博物館などについては、今後とも、人々の多様な学習活動を支援するための機能をさらに充実し、知的好奇心・探求心を刺激することができるような場として、博物館活動の充実を図ります。(文部科学省)

天然記念物の活用施設などの整備など、環境学習の機会に繋げるためにも、地方公共団体などと連携して天然記念物を活用した学習活動を促進するための支援を継続していきます。(文部科学省)

子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)[再掲(同節3.1)]

「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた府省連携の対応方針に基づき、小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト~120万人・自然の中での体験活動の推進~」を推進し、全国2万3千校(1学年120万人を目標)で体験活動を展開することをめざし、今後5年間で受け入れ態勢の整備などを進めます。(総務省、文部科学省、農林水産省、環境省)[再掲(同節3.1)]

子どもたちの自主的な環境学習・環境保全活動を支援する「こどもエコクラブ事業」等を実施します。(環境省)

環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教

材、事例などに係る情報を収集し、広く提供します。(環境省)

学校・企業・マスコミなど、さまざまな主体が連携し、地域社会に密着した普及型環境教育を推進します。(環境省)

地域に根差した ESD を実践するモデル地域における地域版教材やプログラムの作成、成果の発信などを行い、地域に根ざした ESD を全国に普及します。(環境省)

さまざまなフィールドでの活用を想定した幼児向け環境教育プログラムを開発し、幼稚園や保育所への普及を図ります。(環境省)

放課後などにおける子どもの学習活動に活用することを目的とした環境教育教材を作成し、地域のさまざまな主体の参画を得て、放課後などにおける環境教育・学習を実施します。(環境省)

各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)[再掲(同3節1.1)]

川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子どもの水辺」再発見プロジェクト)を行います。

(国土交通省)[再掲(1章8節4.1)(同節4.2)]

5. 人材の育成

(施策の概要)

生物多様性の保全と持続可能な利用を実現する上で、生物多様性に関する専門的知見と技術を有する人材、さらには生物多様性の重要性を広く伝えることのできる人材が強く求められています。また、あらゆる分野で、企業活動などの経済社会システムのグリーン化に取り組む人材(環境人材)の育成も不可欠です。さらに、こうした国内における取組を海外に向け発信したり、生物多様性条約などの国際的な場などへの反映、最近の知見の収集、伝達などに取り組む人材の確保・育成も重要です。一方で、このような人材育成は NGO など民間との連携によって行うことで高い効果が得られると考えられ、既にその取組が進みつつあります。このため、研修や多様な主体の協働などを通じた人材育成を推進するとともに、登録制度などにより人材の活用を図ります。

5.1 人材の育成

(現状と課題)

生物多様性の保全と持続可能な利用に資する人材を育成するには、個々人が、主体的な環境保全活動などを通じて経験や実績を積むことももちろん必要ですが、高等教育機関などでの専門的な学習や、現地・現場における実習・研修、国際的な会合への出席、国際機関などでの実務経験や、すでに取組が進められつつある NGO など民間との連携なども必要です。なお、「環境と人間」「社会生態学」などの環境に関する授業科目を開設している大学は9割を超えています。

(具体的施策)

パークボランティアなどの養成、ビジターセンターを始めとする自然ふれあい施設の自然学習指導者や自治体職員などに対する企画や解説技術の向上を図るための研修のほか、自然学校のインストラクターやエコツアーガイドなどプロとして活躍できる人材を育成します。(環境省)

海辺における体験活動や環境教育における指導者を養成するためのセミナーとして、18歳以上の男女を対象とする『海辺の達人養成講座(海辺の自然体験活動指導者養成セミナー)』を、自治体や教育機関、NGOなどと連携しながら全国の主要な地域での開催を支援していきます。(国土交通省)

環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。(文部科学省、環境省)[再掲(同節4.1)]

都道府県教育委員会などの指導主事、教員などを対象に学校における環境教育に関する全体計画の作成などの内容を踏まえた研修など、指導者の養成を目的とした研修を実施します。(文部科学省)[再掲(同節4.1)]

環境保全に関する専門的な知識や経験を有する人材を環境カウンセラーとして登録し、広く活用を図ります。(環境省)

民間団体が行う、環境保全活動や環境教育を行う人材を育成又は認定する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。(環境省)

アジアにおける環境人材育成ビジョンを策定し官民連携コンソーシアムの構築を通じ、アジアの大学・大学院での環境人材育成プログラム開発支援などを行い、高等教育機関における環境人材育成を推進します。(環境省)

2050年の低炭素社会の実現のため、環境教育及び長期的なESDについて検討を行います。(環境省)

生物多様性分野でリーダーシップをとるため、生物多様性条約関連会合への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行います(環境省、外務省)。[再掲(2章4節1.1)]

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基礎的施策

第4節 国際的取組

(基本的考え方)

生物多様性の保全と持続可能な利用は、一国のみの問題ではなく人類の共通の課題であることから、わが国の能力を活かし、その国際社会に占める地位にふさわしい取組を積極的に推進する必要があります。

また、開発途上国の多くは、地球規模の生物多様性の保全上重要な自然環境を有していますが、人口増加、経済活動の拡大、貧困などをはじめとした社会、経済状況、技術的な課題から、単独では生物多様性の保全を適切に行うことが困難な国が多い状況です。多くの住民が生活の基盤を生物多様性(生物資源)に依存しているため、開発途上国における生物多様性の喪失は、環境の悪化とともに貧困にもつながります。開発途上国における生物多様性の保全と持続可能な利用を推進していくことは、国際社会全体にとって重要です。

国際的な取組を進めるにあたっては、生物多様性に関連する諸条約や国際的プログラムへの積極的な関与、開発途上国への協力だけでなく、これら国際的取組の円滑な実施のための国内基盤を整備したり、地方公共団体又は民間団体などの活動の推進も必要です。同時に、政府などの公的な資金による協力や民間企業の海外活動に際しては、適切な環境配慮が行われることが必要です。

生物多様性条約(CBD)における「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるとの目標(2010年目標)」の目標年であり、国連の「国際生物多様性年」でもある2010年(平成22年)に開催が予定されている生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)を愛知県名古屋市において開催すべくわが国は立候補しています。わが国としてはCOP10を契機に、地球的な視野のもとに国内外での積極的な取組を一層推進し、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮する必要があります。

1. アジアなど周辺諸国との連携及び国際的リーダーシップの発揮

(施策の概要)

「生物多様性条約」(1992年(平成4年)採択)の下では、締約国会議(COP)、科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合(SBSTTA)などにおいて、条約の実施にかかるさまざまな決議、勧告が行われており、例えば、2006年(平成18年)のCOP8では、2010年目標達成状況の把握のための個別目標の組み込みや、民間部門の条約への参画を促す決議がなされました。わが国も条約の締約国(1993年(平成5年)締結)として、これらの決議、勧告に基づく取組を実施する必要があります。

また、2010年(平成22年)のCOP10の開催国としての立候補を契機に、国別の生物多様性総合評価を実施するなど国内外での積極的な取組を行うとともに、COP10で採択される次期世界目標の設定に向けた議論に貢献します。

1.1 生物多様性条約 COP10 の招致と次期世界目標の設定

(現状と課題)

2010年(平成22年)は生物多様性条約における「2010年目標」の目標年であり、2007年(平成19年)のG8環境大臣会合で発表されたポツダム・イニシアティブにおいても、2010年目標の達成に向けた行動が示されました。

しかし、国内では、「2010年目標」も含め、生物多様性条約(CBD)、締約国会議(COP)や補助機関会合(SBSTTA)などにおける議論の状況や決議、勧告などについては、認知度が低いことから、一層の情報提供が必要です。

2010年(平成22年)の生物多様性条約COP10の日本開催に向けた取組を行うとともに、生物多様性分野における国際社会での取組をより積極的に進めます。

(具体的施策)

今後とも、締約国会議などにおける決議・勧告を踏まえた国内対策の充実に努めるとともに、生物多様性条約関連会合(COP、SBSTTA、各種作業部会など)への参加を通じて、効果的な国際枠組みづくりを進める、他の締約国にも条約の実施を促すなど、地球レベルでの生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していきます。(外務省、環境省、経済産業省、農林水産省)

COPやSBSTTAなどにおける議論の状況や主な決議、勧告の内容をインターネットなどにより広く公開するなど、生物多様性や生物多様性条約などについて、国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促します。(環境省)

生物多様性分野でリーダーシップを発揮するため、生物多様性条約関連会合への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の支援を行います。(環境省、外務省)[再掲(2章3節5.1)]

COP10開催に向けて地元自治体など(NGO、企業、近隣自治体、誘致委員会など)との連携を深めます。(環境省、外務省、農林水産省)

アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を深めます。(環境省、外務省)

生物多様性条約主要議題専門家会合を開催し、「ポスト2010年目標」などの主要議題について、検討を行います。(環境省、外務省、関係省庁)

COP10の日本開催を実現し、日本らしさ、アジアらしさのあるメッセージを世界へ発信します。また、次期世界目標の設定に貢献し、COP10以降、COP10で得られた成果に基づき、アジア・太平洋地域と連携して取組を進めていきます。(環境省、外務省)

1.2 国別生物多様性総合評価の実施

(現状と課題)

2006年(平成18年)のCOP8では、2010年目標の達成に向けた取組についての議論

が行われ、締約国が国や地域レベルでの目標とそれに関連する指標を開発し、それらの目標と指標を生物多様性国家戦略に組み入れることを促すことなどが決議されました。

生物多様性の総合評価としては、ミレニアム生態系評価（MA）や地球規模生物多様性概況（GBO）といった、世界規模のものはありますが、日本の生物多様性の現状や動向を総合的に分析・評価したものではありません。このことも、国民が生物多様性の状況や生活への影響について身近な実感を持つことが困難であることの一因とも考えられます。このため、日本の生物多様性の現状や動向を評価し、わかりやすく伝えることが課題となっています。

また、2002年（平成14年）の生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）で採択された「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」といういわゆる生物多様性の「2010年目標」に向けた締約国としての責任を果たすためにも、わが国の生物多様性の現況に関する総合評価の手法を確立し、わが国の目標達成状況を把握する必要があります。また、2010年（平成22年）のCOP10招致国として、諸外国に生物多様性についての総合評価実施を促すことを通じ、わが国の国際的なリーダーシップを発揮する必要があります。

（具体的施策）

多数の専門家の参加により生物多様性の総合評価を実施し、わかりやすくとりまとめ、発表します。（環境省）[再掲（2章5節1.1）]

生物多様性の総合評価の成果はCOP10で発表し、他国にも、国レベルの生物多様性総合評価の実施を呼びかけます。特にアジア・太平洋地域には技術的な支援や経験の移転を行います。（環境省）

1.3 SATOYAMA イニシアティブの提案・発信

（現状と課題）

世界には、社会経済活動において短期的な生産性を重視するあまり、森林の過伐採、家畜の過放牧などにより、生物多様性の喪失が進んでいる地域が見られます。

そこで、里地里山に代表される、自然を守り育てながらその恵みを楽しむための日本の伝統的な知識と技術を、世界各地の自然条件と社会条件に適した自然共生社会づくり活かしていくことが必要です。

（具体的施策）

わが国の自然観や社会・行政のシステムなど自然共生の智慧と伝統を活かしつつ、現代の智慧や技術を統合した自然共生社会づくりを、里地里山を例に世界に発信します。（環境省）

世界各地にも存在する自然共生の智慧と伝統を現代社会において再興し、さらに発展させて活用することを「SATOYAMA イニシアティブ」と名付けて、発展途上国等の持続的発展への具体的方策として世界に提案し、世界各地の自然条件と社会条件に適した自然共生社会を実現します。（環境省）

1.4 アジア国立公園イニシアティブの提案・発信

(現状と課題)

アジアにおいては、特に人との関わりの中で成立している自然が多く、地域住民との協働や合意形成は共通の課題と言えますが、東南アジアの国立公園では、地域住民と公園管理者の間であつれきが生じている事例も見られます。また、受け入れ態勢がないため、利用者が少なく、地域への利益の還元が少ない事例も見られます。

日本は地域制の国立公園制度を採用し、美しい自然を将来に継承しつつ地域社会と共存する仕組みを作り上げており、アジアの他の地域においても有効な手法といえます。

これまで、アジアの国立公園やその他の保護地域の管理当局が各国の管理手法について情報交換したり、国外からの利用者受け入れ体制の構築を行ったりするための枠組みはなく、その整備により管理水準を向上させ、地域住民の合意を得て、生物多様性の喪失を軽減することが必要です。

そのため、美しい日本の自然キャンペーンの一環として日本型国立公園のシステムを世界に発信します。

(具体的施策)

東アジアと東南アジアを中心としたアジア各国の国立公園やその他の保護地域について、日本型国立公園の管理方策やアジア各国の先進事例を取りまとめ、相互に情報共有・発信をし、保全や管理に関する技術協力を行い、各国の国立公園の保全部管理の水準を向上させるとともに、利用者受け入れ体制の構築を行う枠組みを、「アジア国立公園イニシアティブ」と名付けて国際会議やワークショップなどでアジア各国に提案・発信します。これにより、生物多様性の保全と地域社会の持続的な発展に貢献します。(環境省)

1.5 アジア太平洋地域における生物多様性保全情報に関する連携

(現状と課題)

今年のG8環境大臣会合で採択されたポツダム・イニシアティブにおいて、生物多様性情報の地球規模での統合や共有の仕組みについて提言が行われるなど、世界的に生物多様性の保全に関する情報連携の取組強化が課題となっています。

社会経済・環境保全上、わが国と密接な関係を有し、また今後の急速な経済成長により生物多様性の減少が懸念されるアジア太平洋地域において、各国・関係機関と連携した生物多様性保全情報に関する国際的な取組が必要です。

(具体的施策)

GTI や GBIF などの既存の国際プログラムとの連携協力を図りながら、生物多様性の保全の基礎となる野生生物目録(インベントリー)、生態系モニタリングデータをはじめさまざまな生物多様性情報の収集蓄積とその統合・共有について、アジア太平洋地域

内における専門家ワークショップの開催や研修などによる各国・関係機関との連携協力を進めます。(環境省)

2. 生物多様性関連諸条約の実施

(施策の概要)

次に掲げるような生物多様性と関連する諸条約との連携を強化し、地球規模の視野を持って生物多様性の保全に向けて取り組んでいくことが必要です。

2.1 カルタヘナ議定書

(現状と課題)

「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(カルタヘナ議定書、2000年(平成12年)採択)」は、生物多様性条約に基づき、遺伝子組換え生物等による生物多様性の保全及び持続可能な利用への影響を防止するため、遺伝子組換え生物等の輸出入などに関して国際的な枠組みを定めたもので、わが国は2003年(平成15年)に締結しました。2004年(平成16年)2月には国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」が施行されました。同法に基づき遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることでカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保することが必要です。

(具体的施策)

カルタヘナ法の適切な施行を通じ、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を推進します。(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)

カルタヘナ議定書締約国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画します。(外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)

2.2 ラムサール条約

(現状と課題)

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約、1971年(昭和46年)採択)」は、水鳥をはじめとする野生動植物の生息地などとして国際的に重要な湿地と、そこに生息・生育する動植物について、これらの保全と賢明な利用を進めるための条約で、わが国は1980年(昭和55年)に締結しました。新・生物多様性国家戦略策定後、本条約に基づく国際的に重要な湿地を2002年(平成14年)に2カ所、2005年(平成17年)に20カ所追加指定しました結果、2007年(平成19年)現在、わが国の条約湿地は、計33箇所、130,293haとなりました。今後は国内の湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)をさらに推進するほか、湿地生態系の破壊が近年進んでいるアジア地域の湿地保全に向けた取組が必要です。

(具体的施策)

ラムサール条約第9回締約国会議(2005年(平成17年))にあわせ条約湿地登録の検討対象となった箇所のうち未登録の湿地や、新たな調査により国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかとなった湿地を対象に、条約湿地への登録に向けた取組を進め、第11回締約国会議(2011年(平成23年)開催予定)までに国内の条約湿地を新たに10箇所増やすことを目指します。(環境省)[再掲(1章2節8.1)]

条約締約国会議の決議等に則し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生、環境学習、普及啓発などを関係自治体やNGO、専門家、地域住民などと連携しつつ実施し、総合的な湿地の保全と賢明な利用(ワイズユース)を図っていきます。(環境省、国土交通省)[再掲(1章2節8.1)]

国際的には、特にわが国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア地域において、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発を進めるなどにより、アジア地域における条約実施の促進や湿地保全への協力を行います。(環境省、外務省)

2.3 ワシントン条約**(現状と課題)**

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約、1973年(昭和48年)採択)」は、野生動植物の国際取引の規制により絶滅のおそれのある種の保護を図ることを目的としており、わが国は1980年(昭和55年)に締結しました。本条約に基づき、附属書～に掲げられている種の輸出入の規制を「外国為替及び外国貿易管理法」の輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令並びに関税法に基づいて行っています。

さらに「ワシントン条約」の附属書～に掲げる種については「種の保存法」に基づき、国内での譲渡しなどの規制を行っており、こうした国内法の適切な運用により条約の実施を推進しています。しかし、条約対象種の違法な取引が現在でも摘発されており、さらに規制の実効性を高めることが必要です。

(具体的施策)

引き続き関係機関が連携・協力し、違法行為の防止、摘発に努めます。併せて、インターネットによるものを含む違法取引削減に向けたワシントン条約下での取組に協力します。(財務省、経済産業省、環境省、警察庁、外務省)

2.4 世界遺産条約**(現状と課題)**

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約、1972年(昭和47年)採択)」は、人類全体にとって重要な世界の遺産の保護を目的としており、わが国は1992年(平成4年)に締結しました。本条約に基づき、知床、白神山地、屋久島の3地域が、自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの適切な保全を推進する

とともに、新たな自然遺産の推薦・記載に向けた条件整備を進めます。また、開発途上国への支援も期待されています。

（具体的施策）

世界遺産一覧表に記載された知床、白神山地及び屋久島の自然遺産について、適切な保全を推進します。（環境省、農林水産省、文部科学省）[再掲（1章2節9.1）]

2007年（平成19年）1月に我が国政府が将来の推薦の意志を示す世界遺産暫定一覧表に記載した「小笠原諸島」については、関係機関と連携し、保護担保措置の充実を図るとともに、平成19年以降3年程度かけて外来種対策や希少種の保全などの取組を一層推進し、目に見える一定の成果をあげた上で、推薦することを目指します。（環境省、農林水産省、文部科学省）[再掲（1章2節9.1）（1章9節1.5）]

「琉球諸島」については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます。（環境省、農林水産省、文部科学省）[再掲（1章2節9.1）（1章9節1.5）]

アジア地域の開発途上国において、世界遺産への推薦、世界遺産地域の保全管理に対して支援を実施します。（環境省）

2.5 1990年の油による汚染に係る準備対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約）

（現状と課題）

「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約、1990年（平成2年）採択）」は、大規模油流出事故に対応するための国際協力体制の整備などを目的としており、わが国は1995年（平成7年）に締結し、また、同条約の汚染対象物質の範囲を油以外の危険物質及び有害物質へ拡大した「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備対応及び協力に関する議定書（OPRC-HNS議定書、2000年（平成12年）採択）」も、わが国は2007年（平成19年）に締結しました。本条約及びOPRC-HNS議定書に対応するため、わが国は油などによる汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（以下、国家緊急時計画）を策定しました。国家緊急時計画において、沿岸域の事故により影響を受ける自然的・社会的条件などに関する情報図の整備、野生生物の救護、野生生物に及ぼす影響の評価およびその情報提供などが適切に実施されるよう措置することとされています。

脆弱環境沿岸図については、これまで油流出事故に備えた体制を整備してきましたが、HNS議定書において有害液体物質も国家緊急時計画の対象となったこと、また、埋め立てなどの事業により各地域の海岸の地形が変化していることから、今後も沿岸環境脆弱図の拡充及び更新を図り、適切に管理していく必要があります。また、国家緊急時計画に基づき、野生生物の救護・影響評価を的確に実施できる体制の整備が必要です。

（具体的施策）

油に加えて有害液体物質流出事故にも対応した沿岸環境脆弱図の拡充、沿岸における土

地利用の変化を踏まえた、生物対象群（魚類・底生生物）や生態区分（干潟、藻場など）を取り入れた脆弱図の更新を行います。（環境省）

地方公共団体職員などを対象に、野生生物の救護などに必要な知識及び技術の習得を目的とした、事故時の対応に関する訓練などを実施していきます。（環境省）

2.6 南極条約

（現状と課題）

「南極条約（1959年（昭和34年）採択）」は、南緯60度以南の南極地域の領土権主張の凍結などについて定めたもので、わが国は1960年（昭和35年）に締結しました。南極地域は、ロスアザラシをはじめとする極めて希少な固有の生態系を有し、いわば世界の国立公園、人類共通の財産であり、本条約及び「環境保護に関する南極条約議定書（1991年（平成3年）採択、1998（平成10年）年発効、以下、「議定書」という。）」に定められた規定を各締約国が遵守し、観測隊や観光などを行う者を指導することなどにより、その環境及び希少な生態系の保護がなされています。わが国においては、1998年（平成10年）に議定書の国内担保法である南極地域の環境の保護に関する法律を制定し、南極地域の環境保護に積極的に取り組んでいるところです。

議定書などの規定は、毎年開催される南極条約協議国会議において、南極地域固有の価値が保全されるよう、適宜見直しが行われ、南極条約体制の精査がなされています。

わが国としても、南極条約協議国会議などで決められた国際約束を遵守するだけでなく、自らも南極固有の価値を保全していくための情報発信や提案を積極的に行い、他国や国際機関などとの連携・協力のもと、さらなる南極地域の環境の保護に取り組んでいきます。

また、南極大陸氷床とその周辺地域に生きる生物の多様性とその生態、生理、遺伝的特性はほとんど未解明であることから、引き続き調査研究が必要です。

（具体的施策）

南極地域環境保護モニタリング技術指針作成事業により、昭和基地におけるモニタリング手法の指針を作成し、わが国観測隊による定期的な環境モニタリングを実施します。

（環境省、文部科学省）

わが国初の他国基地などの査察実施を行い、締約国相互間による議定書遵守状況のチェック機能についてレビューを行い、南極条約協議国会議などにおいて、その結果を報告するとともに必要に応じ査察を含む南極条約体制のよりよいあり方についての提案を行う予定としています。（外務省、環境省、文部科学省）

1956年（昭和31年）から実施しているわが国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生物相を対象とした調査研究も行われており、遺伝子解析を中心としたさまざまな手法を用いて、極限環境と遺伝的特性を明らかにします。（文部科学省）

2.7 砂漠化対処条約

（現状と課題）

「砂漠化対処条約（1994年（平成6年）採択）」は、砂漠化の影響を受ける国や地域が砂漠化対処行動計画を策定・実施し、先進国がそのような取組を支援することなどについて規定した条約で、わが国は1998年（平成10年）に締結しました。

国連環境計画（UNEP）の報告書（1991（平成3年））によると、砂漠化の影響を受けている土地の面積は地球上の全陸地の25%（約36億ha）に及び、世界人口の約6分の1の人々に影響を与えています。砂漠化問題は、生物多様性に大きな影響を与えるだけでなく、地球温暖化などの地球規模の環境問題とも深く関連しており、これらの観点からも対策が必要です。

砂漠化の原因としては、気候的要因と人為的要因があるとされ、気候的要因としては、地球温暖化に伴ってその頻度が高まっている干ばつや乾燥化などがあげられ、人為的要因としては、過放牧、過耕作、薪炭材の過剰な採取による森林の減少などがあげられています。また、人為的要因の背景には、貧困、人口増加、市場経済の進展など社会経済的・政治的な要因が存在しています。

わが国も本条約に基づき、先進国として途上国支援を中心として砂漠化対策の取組を行っています。

（具体的施策）

砂漠化対処条約の先進締約国として、被影響国の開発途上国に対してODAなどを通じ、砂漠化対策の支援を行います。（外務省、環境省、農林水産省）

自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組みます。（外務省、環境省、農林水産省）

2.8 二国間渡り鳥条約・協定

（現状と課題）

「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（日米渡り鳥保護条約、1972年（昭和47年）締結）」、「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約（日ソ渡り鳥保護条約、1973年（昭和48年）締結）」、「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（日豪渡り鳥保護協定、1974年（昭和49年）締結）」及び「渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定（日中渡り鳥保護協定、1981年（昭和56年）締結）」に基づき、渡り鳥などやその生息環境の保護を図るため二国間の渡り鳥などに関する研究、情報交換、捕獲の規制、保護区の設定などの施策を実施しています。また、絶滅のおそれのある鳥類とされた種については、国内で「種の保存法（1993年（平成5年）4月施行）」に基づき取引規制を行っています。

(具体的施策)

特に生態解明や保全の必要性の高い、アホウドリ、オオワシ、ズグロカモメなどの希少種をはじめとする種について、二国間で共同調査を実施します。(環境省)

韓国との間で渡り鳥条約・協定の締結に向けた準備を進めます。(環境省、外務省)

アジア太平洋地域における渡り性水鳥及びその生息地のために、他のアジア地域各国との二国間協力の枠組みの必要性、長期的保全の枠組みを提供する多国間協定などの必要性の検討を行います。(環境省、外務省)

2.9 バラスト水管理条約**(現状と課題)**

「バラスト水管理条約(2004年(平成16年)採択)」は、船舶バラスト水に混入して船内に取り入れられた水生生物が、遠方の地域まで運ばれ、本来の生息地でない場所で排出されることによる生態系への悪影響に対応することを目的としています。同条約は、バラスト水中生物の処理(殺滅・除去)装置の搭載、又は暫定措置として外洋におけるバラスト水の交換を義務付けており、現在、条約実施のための技術的事項を定めるガイドラインの策定や処理装置の開発が進められています。

わが国は世界有数の海運・造船大国として、これまでもバラスト水管理条約の採択に積極的に貢献してきましたが、今後とも、バラスト水中の生物を効果的に処理する技術の開発や必要な国内制度の検討を進めるなど、バラスト水管理条約の発効および条約上の責務の的確な履行のために必要な作業を進めていく必要があります。

(具体的施策)

条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるための態勢の検討を進めます。(環境省、国土交通省)[再掲(1章9節5.1)]

条約の実施のためのガイドラインの策定など、引き続きIMOの議論に積極的に参加していきます。(国土交通省、環境省、外務省)[再掲(1章9節5.1)]

バラスト水処理装置の開発を進め、条約の早期発効に貢献します。(国土交通省)

2.10 ボン条約**(現状と課題)**

「移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約、1979年(昭和54年)採択)」の下では、条約の附属書に掲載された絶滅のおそれのある移動性野生動物種について捕獲が禁止されているほか、附属書に掲載された種の保全管理のために、これまでに渡り性水鳥、アザラシ、コウモリ、ウミガメなどを対象とした多国間の協定や覚書が締結され、保全管理計画の策定、生息地の保全と復元、調査研究、普及啓発などが実施されています。なおわが国は、本条約で捕獲の禁止される動物につき意見を異にする部分があるため、本条約を批准していません。

(具体的施策)

わが国がすでに締結している二国間渡り鳥条約・協定、ラムサール条約、ワシントン条約などを着実に実施するとともに、本条約に係る国際的取組の動向をふまえつつ、本条約に関連する協定・覚書を含め、本条約への対応の必要性について検討し、絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全を図ります。(環境省、外務省)

2.11 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(仮称)**(現状と課題)**

「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(仮称)(2001年(平成13年)採択)」は、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用を達成することを目標として、植物遺伝資源の他国への提供を円滑にするとともにその資源の利用による収益を公正かつ公平に共有するための「多国間システム」を設立することなどを内容としています。

この条約は、食料及び農業に用いられる植物遺伝資源の保全、持続的な利用の推進という重要な意義を有しています。その一方で、未だ運用ルールの詳細が定まっていないこと、知的財産の保護との関係が曖昧であることなど、いくつかの解決すべき問題があります。

(具体的施策)

本条約に関する国際的な動向を踏まえ、既存の国際条約との関係の整理や国内で実施するために必要な措置などに照らし、引き続きこの条約への対応を検討していきます。(外務省、農林水産省、経済産業省)

2.12 気候変動枠組条約・京都議定書**(現状と課題)**

「気候変動枠組条約(1992年(平成4年)採択)」は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させること」を究極目的としています。また、同条約では、大気中の温室効果ガス濃度安定化水準について、「生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。」としています。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)においても、地球温暖化の進行が生物多様性に影響を与える可能性があることを指摘しているところです。

1997年(平成9年)の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3・京都)において、先進各国毎に法的拘束力のある温室効果ガス削減約束を定めた京都議定書が採択(2005年(平成17年)発効)され、我が国は2008~2012年(平成20年~24年)の間に温室効果ガスの排出量を基準年(原則1990年(平成2年))比で6%削減することとされています。一方、現状(2005年度(平成17年度))の排出量は、基準年比7.8%増となっており、6%削減の達成には対策・施策の追加・強化が必要な状況にあります。

さらに、2007年（平成19年）に提案された「美しい星50」の中で、長期戦略として「世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減する」こと、中期戦略として2013年以降の国際的な枠組み構築に向けた「3原則」が示されています。

（具体的施策）

京都議定書第一約束期間（2008～2012年（平成20～24年））において、6%削減目標を確実に達成するため、2007年度（平成19年度）中に改定する京都議定書目標達成計画（2005年（平成17年）4月閣議決定）に基づき対策を進めます。（全府省）[再掲（2章6節1.1）]

国際的には、2013年（平成25年）以降の次期枠組みが、主要排出国が参加した実効あるものとなるよう、国際的なリーダーシップを発揮していきます。（環境省、外務省、経済産業省）[再掲（2章6節1.1）]

3. 国際的プログラムの実施

（施策の概要）

生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に進めていくためには、二国間、多国間、先進国間、途上国間などさまざまな形態の国際的な協力が必要であり、わが国も直接又はさまざまな国際機関などを通じて、これら国際的プログラムに積極的に関与していくことが重要です。

また、特にアジア太平洋地域においては、各種プログラムにおいてわが国が重要な役割を担うべきであり、熱帯林、サンゴ礁、湿地、渡り鳥の生息地など、生物多様性の重要な構成要素に関する現況把握のための国際的なモニタリングや、調査研究、保全のための取組、そこから得られた生物多様性の保全に関する情報を共有するための連携に、積極的に参加協力していきます。

3.1 アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

（現状と課題）

アジア太平洋地域において、渡り性水鳥とその生息環境の保全を図るための国際的枠組みとして、日豪政府の主導のもと1996年（平成8年）に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に基づき、関係国政府、国際機関、非政府団体及び専門家などとの連携の下にその実施が進められ、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の重要生息地ネットワークが構築されました。ネットワーク間では、渡り鳥及びその生息地の保全に関する情報交換、調査研究などの国際協力が実施されてきました。

2006年（平成18年）には、当該戦略の終了とともに、保全に係る国際協力のさらなる強化を図るため「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が発足し、わが国からも27湿地が本パートナーシップに基づく重要生息地ネットワークに参加しています。この重要生息地ネットワークは、当該地域に生息する全ての渡り性水鳥を対象としており、今後はこの重要生息地の国際的なネットワークの拡充、ネットワーク参

加地における普及啓発や保全活動を促進していくことが必要です。

（具体的施策）

ネットワーク参加地において、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動を推進します。（環境省）

パートナーシップへの参加主体の拡大に向けた働きかけを行うとともに、渡り性水鳥重要生息地ネットワークの拡充を進めていきます。（環境省）

3.2 国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

（現状と課題）

わが国は、サンゴ礁を有する数少ない先進国として、サンゴ礁及び関連する生態系（マングローブや藻場など）の保全を目的として、1994年（平成6年）に構築された国際的枠組みである国際サンゴ礁イニシアティブ（International Coral Reef Initiative、ICRI）を関係各国と協力して推進しています。サンゴ礁などは資源としての採取、埋立て、汚染や表土の流出、観光利用及び気候変動に伴う海水温の上昇など、人間活動によりもたらされるさまざまな脅威に直面しており、今後も地球規模での保全の取組を推進する必要があります。

具体的には、保護すべき重要なサンゴ礁生態系を海洋保護区とし、そのネットワークを形成していくこと、気候変動や海洋の酸化による影響への対策を早急に検討すること、陸域からの土砂流入を緩和するなどサンゴ礁保全と深い関連のあるマングローブ保全のための国際的議論を推進していくことなどが今後の課題です。

（具体的施策）

特に、東アジア・太平洋地域において、海洋保護区データベースの整備を拡充することにより海洋保護区ネットワークの形成に資するとともに、国際サンゴ礁年である2008年（平成20年）にはサンゴ礁保護区に関する国際会議をわが国で開催し、サンゴ礁保護区ネットワークの強化及び充実を図ります。（環境省）

「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（沖縄県石垣市）」などを通じ、わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などを情報発信するとともに、ミクロネシア地域における拠点として設立を支援した「パラオ国際サンゴ礁センター」の研究、教育機能などの推進に協力します。（環境省）

3.3 UNESCO を通じての協力

（現状と課題）

国連教育科学文化機関（UNESCO）の環境問題解決の科学的基礎とすることを目的とする「人間と生物圏 MAB 計画」において生物多様性の保護、開発、文化的価値の維持を目的としたネットワーク活動を促進するために、世界各国において、保全・条件整備・開発の3つの機能を持つ「生物圏保存地域」が指定されています。わが国では、屋久島、大台

ケ原・大峰山、白山及び志賀高原の4地域がUNESCOの指定を受けています。

(具体的施策)

わが国はUNESCOに対して、2002年度(平成14年度)より、ユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業日本信託基金(2007年度(平成19年度)より、ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業日本信託基金)を拠出し、大学などの研究者の派遣や協力を通じて、アジア・太平洋地域における生物圏保存地域のネットワーク活動を積極的に支援しています。また、ユネスコ人的資源開発日本信託基金により、これまでアジア・太平洋地域における同分野の人材育成を支援してきたほか、現在も、東欧における生物圏保護区設置などを支援しています。(文部科学省)

3.4 持続可能な森林経営と違法伐採対策

(現状と課題)

森林生態系は、生物多様性を保全する上で非常に重要ですが、世界の森林は減少・劣化を続けており、森林減少の抑制などのために持続可能な森林経営の推進をはかることが重要となっています。このため「国連森林フォーラム(UNFF)」をはじめとする国際会議や、「国際熱帯木材機関(ITTO)」、「アジア森林パートナーシップ(AFP)」のような多国間での取組のほか、二国間での取組も多くすすめられています。わが国は、これらの国際的取組へ積極的に参画するとともに、違法伐採対策、荒廃地の復旧・植林などの活動を通じて持続可能な森林経営の推進に積極的に取り組んでいます。

持続可能な森林経営を推進するための国際的な動きの中で、特に各国協調の下、世界各地で進められてきたものとして、国連環境開発会議において持続可能な開発に向けた行動計画として定めた「アジェンダ21」(1992(平成4年))の中で規定されている森林経営の持続可能性を科学的かつ客観的に把握・評価するための「基準・指標」の作成があり、世界で9つの主要な取組が並行して進められています。主なものとして、「国際熱帯木材機関(ITTO)」加盟の熱帯木材生産国を対象としたITTO基準・指標、欧州の温帯林など諸国による「汎欧州プロセス」、わが国を含む欧州以外の温帯林など諸国による「モンリオール・プロセス」などがあります。なお、モンリオール・プロセスの基準・指標は、「生物多様性の保全」、「森林生態系の生産力の維持」などの7つの基準と、それらを具体的に計測・描写するための指標からなっており、これらを用いて、国や地域ごとの指標に沿って定期的にデータを収集し、それらの変化を把握・分析・評価することにより、森林の取扱が持続可能な方向に向かっているかどうか判断します。

さらに、わが国としては、違法に伐採された木材は使用すべきでないという基本的な考え方にに基づき、2005年(平成17年)7月に英国で開催されたG8グレンイーグルス・サミットに向けて発表した「日本政府の気候変動イニシアティブ」において、グリーン購入法を用いて政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを表明しました。

これを受けて、国などにおいて調達を推進する環境物品などの品目、判断の基準などを定めるグリーン購入法に係る基本方針を2006年(平成18年)2月に改定し、紙類、文具

類、オフィス家具など、公共工事に使う材料（製材、集成材、合板など）に関し、その原料となる木材が原産国の森林に関する法令に照らして合法に伐採されたものであることを判断の基準に盛り込みました。

今後とも、森林の持続可能な経営の推進のためには、これらの取組への積極的な参画・貢献が必要です。

（具体的施策）

わが国とインドネシアが提案し、持続可能な開発に関する世界首脳会議において発足した「アジア森林パートナーシップ（AFP）」を通じ、違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧・植林などの活動を行い、持続可能な森林経営の推進に取り組んでいきます。（農林水産省、環境省、外務省）

国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全および地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。（農林水産省、環境省、外務省）[再掲（2章6節1.1）]

違法伐採が問題となっている地域の調査や、違法伐採が森林減少、地球温暖化、生物多様性損失に与える影響についての調査などを実施し、森林減少抑制及び生物多様性の保全のための新しい政策を国際会議などにおいて提案していきます。（環境省）[再掲（2章6節1.1）]

モントリオール・プロセスについては、発足以来カナダが事務局を務めてきましたが、2007年（平成19年）1月からわが国が事務局を務めることとなり、わが国は事務局として世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮して、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的取組を推進します。（農林水産省）[再掲（1章5節1.13）]

引き続き、グリーン購入法に係る基本方針に基づく持続可能な政府調達を推進します。（環境省）

3.5 環境資料のタイムカプセル化 [再掲（2章2節1.2.4）]

（現状と課題）

将来の環境問題の顕在化に備え、現在の地球環境の状況を適切に保存し、技術が進歩した未来における分析評価などを可能にすることが極めて重要であるため、土壌などの環境試料や生物標本など系統的に収集・蓄積するものです。特に環境汚染や環境変化により絶滅の危機に瀕している野生生物種はますます増加している状況から、将来、技術の進歩により、絶滅した生物を復元できるようになった場合のため、絶滅危惧生物の細胞及び遺伝子情報を保存します。

また、わが国における絶滅のおそれのある鳥類には、北海道に棲息するタンチョウや猛禽類のようにユーラシア東部に比較的多数棲息する種と同種あるいは亜種と考えられる種が含まれており、これらの種の棲息する国々との協力関係を構築することにより、わが国の絶滅のおそれのある鳥類の保護・増殖に大きく寄与します。絶滅のおそれのある鳥類に

については、その生息域が日本国内にとどまらず東アジア・ユーラシアに広がっている種も多く、国際的な細胞・遺伝子長期保存に関するネットワークの構築が必要です。

（具体的施策）

環境省のレッドリストにおける絶滅危惧種の生殖細胞、始原細胞および体細胞を採取し、平成 20 年度より 5 年間で、500 種類の絶滅危惧種の細胞の保存と重要種の DNA の解析を目指します。また、水生植物については、絶滅のおそれの高い藻類を年間で 10 種類、5 年間で 50 種類個体保存することを目指します。（環境省）

特に、多くの鳥類の夏期営巣地となるシベリア地域における、わが国で確立しつつある超低温保存技術の適応可能性について、現地で調査し、国際標準化の検討を行います。（環境省）

3.6 クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金

（現状と課題）

クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF：Critical Ecosystem Partnership Fund）は、途上国におけるホットスポット（特に生物種が豊かで、かつ危機に瀕する地域として選定された地域）の保全活動を行う団体を支援するため、2000 年（平成 12 年）に、コンサベーション・インターナショナル（CI）、世界銀行および地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）によって、設立された基金であり、設立時から 2007 年 3 月までに 14 のホットスポットにおける生物多様性の保全に係る取組 1000 件近くに対して 89.8 百万ドルの支援を行ってきました。

2002 年（平成 14 年）6 月、ヨハネスブルグ・サミット最終準備会合において参加を表明して以来、わが国は同パートナーシップに対し、資金拠出や支援方針の策定などにおいて貢献してきました。

2007 年（平成 19 年）7 月からは新たな戦略枠組みによる活動が開始されたところであり、生物多様性の保全において、さらなる貢献が期待されます。

（具体的施策）

CEPF は、2007 年（平成 19 年）7 月の評議会において、新たに選定された地域を含めた対象地域における生物多様性の保全に協力を開始することを決定したところであり、わが国としても引き続き、同基金が行う途上国におけるホットスポットの保全に対して、積極的に支援をしていきます。（財務省、環境省）

3.7 生物多様性にかかる情報システムの整備

3.7.1 世界分類学イニシアティブ（GTI）

（現状と課題）

生物多様性を保全するためには、生態系を構成する生物種に関する正確なデータが必要

ですが、それに関する調査研究のできる分類学研究者が圧倒的に不足していることが COP2 (1995 年(平成 7 年))において指摘されました。COP6(2002 年(平成 14 年))では、分類学の振興を「生物多様性条約」実施のための横断的テーマとする「GTI (Global Taxonomy Initiative)」の作業計画が採択され、各国が分類学研究者の育成、分類学情報の共有などの取組を行ってきました。

わが国としては、2002 年 GTI ワークショップを開催し、高い評価を受けたところですが、今後もさらに取組を進めていく必要があります。

(具体的施策)

アジア・オセアニア地域における地域プロジェクトへの貢献などを通じ、分類学研究の振興を図っていくとともに、分類学データベースの開発、生物種標本の管理状況の改善などを通じた、分類学に関する各種の情報へのアクセス改善に取り組み、地球規模での生息生物種の実態解明に貢献していきます。また、特に研究活動を通じて、同地域の発展途上国における分類学研究のための組織的な能力向上を行っていきます。(環境省、文部科学省)

3.7.2 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム (CHM)

(現状と課題)

COP5 (2000 年(平成 12 年))において決議されたクリアリングハウスメカニズム (CHM: Clearing-House Mechanism) 戦略計画に基づき、生物多様性に関する各国のさまざまな情報を交換し、情報を共有することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する各国の施策をより充実したものにすることを目的に、取組が行われています。

生物多様性クリアリングハウスメカニズムとは、行政、大学・博物館、研究者などの多数の団体・個人が所有している生物多様性に係わる多数の情報の所在を横断的に検索・把握し、互いに持っている情報の交換・流通の促進を可能にするシステムです。わが国では、生物多様性条約第 17 条(情報の交換)及び第 18 条(科学技術協力)に基き、2004 年(平成 16 年)7 月から運用を開始しており、2006 年(平成 18 年)6 月現在約 800 件のメタデータ(データの所在を検索・把握するために必要な情報源情報)が登録されるなど着実にデータ数を拡大していますが、今後一層の利用の拡大を図るため、さらに参加数の増加を進めていくことが課題となっています。

(具体的施策)

生物多様性クリアリングハウスメカニズム (CHM) については、登録されるメタデータの質量ともに大幅な充実にむけた取組みを強化し、2012 年(平成 24 年)3 月までに登録数を現在の約 2 倍(約 1,600 件)まで拡充するなど、国内及び国際的なメタデータの整備・情報交換を推進します。(環境省)[再掲(2章5節2.4)]

すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めるなど、国際的な自然環境情報の発信を強化します。(環境省)[再掲(2章5節2.4)]

クリアリングハウスメカニズム戦略計画に基づき、国内における調査研究の促進により情報の蓄積に努めるとともに、開発途上国支援の観点からも各国との情報の交換を積極的に進めます。また、生物多様性情報システムの存在を研究者などに周知し、利用を促進するとともにデータ提供者も増やします。さらにいろいろな情報システムを相互に連携させ、利用者が利用できる情報量を増やします。(環境省)

国連環境計画(UNEP)、国連食糧農業機関(FAO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、経済協力開発機構(OECD)をはじめとする国際機関などが開催する各種国際会議において、今後とも積極的に情報の交換を行うとともに、多国間条約や二国間科学技術協力などに基づく調査・研究情報の交換を進めます。(環境省)

3.7.3 地球規模生物多様性情報機構(GBIF)

(現状と課題)

地球規模生物多様性情報機構(Global Biodiversity Information Facility、GBIF)は、2001年(平成13年)3月に経済協力開発機構(OECD)/科学技術政策委員会(CSTP)における議論を踏まえ、生物多様性に関するデータを集積し、全世界的に利用することを目的に発足しました。GBIFは、GTIの取組のひとつである分類学情報共有を運営するうえで、最も大きな役割を果たしています。また、GTI-JapanノードはGBIFのデータプロバイダのひとつとして、GBIFネットワークにデータを発信しています。2007年(平成19年)7月現在、GBIFでは、191のプロバイダが提供する1億1千万件超のデータが利用できます。

わが国は、文部科学省が科学技術振興機構を通して、米国に次いで世界第二位の活動資金の拠出を行っているとともに、「GBIF関係省庁連絡会」を設けて各省連携により国内対応について検討を進め、理事会副議長を務めるなど積極的に本活動に参画しています。また、国内の専門家が科学技術的見地から調査及び審議する「GBIF技術専門委員会」を設置しています。

国内データベース拠点の設置と運用については、2004年(平成16年)度より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に拠点を設け国内の標本データ提供に対応し、また2005(平成17年)度より独立行政法人国立科学博物館が国内の自然史系博物館等と協働して拠点を設け、標本データを提供しています。

(具体的施策)

GBIF技術専門委員会における議論を踏まえ、今後もGBIFの活動に積極的に取り組んでいくため、科学技術振興機構バイオインフォマティクス推進センターにおいて、生物多様性データベースを構築し、GBIFとの連携を図っていきます。(外務省、文部科学省、内閣府、経済産業省、農林水産省、環境省)[再掲(2章5節2.6)]

3.8 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)

(現状と課題)

近年、急速に工業化・都市化している東アジア地域における酸性雨の生態系などに対する影響を未然に防止するため地域共同の取組として、わが国が提唱した東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）は、2001年（平成13年）1月から本格稼働を開始し、現在東アジアの13カ国が参加しています。EANETでは、共通の手法により酸性雨の湿性沈着、乾性沈着、生態影響（土壌、植生、陸水）のモニタリングを行い、精度保証・精度管理に基づく質の高いデータを収集、解析、評価し、酸性雨に関する調査研究を行うなど国際的な取組の推進を図っており、酸性雨の状況に関する各国共通の理解を形成しています。また、EANETに参加する途上国に対して、技術ミッションやワークショップの開催など、技術協力を実施し、モニタリング技術などの能力向上に貢献しています。

ヨーロッパや北米などでは、酸性雨による森林・土壌・湖沼における生態系への影響が報告されていますが、急速に工業化・都市化している東アジア地域においても、近い将来、酸性雨が深刻化することが懸念されています。

（具体的施策）

今後、酸性雨による生態系への影響の早期把握、実態解明に努めるとともに、東アジアにおける酸性雨の影響を未然に防止するため、さらにEANET活動を推進していきます。（環境省）

3.9 北西太平洋地域に関する対応

（現状と課題）

閉鎖性の高い国際海域の環境保全のため、国連環境計画（UNEP）が「地域海計画」と呼ばれる環境協力を世界の各地域で進めており、わが国の周辺海域では、1994年（平成6年）に日本、中国、韓国及びロシアの4カ国で日本海及び黄海の環境を協力して保全していくために「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」を採択しました。NOWPAPの各プロジェクトの実施に責任を持ち、活動を推進していくために、地域活動センター（RAC）が各国に配置されています。わが国には、「特殊モニタリング・沿岸環境評価に関する地域活動センター（CEARAC）」が設置されました。

日本周辺の海洋沿岸環境を有効に利用・管理していくためには、NOWPAPの関係国などが連携・協力して取り組んでいくことが求められています。

（具体的施策）

わが国は、NOWPAPの事務局であるRCU（地域調整部、富山と釜山に共同設置）のホスト国であると共に、主にCEARACへの支援を通じ、リモートセンシング技術を活用した海洋環境モニタリングシステムの整備、環境影響調査などを実施し、海洋環境汚染の観点から生物多様性の保全の向上を図ります。（環境省）

NOWPAPにおいては、新たな活動の柱のひとつとして海洋ごみ問題への対策や、陸域起因の海洋汚染対策のための河川と沿岸域の統合管理に関する取組を推進することで、生物多様性の保全の向上を図ります。（環境省）

3.10 地球規模侵入種プログラム（GISP）

（現状と課題）

地球規模侵入種プログラム（GISP：Global Invasive Species Programme）は農業と生物科学に関する情報を提供する政府間機関（CAB-International）、国際自然保護連合（IUCN）、米国の自然保護団体であるネイチャー・コンサーバンシー（The Nature Conservancy）及び南アフリカ国立生物多様性研究所（SANBI）の4つの機関が共同で運営し、世界の侵入種に関する事例を集め、これに対する最適な予防と管理計画を検討し、手法の一覧を作ることを目的としています。GISPは、これまでに侵入種の課題の評価、侵入種の対応戦略、最適な予防と管理のための事例集及び暫定的なデータベースを作成してきました。

（具体的施策）

GISPへの協力を進めることを検討します。（環境省）

3.11 地球観測に関する政府間会合（GEO）

（現状と課題）

平成15年6月にエビアン（フランス）で開催されたG8首脳会議において、環境保護と経済発展を両立させる観点から地球観測の重要性が強調されるとともに、地球観測に関する閣僚会合の開催が合意されました。この合意を受けて、3回にわたって地球観測サミットが開催され、平成17年2月に「全球地球観測システム（Global Earth Observation System of Systems: GEOSS）10年実施計画」（以下「10年実施計画」という。）が承認されました。

「10年実施計画」は、人工衛星や地上観測など多様な観測システムが連携して地球を包括的に観測するシステムを10年間で構築すること、9つの社会利益分野（災害、健康、エネルギー、気候、水、気象、生態系、農業、生物多様性）に対するGEOSSの達成目標と具体的手法を明確にすること、「10年実施計画」を推進するための国際的な枠組みを設立することを柱としています。

そして、「10年実施計画」を承認した多くの国の努力によって、地球観測に関する政府間会合（Group on Earth Observations: GEO）が設立されました。GEOは、GEOSSに関連して、能力開発などを目的としたワークショップ等を開催するほか、「10年実施計画」を具体的に実施する年次作業計画を作成し、GEO加盟国及び参加機関は、これらの作業計画に沿って各国・機関の自発的な貢献に基づき、「10年実施計画」で掲げる目標を達成するための作業（タスク）を実施しています。「2007年-2009年作業計画」には、74のタスクが登録されており、このうち、我が国は44のタスクをリード機関又は貢献機関として実施しています。

平成19年6月にハイリゲンダム（ドイツ）で開催されたG8首脳会議においても、G8間で全球地球観測システム（GEOSS）の発展においてリーダーシップを発揮することが確認されました。このように、生物多様性を含めた地球環境問題に対応する観点からも、

GEOSS の構築に対する期待がますます高まっています。

(具体的施策)

地球観測に関する国際的枠組みの将来を展望して、今後とも GEO を積極的に支援し、GEOSS の構築に貢献するため、地球観測を推進していきます。(文部科学省)

4 . 開発途上国への協力

(施策の概要)

2003 年(平成 15 年)8 月に閣議決定された政府開発援助(以下、ODA という。)大綱において、4 つの援助実施の原則のひとつとして「環境と開発の両立」を掲げるとともに、重点課題のひとつに環境問題を含む「地球規模の問題への取組」を位置づけています。また、2002 年(平成 14 年)に発表した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)」においては、「自然環境保全」を重点分野のひとつとして位置づけています。

これらのイニシアティブなどに基づき、政府は、開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて世界レベルの生物多様性の保全に積極的に貢献します。

具体的には、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画立案・策定・実施、人材育成及び施設の整備などのさまざまな側面で積極的に支援を行います。また、開発途上国と協力しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用を図り、世界レベルの生物多様性の保全に寄与するため、自然保護区などの保管理、森林保全、砂漠化防止、気候変動による生物多様性への影響に係る調査・対策及び自然資源管理に対する支援を行います。

4 . 1 環境対処能力の向上のための協力

(現状と課題)

人口増加、経済活動の拡大、貧困などをはじめとした社会、経済状況、技術的な課題や環境問題が地球規模に及ぶことなどから、単独では生物多様性の保全を適切に行うことが困難な国が多いことから、総合的な環境対処能力の向上が必要です。

(具体的施策)

環境に係る組織、関係者の総合能力を高めるため、環境に関する技術の修得などを含めた人づくりをさらに推進するとともに、制度構築及び機材整備などに対する協力を行います。(外務省)

途上国による自らの能力向上を目指して、長期的な視点から国際協力を行う対象を選定するとともに、関係者の優先分野や対象方針などの決定及び事業実施への参加、事業運営能力などを高めるための共同作業、広く国民などの環境意識の向上を図る環境教育などを重視した協力を推進します。(外務省)

4 . 2 環境への配慮

（現状と課題）

環境分野の援助の必要性が高くても、開発途上国においては、開発案件を優先しがちであるため、具体的な援助案件に結びつかないことがあるため、環境保全に対するインセンティブの付与が必要です。

（具体的施策）

政策対話、各種フォーラムや適切な協力方法を通じて環境保全へのインセンティブの付与を促すとともに生物多様性に係る意識の向上を図ります。（外務省）

あらゆる開発計画及び個別事業において環境保全の要素を考慮し、経済成長・貧困削減と環境保全を両立すべく、適切な環境配慮がされた取組を支援します。（外務省）

4.3 包括的な枠組みの下での協力推進**（現状と課題）**

わが国の持つ環境問題克服の経験や生物多様性の問題への対応、自然共生社会・行政システム、ノウハウは地方公共団体、民間企業などを含め幅広い協力主体に蓄積されていることから、これらの主体との連携、また、わが国の有する観測、データ解析、対策技術などに関する科学技術の活用などを通じて、効果的に国際協力を推進する必要があります。

（具体的施策）

ODA とそれ以外の各種機関（国際機関、自治体、民間団体、NGO など）との積極的な連携を図りつつ、協力を推進します。（外務省）

広域的あるいは地球規模の環境問題の解決のために、拠点集中的に行う協力と、広域的に行う協力を組み合わせるなど、多様な形態の国際協力を効果的に組み合わせる総合的枠組による協力を実施します。（外務省）

開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえて EcoISD の改定を行うなど、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進します。（外務省）

4.4 農林水産分野における地球環境保全への貢献**（現状と課題）**

開発途上国では、人口増加や貧困などの中で、より多くの生産と収入をえるため、過耕作や過放牧など資源収奪的な生産を余儀なくされた結果、土地や水などの資源が劣化し、砂漠化など地球規模の環境問題が生じており、生物多様性の悪化が懸念されています。これらの地球規模の環境問題は、国境を越えて個々の人間の生存に関わる脅威であり、国際社会が協調して対応していく必要があります。

また、世界の森林は農地などへの転用、違法伐採、森林火災、過放牧などにより、地球上の生物種の多数が生息する熱帯林を中心に急速に減少・劣化しており、2000年（平成12年）から2005年（平成17年）までに約1,290万ha（造林などによる増加を差し引く

と日本国土の5分の1に相当する約730万ha)の森林が毎年減少しています。このような大規模な森林の減少・劣化は、地球規模の生物多様性の危機を引き起こす大きな要因のひとつであることから、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進が必要です。

さらに、水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、水産資源の適切な保存・管理は、国連海洋法条約により沿岸国に課せられた責務でもあり、国民に対する水産物の安定供給の確保と生物多様性の保全の観点からも重要です。

また、サメ・海鳥・ウミガメの混獲や深海の生物多様性への漁業影響を理由にしたマグロ延縄漁業や公海トロール漁業に対する否定的な国際世論や、生物多様性条約における公海の海洋保護区の設置の動き、ワシントン条約における国際取引の規制下で海洋生物資源を管理しようとする動きに対して、生物多様性の保全の観点だけでなく、科学的根拠に基づく海洋生物資源の適切な保全と持続的な利用の観点から開発途上国に対しても支援し続けることが重要です。

(具体的施策)

国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続的利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。(農林水産省)[再掲(2章6節1.1)]

二国間協力としては、国際協力機構(JICA)を通じた技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進します。(外務省、農林水産省)

多国間協力としては、国連食糧農業機関(FAO)や国際熱帯木材機関(ITTO)などへの資金の拠出を通じ、開発途上国において違法伐採対策などの持続可能な森林経営の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(外務省、農林水産省)

開発途上国などにおける持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組みます。(農林水産省)[再掲(2章6節1.1)]

水産業における多国間協力としては国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)などへの資金の拠出などを通じて、持続的な漁業のための国際資源管理及び漁村開発の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(農林水産省)

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基盤的施策

第5節 情報整備・技術開発

(基本的考え方)

生物多様性の保全のためには、まずその現状を把握、またその劣化をできるだけ早い段階でとらえ、その上で諸課題を抽出するとともに、保全対象を特定し、適切な保全対策を立案するなど各種施策の検討を行うことが重要です。全国的観点で自然環境の現状と時系列・空間的变化を的確に捉えるため、科学的かつ客観的な自然環境データを収集し、既存の論文・報告書等の知見とあわせて、多様な利用者や利用目的に応じて利活用されるよう整備を進める必要があります。このような調査や情報の整備の実施にあたっては、情報収集の効率化や情報の共有化を行うため、各分野の専門家とのネットワークの構築・強化や、関係省庁、都道府県、NGO などの間での適切な情報交換や連携、地域住民やボランティアの参加も求められます。また、情報の流通を促す IT 技術・システムを活用するなどして、収集・整備した情報を国民にわかりやすいかたちで提供する必要があります。生物多様性条約では、国際的な情報交換の重要性が掲げられており、地球規模での生物多様性の保全の観点から、国内のみならず、国際的な情報交換を行うことも不可欠です。

また、科学的知見に基づく施策の実施や、地域における生物多様性の保全活動を推進するうえで必要な各種研究や技術開発も重要です。

1. 生物多様性の総合評価

(施策の概要)

生物多様性の状況や変化の傾向を把握するためには、科学的、客観的な情報などを総合的に分析・評価することが必要です。このため、生活あるいは事業活動をする上で生物多様性の保全がどれだけ社会経済的な効能、効果をもたらしているのか、生物多様性がもたらす生態系サービスの評価を含め、わが国の生物多様性の総合的な評価分析を行い、それを通じて、国民に生物多様性の状況とその保全の必要性をわかりやすく伝えるとともに、優先度の高い政策上の課題を明らかにするなど、施策の効果的な展開につなげます。

また、生物多様性に対する影響は、さまざまな要因が複雑に関係していることもあって、比較的長い期間を経て、徐々に顕在化してくるものです。このような時間的なギャップが、人々の危機感を薄め、その保全に向けた行動に結びつきにくい理由のひとつでもあります。生物多様性分野では、現在の政策決定が、将来的にどのような影響を生物多様性や人間生活に与えるのかという世代を超えた長期的な視点を持つことが重要であるため、生物多様性の総合評価においては、複数の異なるシナリオの提示による将来予測を試みます。このような生物多様性に関する総合評価を通して、国民ひとりひとりが生物多様性の現在と未来の姿を共有し、将来世代のために生物多様性を保全するという意識を持つことが重要です。

1.1 生物多様性の総合評価の実施

(現状と課題)

生物多様性の総合評価としては、ミレニアム生態系評価(MA)や地球規模生物多様性概況(GBO)といった、世界規模のものはありますが、日本の生物多様性の現状や動向を総合的に分析・評価したものではありません。これが、国民が生物多様性の状況や生活への影響について身近な実感を持つことが困難であることの一因とも考えられます。このため、日本の生物多様性の現状や動向を評価し、わかりやすく伝えることが課題となっています。

また、2002年の生物多様性条約第6回締約国会議(COP6)で採択された「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」といういわゆる生物多様性の「2010年目標」に向けた締約国としての責任を果たすためにもわが国の目標達成状況を把握する必要があります。そのため、わが国の生物多様性の現況に関する総合評価の手法を確立するとともに、2010年のCOP10招致国として、諸外国に生物多様性についての総合評価実施を促すことを通じ、わが国の国際的なリーダーシップを発揮する必要があります。

(具体的施策)

多数の専門家の参加により生物多様性の総合評価を実施し、わかりやすくとりまとめ、発表します。(環境省)[再掲(2章4節1.2)]

1.2 生物多様性指標の開発

(現状と課題)

第3次環境基本計画の生物多様性の保全のための取組分野における取組推進に向けた指標として、「自然環境保全基礎調査の植生自然度」など試行的なものも含めて9つの指標を示していますが、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果などを把握するためのさらにわかりやすい指標などの開発を進める必要があります。生物多様性版スターン・レビューとの連携や、例えば生物多様性の危機の状況の地図化や、生物多様性ホットスポットの抽出など、数値以外のわかりやすい表現方法も含め、検討を進める必要があります。

(具体的施策)

生物多様性の総合評価を通じて、関係省庁との連携のもと、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果などを的確に把握するための手法の検討を進めます。(環境省)

1.3 農林水産分野における生物多様性指標の開発

(現状と課題)

農林水産分野においては、これまで、新たな里山管理技術や昆虫類の生息可能地の推定手法、瀬淵水路による魚類の生育環境維持技術など、自然と共生する視点から、農林水産業により形成された生態系を適切に管理する技術や基礎的なデータが得られ、里山林の保

全・利用活動や水と生態系のネットワークなど生物多様性に配慮した関連施策に活かされているところです。

しかしながら、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行っているものの、その効果を定量的に把握することが可能な科学的根拠に基づく指標は開発されておらず、これらの農林水産関連施策を効果的に推進する上で、指標の開発が必要です。

（具体的施策）

水田、森林、藻場・干潟などにどのような生きものが生息生育しているのかを調査するとともに、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法など過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握するための科学的根拠に基づく指標や関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。（農林水産省）

2. 調査・情報整備の推進

（施策の概要）

わが国の生物多様性の現状を把握し、その持続的な利用を推進するため、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全基礎調査などを引き続き実施し、わが国の生物多様性に関する現況及び改変状況の的確な把握を進めます。さらに、わが国の生態系及び生物多様性の状況を継続的に監視し、科学的な予測手法との組み合わせにより予防的保全対策の充実を目指すため、地球温暖化の生態系への影響把握を含めた生態系総合監視システムを構築します。

また、生物多様性の現状を把握するための最も基本的な情報である野生動植物の目録（インベントリー）や、標本情報などの整備について、国内外の関係機関の連携のもとに取組を行います。

あわせて、環境省生物多様性センターの充実強化や、関係省庁・機関の連携など、生物多様性の保全のための調査研究及び自然環境情報の整備推進に向けた体制づくりを進めます。

また、得られた情報は、広く公開、共有され、生物多様性の保全に活用されるべきです。情報通信技術を活用した情報の提供・公開の一層の拡充及び利便性の向上の取組を進めます。

2.1 自然環境保全基礎調査などの推進

（現状と課題）

わが国の自然環境に関する基礎的情報の整備強化を図るため、一般市民を含む多様な主体の参画による広範な情報収集体制の構築と普及啓発、生物多様性を保全する上で重要な動植物種の分布や個体数変動などに関する重点的調査など、社会的・自然的状況の変化を

踏まえながら、施策ニーズに対応した的確な情報の収集整備・提供を行うことが必要です。また、データの速報性の向上や、これまで比較的データが少なかった中大型哺乳類の生息数や生息密度の把握、里地里山や沿岸・海洋域に関するデータの集積に努める必要があります。

（具体的施策）

昭和 48 年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。国土の自然環境の基本情報図である縮尺 2 万 5 千分の 1 植生図については、国土の約 35%（平成 19 年 3 月現在）を整備している状況ですが、平成 24 年 3 月までに国土の約 6 割とするなど早期の全国整備を進めます。（環境省）

わが国に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的な情報収集を行うほか、陸域に比較して生物相に関する基礎的情報の把握が進んでいないわが国の海域における自然環境データの収集整備などを関係省庁と連携して実施します。（環境省）

一般市民のほか、調査研究機関、民間団体、専門家などを含む多様な主体の参画により、地球温暖化の影響による野生生物分布の変化をはじめ、身近な自然環境に関する観察情報の収集を呼びかける市民参加型調査を実施し、わが国の生物多様性の保全の重要性について普及啓発を図るとともに、自然環境データの広範な収集体制の構築を図ります。（環境省）[再掲（2 章 3 節 1 . 1）（2 章 6 節 1 . 1）]

シカやクマをはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物に係る重点的な生息情報の収集及び生息密度・個体数推定に関する調査を推進し、経年的な変動も明らかにしていきます。（環境省）[再掲（2 章 1 節 2 . 4）]

2 . 2 生態系総合監視システム

（現状と課題）

平成 15 年度に開始した「モニタリングサイト 1000」は、森林、里地、長期的な生態系モニタリングを進めています。最終的に 1000 箇所程度の調査サイトを設置する予定で、これまでに、718（平成 19 年 3 月現在）の調査サイトを設置しました。地球温暖化による生態系への影響を具体的に把握するためには、高山帯など温暖化の影響がより顕著に現れる生態系への新たなサイトの設置、気象条件など物理・化学的要素と生物的要素との関係のよりきめ細かなモニタリング、人工衛星などの利活用によるリモートセンシング技術導入など広域的な把握や速報性の向上のための統合的情報解析・提供システムの整備をはじめ、地球規模の観点からより総合的なモニタリング体制を整備・構築することが必要です。

（具体的施策）

「生態系総合監視システム」の一環として「モニタリングサイト 1000」事業を拡充します。平成 19 年度末までに約 1000 箇所の調査サイトを設置し、さらに温暖化影響がより顕著に現れる高山帯を始め、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をよ

りの確に把握するための調査サイト・調査項目の追加充実を図ります。(環境省)[再掲(1章2節1.1)(2章1節1.2)(2章6節1.1)]

陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)など人工衛星の開発・運用や画像解析をはじめリモートセンシング技術の活用などによる広域的生態系モニタリングを実施し、各省などのデータの共有、相互利用の推進などの連携強化や速報性の向上を図り、わが国の自然環境の総合的な監視体制の構築を進めます。(環境省、文部科学省)

モニタリングの実施にあたっては、専門家、NGO、ボランティアをはじめ、多様な主体の参画・協力を得て、効果的かつ継続的な調査の実施を行う体制を構築するとともに、得られた自然環境情報の集積と解析結果の公表を随時行い、生物多様性の保全施策への利活用を進めます。(環境省)

国内のみならず海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図り、全球地球観測システム(GEOSS)、アジア水鳥センサス(AWC)等、地球規模のモニタリング及び生物多様性の保全の推進に貢献します。(環境省)

2.3 野生生物目録・標本情報などの整備

(現状と課題)

ある地域に生息・生育する野生動植物の種の一覧及びその分布・生息状況などに関するさまざまな情報を取りまとめた野生生物目録などは、生物多様性の保全施策の立案実施のために不可欠なものとされています。しかし、わが国における野生動植物種の情報を含む目録作りについては、分布・生態など基礎情報が不足していたり、未整備の分類群も残されていることから、目録の基礎となる野生動植物の情報及び標本・文献などの体系的な整理保管とともに、国際的プロジェクトとの協力、情報の互換性にも配慮しつつ、早急に整備充実を図ることが必要です。

(具体的施策)

官・学の連携を強化しつつ、生物多様性条約の履行のため設立された世界分類学イニシアティブ(GTI)や、Species 2000、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)など国際的プロジェクトとの協力を図りながら、野生動植物種の目録などの整備・公開を進めます。また、目録の基礎となる野生動植物の標本や資料の体系的収集・情報の共有を図ります。(環境省、文部科学省)

生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進めます。(環境省)

2.4 自然環境情報の提供・公開

(現状と課題)

情報通信技術の進展に伴い、自然環境情報の電子化や、GIS(地理情報システム)を活用したデータ整備・提供が一般的に普及しつつあります。これらの状況を踏まえながら、多岐にわたる自然環境情報についてさらにすべての利用者にとってより使いやすく、分か

りやすいものにしていくことが必要です。

また、生物多様性条約第 17 条（情報の交換）及び第 18 条（科学技術協力）に基づくクリアリングハウスメカニズム（生物多様性情報の流通・交換促進のための仕組み）については、わが国では平成 16 年 7 月のシステム運用開始以降、着実にデータ数を拡大し、現在約 800 件（平成 18 年 6 月現在）のメタデータ（データにアクセスするために必要な情報源情報）が登録されていますが、今後一層の利用の拡大を図るため、さらに参加数の増加を進めていくことが課題となっています。

（具体的施策）

各種調査の実施により得られた自然環境情報について一層の電子化を進め、生物多様性情報システム（J-IBIS）を通じた情報提供を充実強化しアクセス数の増加を図るなど、インターネットを通じ広く国内外への情報公開を推進します。特に、さまざまな主体により整備される各種自然環境情報の重ねあわせや解析をウェブ上で可能とする WebGIS を活用したデータの整備・提供、他の統計などデータを含めた多様な解析を可能とする機能の充実を進めます。（環境省、関係省庁）

生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）については、登録されるメタデータの質量ともに大幅な充実に向けた取組みを強化し、平成 24 年 3 月までに登録数を現在の約 2 倍（約 1,600 件）まで拡充するなど、国内及び国際的なメタデータの整備・情報交換を推進します。（環境省）[再掲（2 章 4 節 3.7.2）]

すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めるなど、国内外への自然環境情報の発信を強化します。（環境省）[再掲（2 章 4 節 3.7.2）]

2.5 生物多様性情報に係る拠点整備・体制の構築

（現状と課題）

わが国の生物多様性の保全に係る情報の中核的拠点として平成 10 年に設立された環境省生物多様性センターでは、自然環境保全基礎調査の実施、生物多様性情報システムの運用などを進めてきました。今後、生物多様性センターを中心とした情報整備の取組をより一層強化するとともに、2010 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）のわが国での開催を契機とした普及啓発の推進、さまざまな主体が保有する生物多様性情報の相互利用・共有、関係省庁はじめ海外も含めた研究機関、行政機関、NGO、専門家及び市民や博物館などとの広範なネットワークの構築が必要です。

（具体的施策）

わが国の生物多様性に関する、「調査」、「情報」、「普及啓発」、「標本資料収集」の取組みを推進するため、中核的拠点としての生物多様性センターの組織や機能の充実強化を図ります。（環境省）

関係省庁をはじめ、地方公共団体、大学、民間団体、その他調査研究機関、博物館など多様な主体が取得した生物多様性情報の電子化、相互利用及び公開の推進にむけた取組

みを強化します。特に、平成 16 年に設置された自然環境情報に関する省庁情報連携ワーキンググループや、自然系調査研究機関など連絡会議をはじめとする各種の連絡組織などなどを通じ、自然環境情報に関する情報交換、連携・交流、ネットワークの強化を進めます。(環境省、国土交通省、農林水産省、文部科学省)

生物多様性センターの図書資料データベース登録数は平成 19 年 3 月現在約 2,000 件となっていますが、平成 24 年 3 月までに約 12,000 とすることを目標として、情報整備を強化します。(環境省)

2.6 地球規模生物多様性情報機構 (GBIF) への取組

(現状と課題)

平成 13 年 3 月に、生物多様性情報システム (J-IBIS)、Species2000 及び世界分類学イニシアティブ (GTI) などと連携しつつ、各国の生物多様性に関するデータを集積し、全世界的に利用することを目的とした地球規模生物多様性情報機構 (GBIF) が発足したことにより、例えば 10 年後には科学的に把握されている全生物の学名の 90%以上がインターネットで閲覧できるようになるなど既存データのネットワーク化が図られることが期待されています。

わが国では、文部科学省が科学技術振興機構を通して、GBIF に対する参加を進めるとともに、国内での関係省庁及び専門家による議論を加速し、GBIF に対するわが国の対処方針や国内の対応策などについて検討するため、「GBIF 関係省庁連絡会」を設け省庁間の連携を図るとともに、国内の専門家が科学技術的見地から調査及び審議する「GBIF 技術専門委員会」を設置しています。

(具体的施策)

GBIF 技術専門委員会における議論を踏まえ、今後も GBIF の活動に積極的に取り組んでいくため、科学技術振興機構バイオインフォマティクス推進センターにおいて、生物多様性データベースを構築し、GBIF との連携を図っていきます。(外務省、文部科学省、内閣府、経済産業省、農林水産省、環境省)[再掲(2章4節3.7)]

2.7 森林モニタリングの推進

(現状と課題)

わが国は、環太平洋の温帯・亜寒帯 11 ヶ国とともに、各国における森林経営の持続可能性を客観的に把握・評価する「モントリオール・プロセス」に参加しています。同プロセスの定める「生物多様性の保全」や「森林生態系の健全性と活力の維持」など、7つの基準に基づき、生物多様性を含む森林の状態とその変化の動向を継続的に把握することを目的に、全国土の森林におよそ 15,700 点の定点観測プロットを設置し、5年間で一巡する「森林資源モニタリング調査」を平成 11 年度より実施しています。今後は引き続き森林資源モニタリング調査を実施することに加え、調査の結果を評価・分析し、地域森林計画などの樹立に反映させていくことが必要です。

また、国有林では、原始的な天然林や貴重な野生動植物種が生息・生育する森林を対象に保護林として平成 19 年 4 月 1 日現在、7 種類、833 箇所、約 778 千 ha を設定するとともに、保護林相互を連結してネットワークを形成する緑の回廊を 24 箇所、約 51 万 ha を設定しており、生物多様性の確保のために重要な役割を果たしています。設定後のこれらの状況を把握し、適切な保全・管理に活用するため、モニタリング調査を実施し、状況に応じて植生回復などの適切な対策を行います。

（具体的施策）

全国約 15,700 点の定点プロットにつき、地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫獣害などに係る調査を継続的に実施します。（農林水産省）[再掲（1 章 5 節 1 . 1 2）]
 森林資源モニタリング調査の二巡目までの結果などに基づき、モンリオール・プロセスに対応した「2009 年第 2 回国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。（農林水産省）[再掲（1 章 5 節 1 . 1 2）]
 森林空間データや森林資源モニタリング調査結果などを森林 GIS 上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。（農林水産省）[再掲（1 章 5 節 1 . 1 2）]

保護林について、設定後の状況を把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、森林や植生の現況、野生動物の生息状況、入山者の利用状況などについて保護林の区分に応じたモニタリング調査を進めていきます。（農林水産省）

緑の回廊について、森林の状態や野生動植物の生息・生育実態を把握するため、林分構造調査や野生生物の生息実態などモニタリング調査を進めていきます。（農林水産省）
 地理情報システムなどを活用した情報整備にあたり、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト 1000 など他の全国レベルの調査と情報の相互利用を図ることについても検討します。（農林水産省、環境省）[再掲（1 章 5 節 1 . 1 2）]

2 . 8 河川環境に係る情報の整備

（現状と課題）

河川やダムにおける自然環境に関する基礎的な情報を把握するため、河川やダム湖に生息・生育する生物の生息・生育状況などを定期的・継続的に調べる「河川水辺の国勢調査」を実施しています。この調査は、これまで全国の 109 の一級水系と 166 の二級水系で実施されており、調査内容は、魚類、底生動物、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類などの生息・生育状況、瀬や淵、水際部などの河川状況などです。

また、河川水辺の国勢調査で得られた、生物の生息・生育状況などの河川環境情報を政策、学術に活かしていくためには、地理情報と関連づけることや網羅的にとりまとめることが必要であるため、河川環境 GIS を整備しています。さらに、当該情報を多くの研究者や一般市民などに提供することが可能となるなど情報公開や環境学習などへの利用を図っています。

（具体的施策）

魚類、底生動物調査については概ね5年、それ以外についてはおおむね10年でこれらの調査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。(国土交通省)

河川環境 GIS の整備及び公開を引きつづき進めます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を進めます。(国土交通省、環境省)[再掲(1章8節5.1)]

2.9 海域環境データベースの構築

(現状と課題)

水質改善や生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全・再生・創出などを計画的かつ効率的に実施するためには、定常的な環境データの収集・蓄積・解析・公表が不可欠であるため、閉鎖性海域ごとに国や港湾管理者などが有する環境データを統括的に収集・蓄積・解析・公表するデータベースを構築しています。

現在までに、三大湾、有明海・八代海などの6海域について、行政機関、研究所、民間などの多様な主体が環境データを登録し、共有することができる海域環境データベースを構築しました。今後は、各データベースへのデータの蓄積が課題となっています。

(具体的施策)

海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を図ります。(国土交通省)

2.10 日本海洋データセンターの運営

(現状と課題)

日本海洋データセンター(JODC)では、わが国の総合的海洋データバンクとして、国内外の各機関の海洋観測データの有効利用を図るため、各種海洋データ・情報を一元的に収集・管理・提供しており、1985年からは、海洋生物データ(主としてプランクトンデータ)の収集・管理・提供を行っています。海洋生物データは、海洋生物種を分類学上の体系に基づきコード化した「海洋生物分類データ」と海洋調査機関などから提供された観測データを収録した「海洋生物観測データ」の各々のデータベースにより管理されています。

(具体的施策)

日本海洋データセンターへの海洋環境・海洋生物データの集積を推進し、政府部内の連携を一層強化します。(国土交通省)

2.11 国立公園における自然環境情報の整備

(現状と課題)

国立公園の管理運営を行うための自然環境情報などは十分整備されているとはいえない

状況です。管理運営を行うための基盤となる科学的情報の収集・整備を進め、国立公園の管理運営に適切に反映して頂く必要があります。

（具体的施策）

国立公園の管理運営に必要な科学的情報については、関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て収集し、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な運営管理を進めていきます。（環境省）

3. 研究・技術開発の推進

（施策の概要）

平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間に於いて、政府が重点的に推進することとされている「第 3 期科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月、閣議決定）に基づき策定された「分野別推進戦略」（平成 18 年 3 月、総合科学技術会議決定）では、実現すべき個別政策目標として「持続可能な生態系の保全と利用を実現する」、「わが国発のバイオマス利活用技術により生物資源の有効利用を実現する」が挙げられています。前者の生態系の保全と利用に対応する生態系管理技術研究領域では、「生態系の構造・機能の解明と評価」、「生物資源利用の持続性を妨げる要因解明と影響評価」、「生態系保全・再生のための順応的管理技術」、「生物資源の持続可能な利用のための社会技術」の 4 つのプログラムを設定し、国内の生物多様性・生態系研究の連携を強化して実施することとしています。後者のバイオマス利活用については、持続可能型の地域バイオマス利用システム技術の必要性が盛り込まれています。

これらも踏まえ、下記に示す施策を実施していきます。

3.1 環境分野における調査研究

（現状と課題）

[地球環境保全等試験研究費]

関係の府省の試験研究機関が実施する環境保全などに関する試験研究費を環境省が一括計上している地球環境保全等試験研究費では、「自然共生型社会の構築領域における研究・技術開発」を平成 20 年度に試験研究の重点化を図る必要がある事項のひとつとしています。生物多様性の存立や維持メカニズムの解明、希少種の絶滅防止に必要な生息域内及び生息域外保全手法並びに人工繁殖技術に関する研究が必要です。

[地球環境研究総合推進費]

地球環境研究総合推進費は、地球環境問題の解決に資する研究を推進するための競争的研究資金制度です。「広域的な生態系保全・再生分野」は対象とする 4 研究分野のひとつとなっており、地球レベル及び、東アジアなどの広範な地域レベルでの生物多様性の減少（生態系の攪乱^{かくらん}を含む）に関する研究を対象とする他、熱帯林の減少や砂漠化の問題も対象に含んでいます。

生物多様性については、これまでに、外来種による生態系攪乱^{かくらん}の実態を把握し、侵入種

リスク評価の手法を提言すると共に侵入種防除のための具体的対策手法を開発しました。現在は、環境変化に伴う生物多様性の変化の観点から、亜高山帯・高山帯の脆弱性評価などの研究を行っています。

今後の課題として、すでに拡大分布している外来種による生物多様性への影響を緩和する手法や技術に関する研究、気候変動の生物多様性に与える影響や影響に対する適応策に関する研究などが求められています。

[環境技術開発等推進費]

広く産学官の英知を活用して、次世代の環境保全技術の基礎となる知的資産を蓄積するための基礎的・基盤的研究に対して助成する環境技術開発等推進費の「基礎研究開発」においても、「健全な生態系保全及び自然とのふれあいに関する技術等」を研究領域の対象のひとつとしているところです。

生態系の保全に関しては、産学官の英知を結集し対応することが必要です。環境技術開発等推進費では、産学官から公募を行い、優秀なものに対して研究費を支出しています。

(具体的施策)

地球環境保全等試験研究費では、平成 19 年度生物多様性関連の研究として、「自然再生事業のための遺伝的多様性評価技術を用いた植物の遺伝的ガイドラインに用いる研究」などを実施します。(環境省)地球環境研究総合推進費では、「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」、「生物相互作用に着目した高山・亜高山生態系の脆弱性評価システムの構築に関する研究」、「大型類人猿の絶滅回避のための自然・社会環境に関する研究」、「炭素貯留と生物多様性保護の経済効果を取り込んだ熱帯生産林の持続的管理に関する研究」などについて、実施します。(環境省)

環境技術開発等推進費では、平成 19 年度生物多様性関連の研究として、「健全な湖沼生態系保全のための新しい湖沼管理手法の開発」を実施します。(環境省)

3.2 森林の保全・整備に係る技術開発(農林水産省)

(現状と課題)

森林の有する多面的機能の持続的な発揮の実現のためには、生物多様性の保全とその構成要素の持続的な利用が重要となっており、多様な育種ニーズに対応した林木の新品種の開発や各種の科学研究などに必要な林木遺伝資源の確保を図ることによって、森林の生物多様性の保全について遺伝的な側面から取り組むことが必要です。

(具体的施策)

独立行政法人森林総合研究所を中心として、固有の生態系に対する外来生物に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術などの開発を行います。(農林水産省)

広葉樹林の遺伝的管理に必要な基礎情報を得るための DNA 分析及び遺伝子攪乱^{かくらん}の実態などについての調査などを行います。(農林水産省)

3.3 河川における調査研究

(現状と課題)

世界最大級の実験水路である延長約 800mの水路を有する自然共生研究センターを整備し、河川や湖沼における自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施し、さまざまな分野の研究者と連携を図りながらその成果を広く活用しています。

また、生物学・生態学の各分野や河川工学の分野の研究者と国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所の研究者などが連携して、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探ることを目的として、いくつかの河川を具体的なフィールドとし、研究を行っています。

(具体的施策)

自然共生研究センターにおける研究の推進と活用を図ります。(国土交通省)

千曲川、木津川、北川、標津川、岩木川などをフィールドとして、河川生態学術研究を進めるとともに、これまでの研究成果を分析し、得られた学術成果の整理・評価を進めます。(国土交通省)

3.4 港湾における調査研究

(現状と課題)

豊かな生態系を持つ自然環境への国民的な関心が高まる中、港湾の整備にあたっては、持続可能な開発を目指した人類と自然の調和、さらにはより良い環境の創造を実現していくことが要求されています。

(具体的施策)

世界最大規模の干潟水槽(メソコスム)を用いて、水槽内に自然に定着し生息している生物や酸素、窒素、リンなどの物質循環の調査研究を推進します。(国土交通省)

現存する自然干潟や造成した干潟・藻場においても、バクテリアから鳥までの広範な生物調査を推進します。(国土交通省)

これらを基礎データとして、沿岸域の生態系モデルの開発を行いながら沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための研究を推進します。(国土交通省)

3.5 海岸における調査研究

(現状と課題)

安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行うとともに、広域的な海岸の侵食に関する調査研究、生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備に関する調査研究などについて、関係する研究機関も含め推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める

こととしています。

(具体的施策)

海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。(国土交通省、農林水産省)

地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずる恐れがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基盤的施策

第6節 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応

(基本的考え方)

地球温暖化の進行により、島嶼、沿岸、亜高山帯・高山帯、乾燥地域など脆弱な生態系においては、温暖化の進行により深刻な影響を受ける可能性があり、多くの種で絶滅のリスクが高まると予測されています。サンゴ礁については、約1～3の海面温度の上昇により、白化や広範囲な死滅が頻発すると予測されています。また、農林水産業や都市部における生物多様性にも影響を与える可能性があります。さらに、地球温暖化は生物多様性の変化を通じて、食料や人間生活や感染症を媒介する生物などにより、社会経済へも大きな影響を及ぼすことが予測されています。

このため、地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努め、その緩和と影響への適応策を検討していく必要があります。

1. 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応

(施策の概要)

多くの炭素を固定している森林、草原、湿原などの健全な生態系を保全することが、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制し、地球温暖化を緩和することにも貢献するという観点も踏まえつつ、生物多様性の保全の施策を推進します。また、温室効果ガスの吸収源としての森林が持つ機能は重要であり、生物多様性の保全機能とともに両機能を十分に発揮させるよう森林の整備・保全を進めます。さらに、人工林の間伐、二次林の管理、水辺における草刈り、二次草原における採草などの豊かな生物多様性を保全するために必要な生態系管理から生じる草木質系バイオマス化石燃料の代替エネルギーとして熱利用するなど地域の産業の活性化にもつながるような利用を推進します。

また、地球温暖化の生物多様性への影響に対する適応について、影響が各地で大きな問題となる以前の現段階から調査研究を進めていくことが重要であり、温暖化の影響を含むモニタリングの充実とともに気候変動などの環境の変化への適応力が高い生態系ネットワークのあり方や健全な生態系を保全・再生する上での留意点など生物多様性の保全施策の立場からの適応方策についての検討を進めます。

1.1 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応

(現状と課題)

地球温暖化に関する動きとして、京都議定書が発効(2005)され、国内外で取組が進められているところです。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書(2007)の中で、地球温暖化による生物多様性への影響がすでに現れており、今後の温暖

化の進行による影響も大きくなるということが示されるなど、地球温暖化に関する科学的知見が集積されてきました。

温暖化の緩和策を講じるとともに、適切な適応策が講じられるよう、温暖化が生物多様性に与える影響の把握に努める必要があります。

（具体的施策）

〔緩和策〕

京都議定書の次期枠組み（2013年（平成25年）以降）が、主要排出国が参加した実効あるものとなるよう、国際的なリーダーシップを発揮していきます。（環境省、外務省、経済産業省）〔再掲（2章4節2.12）〕

京都議定書第一約束期間（2008～2012年（平成20～24年））において、6%削減目標を確実に達成するため、2007年度（平成19年度）中に改定する京都議定書目標達成計画（2005年（平成17年）4月閣議決定）に基づき対策を進めます。（全府省）〔再掲（2章4節2.12）〕

農林水産省地球温暖化対策総合戦略（平成19年6月策定）に基づき、森林吸収源対策、バイオマスの利活用、施設園芸・農業機械・漁船の省エネルギー対策、環境保全型農業の推進による施肥量の低減等、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進します。（農林水産省）

京都議定書目標達成計画における森林吸収量の目標である1,300万t-C（炭素トン）程度を確保するため、健全な森林の整備、保安林などの適切な管理・保全などの推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくりの推進などの総合的な取組を、政府、地方公共団体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力の下、一層の推進を図ります（農林水産省）。〔再掲（1章5節1.2）〕

燃焼しても光合成により大気中から吸収した二酸化炭素を放出し、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として利活用することにより温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）〔再掲（2章2節）〕

屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。（国土交通省）〔再掲（1章7節2.11）〕

国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続的利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。（農林水産省）〔再掲（2章4節4.4）〕

開発途上国などにおける持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組みます。（農林水産省）〔再掲（2章4節4.4）〕

森林及び木材利用が地球温暖化の防止に果たす役割の評価に関する国際的な検討などに積極的に参画します。（農林水産省）〔再掲（1章5節1.2）〕

2章6節 生物多様性の観点から見た地球温暖化の緩和と影響への適応

国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全および地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。(農林水産省、環境省、外務省)[再掲(2章4節3.4)]

違法伐採が問題となっている地域の調査や、違法伐採が森林減少、地球温暖化、生物多様性損失に与える影響についての調査などを実施し、森林減少抑制及び生物多様性の保全のための新しい政策を国際会議などにおいて提案していきます。(環境省)[再掲(2章4節3.4)]

[モニタリング及び適応策]

「生態系総合監視システム」の一環として「モニタリングサイト1000」事業を拡充します。平成19年度末までに約1000箇所の調査サイトを設置し、さらに温暖化影響がより顕著に現れる高山帯を始め、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するための調査サイト・調査項目の追加充実を図り、絶滅のおそれのある種の生息・生育状況の変化などについて注視を続けます。また、これら温暖化の影響を含むモニタリング結果をもとに、気候変動などの環境の変化への適応力が高い生態系ネットワークのあり方や健全な生態系を保全・再生する上での留意点など、生物多様性の保全施策の立場からの適応方策についての検討を進めます。(環境省)[再掲(1章2節1.1)(2章1節1.2)(2章5節2.2)]

世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制を構築します。(環境省、農林水産省)[再掲(1章2節9.1)]

一般市民のほか、調査研究機関、民間団体、専門家などを含む多様な主体の参画により、地球温暖化の影響による野生生物分布の変化をはじめ、身近な自然環境に関する観察情報の収集を呼びかける市民参加型調査を実施し、わが国の生物多様性の保全の重要性について普及啓発を図るとともに、自然環境データの広範な収集体制の構築を図ります。(環境省)[再掲(2章3節1.1)(2章5節2.1)]

温暖化などの環境変化に際して、生物が移動・分散する経路を確保するため、生態系ネットワークの形成を推進します。(環境省、国土交通省、農林水産省)[再掲(1章1節)]

ICRIのサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対するサンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援など、気候変動に対する適応策を検討します。(環境省)[再掲(1章9節1.4)]

地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずる恐れがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)[再掲(1章9節3.1)]

農林水産省地球温暖化対策総合戦略(平成19年6月策定)に基づき、今後避けることができない地球温暖化の農林水産業への影響に対応するため、暑さに強い品種の開発等の適応策の開発・普及に取り組みます。(農林水産省)

地球温暖化の進行により深刻な影響を受ける可能性がある乾燥地域において、砂漠化対処条約の先進締約国として、被影響国の開発途上国に対してODAなどを通じ、砂漠化

対策の支援を行います。(外務省、環境省、農林水産省)[再掲(2章4節2.7)]
乾燥地域における自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組みます。(外務省、環境省、農林水産省)[再掲(2章4節2.7)]

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基盤的施策

第7節 環境影響評価など

(基本的な考え方)

生物多様性の保全を図っていくためには、国などの施策や事業の策定・実施にあたって、あらかじめ環境保全上の配慮を行うことが極めて重要です。このため、環境に影響を及ぼすと認められる国の施策を立案し実施するにあたっては、環境保全の観点から検討を行い、適切な配慮を行うことが必要です。また、開発事業の実施にあたっては、環境影響評価法などにに基づき、あらかじめ環境への影響について調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適切に配慮することが必要です。

「環境影響評価法」(平成11年6月施行)においては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うこととしています。

環境影響評価の具体的な進め方に関して事業種全てに共通する基本的な事項を定めた「基本的事項」では、事業特性や地域特性などを踏まえて環境影響評価の項目・手法を的確に選定することが必要とされています。評価項目の区分として挙げている「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かな触れ合い」については、学術上または希少性の観点から重要な動植物や傑出した自然景観など、貴重な価値を持つものだけでなく、身近な自然との触れ合いや地域の生態系を特徴付ける身近な生物なども含め、事業者がより良い環境配慮を事業内容に組み込むことを求めています。また、環境配慮の方法については、事業により失われる環境と同種の環境を創出するなどの代償措置よりも、まず、影響そのものの回避、低減を優先して検討すべきこととされています。

加えて、ほぼ全ての都道府県・政令指定都市に条例による独自の環境影響評価制度があり、地域の実情を踏まえて適切な環境配慮を行うこととしています。

また、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることとなる計画(上位計画)や政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの考え方を具体化するとともに、その仕組みの確立に向けて検討を推進することとされています。

1. 環境影響評価

(施策の概要)

各事業の実施にあたり、環境影響評価書について必要に応じて意見を述べるとともに、手続終了後、環境大臣意見を述べた事業、事後調査を実施することとされている事業などについて、適切にフォローアップを行います。

また、環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、法の見直しを含め必要な措置

を講じるとともに、基本的事項の点検を実施し、制度の充実を図っていきます。環境影響の予測・評価手法、環境保全措置について継続的に検討を加え、環境影響評価に必要な情報提供、技術的支援を実施するとともに、環境影響評価に係る関係者間のコミュニケーション促進のための手法の検討を行っていきます。

さらに、引き続き、戦略的環境アセスメントなどの導入に向けた一層の取組を進める必要があります。

1.1 環境影響評価の充実

(現状と課題)

環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を実施した事業(手続が終了した事業及び手続中の事業)は、平成19年3月末現在で169件です。手続終了後、各事業は順次、工事・供用段階に入ることとなりますが、その際には環境影響評価書などに基づき環境保全への適切な配慮がなされる必要があります。

今後、よりよい環境影響評価を行っていくためには、法の施行状況の検討などを行うとともに、技術手法のレビューや、方法書手続の機能を十分に発揮するための検討、環境影響評価に係る関係者間のコミュニケーションを進めるための手法開発などを進めることが必要です。

(具体的施策)

各事業の実施にあたり、環境影響評価手続が適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かな触れ合い」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価書について、必要に応じて意見を述べます。(環境省)

環境影響評価手続が終了した後、環境大臣意見を述べた事業、事後調査を実施することとされている事業などについて、適切にフォローアップを行います。(環境省、関係府省)

環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、法の見直しを含め必要な措置を講じます。(環境省)

基本的事項は常にその妥当性についての検討を行うことが必要であり、前回の点検(平成17年3月)後の実施状況を適切に把握し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて点検を実施し、制度の充実を図っていきます。(環境省)

環境影響の予測・評価手法や環境影響の回避・低減・代償措置を含む環境保全措置について、従来よくわかっていなかった要因も含め、各種事業の実施により実際に生じた影響を分析することなどを通じて継続的に検討を加え、技術的・制度的手法を向上させていきます。(環境省)

市民、NGO、事業者、地方公共団体などに対して、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施します。(環境省)

環境影響評価に係る関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行っていきます。(環境省)

1.2 戦略的環境アセスメントの導入

(現状と課題)

第三次環境基本計画(平成18年4月)に基づき、学識経験者による戦略的環境アセスメント総合研究会において、上位計画のうち位置・規模などの検討段階のものについて、事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るための共通的な手続・評価方法などを示す戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(SEAガイドライン)を平成19年3月に取りまとめました。

道路、河川、空港、港湾などの公共事業についても、その計画プロセスにおける情報公開や市民参加のガイドラインなどの提示など、関連する取組が進展しています。

今後、引き続き、戦略的環境アセスメントなどの導入に向けた一層の取組を進めることが必要です。

(具体的施策)

戦略的環境アセスメントについては、事業の位置・規模などの検討段階において、戦略的環境アセスメント総合研究会報告書(平成19年3月)を受け、事業の特性やSEAガイドラインなどを踏まえて、取組についての検討や実施事例の積み重ねを進めます。また、それら取組の状況などを踏まえてSEAガイドラインを不断に見直します。(農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)

SEAガイドラインの情報提供を行うとともに、地方公共団体が地域の環境情報を整理・提供するための手法の取りまとめなどを行います。(環境省)

より上位の計画や政策の決定にあたっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。(環境省)

2. 環境影響の軽減に関するその他の主な取組

(施策の概要)

環境影響評価法などに基づき、公共事業などの実施にあたっての環境の保全について配慮を進めていく他、「国土交通省環境行動計画」(平成16年6月)、土地改良事業における環境配慮について示した「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」(平成18年3月)などを定め、公共事業などの実施にあたっての環境影響の軽減を行っています。

また、日本の政府開発援助における環境影響については、独立行政法人国際協力機構(JICA)が「JICA環境社会配慮ガイドライン」(平成16年4月)を定め、生物多様性の視点を含めて環境影響の回避・最小化を図るなど、事業における環境配慮を行っています。

2.1 ダム整備などにあたっての環境配慮 [再掲(1章8節1.4)]

（現状と課題）

ダム事業の実施にあたっては、事前に環境調査を行い、生物の生息・生育・繁殖環境などを十分に把握した上で、ダム事業が環境に及ぼす影響について検討しており、原石山、付替道路などの位置の変更、選択取水設備の設置、運用計画における配慮など、又は工事中用設備跡地の樹木の復元、ビオトープの整備などにより、事業計画段階から多様な生物の生息・生育・繁殖環境に与える影響を可能な限り回避・低減、又は代償できるように環境保全措置を講じ、自然環境への配慮を行っています。さらに、工事中及び供用後にも環境調査を実施し、事業による影響の程度や環境保全措置の効果などの把握に努めています。

（具体的施策）

ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育・繁殖環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていきます。（国土交通省）

2.2 道路における環境影響軽減対策

（現状と課題）

道路事業の実施にあたっては、道路の計画・設計という初期の段階で自然環境に関する詳細な調査を行い、できる限り豊かな自然と共生しうるようなルートを選定しています。また、地形・植生などの大きな変化を避けるための構造形式の採用、動物が道路を横断することによる車との接触事故を防ぐための侵入防止柵や動物用の横断構造物の設置、道路整備によって改変される生息環境を復元するための代替の環境整備など、生態系に配慮した取組を進めています。さらに、構想段階における市民参画型道路計画プロセスを導入し、さらなる取組を進めています。

（具体的施策）

道路事業の実施にあたっては、次の点に配慮しつつ、引き続き生態系に配慮した取組を進めます。

自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努めます。

国立公園など特に自然豊かな拠点では、周辺部にマイカーからバスなどに乗り換えるための駐車場を整備するなど、自然と調和した道路利用を誘導します。

動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物（けもの道）や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。

道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行

い、できる限り自然に近い状態に復元します。

地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境（ビオトープ）の形成に積極的に取り組みます。

（国土交通省）